

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人小林礼治から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表します。

平成27年4月7日

奈良県監査委員	江 南 政 治
同	岸 秀 隆
同	安 井 宏 一
同	藤 野 良 次

監査テーマ

農業振興事業に関する財務事務について

平成26年度

包括外部監査結果報告書

平成27年3月

奈良県包括外部監査人

小林 礼 治

包括外部監査結果報告書 目次

「奈良県の農業振興事業に関する財務事務について」

第1． 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 包括外部監査対象	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	2
(1) 監査対象機関	2
(2) 監査要点	2
(3) 主な監査手続	2
5. 包括外部監査の実施期間	3
6. 包括外部監査人を補助した者	3
7. 利害関係	3
第2． 農林部の事業の概要	4
1. 奈良県の農業の現状	4
(1) 県の農業の概要	4
(2) 県の農業の主な指標	4
2. 農林部の概要	15
(1) 農林水産業費の推移	15
(2) 農林水産部の組織及び各課の概要	17
3. 奈良県農業の課題と対応する施策・方針	19
(1) 課題	19
(2) 課題と対応する施策・方針	20
(3) 具体的な県の計画	22
第3． 川上から川下まで	29
1. 県農業の川上から川下までの概要	29
(1) 重点的な支援品目	29

(2) 県産農産物の流通	31
(3) 県の食について	31
2. 監査対象	33
(1) 川上及び川下の事業の定義	33
(2) 川上から川下までの施策体系の分析	33
(3) 監査の対象とした事業	36
3. 全体意見	38
(1) 川上から川下までの全体計画について	38
(2) 農業産出額を高めるための効果的なブランド戦略について	42
4. 川上に関する事業に係る監査の結果及び意見	46
(1) 大和野菜首都圏展開事業／生産流通支援事業	46
(2) 高級大和茶生産販売促進事業／リーフ茶消費促進事業	50
(3) 主要農作物生産改善対策事業	53
(4) 低コスト省力 超簡易ネットハウス導入推進事業	55
5. 川下に関する事業に係る監査の結果及び意見	57
(1) 奈良フードフェスティバル開催事業	57
(2) 食と農のプロモーション事業／「にぎわい味わい回廊」開催	60
(3) 「奈良のうまいもの」づくり事業／「奈良のうまいもの」PR・開発支援事業	63
(4) 眺望のいいレストラン支援事業	65
(5) 美味しい奈良のメニュー普及促進事業	67
(6) 美味しい奈良の「食」マッチング事業	70
(7) なら食のギフト推進事業	72
(8) 東京における県産食材レストラン調査検討事業（緊急雇用）	75
(9) 首都圏流通促進支援事業	79
(10) 農産物直売所支援事業	81
(11) おいしい奈良産協力店拡大推進事業	83
第4. 担い手の育成と農村地域の活性化	85
1. 概要	85
(1) 農業従事者減少と高齢化について	85
(2) 耕作放棄地の現状について	86

(3) 財団法人奈良県農業振興公社と農地中間管理機構の設立	89
2. 施策体系及び実施状況	95
(1) 意欲ある担い手の育成・確保事業	95
(2) 農村地域の活性化事業	100
3. 監査対象	103
(1) 抽出条件	103
(2) 監査の対象とした事業	103
4. 全体意見	106
(1) 耕作放棄地の解消計画について	106
(2) 財団法人奈良県農業振興公社と県の事業分担について（意見）	108
5. 意欲ある担い手育成・確保支援事業に係る監査の結果及び意見	109
(1) 担い手育成・確保の目標設定及び達成状況について	109
(2) 人・農地プラン作成支援事業	111
(3) 農地集積協力金市町村補助事業	114
6. 農村地域の活性化事業に係る監査の結果及び意見	117
(1) 耕作放棄地解消目標の設定状況について（意見）	117
(2) 県営ほ場整備事業	118
(3) 地籍調査事業	122
(4) 鳥獣被害防止整備事業	124
(5) 適正放流促進事業	127
(6) 大和平野土地改良事業管理費補助事業	130
(7) ため池防災対策等推進事業	132
7. 財団法人奈良県農業振興公社に係る監査の結果及び意見	135
(1) 研修事業と農業大学校の教育研修コースの在り方について（意見）	135
(2) 農業人材活用事業について（意見）	136
(3) 就農支援活動事業（青年農業者等就農支援事業）について（意見）	139
(4) 保有土地の評価について	140
第5. 出先機関、外郭団体等	142
1. 農林振興事務所	142
(1) 概要	142

(2) 監査の結果及び意見	150
2. 農業大学校	155
(1) 概要	155
(2) 監査の結果及び意見	157
3. 奈良県農業総合センター（現 奈良県農業研究開発センター）	159
(1) 概要	159
(2) 監査の結果及び意見	163
4. 奈良県畜産技術センター	164
(1) 概要	164
(2) 監査の結果及び意見	171
5. 奈良県家畜保健衛生所	176
(1) 概要	176
(2) 監査の結果及び意見	180
6. 奈良県中央卸売市場	186
(1) 概要	186
(2) 監査の結果及び意見	196
7. 公益財団法人 奈良県食肉公社	204
(1) 概要	204
(2) 監査の結果及び意見	213
8. 奈良県農業協同組合（JA ならけん）	218
(1) 概要	218
(2) 監査の結果及び意見	226
第6. 総括意見	228

（本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。）

第 1 . 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 包括外部監査対象

農業振興事業に関する財務事務について

(2) 包括外部監査対象期間

平成 25 年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 26 年度の一部についても監査対象とする。

3. 事件を選定した理由

県においては、柿や小ギク等の全国トップレベルの生産量を誇る農産物を有しているが、県の農業産出額は全国 44 位（平成 25 年）にとどまっている。また、農業従事者の高齢化の進行とそれに伴う将来の担い手の不足、耕作放棄地の増加、南部東部の山間部の急勾配地という悪条件など、様々な問題も抱えている。さらに、国のレベルでは、TPP において農業分野が大きく議論されており、今後、価格競争の激化も予想される。

そこで、県の農畜産物の販売促進施策と県内消費の拡大、担い手の育成と技術的支援施策、農村地域振興施策の状況、各種農業関連他団体との連携体制、県農業大学校及び農業研究開発センターの運営状況など、県の農畜産業の施策についてその目的や費用対効果を十分に踏まえた運営がおこなわれているかについて、総合的かつ横断的な視点で検討する。

また、必要に応じて中央卸売市場事業費特別会計、農業改良資金貸付金特別会計、（公財）なら担い手・農地サポートセンター（旧：奈良県農業振興公社）、（公財）奈良県食肉公社（旧：（財）奈良県食肉公社）についても併せて検証する。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象機関

農林部（林業振興課、奈良の木ブランド課、森林整備課を除く）

（公財）なら担い手・農地サポートセンター（旧：奈良県農業振興公社）

（公財）奈良県食肉公社（旧：（財）奈良県食肉公社）

(2) 監査要点

県農業を下記の5つの視点から、各種事業が経済的かつ効率的に執行されているか、事業計画は適切に策定され実行され適時に見直されているか、それぞれの事業施策の相互連携が計画的かつ密接に図られているかなどを確認し、もって農業振興及び農村活性化に対する県の施策方向性について総合的かつ横断的に監査した。

- ① 県産農産物の高品質化・高付加価値化によるブランド化・生産拡大
- ② 奈良の美味しい食の創造と発信（販売促進など）
- ③ 意欲ある担い手の育成と新規就農者への支援
- ④ 地域資源を活用した農村地域の活性化
- ⑤ 畜産物の生産・販売拡大

(3) 主な監査手続

- ① 明確な目標・計画を策定し、透明性をもって実行しているか。また、その政策効果を適切に評価検討し、必要に応じた事業の見直しを行っているか。
- ② 事業の実施方法は必要性や効率性等を判断して実施されているか。
- ③ 委託費、補助金等、歳入・歳出事務に係る手続が、関係法令・規則に準拠しているか。

- ④ 各種農業関連団体に対する県の管理監督指導（補助金や委託費等に係る事務等を含む）が適切になされているか。また、連携体制は適切に構築されているか。
- ⑤ 備品や設備、債権などの資産の保全・管理状況は適切か。

5. 包括外部監査の実施期間

自 平成 26 年 7 月 10 日 至 平成 27 年 3 月 16 日

6. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	蔵口	康裕
公認会計士	上森	太一郎
公認会計士	正司	泰久
公認会計士	竹下	晋平
公認会計士	飴本	拓真
公認会計士	江頭	大樹
公認会計士	有馬	浩二
公認会計士試験合格者	村瀬	正一

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2．農林部の事業の概要

1. 奈良県の農業の現状

(1) 県の農業の概要

県では、恵まれた気象条件や高い生産能力を活かして、古くから農業が発達してきた。奈良盆地では雨が少ないことから大小あわせ約6,000個もの多くのため池が作られていたが、近年、大規模ダムの稼働等により農業用水の確保が可能となった。近世には、米の他に綿や菜種、たばこなどの商品作物が盛んに栽培され、「田畑輪換」と呼ばれる水田畑作の営農形態が確立されていた。

現在は、県が近畿地方のほぼ中央部に位置し、京阪神の都市部に近接した社会経済的立地条件を有していることから、京阪神大消費地への至近性を活かした多品目少量生産ながら、高度な栽培技術を駆使した生産性の高い多彩な農業を展開している。

(2) 県の農業の主な指標

以下、農家、農地、農業産出額、地域の4つの視点で県の農業の状況を記載する。

① 農家の状況

ア) 農家戸数

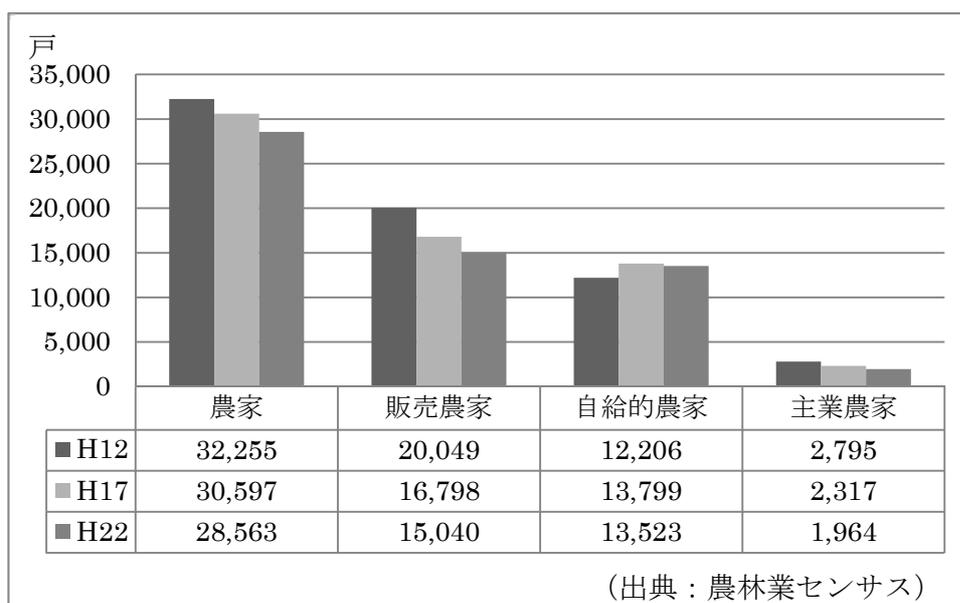
総農家戸数は28,563戸で、うち52.7%（15,040戸）が販売農家、販売農家のうち主業農家の占める割合は、13.1%（1,964戸）である。

※販売農家：経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家

※主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家

※自給的農家：経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

【農家戸数の推移】

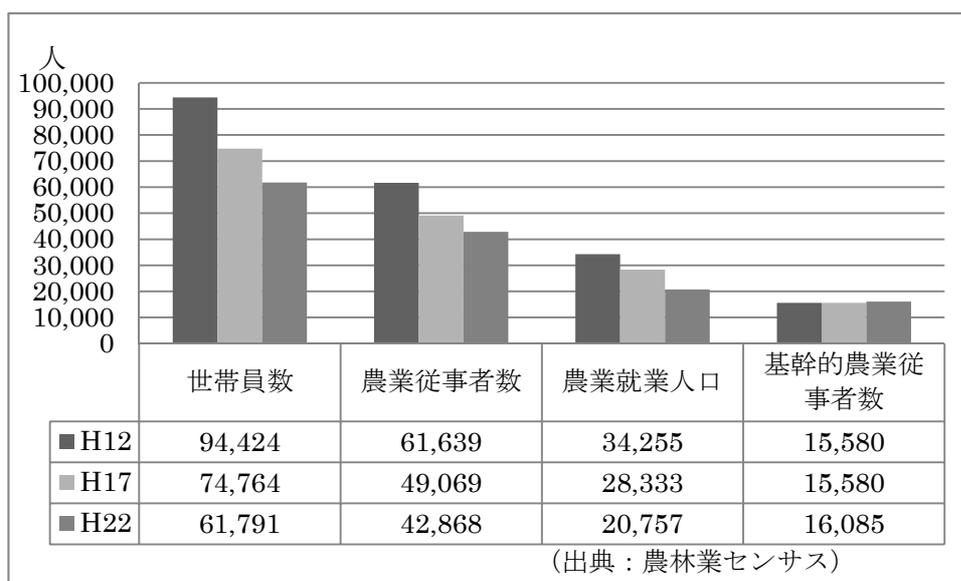


イ) 世帯員数

販売農家の世帯員数が 61,791 人、その内農業就業人口が 20,757 人、基幹的農業従事者（ふだんの仕事が農業である者）が 16,085 人で、その 69%が 65 歳以上である。

- ※ 基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者
- ※ 農業従事者：15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。
- ※ 農業就業人口：自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

【販売農家の従事者数等の推移】

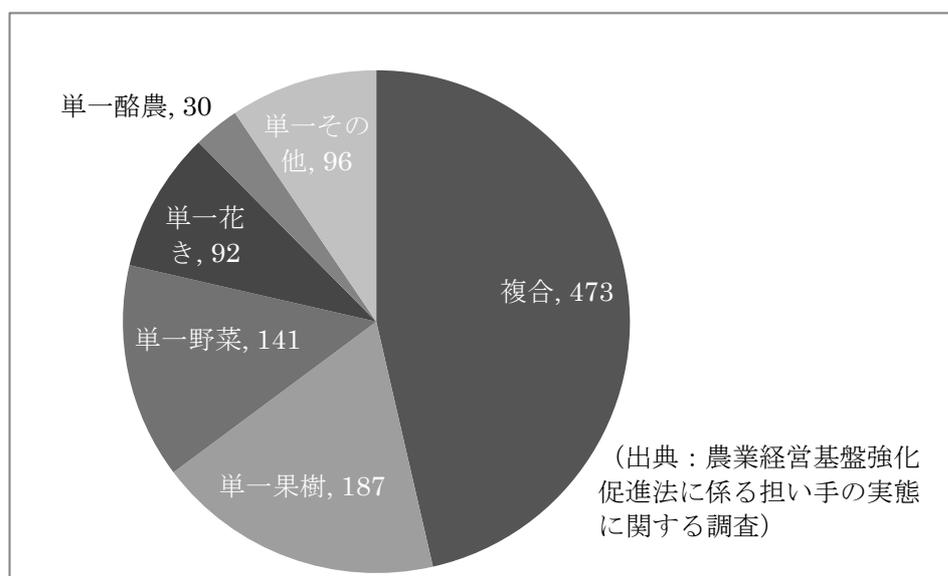


ウ) 認定農業者

認定農業者は1,019経営体(平成25年3月末)と、全国47位。営農類型は、半数近くが複合経営で、単一経営では、果樹、野菜、花き、酪農の順である。

※ 認定農業者：自ら農業経営改善計画を作成・申請し、基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者

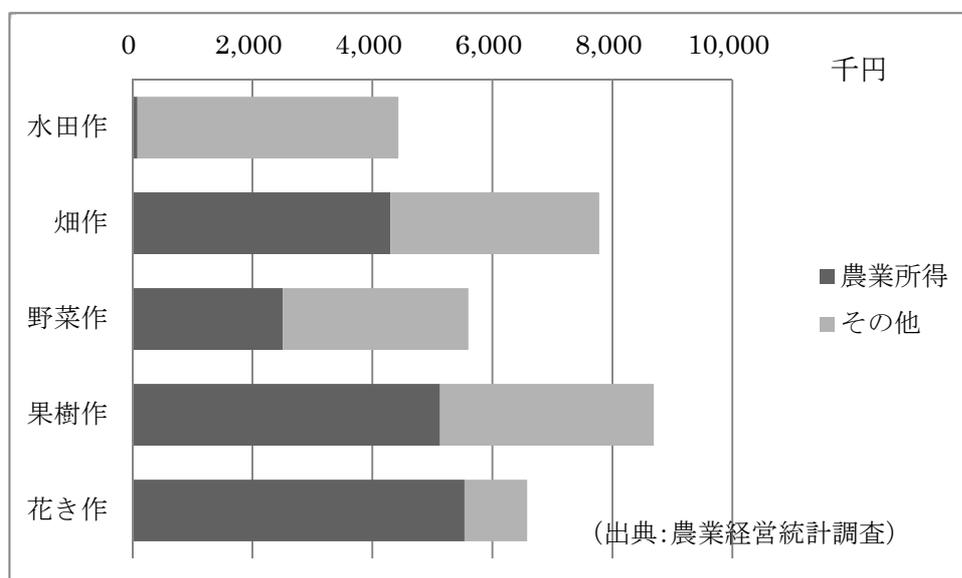
【認定農業者の営農類型別内訳（平成25年3月末）】



エ) 農家所得

営農類型別農家所得では、水田作で農業所得の割合が低いのに比べ、果樹・花き作では高い。

【営農類型別農家所得（平成 17 年）】



② 農地の状況

ア) 県の土地利用の状況

奈良県は、山林が多いため可住地面積は 851 k m²と全国一小さく、県土面積 3,691 k m²の約 23%である。

【奈良県の土地利用の状況】

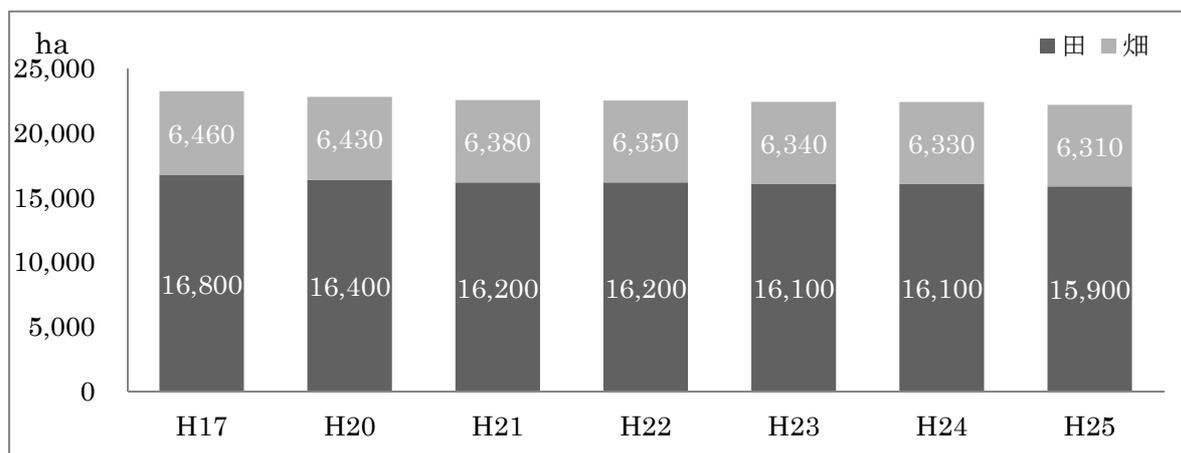
項目	奈良県	全国順位	全国平均
可住地面積(※1)	851 k m ²	47 位	2,599 k m ²
都市計画区域面積 (※2)	115,859 ha	35 位	216,091 ha
市街化区域面積割合	18.3 %	8 位	13.6 %
工業系用途地域面積	11.8 %	46 位	37.3 %
耕地面積 (H25) (※3)	223 k m ²	44 位	965 k m ²

(出典: ※1: 2012 社会生活統計指標、※2: H24 都市計画現況調査、※3: H25 耕地面積調査)

イ) 耕地面積

奈良県の耕地面積は、県土の6.1%にあたる22,210haで、その内訳は田15,900ha、畑6,310haである。ここ5年間では、転用や耕作放棄等が原因で田500ha、畑120haが減少している。

【田畑別耕地面積】

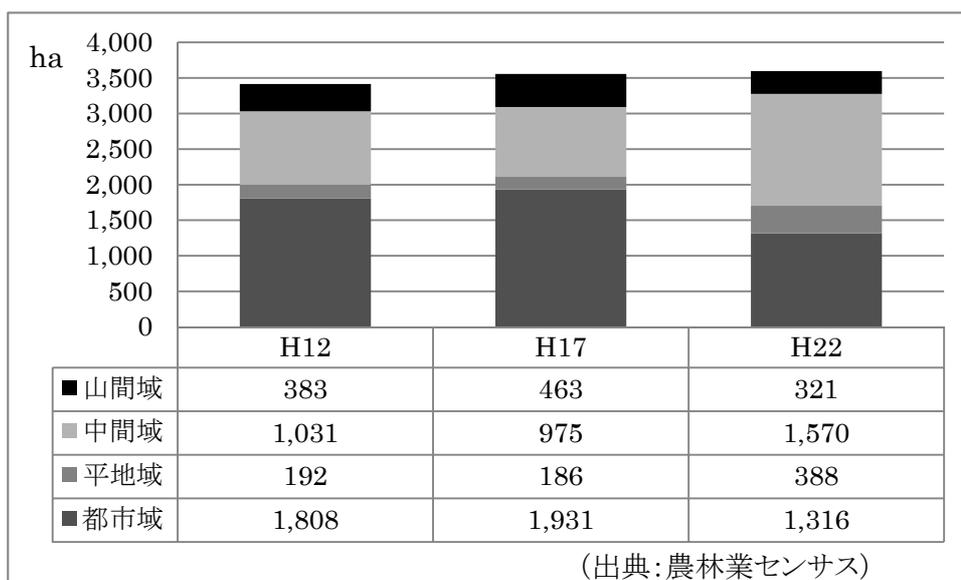


(出典：耕地面積調査)

ウ) 耕作放棄地の状況

奈良県の耕作放棄地面積は平成22年において3,595haであり、耕作放棄地率は19.0%で近畿府県において最も高い割合である。

【耕作放棄地の地域別推移】



(出典：農林業センサス)

③ 農業産出額の状況

ア) 県の農業産出額

農業産出額は、平成 25 年は 432 億円で、全国 44 位である。昭和 59 年（692 億円）をピークに減少傾向にある。

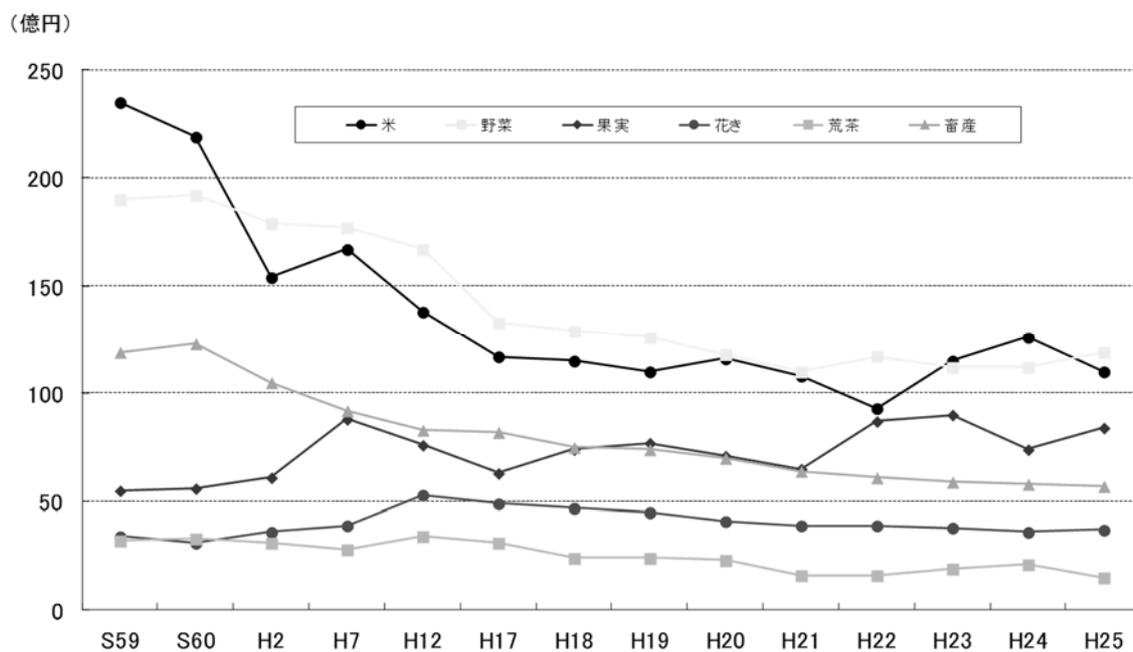
【部門別農業産出額（平成 25 年）】

部門別農業産出額(H25)

総額: 432 億円														
奈良県	野菜 119 億円 (27.5%)				米 110 億円 (25.5%)	果実 84 億円 (19.4%)		畜産 57 億円 (13.2%)			花き 37 億円 (8.6%)		荒茶 15 億円 (3.5%)	その他 10 億円
	いちご 18	ほうれんそう 18	なす 13	その他 70		柿 64	その他 20	生乳 28	鶏卵 14	肉用牛 7	その他 8	きく 13		
総額: 84,668 億円														
全国	野菜 22,533 億円 (26.6%)				米 17,807 億円 (21.0%)		果実 7,588 億円 (9.0%)		畜産 27,092 億円 (32.0%)			花き 3,485 億円 (4.1%)	荒茶等 2,394 億円 (2.8%)	その他 3,769 億円

(出典：奈良県農業の概要)

【奈良県の農業産出額の推移】



(出典：奈良県農業の概要)

イ) 県の主要生産品目と全国に占める割合

上位5品目は、米、柿、生乳、いちご、ほうれんそうである。なかでも柿は全国第2位の産出量を誇る。

【全国から見た県農産物の順位】

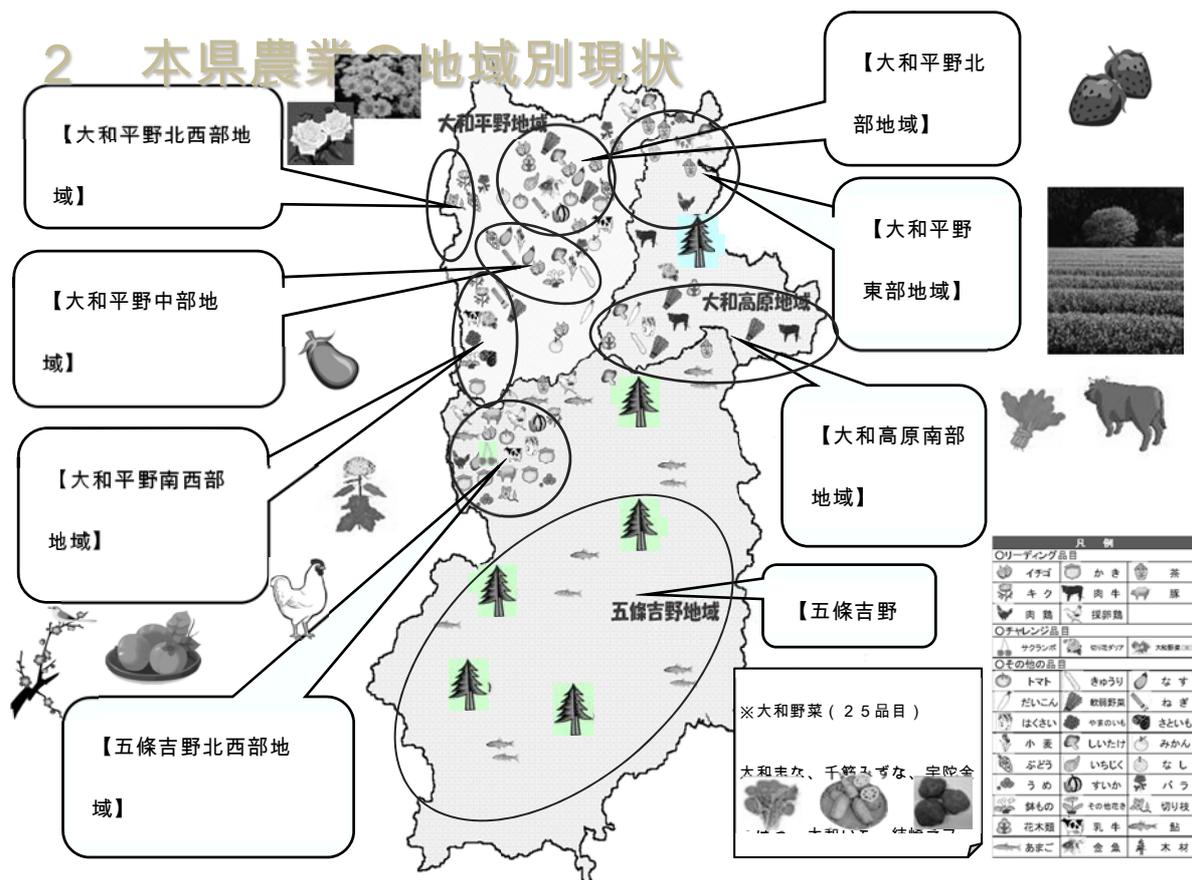
	奈良県	全 国	構成率	順位	備考
農業産出額（億円）	432	85,742	0.5%	44	H25
水稲収穫量（t）	46,600	8,435,000	0.6%	41	H26
柿収穫量（t）	28,500	214,700	13.3%	2	H25
うめ収穫量（t）	2,750	111,400	2.5%	3	H26
切り花きく出荷量（千本）	44,700	1,599,000	2.8%	7	H25
荒茶生産量（t）	1,760	84,800	2.1%	7	H25
いちご収穫量（t）	2,340	165,600	1.4%	20	H25
なす収穫量（t）	6,230	321,200	1.9%	16	H25
ほうれんそう収穫量（t）	3,700	250,300	1.5%	20	H25
内水面漁業・養殖業生産額（億円）	10	891	1.1%	-	H24

（出典：奈良県農業の概要）

④ 地域別の状況

ア) 県の地域区分

県はその地形的特性から、おおむね標高 100m以下の平地で構成される奈良盆地を中心とした「大和平野地域」、高原状の地形が広がる「大和高原地域」及び大部分が山岳地帯である「五條・吉野地域」に区分している。

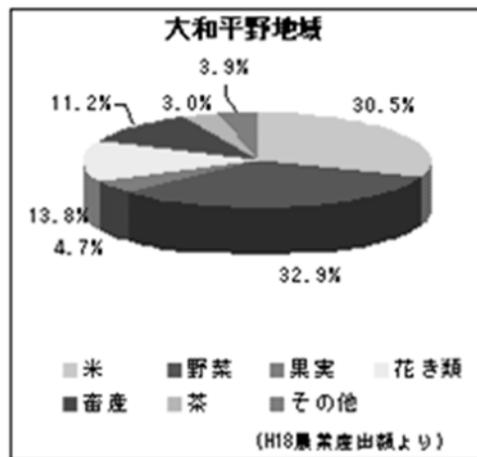


(出典：奈良県農業の概要)

イ) 大和平野地域

大和平野地域は奈良盆地とこれを取り巻く丘陵地から構成され、平坦な奈良盆地と金剛・生駒山系の西部山麓地域、大和高原の北辺に当たる東部山麓地域に区分される。

奈良盆地では水田が中心で、吉野川分水やため池などの整備により農業用水が確保されており、水稲のほか、都市近郊の利点を活かした野菜（いちご、トマト、なす、



※グラフには旧月ヶ瀬村・都祁村を含む

ほうれんそうなど)、花き（きく、ばらなどの切り花やシクラメンをはじめとする鉢花など）など収益性の高い施設栽培や、酪農、採卵鶏などの土地生産性の高い労働集約的農業が行われており、また、ため池を利用した金魚や錦鯉の養殖も行われている。一方で、都市化の影響を強く受け、住宅用地等の他用途利用機会が多い地域でもある。

西部山麓地域では、小ぎく、ばら、ぶどうなどの産地が形成されている。

東部山麓地域では主に茶の産地が形成され、経営規模の拡大が図られるとともに、比較的平坦な水田では区画整理により農地の効率的利用が進んでいる。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、耕作放棄地が増加している状況にある。

本地域の主な農産物の生産割合および市町村ごとの主な品目は、以下のとおりである。

	市町村名	主 な 農 産 物
1	奈良市※	米、茶、いちご、なす、生乳、鶏卵、ブロイラー
2	大和高田市	米、こまつな、ねぎ、しろな、ほうれんそう
3	大和郡山市	いちご、米、いちじく、なす、庭園樹苗木
4	天理市	いちご、米、ほうれんそう、生乳、トマト
5	橿原市	米、いちご、パンジー、シクラメン、ほうれんそう
6	桜井市	米、いちご、ほうれんそう、ばら、きゅうり
7	御所市	米、生乳、庭園樹苗木、鶏卵、やまのいも
8	生駒市	米、かんしょ、さやいんげん、ばれいしょ、ねぎ
9	香芝市	米、鶏卵、きく、ねぎ、いちご
10	葛城市	きく、米、生乳、ねぎ、鶏卵
11	平群町	きく、ばら、ぶどう、米、切り枝
12	三郷町	ぶどう、米、いちご、かんしょ、ほうれんそう
13	斑鳩町	米、ほうれんそう、日本なし、いちご、なす
14	安堵町	米、トマト、いちご、ほうれんそう、なす
15	川西町	米、ほうれんそう、なす、トマト、いちご

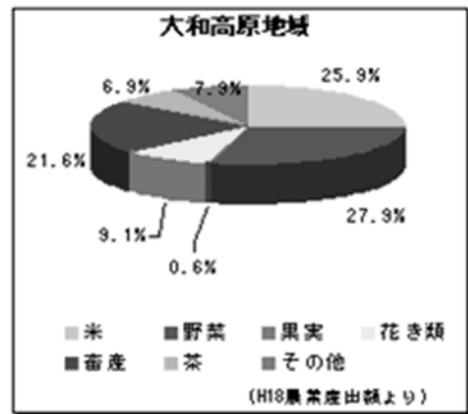
16	三宅町	米、いちご、ほうれんそう、ねぎ、しゅんぎく
17	田原本町	米、なす、いちご、ほうれんそう、トマト
18	高取町	米、なす、ほうれんそう、いちご、きゅうり
19	明日香村	米、なす、庭園樹苗木、トマト、ほうれんそう
20	上牧町	米、ぶどう、いちご、かんしょ、ほうれんそう
21	王寺町	米、ほうれんそう、かんしょ、きゅうり、いちご
22	広陵町	米、なす、ねぎ、いちご、ほうれんそう
23	河合町	米、ぶどう、いちご、ねぎ、だいこん

※ 現在は奈良市に編入されている旧月ヶ瀬村・都祁村地域を含まない

ウ) 大和高原地域

大和高原地域は、大和高原及び宇陀山地の標高 300m から 500m の地域である。

大和高原地域では、国営で開発された農地を中心に夏期冷涼な気象条件を活かした茶や高原野菜の生産が盛んであり、畜産や花き・植木栽培も行われている。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、耕作放棄地が増加している状況である。



※グラフには旧月ヶ瀬村・都祁村を含まない

本地域の主な農産物の生産割合および市町村ごとの主な品目は、以下のとおりである。

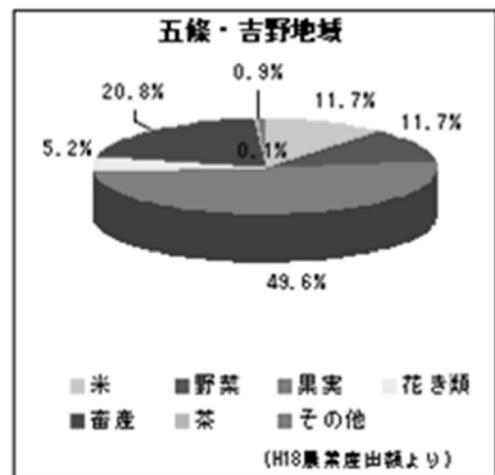
市町村名	主な農産物
1 宇陀市	米、ほうれんそう、肉用牛、生乳、茶、だいこん
2 山添村	茶、米、ほうれんそう、庭園樹苗木、なす
3 曾爾村	ほうれんそう、米、きょうな、トマト、かんしょ
4 御杖村	ほうれんそう、米、肉用牛、きょうな、トマト
5 奈良市北東部※	茶

※現在は奈良市に編入されている旧月ヶ瀬村・都祁村地域を指す

エ) 五條・吉野地域

五條・吉野地域は、面積では県の 64% を占め、吉野川沿いの平坦な北部と大部分が山岳地帯である南部に区分される。

五條・吉野地域の北部では、国営で開発された農地を中心に柿や梅などの果樹栽培が盛んであり、柿は全国屈指の産地と



なっている。吉野川流域では、トマト、ナス等の野菜、畜産、花き等による労働集約的農業が展開されている。

南部では、わさび、山菜、きのこなど地域の特性を活かした特産品の生産や豊富な水資源を活かした鮎やあまごなど内水面漁業も行われているものの、山岳地帯というその地形的特徴から農業には不向きであり、農用地は傾斜が強かつ分散し規模が零細であり、主に自家消費が中心である。

本地域の主な農産物の生産割合および市町村ごとの主な品目は、以下のとおりである。

	市町村名	主 な 農 産 物
1	五條市	柿、鶏卵、生乳、うめ、米
2	吉野町	米、ぶどう、柿、きく、ひのき苗木
3	大淀町	日本なし、米、茶、ぶどう、はくさい
4	下市町	柿、うめ、きく、すいか、日本なし
5	黒滝村	切り枝、米、かんしょ、ふき、こんにゃくいも
6	天川村	米、かんしょ、ばれいしょ、きゅうり、トマト
7	野迫川村	切り枝、米、わさび、かんしょ、ほうれんそう
8	十津川村	切り枝、米、柿、さやいんげん、きゅうり
9	下北山村	米、きゅうり、はくさい、ばれいしょ、さやいんげん
10	上北山村	きゅうり、なす、ほうれんそう、だいこん、ばれいしょ
11	川上村	切り枝、かんしょ、ばれいしょ、柿、小豆
12	東吉野村	茶、米、なす、ほうれんそう、かんしょ

2. 農林部の概要

(1) 農林水産業費の推移

奈良県における農林水産業費の直近5カ年の決算額の推移は、以下の表のとおりである。（林業に関する部分を除く。）

【農林水産業費（一般会計）の推移について】

(単位：千円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
農業総務費	1,345,306	1,339,305	1,361,166	1,293,001	1,207,429
マーケティング推進費	63,560	115,055	114,757	117,024	63,432
流通対策費	99,743	422,497	33,575	22,990	63,101
農業経済（経営）費	23,451	36,069	7,789	7,681	8,128
農産物振興費	177,044	249,783	317,493	262,678	449,083
担い手・農地活用対策費	475,438	528,138	—	—	—
地域農政推進費	—	—	337,065	513,430	539,366
農業総合センター費	1,021,982	1,011,769	962,225	940,019	1,070,050
畜産総務費	136,955	137,003	140,592	131,120	114,225
畜産振興費	71,132	163,824	67,367	63,619	27,682
食肉流通センター費	384,384	361,523	345,111	366,260	482,742
家畜保健衛生所費	165,096	159,508	164,159	166,367	166,137
うだ・アニマルパーク費	368,828	362,795	416,528	—	—
畜産技術センター費	—	—	—	240,771	222,196
農地総務費	484,118	477,586	440,164	422,254	396,599
土地改良事業費	2,235,547	1,514,668	1,408,303	1,602,669	1,623,223
農道整備事業費	899,420	817,897	1,176,517	827,218	657,844
農地防災事業費	521,198	427,058	340,718	329,579	408,830
総合農地開発事業推進費	1,724,301	1,491,460	1,315,225	1,161,315	702,640
農地等調整費	176,464	221,697	388,338	239,644	452,663
内水面漁業振興費	45,099	51,668	49,838	66,981	157,137
合計	10,419,066	9,889,303	9,386,930	8,774,620	8,812,507

上表において、「担い手・農地活用対策費」が平成23年度以降において計上されていないのは、農業金融資金の貸付等と併せて「地域農政推進費」に費目が振り替えられたためである。

同様に、うだ・アニマルパーク費が平成24年度以降において計上されていないのは、平成23年度にうだ・アニマルパークの管轄が地域振興部へと移行するとともに、うだ・アニマルパークと分離して奈良県畜産技術センターに名称変更された影響による。

また、内水面漁業振興費が平成 24 年度から平成 25 年度にかけて大きく増加しているのは、「第 34 回全国豊かな海づくり大会～やまと～」の平成 26 年度開催に向けた準備が本格化した影響によるものである。

上記一般会計の表をみると、全体的に農林水産業費は減少傾向にあるが、一方で農産物振興費が増加していることから、県では特産品の生産振興に力を入れていることがわかる。

【農林水産業費（特別会計）の推移について】

(単位：千円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
農業改良貸付金	248,166	36,750	272,847	75,891	81,796
中央卸売市場事業費	644,934	971,499	628,083	607,458	613,777

農林水産業費（特別会計）について、中央卸売市場事業費が平成 21 年度から 22 年度にかけて歳出が大幅に増加しているのは、工事請負費 307 百万円増加した影響による。

なお、各費目の担当課は、以下のとおりである。

農業総務費	農林部企画管理室 マーケティング課 農業水産振興課 農業経済課 地域農政課
マーケティング推進費	マーケティング課
流通対策費	平成 21 年度：農林部総務室 平成 22 年度以降：マーケティング課
農業経済（経営）費	農業経済（経営）課
農産物振興費	農林部企画管理室 農業水産振興課
担い手・農地活用対策費	担い手・農地活用対策課
地域農政推進費	地域農政課
農業総合センター費	農林部企画管理室 農業水産振興課 地域農政課
畜産総務費	畜産課
畜産振興費	畜産課
食肉流通センター費	畜産課
家畜保健衛生所費	畜産課
うだ・アニマルパーク費	畜産課
畜産技術センター費	畜産課
農地総務費	平成 21 年度：農林部総務室、耕地課 平成 22 年度以降：農林部企画管理室、耕地課
土地改良事業費	農村振興課
農道整備事業費	農村振興課
農地防災事業費	農村振興課
総合農地開発事業推進費	農村振興課
農地等調整費	地域農政課 農村振興課
内水面漁業振興費	農業水産振興課

(2) 農林水産部の組織及び各課の概要

県の農林水産部の組織に関しては、平成 26 年 4 月 1 日に、11 課室 11 事務所から 12 課室 11 事務所へと、下記のとおり組織改正が行われたところである。

なお、組織改正の理由としては、奈良県農業大学校を改編し、平成 28 年度に「なら食と農の魅力創造国際大学校」を桜井市に開設することや、現在橿原市にある農業研究開発センターを平成 28 年度に研究機能の高度化を推進すべく桜井市に移転することを受けたものである。

【組織改正前】

課名	所管出先機関
企画管理室	農林振興事務所（北部・中部・東部・南部）
マーケティング課	中央卸売市場
農業水産振興課	農業総合センター 病虫害防除所 農業大学校
全国豊かな海づくり大会推進室	-
農業経済課	-
畜産課	畜産技術センター 家畜保健衛生所
地域農政課	-
農村振興課	-

【組織改正後】

課名	所管出先機関
企画管理室	農林振興事務所（北部・中部・東部・南部）
なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室	-
マーケティング課	中央卸売市場
農業水産振興課	農業研究開発センター 病虫害防除所
全国豊かな海づくり大会推進室	-
農業経済課	-
畜産課	畜産技術センター 家畜保健衛生所
地域農政課	農業大学校
農村振興課	-

また、農林部における各課の概要については、以下のとおりである。

課名	係名	事務分掌内容
企画管理室	企画調整係	部内外の連絡調整に関する事
	予算経理係	部の予算・決算・経理に関する事
	企画係	部の重要施策の調整及び各種計画の進行管理、農業委員会に関する事
なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室	なら食と農の魅力創造国際大学校係	なら食と農の魅力創造国際大学校の開設に関する事
	農業研究開発センター係	農業研究開発センターの開設に関する事
マーケティング課	販売・流通係	農産物等の販売・流通の促進に関する事
	美味しい奈良推進係	食の魅力向上に関する事
	市場流通係	首都圏への流通及び卸売市場に関する事
	市場管理係（中央卸売市場内）	卸売市場の運営管理に関する事
農業水産振興課	総務・水産振興係	総務に関する事／水産業に関する事
	総合振興係	農業生産総合対策、農業改良普及事業に関する事
	環境係	肥料・農薬及び環境保全型農業に関する事
	園芸特産係	園芸作物に関する事／茶・特産物に関する事
	果樹農産係	果樹に関する事／米・麦・大豆等に関する事
全国豊かな海づくり大会推進室	総務企画係	第34回全国豊かな海づくり大会の総務・企画・広報に関する事
	式典行事係	第34回全国豊かな海づくり大会の式典行事に関する事
	事業推進係	第34回全国豊かな海づくり大会の放流・歓迎行事、放流行事、関連行事に関する事
農業経済課	組合・法人指導係	農業協同組合等の指導に関する事
	農協検査係	農業協同組合に関する事
	共済係	農業共済に関する事
畜産係	畜産総務管理係	・家畜価格安定、畜産物の消費拡大に関する業務／・家畜商に関する業務／・学校給食用牛乳に関する業務／・庶務、その他全般に属する事務／・食肉公社の管理に関する業務
	畜産振興係	畜産振興対策、家畜飼料、畜産環境保全に関する事
	防疫衛生係	家畜の防疫衛生、獣医事、動物薬事に関する事
地域農政課	担い手育成係	農業経営基盤強化・経営構造対策、農業の担い手育成に関する事
	農地調整係	農地法に基づく許可事務に関する事、等
	農地管理係	農地買収売渡処分に伴う登記及び処分是正に関する事 等
	農地活用推進係	農地・水・環境保全向上対策、中山間地域等直接支払制度、耕作放棄地対策に関する事
農村振興課	総務係	庶務、工事等の契約に関する事
	企画・国営事業係	農村振興課全般、吉野川分水、国営事業に関する事
	農村資源活用係	農村資源の活用に関する事 棚田に関する事
	基盤整備・換地係	県営事業に関する事 団体営事業に関する事
	水利防災検査係	ため池、井堰、災害、設計積算に関する事
	用地管理係	土地改良施設の管理、用地に関する事
	再編対策係	再編対策事業に関する事

3. 奈良県農業の課題と対応する施策・方針

本県農業における課題は、大きく分けると、①「担い手の減少」、②「農地の減少」、③「農産物出荷額等の低迷」の3つの領域に区分することができる。「農産物出荷額等の低迷」は、「担い手の減少」及び「農地の減少」と相互補完の関係にあると考えられる。

(1) 課題

それぞれの領域における課題の背景となる指標等は、以下のとおりである。

① 担い手の減少

- 平成22年2月1日現在の農家数は28,563戸で、5年前と比べ2,034戸(6.6%)減少している。農家数のうち、販売農家が15,040戸(52.7%)、自給的農家が13,523戸(47.3%)であり、5年前と比べ、それぞれ、1,758戸(10.5%)、276戸(2.0%)減少している。
- 平成22年2月1日現在の販売農家の農業就業人口は20,757人で、5年前と比べ7,576人(26.7%)減少している。農業就業人口のうち、5年前と比べて80歳未満の各年齢層で減少しており、特に若年層(15～29歳)、中年層(50～54歳)、高齢者層(70～74歳)の各層で、大きく減少している。また、年齢別就業人口の構成割合をみると、65歳以上の高齢者の占める割合が69.4%となっている。
- 認定農業者は平成25年3月末時点で1,019経営体と、全国47位である。

② 農地の減少

- 本県の可住地面積は851km²と全国一小さく、元々、農業に適した土地が少ない。
- 平成25年7月15日現在の耕地面積は22,210haで、5年前と比べ620ha(2.7%)減少している。耕地面積のうち、田が15,900ha(71.6%)、畑が6,310ha(28.4%)であり、5年前と比べ、それぞれ、500ha(3.0%)、120ha(1.9%)減少している。
- 本県の耕作放棄地面積は平成22年度で3,595ha、耕作放棄地率は19.0%(全国39位)である。

③ 農産物出荷額等の低迷

- 平成 25 年度の農業産出額（（品目別生産数量×品目別農家庭先販売価格）の合計）は 432 億円（全国 44 位）で、5 年前と比べ、19 億円（4.2%）減少している。農業産出額を品目別にみると米（110 億円）、柿（64 億円）、生乳（28 億円）、いちご（18 億円）、ほうれんそう（18 億円）となっており、米が全体の 25.5%を占めている。
- 平成 26 年の水稻作付面積は 9,060ha、収穫量は 46,600 t で、5 年前と比べ、それぞれ 260ha（2.8%）1,100t（2.3%）の減少となっている。

(2) 課題と対応する施策・方針

県は、それぞれの領域に対応する施策・方針を、以下のとおり設定している。

① 担い手の減少

- 新規就農者を支援するとともに、意欲ある担い手の育成・確保を図っている。具体的には、農業大学校での基礎、専門的な研修や就農を目指す人を対象とした実践研修や就農後の農業経営のフォローアップ、農業機械や施設の整備支援など新規就農者等への支援、農業経営の複合化や新品目の普及など意欲のある担い手への支援や農業経営にかかる情報提供や講習会によるやる気のある兼業稲作農家への支援、多様な担い手の育成に取り組んでいる。

② 農地の減少

- 地域資源を活用した農村地域の活性化を図っている。具体的には、農地・農業用水等の農村資源を維持する集落の主体的な取り組みを支援し、農村資源の持続的な活用を通じて、耕作放棄地の未然防止に努めている。また、総合的な鳥獣被害対策の推進に取り組んでいる。

③ 農産物出荷額の低迷

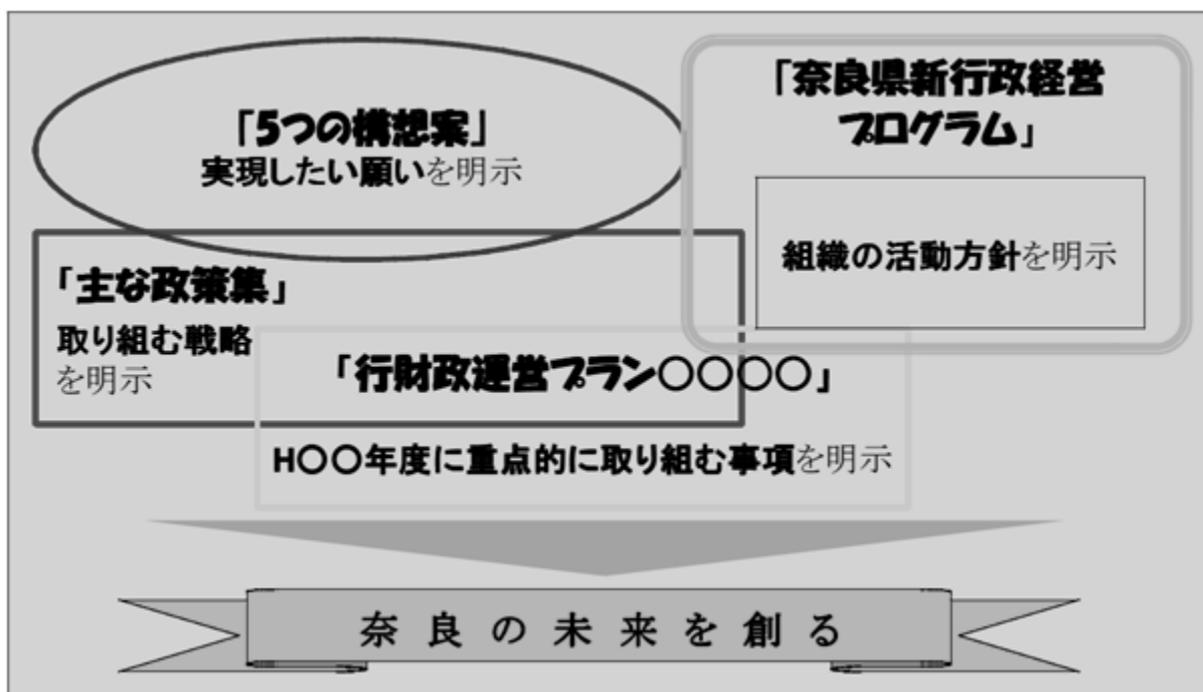
- 奈良の美味しい「食」の創造と発信に取り組んでいる。具体的には、奈良の美味しい「食」づくりを行い、地域ブランド力の向上と販売プロモーションを強化し、多様な

流通経路の形成による販売促進に取り組んでいる。

- マーケティング・コスト戦略に基づく、県産農産物の振興を図っている。具体的には、チャレンジ品目（大和野菜、サクランボ、切り花ダリア、切り枝花木、有機野菜、イチジク）の生産拡大・販路開拓等やリーディング品目（柿、キク、イチゴ、茶、大和畜産ブランド）の産地競争力強化等に取り組んでいる。
- 農業振興のための体制整備を図っている。具体的には、「（仮称）奈良らしい農業の振興と農村の活性化に関する基本条例」の制定、農業研究開発センターの整備と研究機能の高度化、加工商品の開発と加工技術の研究に取り組んでいる。

(3) 具体的な県の計画

① 県政策の現状



(出典：「奈良県新行政経営プログラム」)

県は、平成 22 年に県の願いを「5つの構想案」としてとりまとめており、そこで示した取り組みを含め、ここ数年間で取り組むべき具体的な政策を「主な政策集」として明示し、その実現に取り組んでいる。

また、県の組織としての課題に対応する事項を「奈良県新行政経営プログラム」として、またこれらの県政諸課題に対する財政運営面に対応する事項を「奈良県行財政運営プラン」として策定しており、これらの構想案・政策集・プラン・プログラムが相互に関連しあう形で奈良県政は進められている。

なお、「主な政策集」「奈良県新行政経営プログラム」についての PDCA サイクルは保持しているが、「5つの構想案」については県の願いを示したものであって県の計画としての位置づけにはないため、構想の進捗状況等を把握し点検し見直すといった PDCA サイクルは保持していない。

② 「5つの構想案」における構想

ア) 「マーケティング・コスト戦略に基づいた農業の振興」構想について

平成22年度に設定された「奈良の未来を創る」願いを示した「5つの構想案」の一つである「ポストベッドタウン奈良」構想に、「マーケティング・コスト戦略に基づいた農業の振興」の構想図がある。この構想図の概略は、以下のとおりである。

【基本コンセプト】

1. 県が、チャレンジ品目・リーディング品目（県が推進する農産物）に支援を重点化し、意欲ある担い手との協働取組（協定締結による支援等）などによる生産面を中心として支援する。
2. 加えて、流通・販売業者との連携強化に県産農産物への支援を充実する。

【取組スキーム】

（農産物の重点化）

県の主要農産物で、今後とも県農業を牽引するため振興する必要がある農産物をリーディング品目、県の特産品として、ニーズがあり、将来性が期待されるもので、意欲ある担い手がチャレンジする取組に県が支援する農産物をチャレンジ品目として設定する。

（協働取組：川上）

農業経営に意欲ある担い手等である「協定農家」を対象とし、県が生産支援を行うとともに、農家の育成を行う。

※「協定農家」…農業経営に意欲ある担い手（経営向上を目指す者）または重点化品目に挑戦する者又は規模拡大を目指す者

（協働取組：川下）

県産農産物を積極的に活用する飲食店・県産農産物を積極的に流通・販売する業者を対象とし、「認定レストラン」（後述）の認定や、県産農産物のPR、消費拡大に対する食のイベントの開催等、販路開拓に対する支援により、県産農産物の販売店のブランド化を図る。

イ) 「眺望のよいレストランの整備促進」構想について

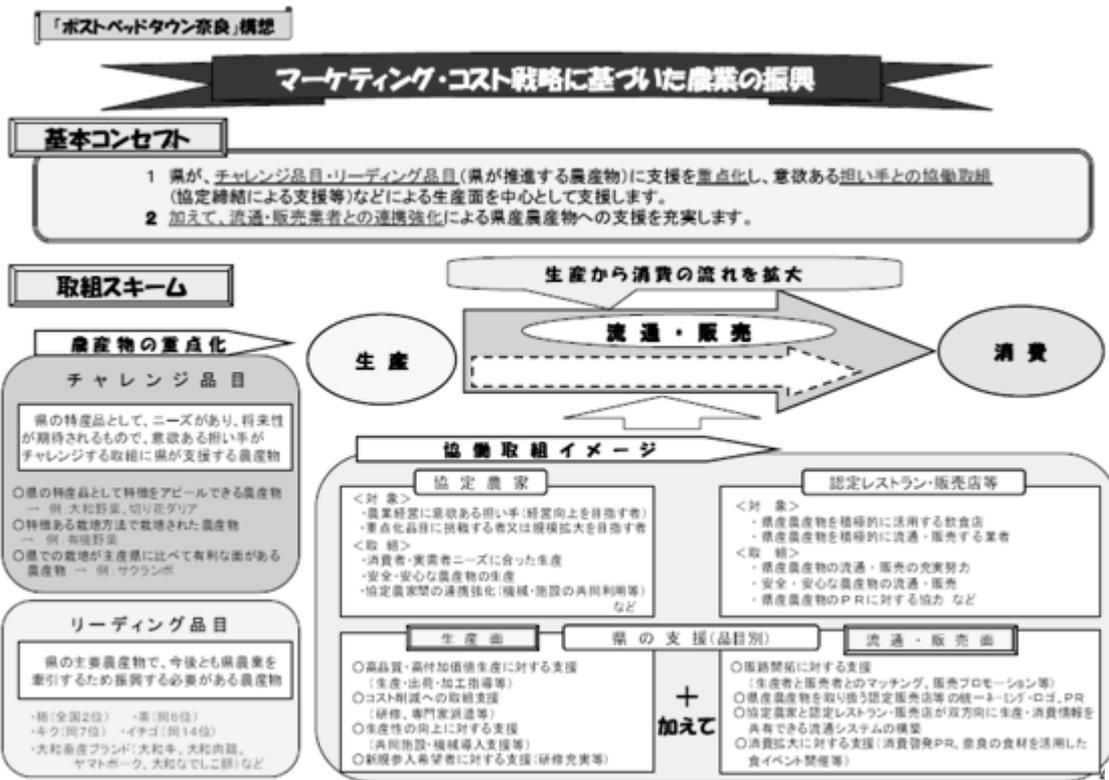
「5つの構想案」の「ポストベッドタウン構想」、「ポスト1300年祭構想」、「南部を元気にする構想」における「食」の集客力に着目した奈良の食の魅力向上に資する施策として、「眺望のよいレストランの整備促進」の構想図がある。これによれば、「眺望のよいレストラン」を県が認定するほか、奈良フードフェスティバル実行委員会との連携や、県によるレストランの施設整備・運営が謳われている。また、眺望のよいレストランは、選定・評価委員会（現在の「眺望のいいレストラン認定審査会（県条例設置附属機関）」）により認定され、「認定レストラン」となる。

ウ) 「マーケティング・コスト戦略に基づいた農業の振興」構想と「眺望のよいレストランの整備促進」構想の連携について

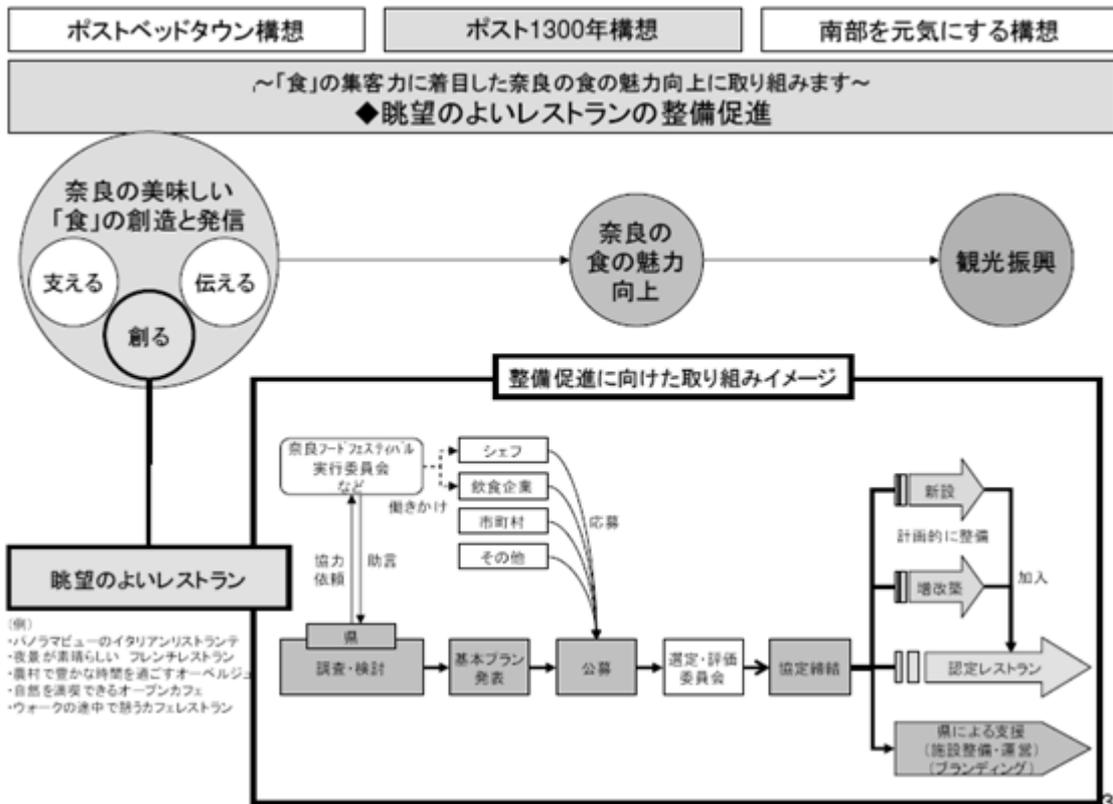
以上から、「5つの構想案」における「マーケティング・コスト戦略に基づいた農業の振興」構想と「眺望のよいレストランの整備促進」構想は、以下のとおり相互に関連していることで、農業振興施策と観光振興施策の連携を意図していると考えられる。

- 「眺望のよいレストラン」として認定された「認定レストラン」と、川上の「協定農家」とが双方向で生産および流通を共有できるシステムを構築する。
- 「フードフェスティバル」は、「眺望のよいレストラン」とシェフの選定などにおいて連携するとともに、農業分野においても、農産物の消費拡大に対する食のイベントを行う。
- 「奈良のうまいもの」づくり事業は、観光客にも支持される「奈良のうまいもの」ブランドの確立を目指して、奈良の食づくりの情報発信を積極的に行い、奈良の「食」の魅力向上に寄与する。
- 「農産物直売所支援」事業は、農産物直売所が県農産物の販売を通じて農業・観光・食文化を通じた地域活性化の拠点となるとともに、にぎわいづくりの場となる。
- 「にぎわい味わい回廊」開催事業は、奈良の食と農の魅力情報を発信する。

【「マーケティング・コスト戦略に基づいた農業の振興」構想図】



【「眺望のよいレストランの整備促進」構想図】



2つの構想図は、それぞれの図の右端にある「認定レストラン」を接点として連携している

③ 「主な政策集」における県の農業施策

県では、農業に特化して設定された施策計画は存在しない（農業経営基盤計画等、法令で作成が必須となっているものを除く）が、県の定める戦略は「主な政策集」にまとめられている。

「主な政策集」は1年単位のPDCA（Plan、Do、Check、Action）を4年サイクルで毎年洗い替えして見直していくものとなっているが、各施策は成果指標をもとに評価され、基準を満たさない場合は、原則3年で廃止も視野に入れて検討している。

平成26年度における「主な政策集」の施策体系は以下のとおりであり、上述の県の課題に対応するものとなっている。

戦略1 奈良の美味しい「食」の創造と発信に取り組みます。

（目標）

- ・首都圏での大和野菜等を取り扱う仲卸業者を平成27年度までに15業者に増やします。（平成24年度：3業者）
- ・おいしい奈良産協力店舗数を平成26年度までに100店舗に増やします。（平成24年度：85店舗）

（取り組み）

- ・奈良の美味しい「食」づくり
- ・地域ブランド力の向上と販売プロモーションの強化
- ・多様な流通経路の形成による販売促進

戦略2 マーケティング・コスト戦略に基づき、県産農産物の振興を図ります。

（目標）

- ・チャレンジ品目（大和野菜、サクランボ、切り花ダリア、切り花花木、有機野菜、イチジク）の生産額を平成32年度までに17億円に増やします。（平成24年度：16億円）
- ・リーディング品目（柿、キク、いちご、茶、大和畜産ブランド）の生産額を平成32年度までに131億円に増やします。（平成24年度：111億円）

（取り組み）

- ・チャレンジ品目の生産拡大・販路開拓等
- ・リーディング品目の産地競争力強化等

戦略3 新規就農者を支援するとともに、意欲ある担い手の育成・確保を図ります。

(目標)

- ・ 農外からの新規参入者を毎年 20 名ずつ増やします。(平成 20 年～24 年度平均：10 名)
- ・ 家族経営協定締結数を平成 27 年度までに 220 戸に増やします。(平成 24 年 3 月末：198 戸)
- ・ 農業法人を毎年 10 法人ずつ育成します。(平成 24 年度：13 法人)

(取り組み)

- ・ 新規就農者等への支援
- ・ 農業経営に意欲のある担い手の育成・確保
- ・ やる気のある兼業稲作農家への支援
- ・ 多様な担い手の育成

戦略4 地域資源を活用した農村地域の活性化を図ります。

(目標)

- ・ 地域づくり協議会への参加集落数を平成 27 年度までに 17 集落に増やします。(平成 25 年度：10 集落)

(取り組み)

- ・ 農産物等を活用した地域産業の振興
- ・ 農村資源を活用したにぎわいの創出
- ・ 第 34 回全国豊かな海づくり大会～やまと～の開催
- ・ 農村資源の持続的な活用

戦略5 農業振興のための体制整備を図ります。

(目標)

- ・ 農業振興に関する条例を平成 27 年度までに制定します。
- ・ 研究者 1 人当たりの産地で活用された技術件数を平成 30 年度までに 0.5 件/年に増やします。
(平成 25 年度：0.33 件/年)

(取り組み)

- ・ (仮称) 奈良らしい農業の振興と農村の活性化に関する基本条例の制定
- ・ 農業開発研究センターの整備と研究機能の高度化
- ・ 加工商品の開発と加工技術の研究

④ 「主な政策集」と「5つの構想案」の関連性について

「5つの構想案」における「眺望のよいレストランの整備促進」構想と「マーケティング・コスト戦略に基づいた農業の振興」構想の関係は、それぞれ「主な政策集」の戦略1「奈良の美味しい「食」の創造と発信に取り組みます。」と戦略2「マーケティング・コスト戦略に基づき、県産農産物の振興を図ります。」に類似している。

「主な政策集」に戦略1と戦略2の両戦略間の連携に関する記述はないが、「5つの構想案」を分析する限り、両戦略は相互に連携することが想定されているものと考えられる。

第3. 川上から川下まで

1. 県農業の川上から川下までの概要

当報告書では、県農業における生産者に近い領域を「川上」、消費者に近い領域を「川下」と呼称することで、農地で生産された農産物が、流通経路に乗り、飲食店、あるいは、家庭の食卓等で消費者の食に供されるまでの流れを川の流れに見立てている。

(1) 重点的な支援品目

県は、県下で生産される農産物のうち、県の施策として推進する農産物をチャレンジ品目とリーディング品目の2つに区分して重点的に支援を行う方針としている。

① リーディング品目

県の主要品目で全国的な産地を形成している農産物をリーディング品目と位置づけ、生産・流通・販売に対して支援している。

リーディング品目に分類されるものは以下の農畜産物である。

柿、キク、いちご、茶、大和畜産ブランド（大和牛、ヤマトポーク、大和肉鶏、大和なでしこ卵）

② チャレンジ品目

県の新たな特産品を創出するため、新規チャレンジ品目を選定し、生産・流通・販売・組織化に対して支援している。

チャレンジ品目に分類されるものは以下の農産物である。

大和野菜、サクランボ、切り花ダリア、切り枝花木、有機野菜、イチジク

ア) 大和野菜

大和野菜とは、県の特産品として特徴をアピールできる野菜として県が認定した品目であり、平成27年1月の時点で下記の25品目が認定されている。なお、大和野菜はさらに地域で伝統的に栽培されてきたものを大和の伝統野菜、品質にこだわりをもって栽培したものを大和のこだわり野菜として区分している。

大和の伝統野菜（20 品目）

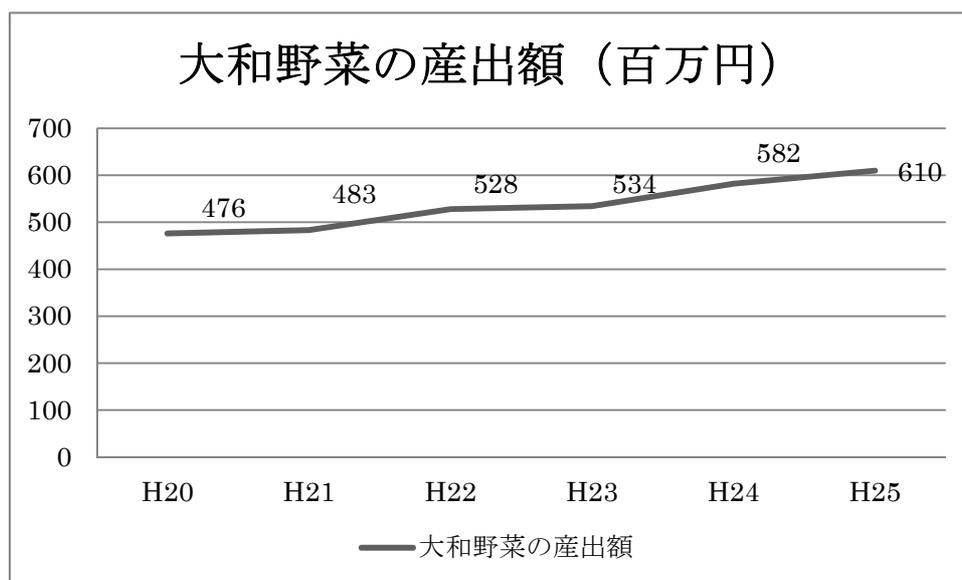
大和まな、千筋みずな、宇陀金ごぼう、大和いも、結崎ネブカ、黄金まくわ、大和丸なす、下北春まな、ひもとうがらし、軟白ずいき、祝だいこん、小しょうが、花みょうが、大和きくな、紫とうがらし、片平あかね、筒井れんこん、大和三尺きゅうり、味間いも（平成 26 年 12 月認定）、黒滝白きゅうり（平成 26 年 12 月認定）

大和のこだわり野菜（5 品目）

大和ふとねぎ、大和寒熟ほうれん草、香りごぼう、半白きゅうり、朝採り野菜

イ) 大和野菜の産出額の推移

大和野菜の産出額の推移は以下のとおりであり、認定品目が増えているほか、取扱店舗の増加や認知度の向上もあって産出額も年々増加している。



ウ) チャレンジ品目及びリーディング品目の産出額の推移と目標値

チャレンジ品目及びリーディング品目の産出額の過去推移及び県の平成 32 年目標時点での目標値は以下の表のとおりである。

ただし、目標値はチャレンジ品目及びリーディング品目にのみ設定されており、県農産物全体を対象とした産出額の目標値は設定されていない。また、産出額の目標値は各施策の結果として生じるもの（アウトカム）であって、県の各事業施策のそれぞれが目標設定を持っているわけではない。

【チャレンジ品目及びリーディング品目の産出額の推移及び目標値】（単位：百万円）

品目		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 32 年 (目標値)
チャレンジ品目	大和野菜	528	534	582	610	600
	サクランボ	3	6	6	6	100
	切り花ダリア（球根含）	50	52	51	63	62
	切り枝花木	—	—	500	600	525
	有機野菜	統計無し			203	250
	イチジク	—	—	400	300	420
	合計	581	592	1,539	1,778	1,957
リーディング品目	柿	6,600	6,800	5,100	6,400	7,170
	キク	1,400	1,400	1,300	1,300	1,400
	イチゴ	1,700	1,700	1,800	1,800	1,700
	茶	1,600	1,900	2,100	1,500	1,600
	大和畜産ブランド	935	885	814	804	935
	合計	12,235	12,685	11,114	11,804	12,805

※「切り枝花木」と「イチジク」は、平成 26 年からチャレンジ品目に追加された

(2) 県産農産物の流通

県産農産物の流通については、流通経路が複数あり、かつ民間を通じて行われるため、県が直接的に県産農産物の流通を把握することは困難である。そのため、農産物の流通に関しては県は間接的な支援を目的とした施策が中心となる。

ここで県においては、県が関西圏のベッドタウンとして発展してきた経過がある中で、例えば県民一人当たり地方消費税は 15 万 6 千円であって全国 46 位（総務省 平成 24 年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況）と全国最下位レベルであるなど、県内消費が少ないという問題を抱えている。そのため、県内消費の拡大、いわゆる地産地消が図られるよう小売・サービス業を活性化することは、県の課題のひとつとなっている。

(3) 県の食について

農産物は最終的に食事として消費されるため、農産物に関連する事項として県の食に関する課題についても以下に記述する。

県は観光を主産業としているが、一般旅行者の旅行先の選定条件として重視される要素の第 1 位に「おいしい食べ物」があげられている（平成 23 年 3 月奈良県観光経済総合調査）ことから、レストラン及び飲食店の振興は県の課題のひとつとなっている。

しかしながら、県の飲食店の人口 1,000 人当たりの店舗数は 3.4 店舗（平成 21 年時点）であって、都道府県比較で第 47 位と全国最下位となっている。

そのような中で、平城遷都 1300 年に向け、奈良の新たな食文化の創造と味覚の情報発信を行い、「食」の分野における「関西の憩いのオアシス」を目指して、県は平成 15 年度から平成 21 年度を計画期間とした「奈良の『食』行動計画」を策定した。そして続く平成 22 年度に「5つの構想案」の中で、「眺望のよいレストラン」構想を明らかとしたところである。

以上から、県は魅力あるレストラン・飲食店の創業を促進し、観光客へのアピールを高めたいと考えている。

2. 監査対象

(1) 川上及び川下の事業の定義

県の「主な政策集」の戦略1「奈良の美味しい「食」の創造と発信に取り組みます。」が、当報告書の川下の領域と一致し、戦略2「マーケティング・コスト戦略に基づき、県産農産物の振興を図ります。」が、当報告書の川上の領域と一致する。

そこで、戦略1「奈良の美味しい「食」の創造と発信に取り組みます。」に分類される施策事業を川下に関する事業、及び戦略2「マーケティング・コスト戦略に基づき、県産農産物の振興を図ります。」に分類される施策事業を川上に関する事業と定義した。

(2) 川上から川下までの施策体系の分析

監査対象事業を選定するにあたり、施策の全体像の把握を行うこととした。

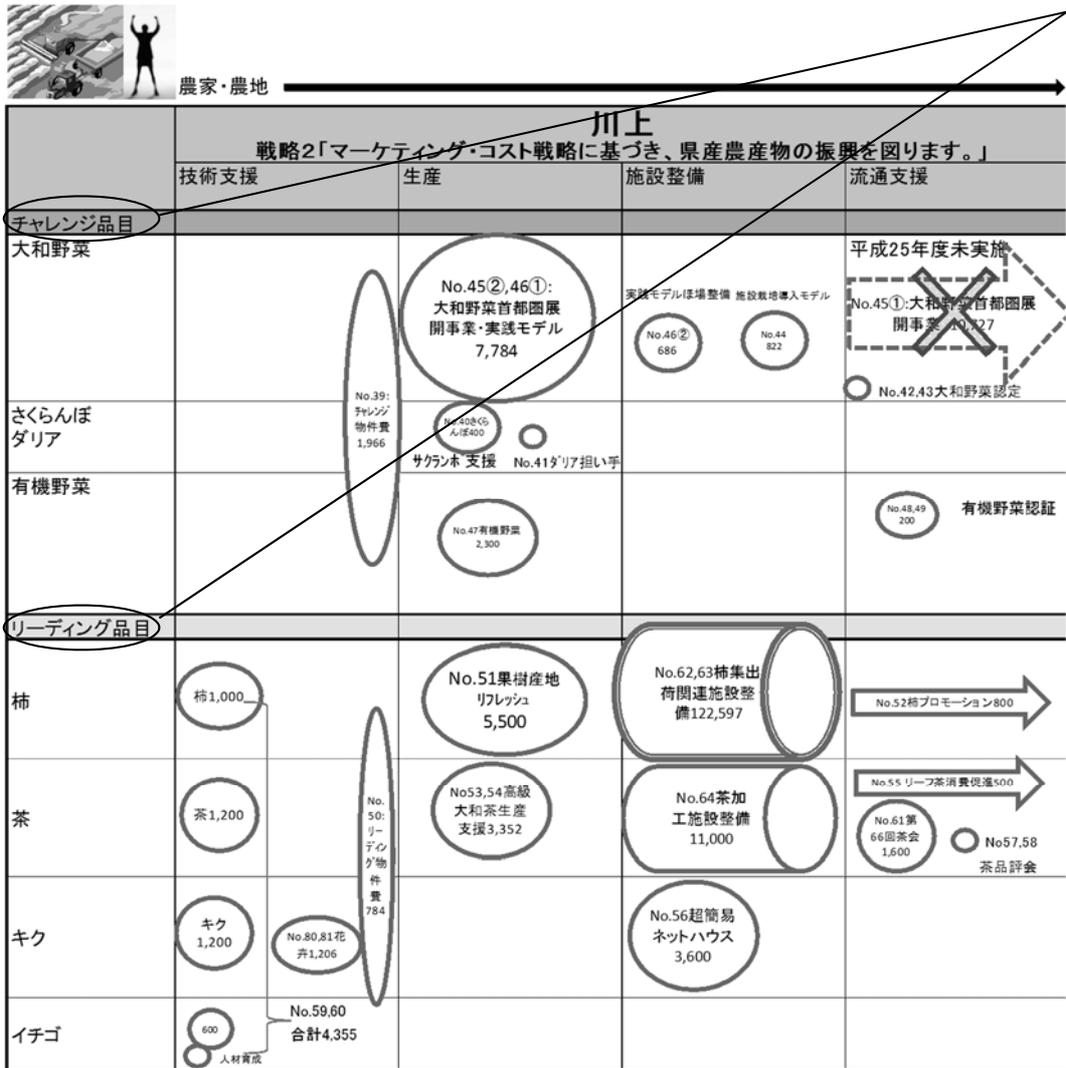
県は農業に関する中長期計画を保有していないこと、また「主な政策集」では施策体系を整理したものがないことから、川上の事業と川下の事業の施策がどのように連携しているのかが不明瞭であったため、監査人独自で、川上から川下までの施策体系の分析を最初に行った。その結果は、次項及び次々項のとおりである。

川上を、技術支援、生産、施設整備、流通支援の4段階に、また川下を、加工、販路拡大、需要の喚起（ブランド力の強化やPR活動）に分類した。

加えて川下の末端には、他の自治体ではあまり見られない奈良県独自の農林部の施策として、直接食につながる事業が存在している。具体的には食の集客イベントである「奈良フードフェスティバル開催」事業や「食と農のプロモーション」事業（にぎわい味わい回廊）、またレストランとして「眺望のいいレストラン支援」事業や平成27年12月にオープンを目指している「東京における県産食材レストラン調査検討」事業、食の団体である「奈良のうまいもの会」に対する補助事業等がある。

さらに、この食と農を連携させるための事業が存在しており、具体的にはシェフと農業者を直接マッチングさせる「美味しい奈良の「食」マッチング」事業や、シェフが奈良県産農産物を用いた料理メニューを開発し、それを一般消費者に普及させるという「奈良の食材を活用した美味しい料理メニューの普及促進」事業などがあったが、この2つの事業は平成25年度末をもって廃止されている。

川上～川下の施策の体系図のイメージ(監査人による独自分析)



【川上の主要な事業一覧】

(単位: 円)

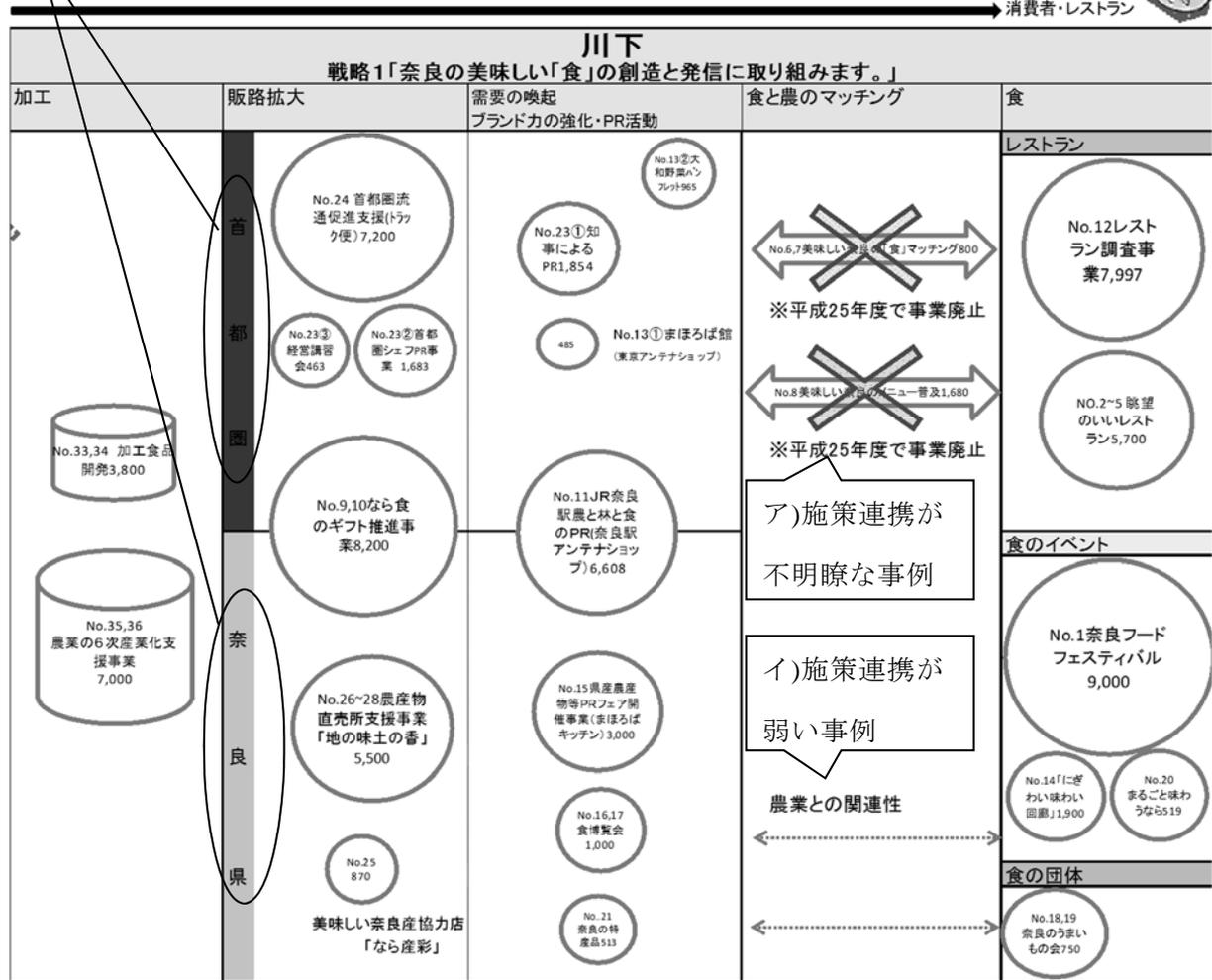
No	事業名	最終予算額
39	チャレンジ品目支援事業 (物件費)	1,966,000
40	サクランボ・チャレンジ支援事業補助	400,000
41	ダリア担い手確保推進事業 (報償費)	26,000
42	大和野菜PR実践事業 (報償費)	78,000
43	大和野菜認定推進事業 (報償費)	52,000
44	大和野菜施設栽培導入モデル事業	822,000
45	大和野菜首都圏展開事業(物件費)	17,296,000
46	実践モデル整備事業	1,901,000
47	有機野菜等振興事業	2,300,000
48	有機野菜等登録認証事業謝金	77,000
49	有機野菜等振興事業 (物件費)	123,000
50	リーディング品目支援事業 (物件費)	784,000
51	果樹産地リフレッシュ事業	5,500,000
52	「奈良の柿」プロモーション強化推進事業	800,000
53	高級大和茶 (てん茶) 生産支援事業 (報償費)	52,000

No	事業名	最終予算額
54	高級大和茶生産支援事業	3,300,000
55	リーフ茶消費促進事業	500,000
56	低コスト省力!超簡易ネットハウス導入推進事業	3,600,000
57	関西茶品評会負担金	110,000
58	茶業振興指導事業 (物件費)	21,000
59	奈良らしい農業を提案する研究開発事業(物件費)	4,000,000
60	奈良らしい農業を研究する人材育成事業(物件費)	355,000
61	第66回関西茶業振興大会奈良県大会負担金	1,600,000
62	柿集出荷貯蔵施設整備事業	11,500,000
63	柿集出荷施設整備事業	111,097,000
64	茶加工設備整備事業	11,000,000
80	彩り花木管理技術研修委託	256,000
81	彩り花木振興事業(物件費)	950,000

※図表中ア～ウの記載は後述の意見と対応している

※図中の数値は金額（単位千円）を表す

ウ) 川上と川下で施策対象の切り口が異なる事例



【川下の主要な事業一覧】

(単位：円)

No	事業名	最終予算額
1	奈良フードフェスティバル開催事業	9,000,000
2	眺望のいいレストラン支援事業補助金	290,000
3	眺望のいいレストラン支援事業謝金	564,000
4	眺望のいいレストラン支援事業報酬	99,000
5	眺望のいいレストラン支援事業(物件費)	4,747,000
6	美味しい奈良の「食」マッチング事業(報償費)	468,000
7	美味しい奈良の「食」マッチング事業(物件費)	332,000
8	美味しい奈良のメニュー普及促進事業(物件費)	1,680,000
9	なら食のギフト推進事業 報償費	156,000
10	なら食のギフト推進事業(物件費)	8,044,000
11	JR奈良駅における農と林と食のPR事業(物件費)	6,608,000
12	東京における県産食材レストラン調査検討事業(緊急雇用)(物)	7,997,000
13	食と農のプロモーション事業(物件費)	1,450,000
14	「にぎわい味わい回廊」開催	1,900,000
15	県産農産物等PRフェア開催事業(補助金)	3,000,000
16	「13食博覧会・大阪」出展事業(負担金)	850,000
17	「13食博覧会・大阪」出展事業(物件費)	150,000

No	事業名	最終予算額
18	「奈良のうまいもの」PR・開発支援事業 補助金	620,000
19	「奈良のうまいもの」づくり事業(物件費)	130,000
20	(仮称)「まるごと味わう奈良」の展開事業(物件費)	519,000
21	「奈良の特産品」交流&発信事業	513,000
22	首都圏での大和野菜等販路開拓事業謝金	176,000
23	首都圏での大和野菜等販路開拓事業(物件費)	3,824,000
24	首都圏流通促進支援事業(物件費)	7,200,000
25	おいしい奈良産協力店拡大推進事業(物件費)	870,000
26	農産物直売所支援事業謝金	336,000
27	農産物直売所支援事業補助金	1,875,000
28	農産物直売所支援事業(物件費)	3,289,000
33	加工食品開発事業(報償費)	312,000
34	加工食品開発事業(物件費)	3,488,000
35	農業の6次産業化支援事業(報償費)	65,000
36	農業の6次産業化支援事業(物件費)	6,935,000

※1 別章にて監査対象とした事業は欠番としている

※2 当該図表に記載していないが監査対象とした事業がある

(3) 監査の対象とした事業

① 抽出条件

川上及び川下に属する事業の中から、以下のいずれかの要件を満たす事業を監査対象として抽出した。

ア) 補助事業または委託事業であってその予算費目の金額が 100 万円以上であるもの及びその他任意に抽出したもの

イ) 特定の団体への事業補助金（金額基準は設けていない）

② 川上に関する事業の監査対象一覧

上記に記載した条件より抽出した、川上に関する事業の監査対象とした事業の一覧は以下のとおりである。

ア) 補助・委託事業その他

(単位：円)

No	事業名	最終予算額	決算額	負担金、補助及び交付金・委託料	交付先
45	大和野菜首都圏展開事業(物件費)	17,296,000	5,005,727	0	(未実施)
47	有機野菜等振興事業	2,300,000	2,300,000	2,300,000	菜畑エコ農園 他 10 件
51	果樹産地リフレッシュ事業	5,500,000	5,500,000	5,500,000	五條吉野地域果樹産地協議会
52	「奈良の柿」プロモーション強化推進事業	800,000	800,000	800,000	奈良県農業協同組合
54	高級大和茶生産支援事業	3,300,000	3,300,000	3,300,000	テクノグリーン良質茶組合 他 7 件
56	低コスト省力！超簡易ネットハウス導入推進事業	3,600,000	982,406	982,406	西和花卉部会 葛城花卉園芸組合
62	柿集出荷貯蔵施設整備事業	11,500,000	9,050,000	9,050,000	五條市
63	柿集出荷施設整備事業	111,097,000	111,097,000	111,097,000	五條市
64	茶加工設備整備事業	11,000,000	10,500,000	10,500,000	奈良県農業協同組合

イ) 団体への事業補助金

(単位：)

No	事業名	最終予算額	決算額	負担金、補助及び交付金	交付先
55	高級大和茶生産販売促進事業補助金	500,000	500,000	400,000	大和茶文化研究ネットワーク
				100,000	(一社)奈良県茶業会議所
266	主要農作物生産改善対策事業	444,000	444,000	444,000	奈良県米麦改良協会

③ 川下に関する事業の監査対象一覧

上記に記載した条件より抽出した、川下に関する事業の監査対象とした事業の一覧は以下のとおりである。

ア) 補助・委託事業その他

(単位：円)

No	事業名	最終予算額	決算額	負担金、補助及び交付金・委託料	交付先
1	奈良フードフェスティバル開催事業	9,000,000	9,000,000	9,000,000	奈良フードフェスティバル実行委員会
2~5	眺望のいいレストラン支援事業	5,700,000	3,364,450	1,284,975	株式会社ジオード 他
6,7	美味しい奈良の「食」マッチング事業	800,000	403,260	0	(事業概要のみを監査対象とした)
8	美味しい奈良のメニュー普及促進事業(物件費)	1,680,000	1,531,954	1,134,000	ブレインズ有限会社
10	なら食のギフト推進事業(物件費)	8,044,000	7,671,487	7,600,000	奈良テレビ放送株式会社
11	JR奈良駅における農と林と食のPR事業(物件費)	6,608,000	5,997,300	3,683,400	株式会社ワイズスタッフ 他
12	東京における県産食材レストラン調査検討事業(緊急雇用)(物)	7,997,000	7,997,000	7,997,000	株式会社クーカル
14	「にぎわい味わい回廊」開催	1,900,000	1,900,000	1,900,000	特定非営利活動法人奈良元気もんプロジェクト
15	県産農産物等PRフェア開催事業(補助金)	3,000,000	1,157,927	1,157,927	奈良県農業協同組合
23	首都圏での大和野菜等販路開拓事業(物件費)	3,824,000	3,359,258	1,369,392	株式会社クーカル 他
24	首都圏流通促進支援事業(物件費)	7,200,000	6,580,438	5,953,900	株式会社ならにつか
25	おいしい奈良産協力店拡大推進事業	870,000	436,348	360,515	(事業概要のみを監査対象とした)
28	農産物直売所支援事業(物件費)	3,289,000	2,334,135	1,640,680	株式会社ココロネ 他
36	農業の6次産業化支援事業(物件費)	6,935,000	6,648,630	6,636,000	株式会社JTB西日本奈良支店

イ) 団体への事業補助金

(単位：円)

No	事業名	最終予算額	決算額	負担金、補助及び交付金	交付先
18	「奈良のうまいもの」PR・開発支援事業補助金	620,000	620,000	620,000	一般社団法人奈良のうまいもの会
21	「奈良の特産品」交流&発信事業	513,000	513,000	513,000	奈良特産品振興協会

3. 全体意見

(1) 川上から川下までの全体計画について

① 当初の構想案と現在の施策体系の分析結果（意見）

以上のように、現在の県農業の施策体系を監査人で分析をしたところ、県の施策体系は、川上に品目を選定し、生産および施設整備、流通支援、加工、販路、需要の喚起、ブランド化、そして最終的にはレストラン及び食に関する各種のイベントなど、県の農業生産物を食へとつなげようという、「5つの構想案」の構想をもとに策定されているものと推定される。

しかしながら、現在の県農業の施策体系を明らかに記載したものは「主な政策集」であるが、その中で施策の連携の状態は明らかでなく、また、「主な政策集」に含まれる施策は毎年見直しが行われるものである。

このように、「5つの構想案」に対応する全体的な施策体系図を「主な政策集」が保有していない中、県の農業施策間で効果的な連携が図られているかを分析したところ、以下のような問題と思われる事例がある。

ア) 事業が廃止された結果、施策連携が不明瞭な事例

成果指標が最も適切なものでないと考えられる場合には、廃止すべきと考えられる事業が継続され、継続されるべきと考えられる事業が廃止となる恐れがある。例えば、以下の事業は、後続の事業を検討すべきであったと考えられる。

食と農をつなげることを主な目的とした事業として、平成25年度において「美味しい奈良の「食」マッチング推進事業」及び「美味しい奈良のメニュー普及促進事業」が実施されていた。

施策評価の結果、「美味しい奈良の「食」マッチング推進事業」では、成果指標として設定した地元食材を活用するレストラン（シェフ）の増加数が、平成25年度実績で2件であったことから、事業効果が低いとして平成25年度末をもって廃止され、後続の事業は実施されていない。なお、現在は事業化されていないものの、引き続き担当課職員によるマッチングは実施されているとのことである。

また、「美味しい奈良のメニュー普及促進事業」は、メニューが完成したことから平成 25 年度末をもって廃止され、メニューを活用するための後続の事業は予算措置されていない。

しかしながら、これらの直接的に食と農をつなげる目的をもった 2 つの事業が廃止された結果、食と農をつなげる事業が平成 26 年度において予算措置されていないという状態になっており、川上における施策と川下における施策が概念上は結びついているものの、具体的に両者を関連付ける施策が明確でないものと考えられる。

さらに、平成 22 年度に県の願いを示した「5 つの構想案」設定時の構想図によれば、「眺望のいいレストラン」として認定されたレストラン（以下、「認定レストラン」）は、県産農産物の PR のほか、「協定農家」と「認定レストラン」とが双方向で生産および流通を共有できるシステムを構築することが謳われているが、現時点では、まだ、双方向での交流が行われているとは言い難い状況にあると思われる。

食と農をつなげる事業が施策体系的に必要なであると当時は判断されていたにも関わらず、橋渡しとなるべき事業が廃止されているが、施策体系の連携を図るためには、後続の事業を検討すべきであったと考えられる。

イ) 施策連携が弱い事例

農林部の食の事業として、「眺望のいいレストラン支援」事業、「奈良フードフェスティバル開催」事業、食と農のプロモーション事業「にぎわい味わい回廊」、東京における県産食材レストラン調査検討事業等がある。「眺望のいいレストラン支援」事業では、各認定レストランに、一定期間、同じ奈良県食材を使ったメニューを提供してもらっている。また、「奈良フードフェスティバル開催」事業でも県産食材の利用を求めている。しかしながら、これらの事業は農業との関連性は必ずしも強くなく、観光の施策にも属すると考えられる。

さらに、食と農のプロモーション事業「にぎわい味わい回廊」では県産食材の利用は求められておらず、食と農の連携は図られていない。同じく、「奈良のうまいもの会」に対する事業補助は、同団体は奈良の食文化を向上させることを目的としており、県産物を使用した食品に特化していないことから、県農業とは直接的な関係が薄いものであると考えられる。また、東京における県産食材レストラン調査検討事業は、県産食材を扱うレスト

ランを県が委託する事業であり、レストランは外食産業であることから、必ずしも農業施策の一環とは言いきれない事業である。

「5つの構想案」に立ち返ると、「眺望のいいレストラン支援」事業および「奈良フードフェスティバル開催」事業並びに食と農のプロモーション事業「にぎわい味わい回廊」は、観光振興を目的とした事業である。あえて農林部所管としたのは、「5つの構想案」の「マーケティング・コスト戦略」にあるとおり、「眺望のいいレストラン支援」事業の認定レストランによる農産物消費の拡大、「奈良フードフェスティバル開催」事業における県産農産物のPRおよび消費拡大、そしてブランディングを観光振興と農業振興の2つを効果的に施策連携させることを期待したものと考えられる。

そうであるならば、「5つの構想案」に記載されているとおり、これらの事業をより積極的な農産物の消費拡大や農産物PRの場として活用し、またブランド告知の事業としても活用していくべきであり、施策連携を実現するために、農林部として施策連携を意識した事業の実施が必要と考えられる。

ウ) 川上と川下の施策対象の切り口が異なる事例

県の農業施策は、川上においては重点品目としてのチャレンジ品目かリーディング品目か、という品目ごとに施策が形成されているのに対して、川下においては施策が首都圏か県内消費か、という消費地域ごとに施策が形成されている。

民間企業の一般的な工業製品であれば、生産品目ごとに適切な販売戦略やマスマーケティングを行っている。これは生産品目ごとに、ターゲットとなる消費者の需要や選好性が異なるためである。

県の農業施策においても同様に、それぞれの品目に即した販売戦略を打ち立てるべきである。

県では、川上についてリーディング品目及びチャレンジ品目にわけ、さらにその中で県が支援する農産物を明確にしているため、それぞれの農産物の特性に即した効果的な販売戦略を打ち立てることが望ましい。

エ) より望ましい成果指標の設定について

県は、PDCA サイクルの一環として、各事業の評価を行うために、事業毎に成果指標を定めている。しかし、以下のように、成果指標が必ずしも適切でないと思われる事業が散見された。

事業の成果を判定し、継続／廃止や拡大／縮小を判断するためには、それぞれの事業が目的に照らし達成されているかどうかを判定できる指標を設定することが重要である。

事業名称	使用された成果指標	より適切と思われる成果指標（例）
奈良フードフェスティバル開催事業	フードフェスティバルの来場者数	県産農産物を利用したメニューの販売額 県産農産物に関するアンケート結果
なら食のギフト推進事業	提供する販売方式数	販売額
首都圏流通促進支援事業	首都圏で大和野菜を取り扱う仲卸業者数 東京市場への配送回数	販売額

② 中長期的計画の策定及び食と農の連携について（意見）

川上から川下までの農業施策は、一般的な自治体の施策としては、生産支援から流通販路拡大支援や需要の喚起、すなわち消費者が購入するところまでで終わるところである。

しかし奈良県における川上から川下までの農業施策は、消費者が農産物を口にするところすなわち食に関する施策にまで拡大している点に特徴がある。

これは、奈良県が観光を主産業とする県であり、観光の場のひとつとして食の場の提供を施策として展開する中で、さらに県産農産物の消費拡大を連携させようという構想に基づいていると考えられ、その方策は合理的かつ効果的であると考えられる。

しかしながら、県の農業施策は中長期的なプランをもっていない中で、食と農を連携させようという当初の構想をより強く進める必要があるように思われた。

農林部において食の施策を実施している以上、当初の構想案を改めて見直し、食と農の連携をより強化するとともに、当初の構想が達成されているかを確認できるよう、中長期的な計画を定めて、その実現のための PDCA サイクルを構築すべきであると考えられる。

(2) 農業産出額を高めるための効果的なブランド戦略について

① ブランドの意義

ブランドは、その傘下にある商品に付加価値を与えるとともに、消費者に対して購買意欲を向上させるものである。付加価値が付与された商品は、販売単価が上昇し、消費者の購買意欲の向上は、商品の販売量を増やすことにつながる。

県農産物にブランドを付与することで、県農産物の単価と販売量を上げることが期待されるが、ブランドは無形であるため、その効果を測定することが難しい。

② 県独自のブランド

県は、近年、県農業の独自のブランドの立ち上げを行っている。

平成 20 年度以降、県農林部で立ち上げた農業に関するブランドを整理すると以下のとおりである。

「5つの構想案」より以前に県が立ち上げていたブランドは、大和野菜のみであり、それ以外のブランドは平成 20 年度以降に立ち上げられたものである。

ブランド名	主管部署	設定年度	特徴	ブランドの主目的	平成 25 年度 予算額 (千円)
【生産品目】					
大和野菜	農業水産 振興課	平成 17 年 度	・大和の伝統野菜 ・大和のこだわり野菜	奈良県の特産品として特徴をアピールできる大和の伝統野菜と大和のこだわり野菜を選定	大和野菜 PR 実践事業 78 首都圏での大和野菜等販路 開拓事業 4,000
奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク	農業水産 振興課	平成 23 年 度	・認定有機農産物マーク ・認定エコファーマーマーク	県産有機野菜等の消費拡大	有機野菜等登録認証事業 200
柿 (ブランド名は特に設定されていない)	農業水産 振興課	—	代表的な品種 ・刀根早生 ・平核無 ・富有	奈良の柿をアピールする	「奈良の柿」ブランド強化支援事業 800
【流通販路】					
なら産彩	マーケティング課	平成 22 年 度	一般スーパー、小売店 (おいしい奈良産協力店)	県内小売店における県産農産物の取引増加	おいしい奈良産協力店拡大推進事業 870
地の味 土の香	マーケティング課	平成 21 年 度	県内農産物直売所	県内直売所の売上増加	農産物直売所支援事業 5,500

奈良まるごと便	マーケティング課	平成 24 年度	通販全般	農産物に限らない県ゆかりの品物への取り組みをイメージ	なら食のギフト推進事業 8,200
奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク	農業水産振興課	平成 23 年度	・奈良県認定農産物提供店マーク	県産有機野菜等の消費拡大	(上記に記載)
【食・集客】					
眺望のいいレストラン	マーケティング課	平成 20 年度	県内レストラン	奈良らしい「食」づくりの推進	眺望のいいレストラン支援事業 5,700

平成 20 年度頃を境に、県独自のブランドが、生産、流通、販路のそれぞれの事業ごとに設定され、現在は、複数のブランドが存在している状態にある。

また、県が設定しているブランドの認知度調査の結果は以下のとおりである。なお、下記記載以外のブランドについては認知度調査を行った実績はない。

ブランド	調査方法	調査時点	認知度 (知っている)
大和野菜	県民統計（ランダム抽出によるアンケート用紙を配布）	平成 22 年度	63.3%
		平成 26 年度	69.1%
地の味 土の香	県民 WEB アンケート（インターネット）	平成 22 年度	20%
奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク	県民 WEB アンケート（インターネット）	平成 26 年度	8%

個々のブランドでの設定目的等は明確であると考えられるが、設定から数年が経過し、当初意図した目的以外の目的でブランドが使用されることがある。県でも、消極的なイメージを与えるものではないと考えるが、例えば、以下のようなブランド使用の混同が起きている。

例 1：「なら産彩」は「奈良県産農産物」を扱う奈良県内の一般小売店のブランド名である。ここで、東京の奈良県直営のアンテナショップ「まほろば館」では、一般販売店ではないため「なら産彩」に該当しないが、「なら産彩」ののぼりを使用している。「なら産彩」が「奈良県産農産物」の総称を指していると認識される可能性がある。

例 2：「地の味 土の香」は県内農産物協定直売所ネットワークのブランドである。当該ネットワークでは、販売事業のみならず、加工補助事業も行っているが、同事

業で加工された農産加工品に「地の味 土の香」のマークが貼られている。「地の味 土の香」が県産農産物を使用した加工品の総称を指しているという認識がなされる可能性がある。

その他に、県には例えば奈良特産品振興協会（JA ならけん等が会員として参画）が奈良県の特産品のシンボルマークとして「にこにこだいちゃん」というキャラクターを使用している等、民間が設定したブランドも存在している。

③ 告知の強化及び認知度の継続的な測定について（意見）

先述のとおり、大和野菜に関しては、紙面による完全乱数抽出方法という比較的精度の高い調査方法をもってなお高い認知度があるが、「地の味 土の香」及び「奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク」のブランドについてはインターネットのみによる限定的な調査方法によっても、なお低い認知度となっていた。また、これら以外のブランドについては認知度調査を行っていないかった。

ブランドについてはまずは認知される必要があるため、認知向上のための積極的な施策を図るとともに、今後のブランド戦略に役立てるため、定期的に認知度を調査する必要がある。

④ ブランド戦略展開について（意見）

上記②に記載のとおり、県には農産物に関するブランドが複数存在し、混同や誤認等の恐れもあり、関連する事業におけるブランドを浸透させるための予算は十分ではないと考えられる。また、ブランドの認知度については、必ずしも高くなく、中には、そもそも認知度調査を行われていないブランドもある。ブランドが認知されるためには相当程度の期間が必要であるが、効果的なブランド戦略を展開することで、より、県産農産物のブランドの認知度を向上させることができると考える。

例えば、全国的に知名度のある「京野菜」について、京都府のホームページによると、京都府では、ブランド京野菜等の販売額倍増を目標として設定した「ブランド京野菜等倍増戦略」を策定し、(1)他府県産京野菜との違いの明確化(2)ブランド京野菜に対する信

頼感向上(3)ブランドイメージの浸透と「京マーク」の知名度向上を重点として、計画的に施策を推進してきている。

また、同じく、知名度の高い「加賀野菜」については、流通業界、消費者、農業団体、生産者、行政が一体となって運営する「金沢市農産物ブランド協会」がブランドを設定し、組織的に浸透を図っている。

ここで、本県について言えば、前述のとおり、個々の事業でのブランドは設定されているものの、幹となるブランド戦略が存在しないことから、ブランドが有効活用されているとは必ずしも言い難い状況にあると言える。

この中で、県には相当程度の認知度がある「大和野菜」というブランドが存在することから、この「大和野菜」というブランドを広く浸透させることで、「県産農産物」の出荷額が増加することも期待できる。したがって「大和野菜」を中核に据えたブランド戦略展開が、奈良県の農業産出額を増加させるために効果的ではないかと考える。

4. 川上に関する事業に係る監査の結果及び意見

(1) 大和野菜首都圏展開事業／生産流通支援事業

【委託費/工事請負費】

(単位:千円)

No		45			
事業名(所管課所管係)		大和野菜首都圏展開事業(農業水産振興課園芸特産係)			
事業目的		生産から市場流通及び6次産業化への支援を行うコーディネーターを設置し、農業者団体や農業生産法人が取組む大和野菜の生産・流通から、加工品の開発・商品化への誘導に至るまでの支援を行う。			
事業内容		首都圏等への販売誘導、6次産業化に向けた商品開発に取り組むコーディネーターを2名設置。			
事業主体		その他(右側に記載) (H25)未実施			
事業開始年度		平成25年度			
契約方法		その他			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算			10,727	
	実績			0	
財源	国			0	
	一般財源			0	
	その他 (緊急雇用)			10,727	
数値目標又は管理指標の内容		大和まなの首都圏出荷量 4t			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画			4t	4t
	実績			0.944t	
今後の事業の方向性		廃止 (理由)県、JA営農担当者の指導活動により、大和野菜の更なる生産拡大と首都圏等への供給拡大を図ることから、本事業のうち、生産流通支援事業(委託事業)は廃止する。			
その他					

① 概要

(事業の背景)

大和野菜の認知度向上とともに、東京を中心とした首都圏や関西市場からのニーズも増加している。現在、一部の生産者組織が県外市場に出荷しており、ニーズが年々高まっている。

耕作放棄地が増加している中、耕作放棄地の有効活用を図るとともに首都圏への出荷販売モデルを構築し、マーケティング課と連携の下、首都圏への新たな出荷の展開につなげる必要があり、近年、農産物直売所や6次産業化の取組みにより、大和野菜を用いた農産加工品等の新たな展開も生まれている。

(事業の目的)

大和野菜の更なる生産量を確保するため、県が主体となって実践モデルほ場の設置をはじめ、生産施設の拡大、安定生産技術の指導、流通経路の確保、販路開拓等の課題解決に取り組み、大和野菜の生産拡大とともに首都圏等への供給量の拡大を図るとともに、生産から市場流通及び6次産業化への支援を行うコーディネーターを設置し、農業者団体や農業生産法人が取り組む大和野菜の生産・流通から、加工品の開発・商品化への誘導に至るまでの支援を行う事業である。

② 事業の未実施について（結果）

当事業のうち、コーディネーターの設置を目的とした生産流通支援部分について、事業実施団体の選定まではなされていたものの、事業実施団体が急きょ事業辞退を行ったため、事業が未実施となっていた。当事業の経過は以下のとおりである。

月日	内容
8月21日	事業公告
8月30日	大和高原特産地育成協議会1社のみが参加表明
9月17日	大和高原特産地育成協議会に関する技術審査会の実施
10月11日	1社のみ参加表明であったため、請負業者等選定審査会を実施し同団体に決定
10月28日	県から大和高原特産地育成協議会に技術提案書の提出依頼
11月11日	大和高原特産地育成協議会から、技術提案書の提出
11月29日	特定通知書提出。大和高原特産地育成協議会から、見積書の提出
12月2日	支出負担行為起案
12月3日	辞退書の提出と取り消し

県では、前年度に随意契約に関する取扱基準の一部を改正する旨の通知がなされていたが、事業課では当該事業については従前の取扱基準を適用した一者による随意契約が可能であると考えていた。事業年度に入ってから、当該事業について随意契約を行う場合には競争や比較による業者選定が必要であることが判明し、急きょ公募型プロポーザルに変更したために、実際の公募が8月後半となった。

さらに公募のあと、諸手続を経て、最終的な事業者の決定が12月にずれ込んだため、団体側は事業の実施は不可能と判断し、辞退届を提出したものである。

当該事案については、事業課が随意契約に関する取扱基準の一部を改正する旨の通知があった段階で、事前準備にとりかかる必要があった。事務の遅延が、結果として当事業の実施を困難とならしめたものであり、事業の実施にあたっては事前の準備及び十分な注意が必要であったと考える。

③ 事業成果達成に向けた取組みについて（意見）

大和野菜首都圏展開事業のPDCAサイクルの成果指標には、大和の伝統野菜のひとつである大和まなの首都圏への出荷トン数を用いている。これは、同事業が開始された当時、大和まなの生産の機運が高まっていたため、特に大和まなが適切と判断して定めたとのことである。

実際、大和高原地域では大和まなの生産量は年々増加傾向にあるものの、首都圏への目標出荷量が4tに対し、実績が0.944tと少ないことから、目標を達成するため、県として首都圏における販路開拓の推進と生産者への生産拡大に向けた取組みについてより一層努力する必要がある。

④ 代替事業及び実施方法の検討について（意見）

当事業のうちの生産流通支援事業は、大和野菜の生産から市場流通及び6次産業化への支援を行うコーディネーターを設置し、農業者団体や農業生産法人が取り組む大和野菜の生産・流通から、加工品の開発・商品化への誘導に至るまでの支援を行おうとした事業である。上記②に記載のとおり、当事業は実施されず、事業効果が判明しないまま事業廃止となった。

3. 全体意見で記載のとおり、県の川上から川下までの施策体系全体図を鑑みれば、大和野菜の生産から流通までをスムーズにつなげるための人的支援を目的とした事業は当事業しかなかったことと、大和野菜の流通はまだスムーズに流れているとは言い難い現状からすると、当事業を廃止したことで、大和野菜の生産から消費までをサポートする事業の設定がない状態となっている。

また、大和野菜首都圏展開事業とは別に、首都圏流通促進支援事業（後述の5.（9）参照）として、東京市場等へのセールスの強化と県産農産物の東京への物流手段として週複数回の直送便を確保している事業が存在する。

首都圏流通促進支援事業が、流通量の確保と認知度の向上を目的としているのに対して、大和野菜首都圏展開事業は、生産から流通までの支援を目的とした事業であり、それぞれは相互に連携すべき事業であると考えられる。

両事業を比較すると下記のとおりである。

川下のターゲットを首都圏に絞っている点では同一であり、また施策としても大和野菜首都圏展開事業が川上の生産から流通支援までを、首都圏流通促進支援事業が川下の流通経路の確保から需要の喚起のためのPR活動を担っており、事業の流れとして積極的な連携を図ることが理想的である。

事業名	実施部署	ターゲット		手法
		川上	川下	
4.（1）大和野菜首都圏展開事業	農業水産振興課	大和野菜	首都圏	<ul style="list-style-type: none"> ・大和野菜のモデルほ場の整備 ・生産から流通加工までを支援するコーディネーターの配置
5.（9）首都圏流通促進支援事業	マーケティング課	県農産物全般	首都圏	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏への直送便の配送 ・知事による首都圏トップセールスの実施

当事業は未実施のまま終了しているため、今後は、当事業に替わる事業を実施するか、首都圏流通促進事業に当事業の趣旨を取り入れ、施策の効果が相乗的に期待できるような事業の実施方法の検討が求められる。

(2) 高級大和茶生産販売促進事業／リーフ茶消費促進事業

【補助金】

(単位:千円)

No		55			
事業名(所管課所管係)		リーフ茶消費促進事業(農業水産振興課園芸特産係)			
事業目的		継続的に「闘茶会」を開催するとともにリーフ茶(急須で飲む茶)の消費促進を図り、消費者との交流を深め、大和茶の一層の消費拡大を図る。			
事業内容		① 闘茶会の開催 ② リーフ茶消費促進イベントの開催			
事業主体		その他(右側に記 一般社団法人奈良県茶業会議所 載) 大和茶文化研究ネットワーク			
事業開始年度		闘茶会は平成23年度 リーフ茶消費促進イベントは平成24年度			
補助期間		単年度			
補助率		闘茶会は1/2以内、リーフ茶消費促進イベントは定額			
交付先(上位3件)(平成25年度)		相手先			
		1 一般社団法人奈良県茶業会議所	闘茶会		
		2 大和茶文化研究ネットワーク	リーフ茶消費促進イベント		
		3			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	100	1,250	500	400
	実績	100	1,250	500	0
財源	国	0	0	0	0
	一般財源	100	1,250	500	400
	その他	0	0	0	0
数値目標又は管理指標の内容		闘茶会参加者人数			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績	40人	240人	230人	
今後の事業の方向性		廃止 (理由)3年実施し、効果があったため			
その他		平成23年度は闘茶会のみ、平成24年度に事業組み替えにより闘茶会と消費促進イベント			

① 概要

(事業の背景)

茶は、県農業産出額の約6%を占めるリーディング品目である。また、県は全国7位の生産量(平成23年度で1,750t)を誇る茶の産地である。

平成22年度に本県で開催した「全国お茶まつり」の全国茶品評会では、県内生産者の多くが農林水産大臣賞をはじめ上位入賞を果たし、「大和茶」の品位が全国で認められた。また、平成22年11月に開催した大闘茶会では、約800名の消費者に大和茶に親しんでいただいたほか、マスコミ等を通じて大和茶をPRする絶好の機会となった。

近年、食品加工用てん茶のニーズが高まってきている。県内生産量も増加しており、平成23年度は全国第3位の産地である。

(事業の目的)

「闘茶会」やリーフ茶(急須で飲む茶)の消費促進イベントを継続的に開催し、消費者との交流を深め、大和茶の一層の消費拡大を図る。

② 補助経費の報告漏れについて

リーフ茶消費促進事業にかかる実績報告書を閲覧したところ、往復新幹線回数券計18枚の経費の報告及びこれを購入した領収書の写しの添付があり、かつ旅程上合計9泊しているとされているものの、宿泊した9泊分の領収書及び宿泊料の事業実績報告が一切なかった。なお、宿泊費は補助対象経費である。また、事業の交付申請の事業総額は685,600円、完了報告による実績の事業総額は694,550円であった。

これに関する問題点は以下のとおりである。

ア) 団体の費用実績の報告漏れについて (意見)

補助要綱第4条に従い、団体は当初交付申請の際に、10泊分8万円の宿泊費を申請しており、県はこの申請に基づいて補助金額を決定している。この場合、団体は申請をしている以上、補助要綱第9条に従い事業完了報告においても実際に事業に要した宿泊費について県に報告する必要があるところ、先述のとおり、団体は宿泊費について一切報告していなかった。

宿泊費を含めた場合、交付申請の事業総額を大幅に上回るため、宿泊費の報告は不要と団体側で判断したものと考えられるが、このように補助受領団体が補助対象事業に要した経費のうち県に報告するものを任意に自己判断で取捨選択することは、後述する補助要綱第15条の帳票及び証拠書類の保管の規定との兼ね合いも鑑みれば、判断として望ましいものではないと考えられる。

補助金交付を受けた団体に対し、収支報告に係る指導を徹底する必要がある。

イ) 県の実績報告の遺漏の看過について (意見)

県事業課は団体から事業実績報告を受けた際に、宿泊した際の費用の報告の遺漏に気づかなかつたが、事業シフト表の旅行日程から報告上は9泊しているのは明白であること、また当初申請されていた宿泊費の実績報告が一切ないことから、注意していれば、その時点で費用の報告漏れに気づくことができたものと考えられる。

完了確認に際して、交付申請書との整合性について特段の注意を払う必要があったと考えられる。

ウ) 団体の証拠書類の未保管について (意見)

補助要綱第 15 条によれば、「補助事業者は、補助金にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を保管しておかなければならない」と定められている。

今回の外部監査を受けて、県を通じてさらに先方に問い合わせた結果、宿泊したホテルが発行したとされる「宿泊証明書」の写はすべて提出されたため、出張の事実があったものと認められる。しかしながら、領収書の現物を追加で徴求したところ、9 泊中 3 泊は現物が提出されたものの、残る 6 泊分の領収書については最終的に提出がなかった。

なお、団体の収支報告書では、宿泊費用は費用として計上されておらず、領収書も保存していなかった。

補助事業に要した経費の領収書等はすべて保管しておくべきである。

③ 事業報告書の適切な記載について (意見)

団体が実施しているリーフ茶試飲会については参加者数の実績報告がされているが、2 月 20 日から 23 日にかけて東京で実施された試飲会に関して、参加者数の記載がなかった。

これについて、補助事業団体側は、主催した回は参加人数が把握できなかったと回答しているとのことである。

補助金の交付を受けて事業を行っている以上、補助事業がどのように行われ、どのような成果があったかを把握する必要がある、実績報告を適切に行う必要がある。

(3) 主要農作物生産改善対策事業

【補助金】

(単位:千円)

No		266			
事業名(所管課所管係)		主要農作物生産改善対策事業(農業水産振興課果樹農産係)			
事業目的		主要農産物種子法に基づき、水稲を中心とした主要農産物の高品質安定生産に必要な、優良種子の生産並びに普及を図る取組を支援する。			
事業内容		① 水稲・麦・大豆の種子の安定供給 ② 採種ほ場の現地指導及び新規開拓 ③ 採種技術向上のための研修会開催 ④ 種子供給に不足が発生した場合の対応(全国協議会との調整)			
事業主体		その他(右側に記載) 奈良県米麦改良協会			
事業開始年度		平成8年度			
補助期間		単年度			
補助率		1/2以内			
交付先(上位3件)(平成25年度)		相手先			
		1 奈良県米麦改良協会			
		2			
		3			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	519	467	444	400
	実績	519	467	444	0
財源	国	0	0	0	0
	一般財源	519	467	444	400
	その他	0	0	0	0
数値目標又は管理指標の内容		主要農作物の種子供給量			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績	188,975kg	123,950kg	109,970kg	
今後の事業の方向性		その他 (理由)法に基づき、主要農作物の種子の安定供給を図るため			
その他					

① 概要

(事業の背景)

水稲を始めとする主要農作物は、我が国の食料の根幹をなすものであり、安定的な生産を確保することが重要である。加えて、近年、地域ブランド米等による産地間競争が激化しており、これに対応しうる種子の供給体制の確保、強化が必要となっている。

(事業の目的)

主要農作物種子法に基づき、我が国の基本的な食料である主要農作物の安定的な生産の確保を図るため、種子の計画的生産に資する需給調整の実施、優良な種子の生産及び更新を推進することである。

② 経費の二重報告について（結果）

団体が作成している収支報告書と、県に提出している事業実績報告書を照合したところ、種子更新対策費が8,850円、県に提出している事業実績報告書のほうが多く記載されていた。

確認したところ、平成24年度に実績報告で県に費用として報告していた種子更新対策費のうちの8,850円について、平成25年度の実績報告でも県に報告しており、結果としてこの8,850円は前事業年度と当事業年度の両年度に費用計上されていた。

これは、団体側で平成24年度の年度末日付近で費用計上をしたが平成25年度に入ってから支払を行ったものについて、団体の担当者が事務を誤り、両事業年度にわたって補助事業に要した費用として報告していたものである。

費用計上と支出のタイミングが期をまたぐ場合、地方自治法施行令第143条第1項第4号では「補助費の類で相手方の行為の完了があった後に支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と定めているため、当該案件に関しては、平成24年度の費用とするのが正しく、平成25年度の実績報告が過大となっている。

事業課は完了検査において収支の確認をしていたものの、当該事象に気づかなかつたため、完了検査の確認時には特段の注意が必要である。

(4) 低コスト省力 超簡易ネットハウス導入推進事業

【補助金】

(単位:千円)

No		56			
事業名(所管課所管係)		低コスト省力！超簡易ネットハウス導入推進事業(農業水産振興課園芸特産係)			
事業目的		県内露地切花ギク生産地における難防除害虫対策としてネットハウス導入を支援し、切花ギク生産の安定と農業使用量の低減を図る。			
事業内容		県農業研究開発センターが開発した低コストな超簡易ネットハウス導入経費に対する補助。			
事業主体		その他(右側に記 ネットハウス実施要領にある条件をみたます、農業法人又は農業者団体)			
事業開始年度		平成23年度			
補助期間		1年(最長)			
補助率		2分の1以内			
交付先(上位3件)(平成25年度)		相手先			
		1 西和花き部会			
		2 葛城市花卉園芸組合			
		3			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	3,600	4,500	3,600	0
	実績	3,600	3,508	983	0
財源	国	0	0	0	0
	一般財源	3,600	3,508	983	0
	その他	0	0	0	0
数値目標又は管理指標の内容		・超簡易ネットハウス導入面積を増やす。			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画	200a	250a	200a	
	実績	278a	220a	65a	
今後の事業の方向性		廃止 (理由)県内露地ギク産地における、超簡易ネットハウスの新規導入の普及が図られたため(事業利用以外の導入も含めるとH25年で12ha普及)			
その他					

① 概要

(事業の背景)

県内のキク産地は、110haの規模で全国有数の地位(出荷量全国7位)を築いており、特に平群の小ギクの産地は83ha、13億円の規模を持ち夏秋期の出荷本数が日本一であり、また、葛城の二輪ギクの生産では全国1位の産地となっている。

盆時期の需要を中心として、市場ニーズは今後も伸びつつあり、安定生産とともに、やる気のある担い手の規模拡大を進める必要がある。

(事業の目的)

高品質生産はもとより、生産費、労務費等のコスト削減を図るとともに、ブランド産地としての生産体制の推進を支援し、近畿市場のほか、中国・中部・北陸・関東地方からも

需要が増加している盆時期の県産キクの需要に対応するため、電照栽培という革新技術の導入を支援することである。

② 事業見込みについて（意見）

当事業は3か年計画であったが、当初設定した目標に対する実績が、初年度は上回ったものの2年目以降は計画を下回り、特に最終年度の3年目の実績は計画に対して面積で33%、執行額で27%の低調さで終了した。

研究開発された新規技術の早期の導入促進支援を目的とした補助事業であったが、必要な需要量の算定が甘かったと考えられる。

今後、事業目標及び予算額の設定においては綿密な算定をすることが望まれる。

【面積の計画と実績の対比】

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
目標又は計画	200a	250a	200a
実績	278a	220a	65a

【予算と実績の対比】

（単位：千円）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算	3,600	4,500	3,600
実績	3,600	3,508	983

5. 川下に関する事業に係る監査の結果及び意見

(1) 奈良フードフェスティバル開催事業

【補助金】

(単位:千円)

No		1			
事業名(所管課所管係)		奈良フードフェスティバル開催事業(マーケティング課美味しい奈良推進係)			
事業目的		県内外の多くの方々に美味しい「食」を楽しんでもらい、「食」の魅力向上を図る。また、メディアでの発信により、県産食材のブランド化を推進。定着しつつある、美味しい「食」の発展を目指す。			
事業内容		奈良フードフェスティバルを開催する奈良フードフェスティバル実行委員会に対する補助 ○シェフェスタの開催 ★シェフェスタin奈良(奈良公園)の開催 内容:大型キッチンカーで有名シェフが県産食材を使ったメニューを提供。県内シェフの積極的な活用を図る。 ★シェフェスタin馬見(馬見丘陵公園)の開催 内容:馬見フラワーフェスタと合同でイベントを開催。 花・音楽と共に、有名シェフなどの美味しい料理を楽しむ食のイベント			
事業主体		県			
事業開始年度		H21年度			
補助期間		単年度			
補助率		定額			
交付先(上位3件)(平成25年度)		相手先			
		奈良フードフェスティバル実行委員会			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	11,947	9,700	9,000	9,000
	実績	11,947	9,700	9,000	
財源	国				
	一般財源	11,947	9,700	9,000	9,000
	その他				
数値目標又は管理指標の内容		フードフェスティバルへの来場者数			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績	253,800人(39日)	237,000人(32日)	185,000人(28日)	
今後の事業の方向性		維持 (理由)生産者と食材を活用するシェフの交流は、継続的に実施し続けることが必要			
その他					

① 概要

(事業の背景)

奈良県は歴史・文化・豊かな自然環境に恵まれた観光県。一方、旅の楽しみである

「食」の魅力向上が課題となっている。また、奈良の美味しい食の魅力を広く発信するた

め、生産者・シェフ・メディアなど連携したPRが必要と考えられる。ここで、奈良フードフェスティバルについては、多くのメディアに取り上げられており、県産食材のPRに非常に有効と考える。

(事業の目的)

県内外の多くの方々に美味しい「食」を楽しんでもらい、県産食材の活用や食のネットワークの拡充を推進し、「食」の魅力向上を図る。また、メディアでの発信により、県産食材のブランド化を推進し、定着しつつある、美味しい「食」の発展を目指す。

② 事業成果指標の設定について（意見）

当該事業は、「ポストベッドタウン奈良」構想における「マーケティング・コスト戦略に基づいた農業の振興」を目的として実施されているものであるが、「マーケティング・コスト戦略に基づいた農業の振興」の基本コンセプトは、「1. 県が、チャレンジ品目・リーディング品目に支援を重点化し、意欲のある担い手との協働取組などによる生産面を中心として支援する。」、「2. 加えて、流通・販売業者との連携強化による県産農産物への支援を充実する。」ことにある。このうち、当該事業は、特に、流通・販売面における消費拡大に関する支援（消費啓発PR及び奈良の食材を活用した食イベント開催等）に対応する事業として位置付けられている。

この中で、農林部による事業評価での成果指標としては「フードフェスティバル1日あたりの来場者数」が設定されているが、これは県産農産物の消費拡大や集客による観光面への効果に主眼が置かれているものと考えられる。当該イベントでは、奈良県産食材を活用したメニューも提供されているため、県産農産物の消費拡大に寄与していると言えるものの、さらに県産農産物の消費拡大を強く推し進めるため、例えば、県産農産物を利用したメニューの販売額等の指標を設定する、あるいは、県産農産物に関するアンケート結果を指標として設定することがより適当ではないかと考える。

③ 自己努力の促進について（意見）

『奈良フードフェスティバル開催事業補助金交付要綱』第3によれば、補助の対象となる経費は「奈良フードフェスティバル開催事業に要する経費」であり、補助金の額は「予算の範囲内において知事が定める額」と定められている。ここで、実際の補助金の予

算額は、過年度の開催実績による収支状況をもとにイベントの収支を積算し、収支バランスが取れる範囲で決定されている。

今後は、県の補助だけではなく、協賛金や自立的に運営できる体制の確立等による自主財源の確保を図ることを進めていくべきである。

(2) 食と農のプロモーション事業／「にぎわい味わい回廊」開催

【補助金】

(単位:千円)

No		14			
事業名(所管課所管係)		食と農のプロモーション事業(マーケティング課販売・流通係)			
事業目的		「にぎわい味わい回廊」開催			
事業内容		県庁回廊で出店する食のイベントへの補助			
事業主体		県			
事業開始年度		平成23年度			
補助期間		単年度			
補助率		1/2			
交付先(上位3件)(平成25年度)		相手先			
		特定非営利活動法人 奈良元気もんプロジェクト			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	2,000	2,000	1,900	1,750
	実績	2,000	2,000	1,900	
財源	国				
	一般財源	2,000	2,000	1,900	1,750
	その他				
数値目標又は管理指標の内容					
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績				
今後の事業の方向性		その他 (理由)H27年度以後は補助金を廃止する予定で調整中			
その他					

① 概要

(事業の背景)

奈良の「食」の魅力が注目されている現状を好機ととらえ、引き続き、奈良の「食」と「農」の魅力を広く発信する必要がある。そのためには、生産者・飲食店・メディアなど多角的に連携し、多様なプロモーションを展開するとともに、取組を広く周知するため、情報発信の強化を図る必要がある。

(事業の目的)

県産食材の認知度向上とイメージの向上を図るため、多様なプロモーションを展開し、奈良の「食」と「農」の魅力を広く発信する。

② 人件費の確認について (意見)

補助金により人件費の一部が負担されている。補助金の交付先である「特定非営利活動法人 奈良元気もんプロジェクト」から入手した平成25年度収支計算書によれば、人件費の合計は以下のとおりとなっているが、発生した人件費の頭数は口頭による報告を受

けているのみであり、実際に当該イベントに関与したかどうかの確認が不十分であると考ええる。

人件費は、それが発生した事実を客観的に確かめることが難しいため、補助金交付先に、イベントスタッフ等の出席者等報告を添付させることで、それを確認することが望ましい。

(単位：円)

事業内容	単価	人数	日数	金額
企画会議	5,000	5	12	300,000
事前政策	5,000	3	10	150,000
看板制作等	5,000	2	3	30,000
イベント開催（当日参加者）	5,000	14	11	770,000
小計				1,250,000

③ 人件費の単価の根拠について（意見）

人件費について1日当たり単価は前述のとおり5,000円、旅費について1日当たり単価が2,000円として計算されている。

しかしながら、これらの単価の設定根拠が明確ではない。県職員の旅費規程等を根拠に設定する等の方法を検討することが望ましい。

④ 事業成果指標の設定について（意見）

「食と農のプロモーション事業」では、「にぎわい味わい回廊」開催の他、パンフレット作成等の「情報発信強化」、「奈良まほろば館等でのプロモーション実施」も行っているが、農林部によるPDCAサイクルの事業評価では「メディア掲載数」を成果指標として設定している。これらの指標を設定した理由は、『首都圏で最大限にプロモーションの効果高めるためには、各種メディアへの掲載が不可欠であるため。』とされているが、これは、「奈良まほろば館等でのプロモーション実施」に特化した成果指標と考えられる。

複数の内容の事業が同一の事業で行われる場合は、それぞれの事業内容に即した指標を設定することが望ましい。

⑤ 県農業との関連性について（意見）

「奈良にぎわい味わい回廊」事業補助金交付要綱によれば、「奈良県の魅力を「農」や「食」の面から発信し、より一層「農」と「食」の振興につなげるため」という趣

旨は定められおり、実際に開催されたイベントでも「西吉野柿フェア」として奈良県産農産物をPRするための催しも開催されている。

当該事業は観光事業としての側面も強いため、今後、県農業との関連をより深いものとした事業とすることが適当と考える。

(3) 「奈良のうまいもの」づくり事業／「奈良のうまいもの」PR・開発支援事業

【補助金】

(単位:千円)

No		18			
事業名(所管課所管係)		「奈良のうまいもの」PR・開発支援事業(補助金)(マーケティング課美味しい奈良推進係)			
事業目的		奈良の「食」に関心をもってもらい、それを目当てに奈良を訪れ巡ってもらえるよう、奈良の食づくりの情報配信を行う。もって、「奈良のうまいもの」ブランドを確立することを目的とする。			
事業内容		○奈良のうまいもの会 ・PRイベントの実施および県内外イベントへの積極的な参加 ・奈良の特産品を活用した奈良のうまいものブランド商品の開発 ○県 ・PR冊子や、ホームページ運営による情報発信			
事業主体		県			
事業開始年度		H23			
補助期間		単年度			
補助率		定額			
交付先(上位3件)(平成25年度)		相手先			
		一般社団法人 奈良のうまいもの会			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	720	720	620	
	実績	720	720	620	
財源	国				
	一般財源	720	720	620	
	その他				
数値目標又は管理指標の内容					
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績				
今後の事業の方向性		廃止 (理由)会員数増加や自主財源獲得のための事業実施などにより、自主運営の道筋がつかないことから、事業廃止。			
その他					

① 概要

(事業の背景)

平城遷都 1300 年祭の開催を契機に、食べ物・味覚の面から奈良をアピールするため、名物料理等を募集、認定し、販売店によるロゴ掲示など、その PR に努めてきた。平成 23 年度からは、登録店有志による「奈良のうまいもの会」が発足し、民間として「奈良のうまいものづくり」の主旨を継承した取組を推進しているところである。

(事業の目的)

食の観点から奈良をアピールするために創設した名物料理「奈良のうまいもの」を、平成遷都 1300 年以降も継続して情報発信し、一層のブランド力向上を図るため、「奈良のうまいもの」の PR・開発を支援する。

② 県農業との関連性について（意見）

「奈良のうまいもの」づくりは奈良の食文化を向上させることを主な目的としている。当該事業は奈良県農業の振興についても一部関係してきたものの、母体組織の自主的な運営への移行が確認できたため平成 25 年度で終了し、以降は、他のプロモーション事業等での PR やブランド向上に移行している。

当該事業については、当初より県産農産物の生産振興及び利用促進と「奈良のうまいもの」づくりの関連性を重視する等、奈良県農業との関係性についてもしっかり検討する必要があったものと考ええる。

(4) 眺望のいいレストラン支援事業

【各種経費】

(単位:千円)

No		5			
事業名(所管課所管係)		眺望のいいレストラン支援事業(マーケティング課販売・流通係)			
事業目的		眺望のいいレストラン認定、支援			
事業内容		眺望のいいレストランを認定し、認定店舗に対し支援を行う。			
事業主体		県			
事業開始年度		23年度			
契約方法					
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	11,000	5,400	5,700	2,400
	実績	6,025	4,930	3,365	
財源	国				
	一般財源	11,000	5,400	5,700	2,400
	その他				
数値目標又は管理指標の内容					
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績				
今後の事業の方向性		維持 (理由)平成27年度にも新規認定を行う予定			
その他					

① 概要

(事業の背景)

大和野菜、大和茶、大和牛、大和肉鶏など、県産農畜産物のブランド化を進めている一方、「奈良フードフェスティバル」「奈良のうまいもの」など、奈良らしい「食」づくりを進めている。また、「まほろば眺望スポット百選」で示されているように、奈良には素晴らしい「眺望」がある。

(事業の目的)

県産農産物を活用した美味しい「食」と、素晴らしい「眺望」をリンクさせた魅力的なレストランを展開する。また、県産農産物のブランド化を進め、生産と流通を促進し、農林水産業を活性化させるとともに、観光客の誘客促進にも資することを目的とする。

② 県産農産物の活用推進について(意見)

「眺望のいいレストラン」公募要領では、<認定基準>として『奈良で生まれた食材を活かし、質の高い料理を提供している。』ことが記載されているが、審査基準において

は、県産農産物の使用の有無は問われていない。また、認定レストランには、県産農産物を使用したメニューを一定期間提供することを依頼しているが、県産農産物の振興という観点からは副次的なものであると考える。

県産農産物をアピールするために、審査基準で県産農産物の活用を条件に加える等を検討することが望ましいと考える。

(5) 美味しい奈良のメニュー普及促進事業

【委託費/工事請負費】

(単位:千円)

No		8			
事業名(所管課所管係)		美味しい奈良のメニュー普及促進事業(物件費)(マーケティング課美味しい奈良推進係)			
事業目的		美味しい奈良の「食」の実現を目指し、県産食材を活用した汎用性のある美味しい料理メニューをレストランや一般消費者に普及させる。			
事業内容		①「美味しい奈良のメニュー」印刷製本 シェフ等へ送付し、県産食材を使ったメニューの増加を図る。 ②「美味しい奈良のメニュー」ホームページへの掲載 より多くのシェフや料理関係者、一般家庭への普及を目的として、インターネットでの普及を図る。(1メニューずつのプリントアウトも可能なレイアウトで作成)			
事業主体		県 プレインズ有限会社に委託			
事業開始年度		H24年度			
契約方法					
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算		2,640	1,135	
	実績		2,640	1,134	
財源	国				
	一般財源		2640	1,134	
	その他				
数値目標又は管理指標の内容		開発メニュー数			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画			30品目、96メニュー	
	実績			30品目、96メニュー	
今後の事業の方向性		廃止 (理由)県産食材を活用した汎用性のある美味しい料理メニューを作成し、HPや県民だより等の媒体にてレストランや一般消費者への普及に向け発信できる体制が整ったため。			
その他					

① 概要

(事業の背景)

「食の振興」のため、奈良の美味しい「食」の創造を推進し、一定の成果が出、奈良の「食」がスポットを浴びている。奈良の食の魅力向上を図るためには、県内レストランの魅力向上(県産食材を使ったメニューの提供等)が必要である。平成24年度に県内外の有名シェフによる県産食材を活用した料理メニュー約100品を開発。メニューだけでなく、食材の紹介を含んだ内容となっている。また、首都圏への県産食材の流通も進んでいることから、首都圏シェフへのメニュー提供により、県産食材の活用が促進される可能性が高い。

(事業の目的)

美味しい奈良の「食」の実現を目指し、県産食材を活用した汎用性のある美味しい料理メニューをレストランや一般消費者に普及させる。

② 継続事業の検討の必要性について（意見）

同事業は県産食材を活用した汎用性のある美味しい料理メニューをレストランや一般消費者へ発信することで、県産農産物の需要の喚起を目的とした事業であり、いわば「食」と「農業」のマッチングを目的とした事業である。

「奈良フードフェスティバル開催」事業や「にぎわい味わい回廊」事業が、食のイベントによる集客と同時に、間接的であるにせよ、県産食材をイベント参加者にPRしている事業であるのに対して、同事業は一般消費者に対して県産食材を用いた料理メニューの紹介を通じて県産食材を直接PRするといえるものであり、これらは相互に補完関係にある事業といえる。

県では3年で事業見直しが原則である中で、同事業はメニューの開発がひととおり終了し、県民だよりやHPでメニューの配布が実施可能であるため、事業の当初目的が達成されたとして、平成25年度末をもって廃止となった。

しかしながら、冒頭に述べたとおり、県の政策として「食」と「農業」の連携が県の農業施策体系において重要性がある中で、同事業はその連携の重要な一角をしめる事業であったと考えられる。

同事業の同様の趣旨については、今後もメニューを県民だよりや民間雑誌等に連載するなど、PRが継続的に行われているところではあるが、たとえば「奈良フードフェスティバル開催」事業や「にぎわい味わい回廊」事業等の食のイベントの際に開発メニュー料理の提供とともに小冊子やパンフレットの配布をするなどのメニュー普及啓発事業を継続



同事業により完成した料理メニュー冊子の表紙。この冊子の完成をもって、同事業は平成25年度末で終了した。

し、継続的に県産農産物の食（最終消費）への連携があればより効果的であったと考えられる。

なお、当該事業はメニューの開発が目的のひとつであったため、開発メニュー数という現状のPDCAサイクルの成果指標の設定もありうると考えられるものの、普及を通じた県産農産物のPRが最終的な目的となることから、例えば、県産食材の料理方法が掲示された料理雑誌や新聞等の広報媒体数や、パンフレットの配布数、県産食材PR活動数などを用いることも考えられる。

(6) 美味しい奈良の「食」マッチング事業

【物件費】

(単位:千円)

No		6.7			
事業名(所管課所管係)		美味しい奈良の「食」マッチング推進事業(マーケティング課美味しい奈良推進係)			
事業目的		県内レストラン・ホテル等を対象に、県産食材や加工品をPRするとともに、シェフと生産者等とを直接結びつける機会を創出し、奈良の食材を活かした、『美味しい奈良』づくりを推進するとともに、県産農産物・加工品の販路拡大を図る。			
事業内容		①県産農産物コーディネーターによる県内レストラン・ホテル等のニーズと生産者情報とのマッチングによる少量多品目の県産農産物の流通支援 ・生産者情報の収集、整理と飲食店ニーズの収集、伝達 ・生産者と飲食店の引き合せ、取引支援 ②農林振興事務所との連携による事業支援 ・売り込む農産物のリストアップ・生産者紹介			
事業主体		県			
事業開始年度		平成24年度			
契約方法					
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算		2,500	800	
	実績		1,966	403	
財源	国				
	一般財源		2,500	800	
	その他				
数値目標又は管理指標の内容		地元食材を活用するレストランの増加数 シェフと生産者が結びつき、県産農産物の積極的利用につながることを目的として設定			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				30店舗
	実績		15店舗	17店舗	
今後の事業の方向性		廃止 (理由) 地元食材を活用するレストラン(シェフ)の増加目標数30店舗に対して平成25年度実績が2店舗に終わり、事業効果が低いと判断したため。			
その他					

① 概要

(事業の背景)

「食の振興」のため、奈良の美味しい「食」の創造を推進し、一定の成果が出、奈良の「食」がスポットを浴びている。また、大和野菜を使ったメニューを出す店舗・メニューも増え、県産食材に対するシェフの興味も高まっている。このような状況において、平成22年度から「美味しい奈良」の創造事業で県内シェフ産地見学ツアーを実施しているが、これが生産者とシェフの交流の機会となり、レストランのメニュー化等に繋がっている。

また、平成24年度には、シェフと生産者をつなぐ流通方法の構築に向けた仕組みの検証を行っているが、市場流通しにくい少量多品目の県産農産物について、生産者情報の収集やシェフのニーズに対応しにくい状況にある。したがって、食の現場の細やかな要求に応えるために、シェフと生産者との間を繋ぐ新たな仕組みが必要であると考えます。

(事業の目的)

県内レストラン・ホテル等を対象に、県産食材や加工品をPRする。また、シェフと生産者とを直接結びつける機会を創出し、奈良の食材を活かした、『美味しい奈良』づくりを推進するとともに、県産農産物・加工品の販路拡大を図る。

② 後続の事業の検討の必要性について (意見)

同事業は、シェフと生産者を直接マッチングするという、県産農産物の需要の喚起を目的とした事業であり、いわば「食」と「農業」のマッチングを目的とした事業である。

「眺望のいいレストラン支援」事業や「東京における県産食材レストラン（調査検討段階）」事業が、レストランで提供される料理を通じて、間接的であるにせよ、県産食材を飲食客にPRしている事業であるのに対して、一般シェフと県産食材を提供する生産者をマッチングすることで、県産農産物を直接的に食につなげる、これらは相互に補完している事業であるといえる。

県では3年で事業見直しが原則であるが、同事業は事業効果が低いとして、平成25年度末をもって2年で廃止となったのみならず、後続の事業が実施されていない。これについて、同事業は3年間の目標数30店舗に対して2年間で17店舗の実績で、特に平成25年度の単年度実績が2店舗に終わり、コーディネーター設置による事業効果が低いと判定されて廃止されたものである。なお、現在は事業化されていないものの、必要に応じて引き続き担当課職員によるマッチングは継続されているとのことである。

しかしながら、冒頭に述べたとおり、県の農業施策体系において「食」と「農業」の連携に重要性があり、農家と「眺望のいいレストラン」として認定されたレストラン（以下、「認定レストラン」）とが双方向で生産および流通を共有できるシステムを構築することが謳われており、当該事業については新たな実施方法を検討した上で事業継続が検討されるべきであったと考えられる。

(7) なら食のギフト推進事業

【委託費/工事請負費】

(単位:千円)

No		10			
事業名(所管課所管係)		なら食のギフト推進事業(物件費)(マーケティング課美味しい奈良推進係)			
事業目的		県産農産物や加工食品など、奈良の「食」をギフト商品化し、民間企業や一般消費者のギフト、観光客のお土産等での利用拡大を通じて、県産農産物の魅力発信と新たな販路拡大を図る。			
事業内容		① ギフト商品企画・開発 ② ギフト運営販売 ・カード方式『寧楽プレミアムカード』(5,000円コース、3,000円コース(税抜き)) 対象: 法人需要・一般消費者向けギフト、県アンテナショップ、主要ホテル・土産店で販売 ・カタログ方式『寧楽セレクトカタログ』 対象: 一般消費者のギフトやお取り寄せ ・インターネット(ウェブ)方式『奈良ええもんストア』 対象: 上記他、一般消費者のデイリユース ③ 雑誌やテレビ等のメディアへのPR			
事業主体		県 奈良テレビ放送株式会社に委託			
事業開始年度		H24年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算		22,000	7,600	201
	実績		22,000	7,600	
財源	国				
	一般財源		22,000	7,600	201
	その他				
数値目標又は管理指標の内容		取り扱う商品アイテム数			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画		200	200	200
	実績		197	289	
今後の事業の方向性		縮小 (理由)3年間の委託事業終了後も、民間事業として継続できるよう、「奈良まるごと便」の魅力向上に取り組む。			
その他					

① 概要

(事業の背景)

奈良の美味しい「食」の創造を目指し、奈良フードフェスティバルの開催や眺望のいいレストランへの支援、「美味しい奈良」の創造事業等に取り組み、生産者・レストラン等との食のネットワークが構築されるとともに、一定の事業成果も出てきている。今後、食の振興施策の実現化に向けては、これに加えて、食品産業の振興が課題となっている。

このため、奈良の「食」を総合的に普及し、特産品の販売力を向上するためには、これまでに培ってきた食のネットワークに加え、食品産業事業者との連携関係を構築し、県産農産物のみならず加工食品も含めた商品開発・販売が必要である。

(事業の目的)

県産農産物や加工食品など、奈良の「食」をギフト商品化し、民間企業や一般消費者のギフト、観光客のお土産等での利用拡大を通じて、奈良の食の魅力発信と新たな販路開拓を図る。

② 販売実績について（意見）

当初、6,000個制作されたギフトカード（5,000円コース及び3,000円コースの2種類）について、委託先が作成した当初収支見込みによる販売見込及び販売実績は、以下のとおりである。

項目	見込		実績	
	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度
数量（個）	2,400	6,000	564	769
金額（千円）	9,600	24,000	2,416	2,572

カタログは当初20,000部が制作されたが、当初収支見込みによる販売見込及び販売実績は、以下のとおりである。

項目	見込		実績	
	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度
品目数（個）	1,333	3,333	150	41
金額（千円）	4,000	10,000	478	279

また、インターネットストアでの当初収支見込みによる販売見込及び販売実績は以下のとおりである。

項目	見込		実績	
	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度
品目数（個）	4,000	10,000	784	2,512
金額（千円）	12,000	30,000	3,652	15,949

上記の状況に鑑みると、当該事業の成果は十分には表れていないと考えられるが、当該事業は、平成26年度まで委託事業として継続され、その後少なくとも2年間は受託事業者単独で業務を行うこととされている。

平成27年度以降、県からの委託費の支弁は行われぬものの、引き続き、県も当該事業に関与することが予定されており、事業成果が出るよう、委託先と協働して事業に取り組むことが望まれる。

③ 事業成果指標の設定について（意見）

農林部による事業評価では、主要指標として「取り扱うアイテム数」を設定し、「食」のギフト商品化の促進の状況を測定している。また、PDCA サイクルの成果指標として「提供する販売方式数」を設定しており、選べるギフト（カード）方式、カタログ方式、ウェブ販売方式の3方式の販売方法で取り組んでいると評価されている。

現状の指標設定の考え方もありうると考えられるものの、適切に事業の効果を評価するためには、例えば販売額等を指標として用いることが望ましいと考えられる。

(8) 東京における県産食材レストラン調査検討事業（緊急雇用）

【委託費/工事請負費】

(単位:千円)

No		12			
事業名(所管課所管係)		東京における県産食材レストラン調査業務(マーケティング課販売・流通係)			
事業目的		県産食材を活用したレストランを東京都内で開設、運営するための基礎調査等を実施し、奈良県及び県産農産物のイメージアップ、ブランド力の向上につなげる。			
事業内容		県産食材を活用し、奈良県及び県産農産物のイメージアップ、ブランド力の向上につながるようなレストランを、東京都内で開設、運営するための基礎調査等を実施する。			
事業主体		県 株式会社クーカルに委託			
事業開始年度		平成25年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算			7,997	
	実績			7,997	
財源	国				
	一般財源				
	その他			7,997	
数値目標又は管理指標の内容					
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績				
今後の事業の方向性		廃止 (理由)基礎調査については、平成25年度で完了し、26年度以降に、具体的な物件探しや店舗の設計等を実施していくため。			
その他					

① 概要

(事業の背景)

奈良まほろば館でのPRやフードフェスティバルに首都圏から参加したシェフなどの口コミにより、首都圏のレストラン等から大和野菜等を使用したいとの声もあり、平成24年度から東京築地市場へ大和野菜等の配送を開始した。また、平成24年度には、知事自らが東京の大田市場、築地市場で柿と大和野菜のトップセールスを行い、市場関係者等にアピールすることにより、販路開拓につなげる取り組みを実施。

(事業の目的)

この機会に、さらに県産農林水産物を活用し、奈良県及び県産農林水産物のイメージアップ、ブランド力の向上につながるようなレストランを東京都内で展開することを検討する。平成25年度は、類似事例の調査や出店候補地の選定及びマーケット調査を行い、出店に向けた検討に当たって必要な基礎資料を収集する。

② 事業計画の妥当性検討の必要性について（意見）

基礎調査が終了したため、当該事業は平成 25 年度限りとなっており、平成 26 年度において「東京における県食材レストラン開設準備事業」が行われている。

一方で、当該事業の成果である『東京における県産食材を使ったレストラン出店調査業務 最終報告書』において県の投資額並びに営業試算（標準月）の想定が行われているが、その概要は以下のとおりである。

【投資額】

（単位：円）

敷金／保証金	13,951,760
工事期間家賃	5,580,704
工事費	72,500,000
設計監理料	7,250,000
合計	99,282,464

【想定客単価】

カジュアルダイニング	ランチ	¥1,300
	ディナー	¥5,500
メインダイニング	ランチ	¥2,160
	ディナー	¥10,800
	個室料	¥8,640

【想定月あたり営業日数】

日数／月	うち営業日	うち休業日
31 日	30 日	1 日

【想定稼働率（開店 1 年目の場合）】

	席数	平日ディナー	休日前ディナー	休日ランチ
カジュアルダイニング	34	80%	120%	180%
メインダイニング	20	50%	80%	100%
プライベート（個室利用）	8	50%	80%	—

【想定稼働率（開店 2 年目の場合）】

	席数	平日ディナー	休日前ディナー	休日ランチ
カジュアルダイニング	34	100%	150%	180%
メインダイニング	20	60%	100%	100%
プライベート（個室利用）	8	80%	100%	—

【営業試算（月額）】

(単位：円)

項目	1年目	2年目
売上高 (A)	11,220,200	12,984,400
経費	9,716,969	11,036,600
粗利益	1,503,231	1,947,800
運営管理費	450,969	584,340
税引前利益 (B)	1,052,262	1,363,460
利益率 (B/A)	9.4%	10.5%

売上高の前提となる客数について、例えば、売上に占める割合が最も大きいカジュアルディナー（単価 5,500 円）の分野では、開業 2 年目には、席数に対しほぼ 100%の客数を見込んでおり、かつ営業日数も月 30 日というほぼ年中無休の経営を想定したうえで売上高が試算されている。また、経費には、食材原価の他、人件費及び各種経費が含まれており、運営管理費は会社経費、カード手数料等と定義されていることから、税引前利益は企業会計における営業利益相当であると考えられる。

ここで、県が計画しているレストランとは価格帯、コンセプトが異なるが、財務情報入手できる主な飲食業を営む上場企業の売上高、営業利益、営業利益率は以下のとおりとなっている。営業利益率はおよそ 3～7%程度で推移しており、県のレストランの基礎調査において 10%超の営業利益率を想定している現在の計画の妥当性には慎重な判断を要するものとする。

会社名	決算期 (年/月)	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	営業利益率 (%)
サイゼリヤ	2014/8 (個別)	105,049	3,849	3.7
ロイヤルホールディングス	2013/12 (連結)	118,633	3,498	2.9
木曽路	2014/3 (個別)	45,721	1,390	3.0
きちり	2014/6 (個別)	6,913	480	6.9
すかいらく	2013/12 (連結)	332,484	22,563	6.8

事業担当課によると、当該営業試算は、あくまでレストラン出店調査業務を委託された受託事業者による試算であり、実際にレストランを運営することになる事業者を選定する際には、候補事業者に収支計画の提出を求め、その実現可能性を吟味する予定とされて

いる。今後、事業計画の実現可能性を十分に吟味し、その後の事業を進めることが望ましいと考える。

なお、当初想定したとおりの実績とならなかった場合に備えて、運営事業者との間で、損益分担、責任分担、リスク分担等について、明確に定めておくことが望ましい。特に、運営事業者が採算が合わず事業を中止した場合の空き店舗となっている間の家賃や、最終的に当該レストラン事業を撤退することとなった際の原状回復費用を県が負担しなければならなくなった際のリスク等についても、検討しておくことも必要であると考え。

(9) 首都圏流通促進支援事業

【委託費/工事請負費】

(単位:千円)

No		24			
事業名(所管課所管係)		首都圏流通促進支援事業(マーケティング課市場流通係)			
事業目的		大和野菜等、奈良県産の特徴ある農産物を東京市場を通じて、首都圏にて需要喚起を図るために、東京市場へのセールスを強化するとともに、県産農産物の東京への物流手段を確保し、安定供給を図る。			
事業内容		大和野菜等、奈良県産の特徴ある農産物を首都圏市場へ流通促進させるため、専用トラック便を運営し、流通経路の確保を図る。 ・週1回、東京までトラック便の運行を委託			
事業主体		県 株式会社ならにっかに委託			
事業開始年度		平成24年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算		3,000	5,954	15,146
	実績		2,885	5,954	
財源	国				
	一般財源		2,885	5,954	15,146
	その他				
数値目標又は管理指標の内容		首都圏での大和野菜を取り扱う仲卸業者を平成27年度までに15業者に増やします。 (H24:3業者)			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				10業者
	実績		3業者	7業者	
今後の事業の方向性		拡大 (理由) 県産農産物の東京への物流手段を確保し、安定供給を図る。			
その他					

① 概要

(事業の背景)

奈良まほろば館でのPRやフードフェスティバルに首都圏から参加したシェフなどの口コミにより、首都圏のレストラン等から大和野菜等を使用したいとの声もあり、平成24年度から東京築地市場へ大和野菜等を直送し、非常に好評を得ている。このため、平成25年度は、さらに需要を拡大していくために東京大田市場への直送も開始する。

(事業の目的)

大和野菜等、奈良県産の特徴ある農産物について、東京市場を通じて首都圏にて需要喚起を図るために、東京市場等へのセールスを強化するとともに、県産農産物の東京への物流手段を確保し、安定供給を図る。

② 事業成果指標の設定について（意見）

受託者から品目毎の出荷状況の報告を受けており、平成 25 年度では前年度に比較して出荷量が増加している。事業の成果を適切に把握するためには、目標となる出荷量、販売量、販売金額等を設定し、目標の達成に向けた進捗度合をモニタリングすることが有用であるとする。

農林部による PDCA サイクルの事業評価では、該当事業の主要指標、成果指標として、それぞれ、「首都圏で大和野菜を取り扱う仲卸業者数」、「東京市場への配送回数」が設定されているが、現状の指標設定の考え方もありうると考えられるものの、例えば、当該事業におけるトラック便の配送による販売量等を成果指標として設定することが、より効果的であるとする。

(10) 農産物直売所支援事業

【委託費/工事請負費】

(単位:千円)

No		28			
事業名(所管課所管係)		農産物直売所支援事業(マーケティング課販売・流通係)			
事業目的		協定直売所「地の味土の香」パンフレット更新業務			
事業内容		第4次協定直売所追加に伴うパンフレットの更新			
事業主体		県 株式会社ココロネに委託			
事業開始年度		平成25年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算			400	
	実績			952	
財源	国				
	一般財源			952	
	その他				
数値目標又は管理指標の内容		協定直売所「地の味土の香」の売上げを平成27年までに35億円に伸ばします(H25:32億円)			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績		29	32	
今後の事業の方向性		その他 (理由)第5次協定の締結年度(H27)に予算要求を行う			
その他					

【委託費/工事請負費】

(単位:千円)

No		28			
事業名(所管課所管係)		農産物直売所支援事業(マーケティング課販売・流通係)			
事業目的		地産認匠TEAM奈良「地の味土の香」ホームページリニューアル業務			
事業内容		既存ホームページのCMS化と第4次協定直売所の追加			
事業主体		県 プレインズ有限会社に委託			
事業開始年度		平成25年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算			800	
	実績			326	
財源	国				
	一般財源			326	
	その他				
数値目標又は管理指標の内容		協定直売所「地の味土の香」の売上げを平成27年までに35億円に伸ばします(H25:32億円)			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績		29	32	
今後の事業の方向性		廃止 (理由)CMS化により、職員での対応が可能となったため			
その他					

① 概要

(事業の背景)

農産物直売所は、農家・農業にとって重要な販売チャネルである上に、農業・観光・食文化等を通じた地域活性化の拠点としての機能発揮が期待される。安全でかつ求めやすい農産物への志向により、現在も農産物直売所のニーズは高い。協定直売所をはじめとする県内の既存直売所の更なる魅力を高めるため支援強化が必要となっている。

(事業の目的)

奈良県産の農産物を売る直売所を「地の味 土の香」というブランドでネットワーク化することで、農産物直売所のイメージアップやブラッシュアップを図り、直売所の売上向上や、県産農産物の消費拡大につなげる。

② 効果的なブランド活用について（意見）

農産物直売所のレベルアップ及びPRを目的とした直売所相互のネットワーク化を目指して、平成21年1月に「地の味 土の香」ブランドを設けており、当該事業において同ブランドの浸透を図っている。また、後述する『おいしい奈良産協力店拡大推進事業』において、平成22年6月に設定した「なら産彩」ブランドの下に県産農産物を扱う県内のスーパーマーケット等の一般小売店を「おいしい奈良産協力店」と呼称することで、県産農産物の地産地消を図っている。

それぞれの事業の直接的な目的は異なるものの、いずれも、最終消費者と直接結びつく小売店に関連するものであるという点及び最終的な目的は県産農産物を浸透させることにあるという点では同じであると考えられることから、効果的なブランド活用を行うために、例えば、「奈良県産の農産物」を扱う店舗に関するブランドを、直売所と一般小売店に共通のものとするなど、ブランドの共同活用等を検討することが有用ではないかと考える。また、「奈良県産の農産物」を表章する統一的なブランドがあれば、なお一層の効果があるのではないかと考える。

(11) おいしい奈良産協力店拡大推進事業

【委託費/物件費】

(単位:千円)

No		25			
事業名(所管課所管係)		おいしい奈良産協力店拡大推進事業(マーケティング課美味しい奈良推進係)			
事業目的		近畿圏の大規模小売店舗・外食産業関係者等と流通業者・生産者を結びつける機会を創出することにより、県産農畜産物・加工品等の大ロットでの流通促進・消費拡大を図る。			
事業内容		近畿圏の大規模小売店舗・外食産業等におけるPR・試食イベントの開催 開催時期: 通年 開催場所: 大規模小売店舗			
事業主体		県			
事業開始年度		平成24年度(前身事業は平成22年度から実施)			
契約方法		その他			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算		2,600	870	780
	実績		1,956	436	
財源	国				
	一般財源		2,600	870	780
	その他				
数値目標又は管理指標の内容		「おいしい奈良産協力店」の増加 主要指標としては「おいしい奈良産協力店」の登録店舗数。 ただし成果指標としては、消費者に県産農産物を意識してもらう機会をより多く設けるため、なら産彩キャンペーン回数を使用している。			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				100
	実績		85	91	
今後の事業の方向性		維持			
その他					

① 概要

(事業の背景)

県内スーパーマーケットにおける県産農産物等の取引増加を目指し、「おいしい奈良産協力店」の登録増及び協力店各店舗におけるPRイベントに取り組んできた。また、特に取引の大幅増につながる大ロットを取り扱う大手店舗等と継続的に県産農産物・加工品等の取引を行うには、圏域の商品取引権限を有する近畿圏域のバイヤーによる取引決定が不可欠であることが判明し、平成24年度は、近畿圏域のバイヤーへの働きかけとして商談会を実施している。

(事業の目的)

近畿圏の大規模小売店舗・外食産業関係者等と流通業者・生産者を結びつける機会を創出することにより、県産農畜産物・加工品等の大ロットでの流通促進・消費拡大を図る。

② 事業成果指標の設定について（意見）

農林部による PDCA サイクルの事業評価では、成果指標として「なら産彩キャンペーン回数」を設定している。

しかしながら、奈良県産農産物の生産額を増やすことが最終的な目標と考えるならば、現状の指標設定の考え方もありうると考えられるものの、例えば各協力店舗における奈良県産農産物の販売額を成果指標として設定し、協力店舗が増え、キャンペーン回数が増加した結果、奈良県産農産物の販売額の増加、という観点で評価することが、より効果的であるとする。

③ ブランドの設定目的について（意見）

農林部による事業評価では、主要指標（成果指標の数値向上に向けて、県が力を入れて取り組んでいる指標）として「おいしい奈良産協力店登録店舗数」を設定している。

ここで、おいしい奈良産協力店は、当初、意図したところでは、前述の事業の目的にも記載したとおり、奈良県内の小売店に限定していないようであったが、県が作成するパンフレット等によると、地産地消に取り組む奈良県内スーパーマーケット等が対象となっていると思慮される。まずは、県内の小売店に浸透させて行くという方針であるならば、それも一つの手法であるとするが、当初の目的と乖離しつつあるのではないかと懸念される点がある。

一方で、東京の奈良県直営のアンテナショップ「まほろば館」では、当該事業で定めているブランドである「なら産彩」ののぼりを使用しており、当初の目的である県内外の小売店にて奈良県産農産物等を PR することには合致していると思われるものの、地産地消を進める目的とは異なる使い方をされていると思われる。

このようなブランド使用に関する混同は、必ずしも県産農産物に対する消極的なイメージを与えるものではないとするが、現在では「なら産彩」は、実態としては奈良県産農産物の総称を指すブランドとして、その意味が変遷しつつあると考えられる。

今後、「なら産彩」については県のさまざまなシーンでの活用が想定されることから、ブランドを設定した目的を再認識するとともに、「なら産彩」というブランドの効果的な活用方法について整理することが望ましい。

第4. 担い手の育成と農村地域の活性化

1. 概要

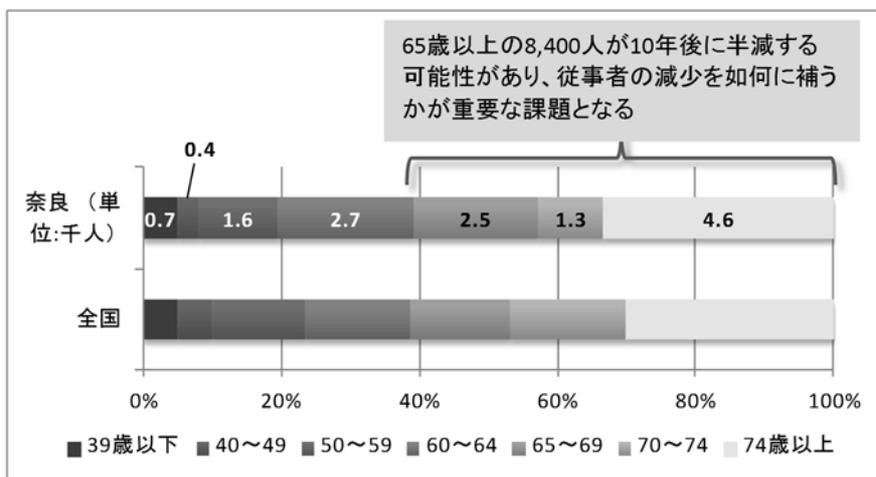
(1) 農業従事者減少と高齢化について

我が国において少子・高齢化が進む中、農業ではその傾向がより顕著に表れており、基幹的農業従事者の平成22年における平均年齢は、全国で66.1歳、奈良県では68.8歳となっている。これは、一般的に農業の生涯所得が他産業と比較して低いことなどによる後継者不足や新規就農者不足に起因していると考えられている。

基幹的農業従事者数についても、高齢化により毎年減少の一途をたどっている。全国の平成25年の基幹的農業従事者数は、平成22年と比べて15%減少し、1,741,000人となっている。奈良県においては、平成7年～平成17年にかけて一旦横ばいで推移したものの、平成17年以降減少傾向が強まっており、平成25年は平成17年と比べて15%減少の13,600人となっている。なお、農林水産省が平成22年3月に策定した「農業構造の展望」によると、平成32年における全国の基幹的農業従事者数は、現状のすう勢のままでは1,450,000人まで減少することが見込まれている。

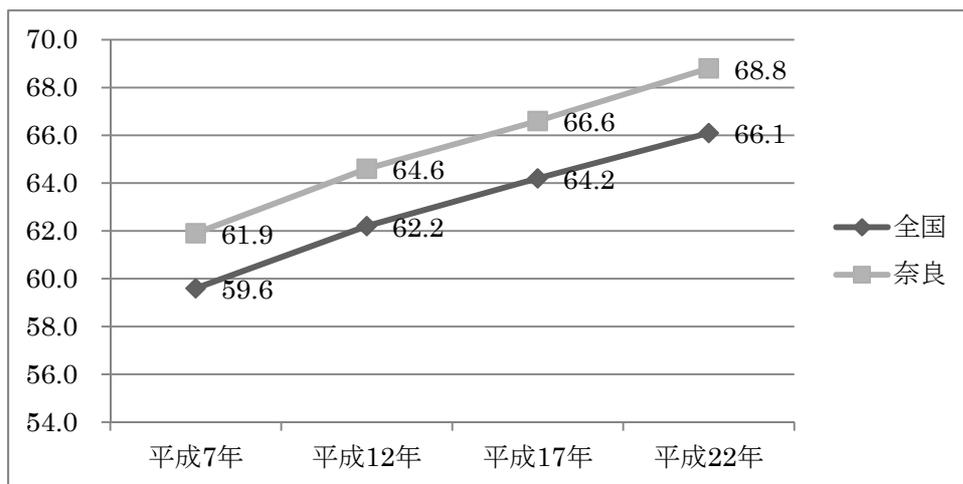
奈良県においては、平成25年の基幹的農業従事者13,600人のうち、61%に相当する8,400人が65歳以上の高齢者である。この高齢者層の今後10年間の離農者数を過去の離農率から推定すると、4,200人程度になると考えられる。この離農者数は平成25年の基幹的農業従事者の30%にも上るが、この減少分をいかにして埋めていくかが、今後の課題であると考えられる。

【基幹的農業従事者の構成人数】



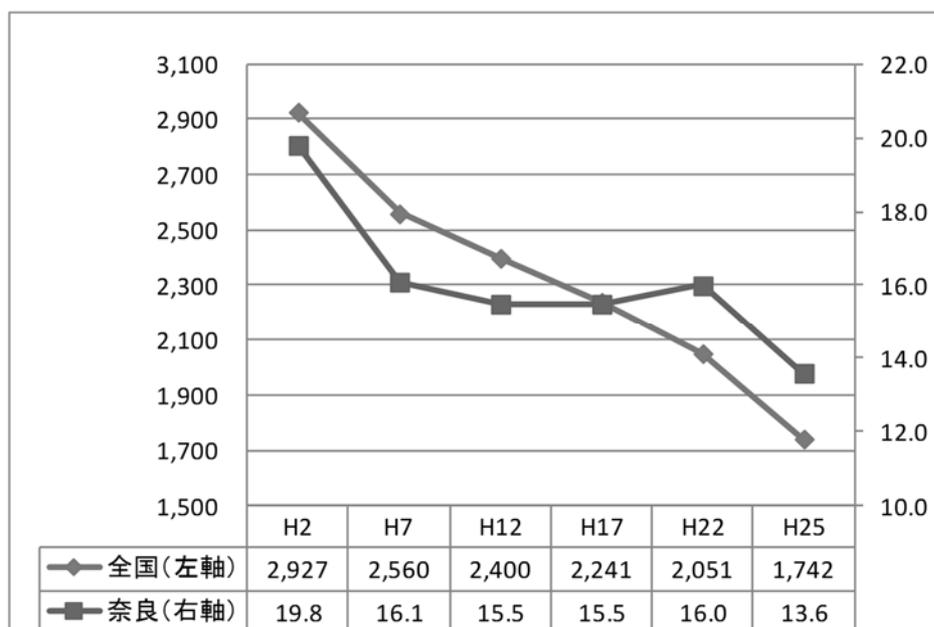
(農林水産省_農業構造動態調査をもとに監査人が作成)

【基幹的農業従事者の平均年齢】



(出典：農林水産省_平成 22 年農林業センサス)

【基幹的農業従事者数の推移】 (単位：千人)



(出典：農林水産省_平成 22 年農林業センサス・平成 25 年農業構造動態調査)

(2) 耕作放棄地の現状について

基幹的農業従事者の減少に伴い、農村地域の活性化の観点で、現状特に問題となっているのが耕作放棄地の増加である。

「耕作放棄地」とは、農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている。

高齢農業者のリタイア等に伴い、わが国の耕作放棄地はこの20年間増加している。全国の耕作放棄地面積は、昭和60年までは、およそ13万haで横ばいだったが、平成2年以降増加に転じ、平成22年には39.6万haとなっている。農地面積が減少する中、耕作放棄地面積率は、平成2年から平成22年にかけて約2倍に増加している。

このような中、特に、土地持ち非農家が所有する耕作放棄地面積が増加しており、平成22年では、耕作放棄地面積全体の半分を占めている。土地持ち非農家の耕作放棄地面積が増加した背景には、高齢農業者のリタイアの増加に加え、複数の相続人により農地の所有権が細分化されてしまうなど、農地の権利調整を円滑に行うことが難しくなったこと等が考えられる。

耕作放棄地の増加傾向は奈良県でも同様であり、平成7年の1,979haから平成22年の3,595haと15年間で1.8倍に増加している。また、耕作放棄地率（耕作放棄地面積を総農家の経営耕地面積で除したもの）は19.0%となり、全国平均（10.6%）、近畿平均（10.1%）を大きく上回っている。奈良県は、生産条件の悪い中山間地域が多いことから、農地を管理する担い手不足や生産調整の影響もあり耕作放棄地となることが多く、耕作放棄地率が全国平均よりも高くなっているものと考えられる。

従来、耕作放棄地は、農地法第30条第1項及び第2項の規定により、少なくとも年1回、市町村に設置された農業委員会により調査されるとともに、耕作放棄地の解消や未然防止を目的とした事業については、県、市町村、市町村農業委員会の協力のもと実施してきた。

しかしながら、上記のとおり県の耕作放棄地は増加傾向であり、制度や事業の効果は必ずしも十分でなかったと考えられ、その原因の一つとして、農業委員会の指導機能が十分に発揮されていなかった可能性がある。

また、各市町村の農業委員会に集積された耕作放棄地の情報をもとに、耕作放棄地の全体図を把握したうえで計画的な耕作放棄地の解消を進めるべきであったと思われる。

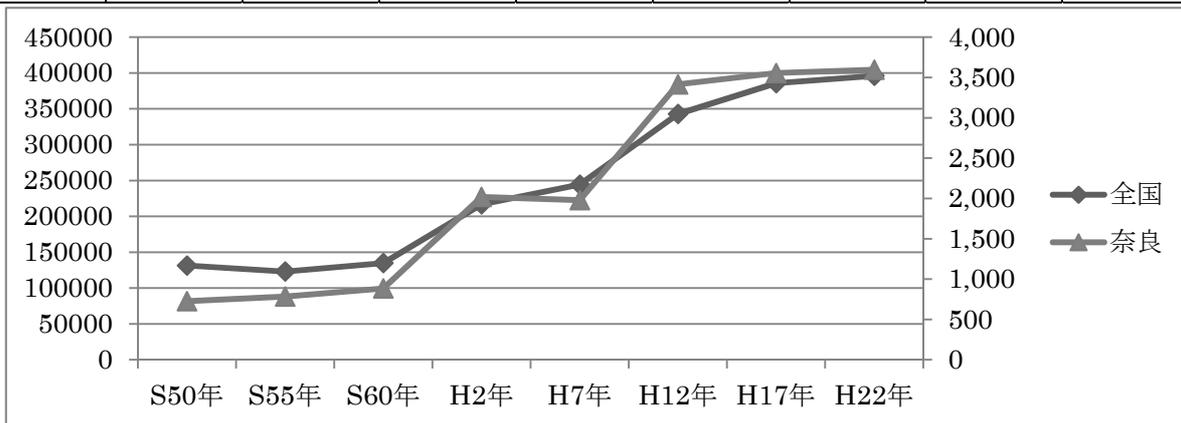
さらに、県は、各市町村の農業委員会が作成する「農業委員会 活動整理カード」に記載された遊休農地の発生防止・解消の目標と実績をモニタリングするなど、耕作放棄地の

解消のため主体となって同委員会に対する十分な指導を実施すべきであったと考えられる。

【耕作放棄地の推移】

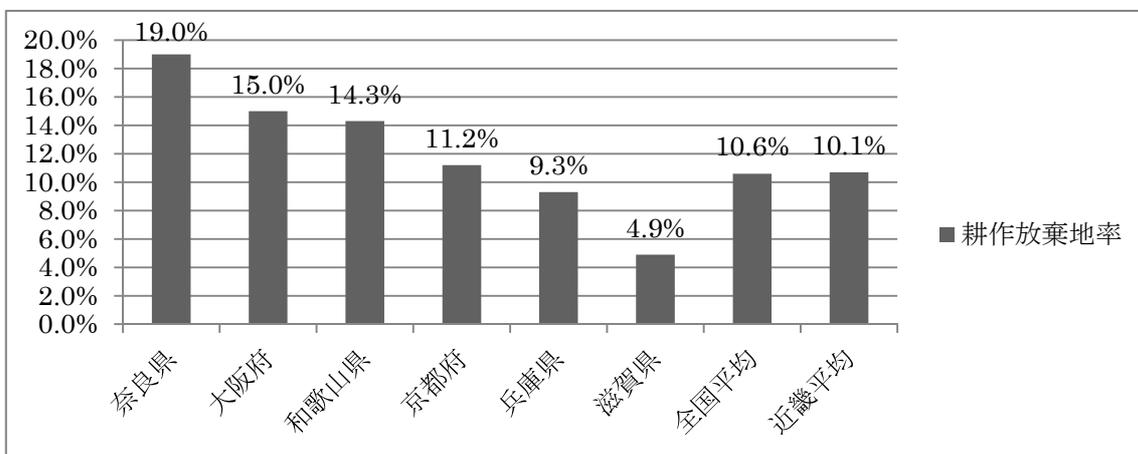
(単位：ha)

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
全国	131,422	123,078	134,870	216,785	244,314	342,789	385,791	395,981
奈良	726	783	884	2,018	1,979	3,414	3,555	3,595



(出典：農林水産省_平成22年農林業センサス)

【平成22年の耕作放棄地率】



(出典：農林水産省_平成22年農林業センサス)

今後も、農業従事者の高齢化により、土地持ち非農家の耕作放棄地面積は全国的に増加すると見込まれている。このような状況の中、国は農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構(※1)を各都道府県に設立し、農地の所有者に対して農地中間管理機構への農

地の貸付けを促すなどして、リタイア等する農家から円滑に農地を継承するための取組の強化に向けて歩みだしたところである。

(※1) 各都道府県に公的な機関として農地中間管理機構を整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律」が平成 26（2014）年 3 月に施行され、各地で農地中間管理機構の設立が進められている。農地中間管理機構は、リース方式（農地中間管理機構が借り受けて、担い手に転貸する）を中心とし、地域の関係者の話し合いによる、「人・農地プラン」

(※2) の作成・見直しと併せて取り組み、財政支援も充実させることから、農地の集積・集約化に成果をあげられるものと考えられる。

(※2) 「人・農地プラン」とは、今後の地域農業のあり方等を決定する「未来の設計図」のことである。

(3) 財団法人奈良県農業振興公社と農地中間管理機構の設立

① 農地中間管理機構設立の背景

財団法人奈良県農業振興公社は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業のもと、農用地の売買事業や賃貸借事業により中心的な経営体への農地集積の役割を担ってきた。しかし、制度上の制約から、リタイアする農家が直接個々の担い手と交渉するため、手間がかかることや担い手との面識がない場合もあることから売買や賃貸まで至らない事案も多く、農地集積に十分な役割を果たせてこなかった。

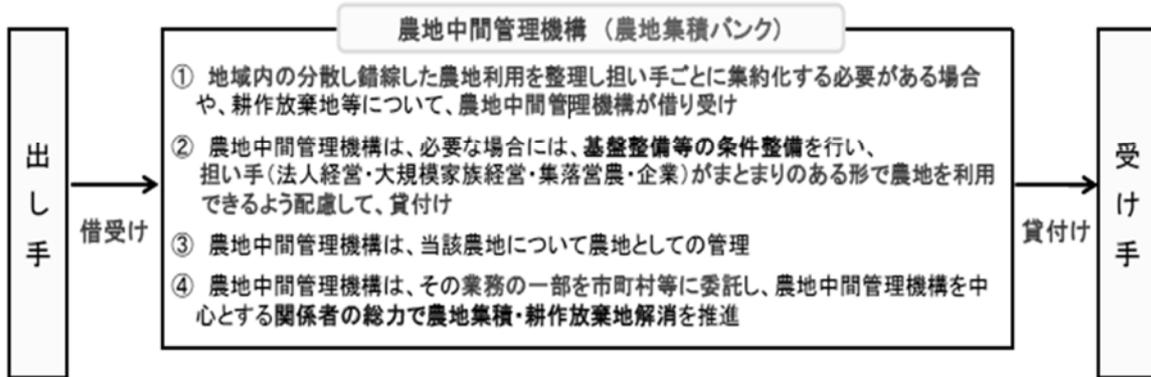
この事象は全国的にも同様であることから、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が平成 26 年 3 月に施行され、県が法律に基づき指定する農地中間管理機構が信頼できる農地の受け皿となって、リタイア等する農家から賃借し集約したうえで担い手に転貸する制度へと変更された。

これに伴い、財団法人奈良県農業振興公社（平成 26 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行）は、平成 26 年 4 月 23 日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」に定める「農地中間管理機構」として指定され、平成 26 年 6 月 11 日に公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターへと名称変更している。

農地中間管理機構は、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を目的に、農地の所有者と農地の受け手の橋渡しとなるべく新たに国の政策として展開が図られている。詳細は以下の図のとおりである。

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進）



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地（耕作放棄地予備軍）も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

（出典：農林水産省_農地中間管理機構の概要）

なお、包括外部監査の対象は平成 25 年度であることから、以下では平成 25 年度時点の組織である財団法人奈良県農業振興公社について記載することとする。

また、本報告書において、平成 25 年度以前の事項に関して言及する場合は、「財団法人奈良県農業振興公社」の名称で記載し、平成 26 年度以降の事項に関して言及する場合は、「公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター」の名称で記載することとする。

② 財団法人奈良県農業振興公社の概要

名称	財団法人 奈良県農業振興公社
所在地	奈良県橿原市四条町 88 奈良県農業研究開発センター3 階
沿革	財団法人奈良県農業振興公社は、昭和 47 年 8 月に設立された財団法人である。奈良県における農業の振興に資するため、農地保有の合理化を促進するとともに、農業経営規模の拡大及び農業生産性の向上並びに青年等の就農促進に係る諸事業を実施し、もって農業の近代化を推進することを目的とする。
所掌事務	【業務課】 1. 寄付行為、規程及びその他規則に関すること 2. 理事会に関すること 3. 文書及び公印に関すること 4. 職員の任免、給与及びその他人事等に関すること 5. 予算、決算及び会計経理に関すること 6. 資金の調達及び資金の運用に関すること 7. 事業用財産以外の財産の取得、管理及び処分に関すること 8. 公益財団法人への移行に関すること 9. 農地保有合理化事業に関すること

	10. 事業用財産の管理に関すること 11. 農地流動化対策新規事業の啓発普及に関すること 12. 就農支援資金の貸付け等に関すること 13. 新規就農対策等担い手育成に関すること 14. イチゴスペシャリスト育成・確保に関すること 15. 農業人材活用事業に関する事業 16. 農業振興支援事業に関する事業		
組織体制	【H25年4月1日現在 役員を除く】 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 事務局長 (○B嘱託) 【業務課長事務取扱】 </div> <div style="text-align: center;"> 業務課長 </div> <div style="text-align: center;"> 業務課 4 正規職員 2 県派遣 1 日々雇用 1 </div> </div>		
主要事業の概要 (平成 25 年度)	事業名	収益額 (円)	事業内容
	農地保有合理化促進事業	7,292,829	農用地等の売買事業 農用地等の賃貸借事業 ほ場整備農地利用権設定事業
	青年農業者等就農支援事業	5,868,983	就農支援資金貸付事業 就農支援活動事業 農場実践サポート事業 担い手育成確保支援事業
	農業人材活用事業	13,081,425	農作業労働支援事業 耕作放棄地再生事業 無料職業紹介事業
	農業振興支援事業	301,424,293	平成 25 年度をもって終了

③ 財団法人奈良県農業振興公社の主な事業内容

事業名	内容
農地保有合理化促進事業	<p>【農用地等の売買事業】 農業経営の規模拡大、農地の集積その他農地保有の合理化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農用地の買い入れ及び売渡事業を実施。</p> <p>【農用地等の賃貸借事業】 農業経営の規模拡大、農地の集積化その他農地保有の合理化を促進する方策として、農地の所有権を移転せずに効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農用地を縮小等する人から財団法人奈良県農業振興公社が借り入れ、規模拡大を図る担い手に貸し付ける賃貸事業を実施。</p> <p>【ほ場整備農地利用権設定事業】 ほ場整備事業は優良農地の確保と農作業の効率化を図る事業で、地域一体で取り組むことが必要である経営規模縮小農家のほ場整備事業への参加の促進と、担い手に対する農地の利用集積及び経営安定化策として、財団法人奈良県農業振興公社は規模縮小農家に対する賃借料（農家の事業負担金相当額）の一括前払の貸し付けを行う。整備後、農地を財団法人奈良県農業振興公社が借り入れこれを担い手に貸し付けることによって担い手から毎年賃借料を徴収する事業を実施。</p>
青年農業者等就農支援事業	<p>【就農支援資金貸付事業】</p>

	<p>新たに農業を始めようとする青年等（認定就農者）に対し、就農に必要な農業技術又は経営方法を実地に習得するための実践的な研修、その他就農の準備に必要な資金を無利子で貸付ける事業。近年、当該貸付はスーパーL資金の活用によって利用がなく、平成26年度の返済により残高0となる。（平成25年度末残高152,000円）</p> <p>【就農支援活動事業】 青年農業者等育成センターとして、新たに就職をしようとする青年等の相談に応じ、就農に関する情報の提供その他の援助を行う。</p> <p>【農場実践サポート事業】 就農希望する意欲ある者を対象に、本格的な農業経営に向けた実践研修を実施するため、財団法人奈良県農業振興公社が経営規模縮小農家等から研修農地を借り入れて就農希望者に無償で貸し付ける事業。なお平成25年度は実績はない。</p> <p>【担い手育成確保支援事業（イチゴスペシャリスト育成・確保）】 リーディング品目の一つであるイチゴの経営を目指す担い手を育成するため、基礎的な研修を習得した新規就農希望者に対し、財団法人奈良県農業振興公社が設置した高設イチゴ栽培施設で、苗づくりから販売・経理まですべて研修生の責任で実施し、財団法人奈良県農業振興公社が技術・経営指導の側面から実施。</p>
<p>農業人材活用事業</p>	<p>【農作業労働支援事業】 柿、キクなどリーディング品目の農業経営の安定と向上を図るには、収穫作業等の労働ピーク時の労働力確保が必要であるが、現状では、農家の求人ニーズはあるものの、求職者が少なく、労働力不足に陥っている。このため、意欲ある担い手農家の農作業繁忙期等の労働支援を実施。</p> <p>【耕作放棄地再生事業】 冬季の農作業閑散期において、農作業労働支援の人材を活用し、草刈機等で実施できる簡易な耕作放棄地の解消又はトラクターでの耕耘等による耕作放棄地の再生等を実施。</p> <p>【無料職業紹介事業】 農業版ハローワークとしての無料職業紹介を実施。</p>
<p>農業振興支援事業</p>	<p>国営総合農地開発事業実施地区の農業の振興を図るために県の支援を受けて農業振興支援事業を実施。</p>

④ 財団法人奈良県農業振興公社の平成 25 年度決算状況

財団法人奈良県農業振興公社の平成 25 年度における決算の状況は以下のとおりである。

【貸借対照表】

貸借対照表			
平成 26 年 3 月 31 日現在			
			(単位：円)
科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	22,311,560	28,727,924	△ 6,416,364
未収金	3,678,377	300,673,764	△ 296,995,387
事業用地	83,997,341	83,997,341	0
前払賃借料	694,320	1,283,766	△ 589,446
前払金	125,917	18,093	107,824
貸付金	152,000	304,000	△ 152,000
流動資産合計	110,959,515	415,004,888	△ 304,045,373
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	38,991,298	40,816,870	△ 1,825,572
就農支援資金引当預金	7,181,293	8,246,777	△ 1,065,484
車両取得資金積立預金	1,220,000	0	1,220,000
会計システム機能更新資金積立預金	950,400	0	950,400
資金運用積立預金	49,338,302	69,683,130	△ 20,344,828
特定資産合計	97,681,293	118,746,777	△ 21,065,484
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1,571,970	1,571,970	0
車両運搬具減価償却累計額	△ 1,571,969	△ 1,414,773	△ 157,196
什器備品	14,441,763	14,441,763	0
什器備品減価償却累計額	△ 5,456,458	△ 3,637,636	△ 1,818,822
出資金	450,000	450,000	0
その他固定資産合計	9,435,306	11,411,324	△ 1,976,018
固定資産合計	127,116,599	150,158,101	△ 23,041,502
資産合計	238,076,114	565,162,989	△ 327,086,875
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	24,682,605	1,695,890	22,986,715
一年以内返済予定長期借入金	1,594,080	301,115,695	△ 299,521,615
預り金	331,762	361,129	△ 29,367
流動負債合計	26,608,447	303,172,714	△ 276,564,267
2. 固定負債			
長期借入金	6,120,200	7,714,280	△ 1,594,080
退職給付引当金	17,377,846	40,816,870	△ 23,439,024
預り金	313,293	311,777	1,516
固定負債合計	23,811,339	48,842,927	△ 25,031,588
負債合計	50,419,786	352,015,641	△ 301,595,855
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	
2. 一般正味財産	167,656,328	193,147,348	△ 25,491,020
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(51,508,702)	(69,683,130)	
正味財産合計	187,656,328	213,147,348	△ 25,491,020
負債及び正味財産合計	238,076,114	565,162,989	△ 327,086,875

【正味財産増減計算書】

正味財産増減計算書			
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで			
(単位：円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	40,600	40,653	△ 53
②特定資産運用益	546,581	580,491	△ 33,910
③事業収益	327,667,530	658,960,009	△ 331,292,479
農地保有合理化事業収益	7,292,829	44,957,386	△ 37,664,557
用地売渡収益	0	27,191,670	△ 27,191,670
用地貸付収益	6,315,829	5,860,706	455,123
用地買入手数料収益	0	533,170	△ 533,170
合理化事業用地損失引当金取崩額	0	7,144,000	△ 7,144,000
合理化事業補助金	977,000	4,227,840	△ 3,250,840
就農支援事業収益	5,868,983	4,410,217	1,458,766
事業施設利用料収益	1,200,000	1,200,000	0
研修等事業収益	4,668,338	2,959,572	1,708,766
就農貸付事務費補助金	645	645	0
担い手育成確保支援事業補助金	0	250,000	△ 250,000
農業人材活用収益	13,081,425	0	13,081,425
人材派遣料収益	2,189,000	0	2,189,000
高齢者人材活用事業補助金	8,892,425	0	8,892,425
農業人材活用事業補助金	2,000,000	0	2,000,000
農業振興支援事業収益	301,424,293	609,592,406	△ 308,168,113
農業振興支援事業助成金	301,424,293	609,592,406	△ 308,168,113
④雑収益	3,243	3,222	21
経常収益計	328,257,954	659,584,375	△ 331,326,421
(2) 経常費用			
①事業費	349,803,494	686,397,483	△ 336,593,989
農地保有合理化事業費	23,400,596	65,966,109	△ 42,565,513
就農支援事業費	10,594,552	10,838,968	△ 244,416
農業人材活用事業費	13,880,109	0	13,880,109
農業振興支援事業費	301,928,237	609,592,406	△ 307,664,169
②管理費	5,771,052	9,275,840	△ 3,504,788
給料手当	1,196,189	1,446,426	△ 250,237
退職給付費用	0	1,030,030	△ 1,030,030
法定福利費	364,282	549,001	△ 184,719
福利厚生費	5,063	24,903	△ 19,840
臨時雇賃金	1,690,189	2,118,365	△ 428,176
その他管理費	2,515,329	4,107,115	△ 1,591,786
経常費用計	355,574,546	695,673,323	△ 340,098,777
当期経常増減額	△ 27,316,592	△ 36,088,948	8,772,356
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益	1,825,572	0	1,825,572
経常外収益計	1,825,572	0	1,825,572
(2) 経常外費用			
経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	1,825,572	0	1,825,572
当期一般正味財産増減額	△ 25,491,020	△ 36,088,948	10,597,928
一般正味財産期首残高	193,147,348	229,236,296	△ 36,088,948
一般正味財産期末残高	167,656,328	193,147,348	△ 25,491,020
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	187,656,328	213,147,348	△ 25,491,020

2. 施策体系及び実施状況

(1) 意欲ある担い手の育成・確保事業

① 施策体系

冒頭に記載した課題に対処するべく、奈良県における担い手育成・確保の施策は以下のとおり、「就農準備段階（ステップ1）」「若手農業者の育成段階（ステップ2）」「農業経営発展に向けた支援段階（ステップ3）」と就農者の段階に応じて3つのステップに分けて事業を実施している。



県におけるステップ別の主な担い手育成・確保施策の詳細は以下のとおりである。

【主な担い手育成・確保事業】

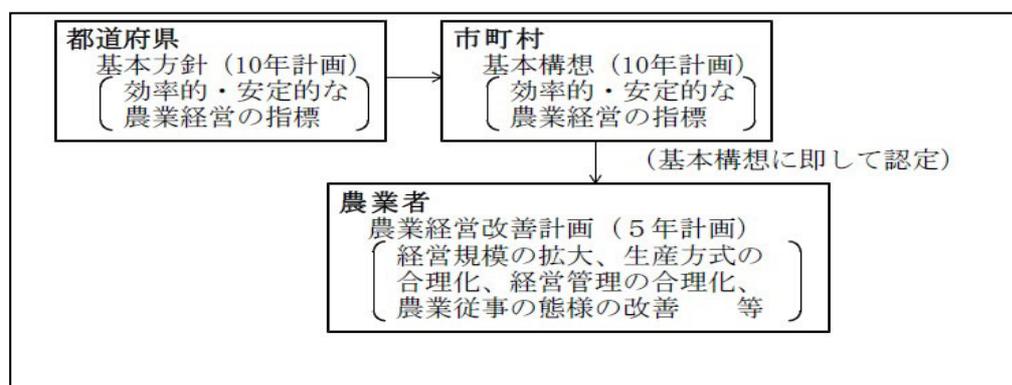
段階	施策名	施策内容	予算 (千円)	実績 (千円)	参照
就農準備 段階 (ステップ1)	農業新規参入者支援事業	・新規参入希望者の農業大学校での事前研修 ・産地のリーダー的農業者のもとで実践研修	10,000	6,475	
	新規就農者確保事業	・青年就農給付金(準備型)として、就農に向けた研修を受ける場合に、最長2年間、年150万円を給付	56,000	25,000	(1)③
	新規就農者の養成	・農業大学校での担い手養成(基礎過程、専門過程)、養成講座(シニアアタック)の開催 ・農業機械研修の実施	10,432	8,753	
若手農業者の育成支援 (ステップ2)	奈良の意欲ある担い手支援事業	・新規就農者のカルテを作成し、解決に向けた丁寧な指導 ・新規就農者、若手農業者に模範となる経営事例の紹介 ・意見交換会の開催	1,700	1,322	
	新規就農者確保事業	・青年就農給付金(経営開始型)として、就農間もない青年農業者に対し、経営が安定するまでの最長5年間、年150万円を給付	159,600	110,625	(1)③
	経営体育成支援事業	・「人・農地プラン」を策定した地域の中心経営体に対し、農業用施設の整備や農業用機械の導入等を支援	176,248	44,459	
農業経営発展に向けた支援 (ステップ3)	奈良の意欲ある担い手支援事業	・法人化を目指す経営体などが、経営の多角化・複合化を図るための新規作物の導入、特産品等商品の開発・加工、販路開拓の取組を支援 ・農業経営など課題を解決するための専門家の派遣、研修会、意見交換会の開催	1,700	1,315	
	地域農業担い手確保支援事業	・「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体や集落営農の法人化に向けた活動の支援	49,400	1,708	
	新たな農業力開発・発揮支援事業	・県産農産物の高付加価値化や新たな販路拡大などに取り組む農業者グループに対し支援	1,500	1,039	

② 担い手育成・確保に関する目標の設定とその達成状況

県では、平成 25 年度に認定農業者数を 1,800 人とする「戦略目標」（平成 21 年度から 25 年度までの 5 年目標）を掲げ、これを達成するため、毎年新規就農者を 50 人創出（平成 21 年度～平成 25 年度）すること、及び農業法人を毎年 10 法人設立すること等を「取組目標」として設定していた。

ここで、認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、農業経営基盤の強化に関する基本構想に照らして適切なものとして市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人をいう。同計画は経営規模の拡大や生産方式の合理化等を内容とするものである。

【認定農業者制度の概要】

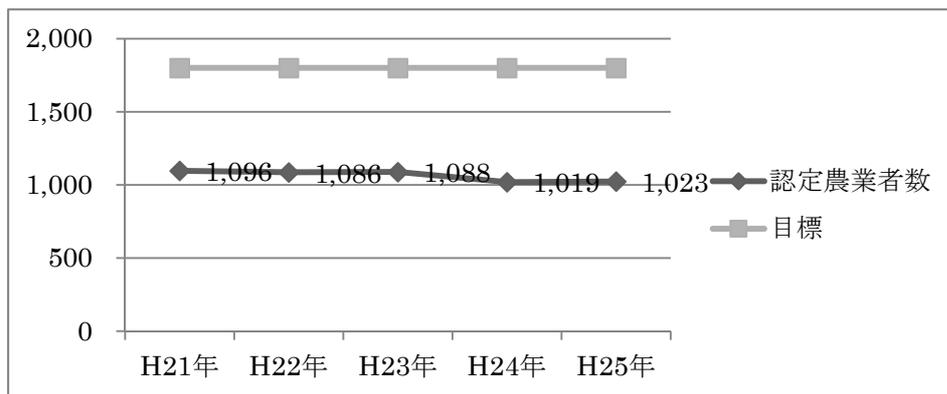


（出典：農林水産省_平成 26 年農業認定者制度）

「戦略目標」である認定農業者 1,800 人の目標は、平成 21 年時点の農業法人数 54 及び販売額 500 万円以上の販売農家（経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。）数 1,455 戸の合計 1,509 のうちそれぞれ 1 人を、認定農業者及び認定農業者並の農業者であるにとらえ、平成 21 年の 2 割増しとして導いたものである。

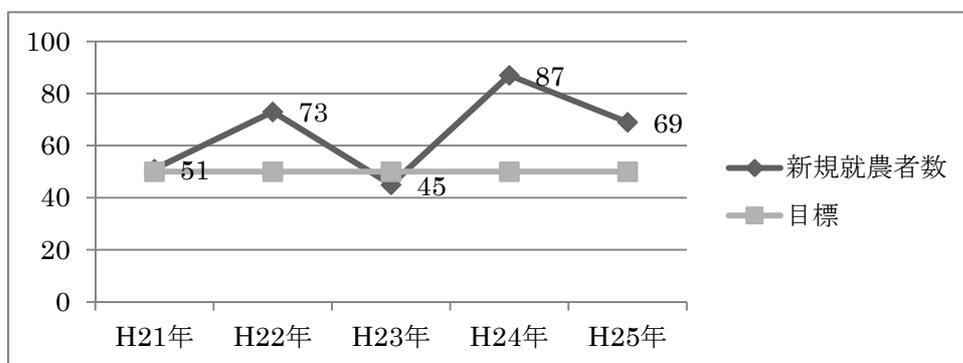
この認定農業者数 1,800 人の達成状況及び当該「戦略目標」に直接に関係する「取組目標」の新規就農者数、農業法人数については次のとおりである。

【認定農業者数の推移】



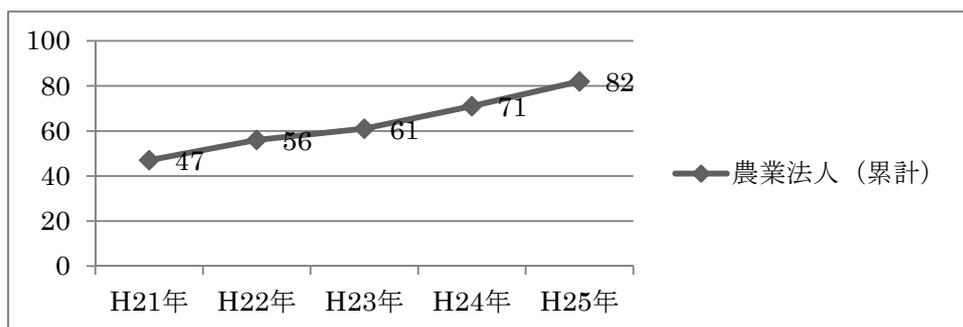
(出典：農林水産省_農業経営改善計画の営農類型別認定状況)

【新規就農者数の推移】



(出典：奈良県_平成 25 年度重点課題に関する評価)

【農業法人数の推移】



(出典：奈良県_平成 25 年度重点課題に関する評価)

③ 新規就農者確保事業の実施状況

上記の「取組目標」である新規就農者確保のために重要な役割を果たしているのが、新規就農者確保事業である。新規就農者確保事業とは、新規就農を増やし、将来の日本農業を支える人材を確保することを目的として、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、原則45歳未満で一定の条件をみたす就農希望者・新規就農者を対象として、就農前の研修期間（最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（最長5年間）の所得を確保する給付金を交付する事業である。就農前の研修期間（準備型）、就農後（経営開始型）ともに1人あたり150万円/年が交付されている。

新規就農者確保事業における給付金受給者の就農状況は、以下のとおりであり、離農者がほとんど存在しないことからすると、新規就農者確保事業は一定の成果をあげていると評価できる。

しかしながら、「戦略目標」の達成状況を勘案すると、新規就農者確保事業をはじめとする「取組目標」の設定自体に問題があると考えられるが、この点については、5.(1)にて記載する。

【青年就農給付金（準備型）】

平成26年10月時点（単位：人）

区分	就農	就農準備	継続給付	給付辞退	計
平成24年度に受給を開始した者	15	4	2	-	21
平成25年度に受給を開始した者	5	1	10	1(※)	17
平成26年度に受給を開始した者	-	-	8	-	8
合計	20	5	20	1	46

※補助金返還済み

（出典：奈良県_新規就農者確保事業における給付金受給者の就農状況）

【青年就農給付金（経営開始型）】

平成26年10月時点（単位：人）

給付対象者	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	給付	離農	給付	離農	給付	離農
平成20年度に就農した者	1	-	1	-	-	-
平成21年度に就農した者	8	-	8	-	8	-
平成22年度に就農した者	15	-	16	-	16	-
平成23年度に就農した者	7	-	7	-	7	-
平成24年度に就農した者	28	-	29	-	29	-
平成25年度に就農した者	1	-	19	-	19	-
平成26年度に就農した者	-	-	-	-	44	-
合計	60	-	80	-	123	-

（出典：奈良県_新規就農者確保事業における給付金受給者の就農状況）

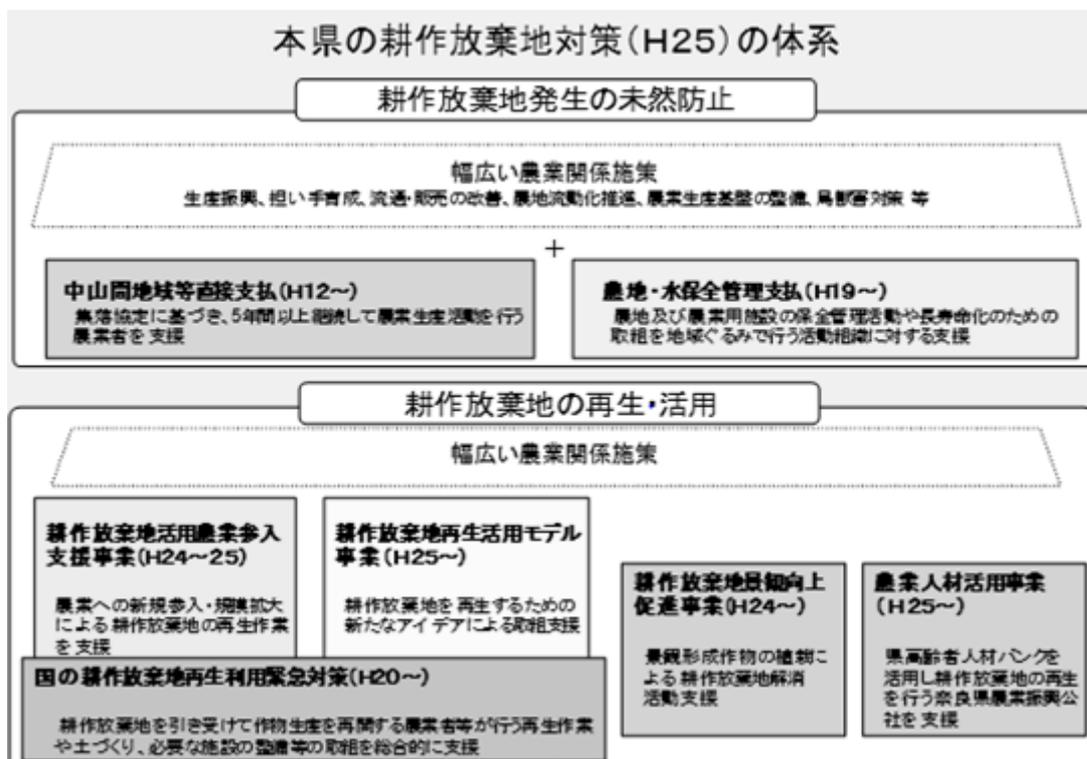
(2) 農村地域の活性化事業

① 施策体系

県では、農村地域の活性化にあたって、①農産物等を活用した地域産業の振興、②農村資源を活用したにぎわい創出、③農村資源の持続的な活用、④総合的な鳥獣被害対策の推進、という大きく4つの区分に分類し、それぞれについて各種施策を実施している。



これらの中でも、③農村資源の持続的な活用においては、近年特に問題となっている耕作放棄地の増加に対応するため、耕作放棄地の解消・農地の有効活用による農業振興及び県土の有効利用を図ることを目的に、耕作放棄地の解消及び未然防止施策として以下の事業を実施している。



【県における耕作放棄地の解消及び未然防止施策一覧】

区分	事業名	事業内容	予算 (千円)	実績 (千円)	参照先
解消	耕作放棄地活用農業参入等支援事業	新規に農業に参入する新規参入者や企業、または、規模拡大する既存の認定農業者や農業生産法人が耕作放棄地を有効活用し、リーディング品目やチャレンジ品目の振興をめざす	12,080	9,347	
	耕作放棄地再生活用モデル事業	耕作放棄地を再生し、新たなアイデアを活かした農業に取り組む農業者に対して、耕作放棄地再生、施設整備、生産・出荷・販売等に必要な経費を支援し、耕作放棄地再生モデルの事例として広く示す	3,000	2,523	
	耕作放棄地景観向上促進事業	耕作放棄地にコスモスやレンゲなどの景観作物を植栽し再生利用を行うことで、耕作放棄地解消と景観創造を推進し、農村地域の貴重な資源である農地の有効利用を図っていく。	1,400	1,400	

未然防止	奈良県地域農業担い手確保支援事業の農地集積協力金市町村補助金	人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積させることが見込まれる場合に、それに協力する者に市町村が農地集積協力金を交付することにより、人・農地プランの達成を図る	30,000	0	5. (3)
	県営ほ場整備事業	中山間地域では小區画水田が多く、耕作放棄地が増加する懸念があるため、区画整理等により農地を集積し、農業の大型機械化、営農労力の軽減を図る	199,090	167,810	6. (2)
	中山間地域等直接支払交付金事業	中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、農業農村の多面的機能を確保する観点から、生産条件が不利な地域において、集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等に対して市町村を経由して交付金を交付	248,966	248,454	
	農地・水保全管理支払交付金事業	地域資源の保全管理、老朽化が進む水路等の長寿命化、水質・土壌等の高度な保全活動を行う活動組織への支援	60,532	55,455	

これらの施策の結果、平成25年度においては、以下のとおり耕作放棄地の解消及び未然防止に寄与している。

【耕作放棄地の解消及び未然防止効果】

区分	事業名	対象面積(ha)
解消	耕作放棄地活用農業参入等支援事業	1.8
解消	耕作放棄地再生活用モデル事業	0.9
解消	耕作放棄地景観向上促進事業	1.2
未然防止	農地集積協力金市町村補助金	-
未然防止	県営ほ場整備事業	104.1
未然防止	中山間地域等直接支払事業	2,758
未然防止	農地・水保全管理支払事業	3,937

3. 監査対象

(1) 抽出条件

監査対象として、県の「主な政策集」の戦略3「新規就農者を支援するとともに、意欲ある担い手の育成・確保を図ります。」、戦略4「地域資源を活用した農村地域の活性化を図ります。」及び戦略5「農業振興のための体制整備を図ります。」に分類される施策事業の中から、農業に関する施策であって、以下のいずれかの要件を満たす事業を抽出して監査を行った。

- ① 補助事業または委託事業であって、その予算額が300万円以上であるもの
- ② 請負工事事業であって、その予算額が3,000万円以上であるもの
- ③ 積立金（基金の造成）であって、その予算額が300万円以上であるもの

(2) 監査の対象とした事業

上記に記載した条件により抽出した、意欲ある担い手の育成・確保事業の監査対象とした事業の一覧は以下のとおりである。

① 補助事業

(単位：円)

No.	事業名	最終予算額	決算額	負担金、補助及び交付金	参照先
87	経営体育成支援事業補助金	194,478,000	44,459,000	44,459,000	
91	人・農地プラン作成支援補助金	19,000,000	1,708,080	1,708,080	5. (2)
92	農地集積協力金	30,000,000	-	-	5. (3)
99	農業近代化資金等利子補給事業	6,830,000	2,894,817	2,894,817	
114	新規就農者確保事業補助金	216,350,000	136,412,000	136,412,000	

(3) 農村地域の活性化事業の監査対象一覧

① 補助事業

(単位：円)

No.	事業名	最終予算額	決算額	負担金、補助及び交付金	参照先
110	耕作放棄地活用農業参入等支援事業補助金	12,080,000	9,347,332	9,347,332	
157	適正放流促進事業補助金	4,874,000	4,874,000	4,874,000	6. (5)
167	農地・水保全管理支払交付金事業	60,532,000	55,455,108	55,455,108	
171	中山間地域等直接支払事業・交付金	248,966,000	248,454,385	248,454,385	

176	農村資源エネルギー支援事業	127,500,000	48,807,898	48,807,898	
185	基盤整備促進事業	192,670,000	112,934,532	112,934,532	
191	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	22,000,000	22,000,000	22,000,000	
192	土地改良施設維持管理適正化事業負担金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	
193	国営農業水利管理事業費負担金	23,055,000	21,571,314	21,571,314	
194	国営第二十津川紀の川土地改良事業費負担金	116,825,000	116,824,865	116,824,865	
195	国営農業用水再編対策事業費負担金（一期）	42,712,000	42,711,429	42,711,429	
196	国営農業用水再編対策事業費負担金（二期）	317,709,000	317,638,769	317,638,769	
200	ため池防災対策等推進事業	142,349,000	118,619,025	118,619,025	6. (7)
201	農業水利施設診断事業	49,730,000	32,313,500	32,313,500	
206	団体営農業用河川工作物応急対策事業	32,801,000	3,702,300	3,702,300	
208	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	384,182,650	144,988,138	103,816,588	
210	農地及び農業用施設災害復旧事業（過年災）	12,404,000	10,569,453	10,569,453	
215	基幹水利施設管理事業	40,838,000	40,032,000	40,032,000	
218	農業集落排水特別対策事業	77,437,000	77,437,000	77,437,000	
222	鳥獣被害防止活動支援事業	14,561,000	8,671,727	8,671,727	
223	鳥獣被害防止整備事業	264,698,000	121,560,254	121,560,254	6. (4)
235	農業委員会費補助金事業	8,317,000	6,927,940	6,927,940	
236	農業会議人件費等補助事業	18,692,000	18,692,000	18,692,000	
237	農業委員会交付金事業	58,564,000	58,564,000	58,564,000	
238	農業委員会等活動強化補助事業（県単）	3,670,000	3,670,000	3,670,000	
292	地籍調査事業費補助金	200,301,000	199,836,788	198,771,000	6. (3)
297	大和平野地区強化支援事業	7,250,000	7,250,000	7,250,000	
300	大和平野土地改良事業管理費補助金	90,000,000	90,000,000	90,000,000	6. (6)
301	水土総合強化推進事業補助金	6,812,000	6,811,429	6,778,000	

② 委託事業

(単位：円)

No.	事業名	最終予算額	決算額	委託料	参照先
82	農業総合センター移転整備事業委託費	473,573,500	61,960,765	61,960,765	
121	農業大学校6次産業化研修拠点整備事業	406,898,000	120,043,650	40,690,350	
123	農業大学校6次産業化研修拠点整備事業・物件費	12,594,380	11,146,668	7,474,068	
139	農村資源を活用した地域づくり事業(物件費)	4,666,000	4,177,190	3,050,327	
181	県営ほ場整備事業	199,090,000	167,810,267	28,018,700	6. (2)
186	県営農地環境整備事業	237,215,000	191,839,294	37,189,100	

189	一般農道整備事業	37,967,000	32,272,924	10,883,250	
190	基幹水利施設ストックマネジメント事業	94,763,000	82,175,100	10,773,000	
199	県営ため池整備事業	138,427,000	72,152,000	13,000,050	
203	県営農業用河川工作物応急対策事業	40,001,000	10,058,500	10,058,500	
207	倉橋防災ダム管理事業	9,836,000	9,836,000	9,836,000	
208	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	384,182,650	144,988,138	2,980,950	
211	みつえ高原牧場地すべり等対策事業	138,200,000	134,609,330	6,725,500	
416	農業総合センター運営管理事業（物件費）	38,201,000	36,858,824	13,748,487	
419	産学官連携研究（物件費）	54,365,000	33,189,379	3,300,000	

③ 請負工事

（単位：円）

No.	事業名	最終予算額	決算額	工事請負費	参照先
177	県営畑地帯総合整備事業	133,531,000	77,935,200	76,179,600	
181	県営ほ場整備事業	199,090,000	167,810,267	133,288,381	6. (2)
186	県営農地環境整備事業	237,215,000	191,839,294	102,440,050	
188	奈良東部広域農道整備事業	1,037,875,000	581,407,078	578,840,150	
190	基幹水利施設ストックマネジメント事業	94,763,000	82,175,100	71,402,100	
199	県営ため池整備事業	138,427,000	72,152,000	56,640,150	
208	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	384,182,650	144,988,138	38,190,600	
211	みつえ高原牧場地すべり等対策事業	138,200,000	134,609,330	127,655,800	
213	西和地区農地陥没対策事業	41,604,000	28,109,800	28,068,500	

④ 積立金

（単位：円）

No.	事業名	最終予算額	決算額	積立金	参照先
221	農地中間管理事業等推進基金造成事業	209,400,000	209,400,000	209,400,000	4. (2)

4. 全体意見

(1) 耕作放棄地の解消計画について

① 財団法人奈良県農業振興公社の事業実施状況について

耕作放棄地の増加に伴い、農地の効率的・効果的な利用が重要となる中で、財団法人奈良県農業振興公社は、従前から農地保有合理化促進事業を実施してきた。

財団法人奈良県農業振興公社の農地保有合理化促進事業は、農地を中心的な担い手に集約するため重要な事業である。この農地保有合理化促進事業には、農用地の売買事業と農用地の賃貸借事業が存在するが、これらの実績は下記のとおりであり、現状の耕作放棄地の規模（平成 22 年農林業センサスによると、県の耕作放棄地面積は 3,595ha）からしてあまりにも小規模であり、耕作放棄地の解消及び農地の集約化への寄与は限定的と考えられる。

【農地保有合理化促進事業の実績】

（単位：ha、千円）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (予算)
売買事業面積(ha)	2.8	-	0.3	2.3	-	0.8
売買事業金額(千円)	21,510	-	1,750	27,191	-	
賃貸借事業面積(ha)	69.4	69.4	70.3	76.2	89.9	91.2
賃貸借事業金額(千円)	3,936	3,956	4,000	5,271	5,726	7,713
耕作放棄地解消面積 (ha)	3.0	2.2	1.4	-	3.4	3.0

② 計画的な耕作放棄地解消の必要性について（意見）

既述のとおり、これまで県、財団法人奈良県農業振興公社、市町村、市町村農業委員会は、農地の効率的・効果的な利用を促進し、耕作放棄地の未然防止・解消のため様々な事業を実施してきたものの、耕作放棄地は依然として増加傾向にあり、取り組みが十分なものとはなっていない。

農地の活用を推進し耕作放棄地を解消するためには、農産物のブランド化の推進などによる生産振興、ほ場条件の改善、担い手が不在の地域においては、集落営農への誘導や景観作物の栽培などによる保全管理の実施などの農業生産基盤整備を総合的に実施するこ

とが必要である。なかでも、意欲ある担い手に農地を集積し、その活用を促進するための施策は特に重要である。

財団法人奈良県農業振興公社は、平成 26 年度より農地中間管理機構としての役割を担う公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターに改組され、離農者及び規模を縮小する農業者から借り受けた農地を、必要に応じて条件整備を行い、利用しやすく配慮して意欲ある担い手に貸し付ける事業を新たに実施することとなる。そのため、県では、平成 25 年度時点でそのための費用 209,400 千円を「奈良県農地中間管理事業等推進基金条例」に基づき基金に積み立てている。

この中で、県は「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標を以下のように定めている。

項目	平成 24 年度	概ね 10 年後 (平成 35 年度)
耕地面積 (①)	22,400ha	22,400ha
うち担い手が利用する面積 (②)	2,884ha	7,582ha
担い手への農地集積率 ②/①	13%	34%

このように、県では今後 10 年間で 4,698ha の農地を地域の中心的な担い手へ集積することを計画している。これを 1 年ごとに区分した年度ごとの農地集積計画は策定されていないが、単純平均すれば 1 年間で 470ha に相当する。これに対し、平成 27 年 1 月末時点での集積実績は、107.5ha に留まる。なお、この集積実績は、従来からの賃貸借事業 (80ha) 及び新規マッチング (27.5ha) の合計である。

今後、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターが農地中間管理機構として、奈良県における農地集積の中心的な役割を担ってそれを加速化していくためには、県の目標とする農業産出額に基づき必要となる農地の総量を算出し、これを充足するに足る耕作放棄地解消目標を掲げるとともに、上記の 10 年間の計画を年度計画に精緻化して、県とも一体となって進めていく必要があり、さらには、市町村、市町村農業委員会とも連携していく必要がある。

なお、その際には、農地情報データベース (※) を用いた計画的な農地集積及び耕作放棄地の解消を実施することが望まれる。

※農地情報公開システムであり、地図上に表示された農地情報をインターネット上で誰もが閲覧することができるもの

(2) 財団法人奈良県農業振興公社と県の事業分担について（意見）

農業人材活用事業等は、現在、直接費用の全額を県が負担して試行的に実施している。事業内容を見ると、農業人材活用事業等は、質的な意義も高いものであると考えられることから、財団法人奈良県農業振興公社で小規模に継続するのではなく、県及び財団法人奈良県農業振興公社は継続的に見直しを行い、事業の内容、実施規模、終期の設定など、今後の事業の在り方について目標を設定し、適切に管理していくべきものであると考える。

また、農地中間管理機構として、今後の農地集積の中心的な役割を果たすため、事業の一元管理等の効率性や事業効果測定等の観点から、財団法人奈良県農業振興公社と県の役割分担について整理を行うべきであると考ええる。

5. 意欲ある担い手育成・確保支援事業に係る監査の結果及び意見

(1) 担い手育成・確保の目標設定及び達成状況について

① 当初の「戦略目標」の未達について（意見）

既述のとおり、県は、平成 21 年度以降、「戦略目標」として平成 25 年度に認定農業者数を 1,800 人にするという目標を掲げ、これを達成するため「取組目標」として、新規就農者を毎年 50 人創出すること、及び、農業法人を毎年 10 法人設立することを掲げていた。

しかし、認定農業者数は平成 21 年度の 1,096 人から平成 24 年度の 1,019 人と直近 4 年間で 77 人減少しており、平成 24 年度時点において、平成 25 年度までに認定農業者を 1,800 人にするという「戦略目標」は極めて達成困難な状況となった。

認定農業者数が減少した要因としては、新規就農者が必ずしも認定農業者となっていないとは限らないこと、及び農家全体の高齢化により新規認定の伸び悩みや 5 年毎の再認定時の高齢化等による脱落が考えられる。

平成 21 年度から平成 24 年度にかけて、「取組目標」を概ね達成しながらも「戦略目標」が大幅に未達となったのは、「戦略目標」を達成するための「取組目標」の設定自体に問題があったと考えられる。本来、「戦略目標」である認定農業者数 1,800 人をいかに達成するかについて十分な分析と計画（シミュレーション）が必要であり、それに基づき「取組目標」が設定されるべきであるところ、県では「戦略目標」と「取組目標」との間に根拠のある十分な関連づけがなされてこなかったといえる。

現状の施策体系は、新規就農者確保事業をはじめとした新規就農者の確保・育成（ステップ 1、ステップ 2）のための施策は、質的にも金額的にも充実した内容となっている一方で、農業経営発展に向けた支援（ステップ 3）に対する施策については、予算規模・実績ともに小さい。

認定農業者数を増加させることが本来の目的であるならば、認定農業者数を直接的に増加させるような施策が必要であり、平成 25 年時点の認定農業者並の農業者（販売額 500 万円以上の販売農家）は約 1,200 戸、販売額 300 万円以上 500 万円未満の販売農家は約 700 戸存在しているため、これらを認定農業者へ押し上げるための重点的な施策の実施が望まれる。

② 認定農業者数の目標と農業振興の方向性との関連性について（意見）

県では当初の「戦略目標」である認定農業者数 1,800 人の達成が極めて困難な状況であることから、平成 25 年度における意欲ある担い手育成・確保の「戦略目標」は、新規就農者を毎年 50 人確保することに変更している。

しかしながら、先に記載したとおり、奈良県の農業人口の高齢化及び減少は深刻である中、これらに応える奈良県の農業振興の方向性（例えば農業産出額など）を掲げ、この農業振興の方向性とこれを達成するために必要な「戦略目標」が明確に関連づけられ、定められることが重要である。

農業振興の方向性として、例えば、現状の農業産出額の維持を重視するのであれば、今後、中長期的に、認定農業者、認定農業者以外の農業者、新規就農者及び農業法人が担っていく農業産出額を設定した上で、そこから必要な人数を割り出して「戦略目標」として設定し、それを達成するための「取組目標」及び必要な具体的な施策を導き出すことこそ必要と考える。

なお、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」では、地域別の振興方向として、大和平野地域、大和高原地域、五條・吉野地域に分けて設定していることから、認定農業者数に関する目標も地域別に設定することが有効と考えられる。

(2) 人・農地プラン作成支援事業

① 概要

【補助金】					
(単位:千円)					
No.					
事業名(所管課所管係)		人・農地プラン作成支援事業			
事業目的		地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体はどこか、中心となる経営体にどうやって農地を集積するか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどうするか、を決定した「人・農地プラン」の作成への取り組みを支援する。			
事業内容		市町村による人・農地プランの作成を促す活動、検討会を開催し人・農地プランの決定を行う活動に対して支援をおこなうとともに、県が人・農地プラン作成支援事業の適性実施に係る指導、確認を行う。			
事業主体		国			
事業開始年度		平成24年度			
補助期間		1年			
補助率		10/10			
交付先(上位3件)(平成25年度)		相手先			
		1 曾爾村 400千円			
		2 大淀町 274千円			
		3 吉野町 237千円			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算		9,262	19,400	16,507
	実績		2,901	2,007	
財源	国		2,901	2,007	
	一般財源				
	その他				
数値目標又は管理指標の内容		(例えば) 農振農用地のある29市町村の集落において人・農地プランを作成する。			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画		234集落	236集落	236集落
	実績		74集落	110集落	
今後の事業の方向性		維持 (理由) 国事業に基づき実施			
その他					

(事業の目的)

集落・地域での話し合いに基づき、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図るため、人・農地プランを作成するための取組に対して支援することを目的とする。

(事業の内容)

市町村が、人・農地プランを作成する取組に対して支援を行うとともに、市町村によるプランの適正実施に係る指導・確認等を行う。

(人・農地プラン)

人・農地プランとは、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」を解決するため、集落・地域で話し合いを行い、今後の中心となる経営体を選定するとともに、どのように中心的経営体に農地を集めるか、今後の地域農業のあり方等を決定する「未来の設計図」のことである。

人・農地プランが市町村にて認定されると、主として以下のような支援を受けられるというメリットがある。

- イ) 青年就農給付金（経営開始型）の給付
- ロ) 認定農業者に対するスーパーL 資金の当初 5 年間無利子化
- ハ) 経営体育成支援事業補助金の給付

② 事業の実施状況について（意見）

人・農地プラン作成支援事業は、1,900 万円の予算に対して実績は 170 万円となっている。

農林水産省から公表されている平成 26 年 3 月末時点の人・農地プラン策定の進捗状況によると、奈良県では、「人・農地プランを作成しようとしている市町村数」28 に対して、「人・農地プランの作成に至っている市町村数」は 22 となっており、その進捗率は 78%である。

一方、全国累計の進捗率は 95%であり、奈良県の進捗率は芳しくない。

【平成 26 年 3 月末時点の人・農地プラン策定の進捗状況】

	人・農地プランを作成しようとしている市町村数	人・農地プランの作成に至っている市町村数	進捗率
全国計	1,576	1,498	95%
近畿計	156	135	86%
奈良県	28	22	78%

（出典：農林水産省ホームページ）

県の人・農地プラン策定進捗率が低迷している要因の 1 つとして、人・農地プラン作成支援事業の停滞が考えられる。人・農地プラン作成支援事業の中でも金額的に大部分を占めているのが、地域農業支援組織連携強化活動（予算額 15,000 千円）であるが、本事業の実績がないことが主要因と想定される。

地域農業支援組織連携強化活動とは、人・農地プランをより効果的、効率的に進められるよう、その集落の事情をよく知る人物（例えば県普及職員の OB や JA の OB）等を地域連携推進員として、人・農地プランの作成の進んでいない地域等に派遣する事業である。

平成 25 年度においては、この地域農業支援組織連携強化活動事業費の実績が発生していない。この理由は、地域農業に精通した候補者が見つからなかったこと、及び、県の給

与規程と仕事量が折り合わなかったことにより、地域連携推進員を雇用できなかったためである。

中心的経営体への農地集積をより加速化していくためには、地域連携推進員を用いた人・農地プラン作成の更なる推進が求められるが、そのためには県と市町村の連携を強めて計画的に候補者を選定するとともに、定期的な雇用条件の見直等が望まれる。

(3) 農地集積協力金市町村補助事業

① 概要

【補助金】					
(単位:千円)					
No.					
事業名(所管課所管係)		農地集積協力金交付事業			
事業目的		人・農地プランに位置づけられた中心となる経営体への農地集積目標の達成のため、農地集積協力金交付事業を実施する。			
事業内容		人・農地プランに位置づけられた中心となる経営体に農地を円滑に集積させるため、また分散錯綜した農地の連担化を行うため、それらに協力する者に市町村が農地集積協力金を交付する。			
事業主体		国			
事業開始年度		平成24年度			
補助期間		1年			
補助率		定額(面積により金額が変動)			
交付先(上位3件)(平成25年度)		相手先			
		実績無し			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算		30,000	30,000	
	実績		300	0	
財源	国		300	0	
	一般財源				
	その他				
数値目標又は管理指標の内容		(例えば) 毎年100戸から農地を集積する。			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画		50ha	50ha	
	実績		0.3ha	0ha	
今後の事業の方向性		廃止 (理由) 平成25年度で廃止のため			
その他					

(事業の目的)

今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれている。そのため、地域での話し合いを通じた合意形成等により、認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地の利用集積を促進することを通じ、「平成の農地改革」を強力に推進し、持続可能な力強い農業構造を目指す。

(事業の内容)

土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが見込まれる場合や、中心となる経営体の農地を連担化させようとする場合に、それに協力する者に市町村が農地集積協力金を交付する。

② 実施状況

農地集積協力金市町村補助事業とは、リタイアする農家が、地域の話し合いで決めた「地域の中心となる経営体」に対して、所有するすべての農地を貸し付けた場合に、その貸付農地面積に応じてリタイアする農家に支払われる補助金である。

中心的な担い手への農地集積は、農業振興を図るうえで重要なため、これを促進・支援する当補助金の平成 25 年度予算は 3,000 万円確保されていた。

しかしながら、補助金を交付するにあたっては、複数の要件を満たす必要があり、主として以下の要件を満たすことができなかったため、補助金の交付には至らなかった。

(要件①) リタイアする農家が、販売農家であること

(要件②) 貸し付ける農地が耕作放棄地でないこと

要件①を満たさない理由として多いのは、リタイア間近の高齢化した農家は、米作りをすでに地域の担い手農家に頼んでいる場合がほとんどであるため、すでに販売農家ではなくなってしまうことである。

要件②を満たさない理由として多いのは、リタイア間近の農家は高齢化・兼業化が進んでおり、労力不足ですでに所有農地の一部又は全部が耕作放棄地となっていることである。

県は国に対して継続的に要件緩和について要望してきたところであるが、平成 26 年度からは農地中間管理機構への貸付へのインセンティブを付与するため、一部要件が緩和されるとともに対象を拡大して、新たに機構集積協力金事業に移行したところである。

機構集積協力金の交付により、今後、農地集積が加速化することが期待される。

③ 事業成果指標の設定について（意見）

農地集積協力金事業の成果指標として、現状、人・農地プランの取組市町村数を採用している。これは、農地集積協力金を交付するにあたって、人・農地プランで中心的経営体への農地集積することが条件となっているためと考えられる。

しかしながら、人・農地プランの作成に取り組んでいる市町村において、必ずしも農地集積協力金を交付しているとは限らないことから、農地集積協力金と人・農地プランの取組市町村数との関連性は限定的と考えられる。

農地集積協力金の目的が、地域の中心となる経営体への農地集積の促進にあることからすると、農地集積協力金の交付によりどれだけ農地集積を図れたかが成果としてより適切と考えられる。

そのため、農地集積協力金の成果指標として、例えば農地集積面積を採用することがより適切であると考えられる。

6. 農村地域の活性化事業に係る監査の結果及び意見

(1) 耕作放棄地解消目標の設定状況について（意見）

概要に記載のとおり、耕作放棄地が増加する中で、農地の効率的・効果的な利用は重要な課題であるため、耕作放棄地を解消するための計画的な施策の実施が期待される。

計画的な施策の実施にあたっては、適地適作を勘案した生産振興方針に基づく耕作放棄地解消面積等の長期的な「戦略目標」を数値化し、これを達成するための「取組目標」を設定するとともに、取組結果を受けたPDCAサイクルの徹底が必要と考えられる。

しかしながら、現状、「戦略目標」としての数値目標が未設定であり、この結果、「取組目標」も明確化されていない。奈良県の農業振興を図るに足る必要耕作面積をもとに、「戦略目標」としての耕作放棄地解消目標面積を設定し、これを毎年の「取組目標」としてブレイクダウンするとともに、その結果に基づくPDCAサイクルの実施が望まれる。

なお、目標設定にあたっては、一律に耕作放棄地の解消を目指すのではなく、平坦地等の好条件箇所については農地集積を優先し、条件の悪い中山間地域については里山化する等のメリハリをつけることが必要であると考えられる。

(2) 県営ほ場整備事業

① 概要

【補助金】					
(単位:千円)					
No	185				
事業名(所管課所管係)	県営ほ場整備事業(農村振興課基盤整備・換地係)				
事業目的	田原南地区は、大和茶をはじめ、ホウレンソウ、ナスなどの高原野菜、米を産出する中山間地域で、担い手を中心とした地域ぐるみでの効率的な農業の体制づくりを目指し、生産基盤整備と耕地の集団化を実施する。 山陰地区は、田畑輪換による水田とナス、キュウリなどの園芸野菜を産出する中山間地域であり、集落営農組織を立ち上げてWCS用稲や大豆、スイートコーンなどの新たな地域特産品の育成を目指し、生産基盤整備と農地の集団化を実施する。				
事業内容	ほ場整備工				
事業主体	県				
事業開始年度	田原南地区:平成11年度 山陰地区:平成20年度				
補助期間	-				
補助率	田原南地区: 国 50%:県 27.5%:市 18.75%:土地改良区 3.75% 山陰地区: 国 55%:県 27.5%:市 11.25%:土地改良区 6.25%				
交付先(上位3件)(平成25年度)	-				
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	489,754	335,350	302,250	166,950
財源	実績	320,750	184,648	189,312	
	国	141,797	86,035	43,950	26,235
	一般財源	9,669	4,116	7,279	8,007
	その他	338,288	245,199	251,021	132,708
数値目標又は管理指標の内容					
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画	2地区	2地区	2地区	1地区
	実績	2地区	2地区	2地区	
今後の事業の方向性	その他 (理由)平成27年度事業完了予定				
その他					

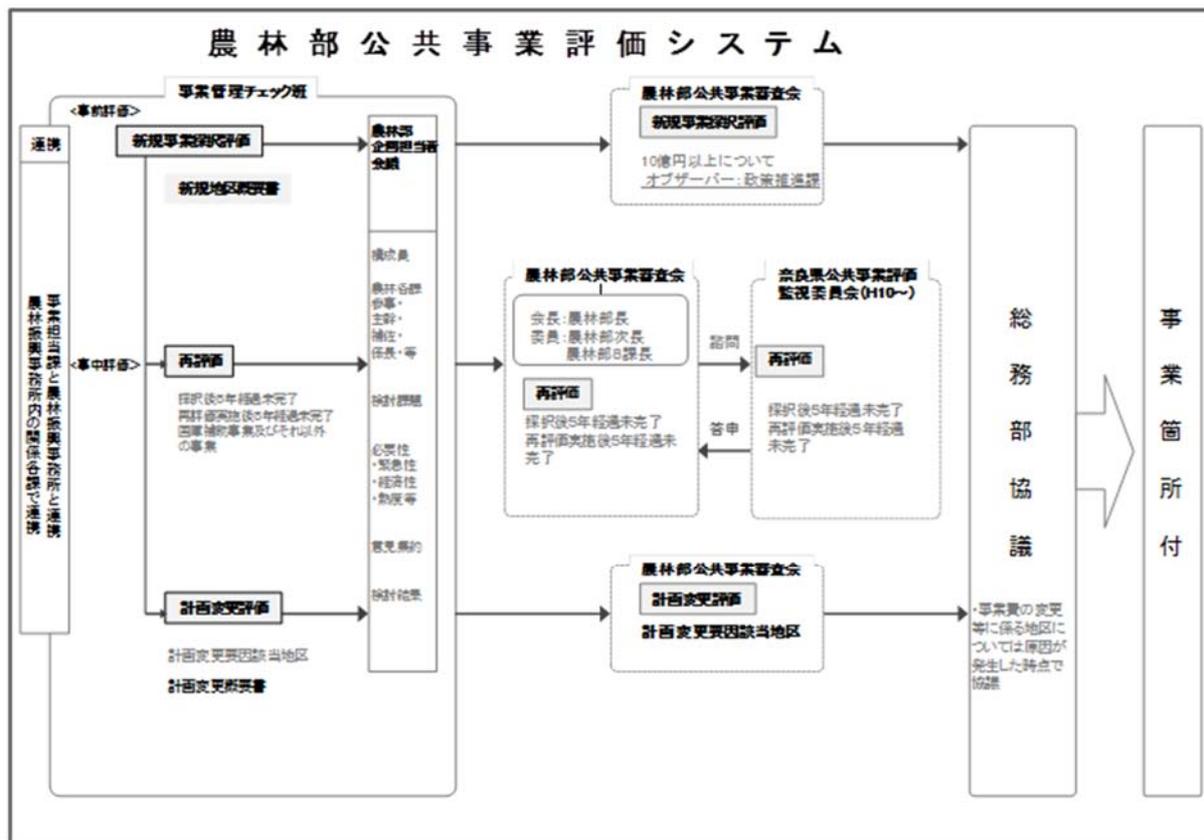
(事業の目的)

現状、中山間部の地形条件では営農作業が困難で耕作放棄地が増加する懸念があり、農業経営の合理化による担い手の育成や豊かな自然を活かした農村地域の農林業を中心とした振興が必要となっている。

このような状況の中で、区画整理、道路・用排水路整備による農業の大型機械化及び営農労力の軽減を図るとともに、農地を集積し、効率的、安定的な担い手の育成を創出し、農村環境の改善と地域の活性化を目的とする。

② 評価制度

県農林部が所管する公共事業の評価制度は以下のとおりである。



上記のとおり、県では、公共事業の効率的な執行及び実施過程の透明性を図るため、県土マネジメント部・農林部・医療政策部所管の国庫補助事業等について、「再評価システム」を導入するとともに、学識経験者などから構成される『奈良県公共事業評価監視委員会』を設置し、その意見を最大限に尊重し、対象事業の対応方針を決定する取組を行っている。

これにより、長期間に渡る農業振興整備事業については、5年ごとに中間評価され、費用対効果の判定を行うとともに、公共事業評価監視委員会にて存続の有無を決定することとなる。

これにより事前評価及び中間評価時点においては、費用対効果の観点を含め適切に意思決定がなされるとしている。

③ 県営ほ場整備事業（山陰地区）における事前評価

山陰地区は、田畑輪換による水田とナス、キュウリなどの園芸野菜を産出する中山間地域であり、集落営農組織を立ち上げて WCS（稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料）用稲や大豆、スイートコーンなどの新たな地域特産品の育成を目指し、生産基盤整備と農地の集団化のためにはほ場整備事業を実施しているものである。

農林水産省から出されている「土地改良事業の費用対効果分析手法に関する基本指針」及び「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」に基づき実施した山陰のほ場整備事業に関する事前評価結果は以下のとおりである。

【事前評価結果】

事業費	金額(千円)	効果	金額(千円)
工事費	420,500	作物生産効果(年)	792
測量試験費	434,500	営農経費節減効果(年)	46,820
用地買収補償	26,000	維持管理費節減効果(年)	1,931
換地費	46,600	地域資産保全・向上効果(年)	16,716
工事雑費	18,500	効果合計(年)	66,259
地方事務費	47,300	割戻率(耐用年数に応じて)	0.0511
事業費合計(A)	993,400	効果合計(累計)(B)	1,296,654
投資効率(B/A)			1.30

この事前評価の結果、投資効率は1.0を上回っていることから、投資すべき案件として評価されている。

④ 県営ほ場整備事業における事後評価について（意見）

県営ほ場整備事業について、県では事業完了後一定期間経過後の事後的な評価を実施していない。

この点、国営事業について定めた「農林水産省政策評価基本計画」においては、総事業費10億円以上の国営土地改良事業について、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に、以下の項目について事後評価を実施することを要求している。

ア) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

イ) 事業効果の発現状況

ウ) 事業により整備された施設の管理状況

エ) 事業実施による環境の変化

オ) 社会経済情勢の変化

カ) 今後の課題等

これは、施策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）の評価及びPDCAのサイクルを徹底し、評価結果を翌年度の政策立案に反映させること等を目的としているものであり、この目的は国のみならず奈良県にも当てはまると考えられる。

県営ほ場整備事業は、担い手への農地集積による効率化や高収益化が期待され、県の農業振興のためのモデルケースともいうべき重要な施策である。

そのため、一定規模以上の県営ほ場整備事業については、事業効果の発現状況を含む上記6つの視点に基づく事後評価を実施するとともに、現状や課題を常に把握し、PDCAサイクルを徹底することが望まれる。

(3) 地籍調査事業

① 概要

【補助金】

(単位:千円)

No		292			
事業名(所管課所管係)		地籍調査事業費補助金			
事業目的		地籍の明確化			
事業内容		一筆毎に地番、地目、地積、境界を調査・測量を行い、成果を法務局に送付。			
事業主体		市町村			
事業開始年度		昭和42年			
補助期間		36年(最長) 宇陀市、吉野町			
補助率		国50%、県25%、市町村25%			
交付先(上位3件)(平成25年度)		相手先			
		1 五條市			
		2 山添村			
		3 天理市			
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	194,400	200,250	198,876	205,431
	実績	172,896	189,349	198,426	
財源	国				
	一般財源				
	その他 市町村				
数値目標又は管理指標の内容		・調査済面積(H25)400km ² 目標面積(H31)581Km ²			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画 面積(km ²)	5.30	5.22	7.18	5.04
	実績 面積(km ²)	5.10	5.39	7.22	
今後の事業の方向性		維持 (理由)国費額増加の見込みが無いため			
その他					

(事業の目的)

現在、法務局に備えられている地図の大半は明治時代に作られた地図であり、土地の境界や地籍が不明確であることから、様々な問題が生じている。現在ではありえないが、過去においては県の土地取得に際して十分な地籍調査がされることなく、所有権が移転されているものがあつた。これらの土地について地籍調査が実施されることにより、法務局において登記簿が書き改められるとともに、不動産登記法第14条第1項の地図が備えられることで問題が解消され、公共事業の円滑な実施など社会経済活動の様々な場面で活用が図られることから、地籍の明確化により、土地利用の高度化を図ることを目的とする。

(事業の内容)

市町村が委託業者と委託契約を締結し、一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、地籍を調査・測量を行い、地籍簿及び地籍図を作成し、法務局に送付する事業である。そのため、業務は主として、調査・測量業務と地籍簿・地籍図作成業務に分けられる。

なお、平成 25 年度においては、13 団体（奈良市、天理市、五條市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、十津川村、東吉野村）が対象となる。

② 謝金の実績確認について（意見）

当事業では、境界立会や現地立会等の立会に対する謝金について「報償費」（※1）として直接経費の対象とされている。しかし、各市町村の実績報告書における立会謝金について「報償費」の総額が記載されているのみで、謝金単価、対象人数及び立会の実績について詳細な記載がなされていない。

なお、各市町村の実績報告書における「報償費」の記載内容は以下のとおりである。

【各市町村の報償費】

（単位：円）

市町村名	金額	単価	摘要
奈良市	168,000	2,000	-
天理市	272,000	記載なし	-
五條市（※2）	1,378,000	記載なし	-
生駒市	231,000	記載なし	34 人/半日
宇陀市	24,300	記載なし	-
山添村	0	-	-
平群町	0	-	-
曾爾村	93,500	2,750	34 人/半日
御杖村	73,100	記載なし	-
吉野町	687,500	5,000	137.5 人
下市町	65,000	記載なし	-
十津川村	0	-	-
東吉野村	420,000	記載なし	-

経費の実績確認のため、県では市町村ヒアリングを実施しており、その際に「報償費」の算出根拠及び立会者による受領印が押印された受領証等は確認しているとのことであるが、謝金金額の合理性を担保するため、確認内容をまとめた調書等の入手が望まれる。

（※1）要綱によると、「報償費」は、協力員及び委員等に要する謝礼金及び保険料とされている。

（※2）平成 24 年度補正予算を含む

(4) 鳥獣被害防止整備事業

① 概要

【補助金】

(単位:千円)

No		223			
事業名(所管課所管係)		鳥獣被害防止整備事業(農業水産振興課環境係)			
事業目的		鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する鳥獣被害防止計画による取組を総合的に支援する			
事業内容		侵入防止柵等の被害防止施設や獣肉処理加工施設の整備			
事業主体		その他(右側に記 地域協議会または地域協議会を構成する市町村載)			
事業開始年度		平成22年度			
補助期間		1年(最長)			
補助率		1/2(但し、侵入防止柵を自力施行する場合は資材費相当分の定額補助、条件不利地域は55/100)			
交付先(上位3件)(平成25年度)		相手先			
		1 五條市			40,223
		2 御杖村鳥獣被害対策協議会			31,143
		3 桜井市鳥獣被害防止対策協議会			9,240
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	353,810	268,915	303,874	197,150
	実績	110,005	94,577	141,130	
財源	国	353,810	268,915	303,874	197,150
	一般財源	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
数値目標又は管理指標の内容		・被害面積の1割減			
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画	554ha	490ha	455ha	389ha
	実績	544ha	506ha	432ha	
今後の事業の方向性		維持 (理由)鳥獣被害は漸減しているものの、なお高止まりしており、今後も取組の継続が必要			
その他					

(事業の目的)

中山間地域を中心に、イノシシやニホンジカ、アライグマ等の野生鳥獣による農林水産物の被害が高止まりした状況である。有害鳥獣による農林水産物被害は、経済的被害だけでなく営農意欲の減退や不作付地の増加をもたらす一因となっており、鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっている。

そこで、野生鳥獣による農林水産物の被害削減を図るため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき市町村が策定する「鳥獣被害防止計画」に則った取り組みを総合的に支援し、地域全体で被害防止対策に取り組む体制を整備する。

(事業の内容)

事業は、鳥獣被害防止活動支援事業（ソフト対策）と鳥獣被害防止整備事業（ハード対策）に分けられる。

鳥獣被害防止活動支援事業は、地域ぐるみの被害防止活動（生息調査、捕獲機材導入、鳥獣の捕獲・追い払い等）、鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家研修等の実施を支援するものである。

鳥獣被害防止整備事業は、侵入防止柵等の被害防止施設の整備や捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設整備をいう。

鳥獣被害防止活動支援事業と鳥獣被害防止整備事業の実績額推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

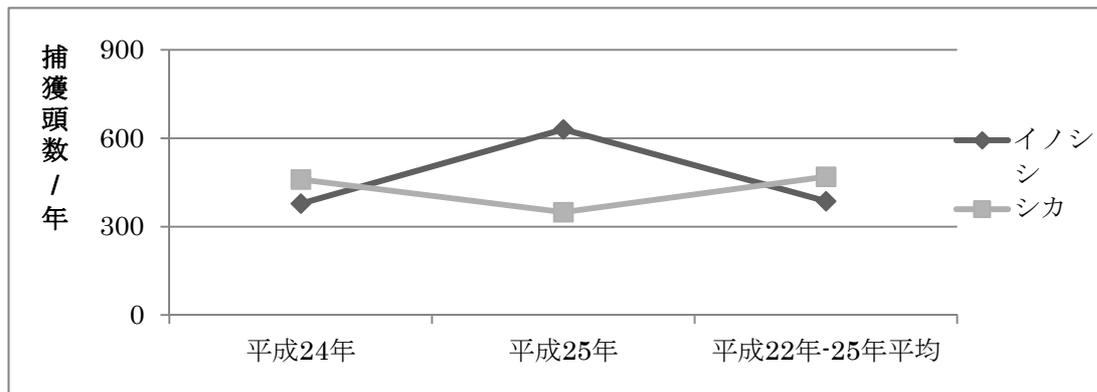
年度	支援事業				整備事業		総計
	推進体制整備	個体数調整	被害防除	生息環境管理	防護柵	処理加工施設	
平成23年度	124	21,487	3,132	43	110,005	-	134,793
平成24年度	19	7,673	182	159	85,826	-	93,862
平成25年度	18	7,378	760	513	120,850	20,280	149,801

② 食肉加工処理施設について（意見）

五條市は、捕獲した鳥獣の食肉加工処理施設を建設するため、市が19,033千円負担するとともに、県では20,280千円を補助する。現時点では、五條市で捕獲した鳥獣のみを当施設で加工することを想定している。

最近の五條市での鳥獣の捕獲状況及び施設の稼働計画は、以下のとおりである。

<五條市の鳥獣捕獲数の状況>



【五條市の加工処理施設稼働計画】

区分	処理頭数	平均体重 (kg)	精肉歩留	販売量 (kg)	単価 (円)	販売額 (千円)	原材料費 (千円)
シカ	200	40	0.2	1,600	2,000	3,200	1,250
イノシシ	200	50	0.3	3,000	3,000	9,000	1,250
合計	400	-	-	4,600	-	12,200	2,500

現段階では、5年程度で投資の回収を見込んではあるが、これまでの実績も考慮し、さらに効率的・効果的な資産利用という観点からは、加工処理個数を増加させ、一定の販売額を確保することが重要と考えられる。

そのためには、食肉加工処理施設と飲食店や小売店とのマッチングやトレーサビリティシステム（※）の導入状況等、市のジビエの需要拡大及び安全な供給を図る取組状況について把握するとともに、食肉加工処理施設の稼働状況について定期的にモニタリングすることが望まれる。

※食の安全性に関して、予期せぬ問題が生じた際、原因究明や、問題食品の追跡・回収を容易にするため、捕獲から流通まで個体ごとに追跡可能とする体制。

(5) 適正放流促進事業

① 概要

【補助金】					
(単位:千円)					
No	157				
事業名(所管課所管係)	適正放流促進事業補助金(農業水産振興課 総務・水産振興係)				
事業目的	アユ漁業の振興				
事業内容	健全な河川放流用アユ種苗を養成するとともに適期に放流できるよう安定的な供給を行い、漁期の拡大及び生産の増大を図る。				
事業主体	その他(右側に記載)	奈良県漁業協同組合連合会			
事業開始年度	昭和62年度				
補助期間	S62～H20年度(22年): 大型種苗(10～15g)の養成及びその安定供給 H21～H23年度(3年): 冷水病未保有種苗の養成及びその安定供給 H24年度～ (3年): 冷水病・エドワジエラ病未保有種苗の養成及びその安定供給				
補助率	1/4以内				
交付先(上位3件)(平成25年度)	相手先				
	1	奈良県漁業協同組合連合会			
	2				
	3				
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	5130	5130	4874	4630
	実績	5130	4960	4874	4630
財源	国				
	一般財源	5130	5130	4874	4630
	その他				
数値目標又は管理指標の内容	アユ遊漁者の年券購入率(%) ・健全なアユを放流することにより、放流魚の生残率が向上し、釣れるアユの数が増えるとともに釣れる期間が長くなる。 ・アユがより多く釣れることから、リピーターが増加する。 ・リピーターは年券を購入することから、遊漁券販売枚数に占める年券の割合を管理指標としている。				
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績	68	69	71	
今後の事業の方向性	維持 (理由)アユの病気である冷水病とエドワジエラ病が全国的に発生しており、これらに感染したアユは釣れなくなるため、各県とも健全な稚魚を放流している。これらの病気は終息していない状況にあるため、県内での発生を抑制し遊漁者を増やしていくには、健全なアユを放流していく必要がある。				
その他					

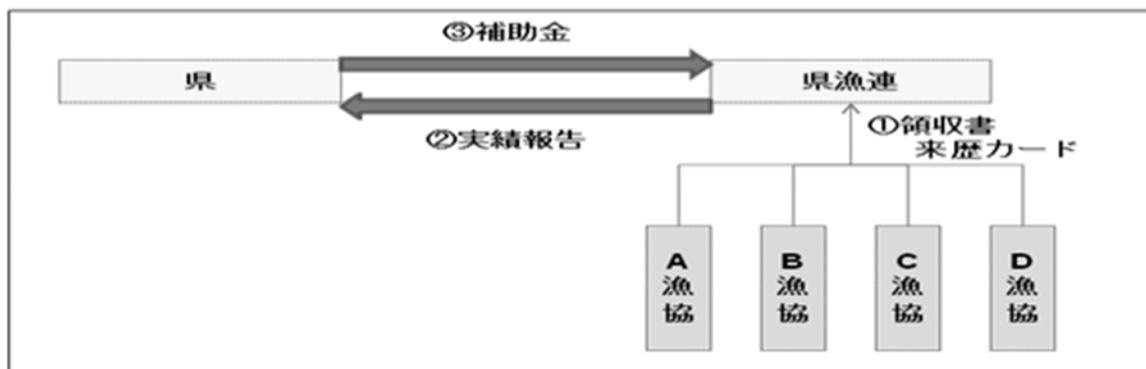
(事業の目的)

漁期の拡大及び生産の増大等アユ漁場を有効に活用するため、大型の河川放流用アユ種苗を養成するとともに、適期に放流できるよう安定的な供給を図ることを目的とする。

(事業の内容)

内水面漁業の振興を図るため、奈良県漁業協同組合連合会(以下「県漁連」という。)に対し、県漁連が行う適正放流促進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(実績報告に関する業務フロー)



② 補助対象経費の範囲について（意見）

県漁連からの実績報告書には、健全種苗育成委託費のほかに附帯事務費である通信費や組合視察旅費、消耗品費（コピー使用料等）も含まれている。

ここで、適正放流促進事業補助金交付要綱では、補助の対象となる経費として「適正放流促進事業に要する経費」と定めているのみであり、附帯事務費が補助対象経費の範囲に含まれるか否かについては明記していない。

したがって、当事業における附帯事務費と「適正放流促進事業に要する経費」との関連性が不明瞭であり、解釈により補助対象経費の範囲が変動する可能性があることを考慮すると、適正放流促進事業補助金交付要綱において、補助対象となる附帯事務費について具体的に明記することが望まれる。

なお、現状、健全種苗育成委託費の4分の1の金額がすでに予算額の4,874,000円を超えているため補助金の額に実質的な影響はない。

③ 実績報告の確認方法について（結果）

県では、県漁連から実績報告書及びその根拠となる資料の提出を受けているが、根拠資料については、県漁連が各漁業協同組合から入手しているものであり、請求書や来歴カード（引渡書）等種類は様々であり、統一されていない。

県の担当者へ実績報告の確認方法について質問したところ、来歴カードのみを提出している漁業協同組合については、購入したアユ種苗の重量しか確認できず、県ではこれに標準単価を乗じて確認しているとのことである。

今回の監査にあたり計算根拠の提出を依頼したところ、計算根拠の合計額と実績報告書の金額との間に、以下のとおり不一致が生じていたが、その原因は各月の平均単価算出間違い及び端数の切り捨てによる差異であった。

(単位：円)

計算根拠の合計額	実績報告書	差異
20,830,820	20,208,000	622,820

計算根拠の合計金額は20,830,820円であり、これに4分の1を乗じたとしても予算額4,874,000円を上回るため、補助金の額に影響を及ぼすものではないが、実績報告書の検査が適切に実施されていなかったものと思われる。

また、来歴カード（アユの生産履歴を証する書面）には相手先担当者私印のみが押印されているなど、実績確認が不十分であると考ええる。

実績報告書の正確性の検証という観点から、今後はすべての漁業協同組合から請求書入手し、実績報告書との整合性を確認すべきである。

④ 事業成果指標の設定について（意見）

適正放流促進事業補助金の目的は、健全なアユを適期に放流することにより、漁期の拡大及び生産を増大し、もって内水面漁業の振興を図ることにある。そこで、県は放流種苗の生残率向上によりリピーターの増加が見込まれるとして、年券購入率を成果指標としている。

年券購入率の直近の推移は以下のとおりである。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年券購入率(%)	68	69	71

確かにリピーターの増加は年券購入率を押し上げる効果があるが、幅広く漁遊者を募ることを企図するならば、日券の購入率が増加することも内水面漁業の振興に寄与すると考えられる。

よって、内水面漁業の振興を図るための成果指標としては、アユの漁獲量を採用することがより望ましいと考える。

(6) 大和平野土地改良事業管理費補助事業

① 概要

【補助金】					
				(単位:千円)	
No	300				
事業名(所管課所管係)	大和平野土地改良事業管理費補助金(農村振興課 水利防災検査係)				
事業目的	国営十津川紀ノ川土地改良事業(昭和27年～59年度)、国営大和平野土地改良事業(昭和33年～53年度)および県営大和平野土地改良事業(昭和30年～61年度)で造成された土地改良財産のうち幹線水路等について、大和平野土地改良区に管理委託したことに伴い、その管理費に補助する。				
事業内容	国営幹線水路の管理費及び人件費、県営幹線水路の管理費				
事業主体	その他(右側に記載)		土地改良区		
事業開始年度	平成12年度				
補助期間					
補助率	国:管理費の37.5%以内*1/2 県:残額				
交付先(上位3件)(平成25年度)	相手先				
	1	大和平野土地改良区			
	2				
	3				
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算	90,000	90,000	90,000	90,000
	実績	90,000	90,000	90,000	
財源	国	26,500	26,500	26,500	29,750
	一般財源	63,500	63,500	63,500	60,250
	その他				
数値目標又は管理指標の内容					
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画				
	実績				
今後の事業の方向性	維持 国営及び県営事業により造成された農業用施設について、引き続き土地改良区が維持管理を行っていく。				
その他					

(事業の目的)

大和平野土地改良事業により造成された施設(幹線水路等)は、その管理が広範・多岐に渡り、また、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や防水用水、あるいは生態系保全、景観形成などの多面的機能を有し、高い公共性を有していることから、適正な維持管理及び円滑な通水管理を行う。

(事業の内容)

国営十津川紀ノ川土地改良事業(昭和27年～59年度)、国営大和平野土地改良事業(昭和33年～53年度)及び県営大和平野土地改良事業(昭和30年～61年度)で造成された土地改良財産のうち幹線水路等について、大和平野土地改良区に管理委託したことに伴い、その管理費に補助する。

② 補助対象経費の最終確定値の確認について（意見）

県は補助金の交付にあたって、大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱に従い大和平野土地改良区から管理計画成績書と補助関連部分のみの収支精算書の提出を受け、年度末において実績が補助金額を上回っていることを検査した後、補助金を支出している。ただし、事業実施期間が3月末日までであることから、検査時点で検査対象となるのは最終確定前の収支精算書である。

このため最終確定後の収支精算書については、決算が確定する5月頃に大和平野土地改良区から提出を受けているが、県では最終確定前の収支精算書から金額が減少していないか確認しているのみで、調書を作成していない。

ここで、補助関連部分のうち、人件費に係る確定前の収支精算書と確定後の収支精算書の金額は以下のとおりであり、差異が生じていた。

（単位：円）

確定前の収支精算書	確定後の収支精算書	差異
69,323,014	69,329,874	6,860

奈良県補助金等交付規則第13条（補助金等の額の確定）において、実績報告書による報告を受けた場合においては、「当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査」することとされている。

よって、最終確定後の収支精算書を入手した段階で、最終確定後の収支精算書の内容と最終確定前の収支精算書の内容との相違内容、及び、大和平野土地改良区の決算書の内容と整合していることを確認し、調書を作成することが望まれる。

(7) ため池防災対策等推進事業

① 概要

【補助金】					
(単位:千円)					
No	200				
事業名(所管課所管係)	ため池防災対策等推進事業(農村振興課 水利防災検査係)				
事業目的	近年、大規模な地震が頻発しており、今後も多くの災害発生が危惧されている。東日本大震災では、ため池などの農業水利施設が被災し、ため池が決壊したことにより甚大な被害が発生した。こうした中、本県は、東南海・南海地震に関わる防災対策特別措置法に基づく「対策推進地域」に指定されており、国においても大震災の教訓を踏まえた国づくりとして災害に強い国土構造への再構築を図るとされている。このため、主要なため池の震災等に対する安全性について、現状を把握するため、耐震性の点検・調査を実施し、県民の安全・安心を確保する。				
事業内容	受益面積0.5ha以上のため池の一斉点検、警戒ため池の耐震調査・ハザードマップ作成、安全施設の設置				
事業主体	市町村				
事業開始年度	平成24年度				
補助期間					
補助率	国50・55% (但し、平成24年2月補正から計画策定等は国100%)				
交付先(上位3件)(平成25年度)	相手先				
	1 香芝市				
	2 斑鳩町				
	3 三郷町				
事業費	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	予算		148,450	14,000	58,480
	実績		121,719	14,000	
財源	国		113,119	14,000	58,480
	一般財源		8,600		
	その他				
数値目標又は管理指標の内容					
数値目標又は管理指標	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(予算)
	目標又は計画		36地区	5地区	26地区
	実績		36地区	5地区	
今後の事業の方向性	拡大 (理由)一斉点検の結果等に基づき下流に影響を与える恐れのあるため池について、今後詳細な調査やハザードマップ作成による危険回避などの対策を実施する市町村に対して支援を行っていく。				
その他					

(事業の目的)

近年、大規模な地震が頻発しており、今後も多くの災害発生が危惧されている。東日本大震災では、ため池などの農業水利施設が被災し、ため池が決壊したことにより甚大な被害が発生した。

こうした中、県は、東南海・南海地震に関わる防災対策特別措置法に基づく「対策推進地域」に指定されており、国においても大震災の教訓を踏まえた国づくりとして災害に強い国土構造への再構築を図ることとされている。

このため、主要なため池の震災等に対する安全性について、現状を把握するため、耐震性の点検・調査を実施し、県民の安全・安心を確保することを目的とする。

(事業の内容)

ため池が被災した場合に地域に与える影響度などを確認するため一斉点検を行い、より詳細な調査を行うため池を抽出する。平成25年度においては、灌漑面積2.0ha以上の

ため池 1,487 箇所を点検の対象とし、ため池の耐震性の点検・調査を実施する市町村に対して支援を行う。

② 水土里情報システムへのため池調査情報入力について（意見）

平成 25 年度においては 1,487 箇所のため池を対象として調査を実施しており、これに伴い各市町村では測量・調査等の委託契約を締結しているが、生駒市と五條市を除き奈良県土地改良事業団体連合会と契約を締結している。

各市町村のため池調査に係る委託契約の状況は以下のとおりである。

<各市町村の委託契約状況>

（単位：円）

市町村名	契約金額	調査ため池数	単価
奈良	10,500,000	185	56,757
大和郡山	6,247,500	125	49,980
天理	8,494,500	150	56,630
生駒（※）	3,258,150	71	45,889
平群	2,971,500	51	58,264
三郷	409,500	7	58,500
斑鳩	1,827,000	32	57,093
安堵	630,000	11	57,272
大和高田	2,457,000	41	59,926
橿原	1,911,000	38	50,289
桜井	2,877,000	48	59,937
御所	3,300,150	57	57,897
香芝	3,370,500	57	59,131
葛城	7,770,000	131	59,312
川西	231,000	4	57,750
三宅	220,500	4	55,125
田原本	2,047,500	34	60,220
高取	3,045,000	51	59,705
明日香	1,123,500	20	56,175
上牧	871,500	15	58,100
王寺	231,000	4	57,750
広陵	1,365,000	26	52,500
河合	1,291,500	22	58,704
宇陀	4,200,000	88	47,727
山添	115,500	2	57,750
五條（※）	10,048,500	196	51,267
吉野	115,500	2	57,750
大淀	294,000	5	58,800
下市	525,000	9	58,333

※競争入札により奈良県土地改良事業団体連合会以外と契約を締結した市町村

ここで、水土里情報とは、農林水産省の「水土里情報利用促進事業」によって整備された、地図情報（地番図、地形図、航空写真など）及び、地図に結び付けられた関連情報（農地地番、地目、面積など）からなる電子情報であり、奈良県においては奈良県土地改良事業団体連合会により管理されている。

当事業の調査結果も水土里情報システムへの入力対象となるが、奈良県土地改良事業団体連合会と契約を締結していない生駒市及び五條市については、当事業の調査結果が水土里情報システムに入力されず、市独自の GIS システムへ登録が行われているのみである。

県は水土里情報を閲覧するため、奈良県土地改良事業団体連合会よりパソコン 5 台を年間合計 150 万円でリースしているが、生駒市及び五條市は市独自のシステムを使用しているため、県では生駒市・五條市の当事業に関する情報を直接閲覧することができない。

ため池調査結果のデータベースでの一元的な管理及びリースしたパソコンの効率的使用の観点からは、生駒市及び五條市に対して当事業結果の水土里情報システムへの入力をさらに働きかけることが望まれる。

7. 財団法人奈良県農業振興公社に係る監査の結果及び意見

(1) 研修事業と農業大学の教育研修コースの在り方について（意見）

担い手育成確保支援事業は、イチゴの苗づくり販売・経理まで全て研修生の責任で実施し、新たな担い手を高度な技術と初期投資を必要とするイチゴ経営に参入させるため、研修事業を行っている。

研修人数	研修施設面積	期間	備考
2人	18a	14ヶ月	イチゴの高設栽培施設※1による研修

※1 イチゴ栽培は常に屈みながらの作業が続くデメリットに対し、高設栽培設備を導入することで体に優しい栽培方法としたもの。

当該研修事業は、使用貸借の土地に設備を新たに設置し、また研修の講師は財団法人奈良県農業振興公社職員（県派遣職員）が行っており、設備のキャパシティから2名を対象としている。

【担い手育成確保支援事業の収支】

（単位：千円）

	科目	金額	
担い手育成確保支援事業収益	事業施設使用料収益	1,200	5,868
	研修等事業収益	4,668	
担い手育成確保支援事業費用	人件費	1,895	7,950
	研修等事業手当	3,331	
	減価償却費	1,847	
	その他費用	876	
差引損益			△2,082

当該研修に関連して農業大学校においても専門課程や高度専門課程において、専攻を絞った教育研修コースを提供しているが、その違いは、次のとおりの回答であった。

項目	財団法人奈良県農業振興公社の担い手育成確保支援事業	農業大学校
テーマ	イチゴに特化した研修である。	自ら選定したテーマによる。
内容	研修生の担当施設が決まっており、そこにおけるイチゴの苗付けから販売まで自ら行うことによって、「経営実践力」を身につけるための研修を行う。	専門課程では自らテーマを選び、プロジェクト方式で進める。高度専門課程においては、自ら選んだテーマについて、生産計画から収支まで演習を中心に進めるものとなっているが、最近の実績がない。
損益	コスト、収入とも一定額を研修生に帰属させている。特にイチゴ販売の成果が多いと、研修生に研修手当（生産報奨金）を支給している。	損益を学生に帰属させることはない。
時間数	実務に特化した研修であり、農業大学校のカリキュラムより時間的な自由度が高い。	—

期間	生産から販売までを行うため、14か月の研修期間である。	4月からの1年間は研修期間となる。
----	-----------------------------	-------------------

財団法人奈良県農業振興公社の行う研修事業は、イチゴの生産・販売のノウハウを取得することに特化し、詳細な研修を行っている。

しかしながら、教育・研修を本来業務としている農業大学校には、財団法人奈良県農業振興公社よりも人材、ノウハウ、設備も揃っている。事業の重複があるとはいきれないが、あえて2人の研修生だけのために、専用設備等を揃えて研修事業を行う点については疑問である。

したがって上記のような違いはあるものの、研修事業を効果的・効率的に実施する観点からは、農業大学校に集約すべきと考えられる。一方で、財団法人奈良県農業振興公社の担い手育成確保支援事業が受け持っているニーズについて、農業大学校で対応しきれていない部分があるのであれば、今後は十分に考慮して、よりニーズに対応した内容を実現すべきと考える。

なお、財団法人奈良県農業振興公社では、平成26年度から「担い手シニア育成事業」として、シニア世代を対象に、実践研修農地を整備・貸し出す実践的な研修を行うとしているが、農業大学校においてもシニアファーマー養成講座等の短期研修に従前から取り組んでいるところである。

担い手シニア育成事業は、耕作放棄地を実践研修農地として財団法人奈良県農業振興公社が整備し、3年にわたって研修生に貸し出す実践研修である一方、農業大学校のシニアファーマー養成講座は、農業大学校において、20回の実習及び演習を受ける講座である等、内容は異なる。

しかし、研修事業に関するノウハウや既存設備の利用、あるいは、研修講師派遣等の共有という観点から、農業大学校との連携を強化し、効率的に運用していくことが必要と考える。

(2) 農業人材活用事業について（意見）

農業人材活用事業については、農作業労働支援事業、耕作放棄地再生事業、無料職業紹介事業の3事業があり、その収支は以下のとおりである。

このうち農作業労働支援事業と耕作放棄地再生事業は、高齢者の雇用維持のための県の「高齢者人材バンク」（※）の制度を活用し、補助金を受けて実施している。

※奈良県庁の各部局において、高齢者の嘱託職員として公募する制度

【平成 25 年度 農業人材活用事業の損益】

（単位：千円）

	科目	金額	
農業人材活用収益	人材派遣業収益	2,189	
	高齢者人材活用事業補助金	8,892	
	農業人材活用事業補助金	2,000	13,081
農業人材活用事業費	給料手当	8,532	
	法定福利費	2,020	
	借料・損料	1,647	
	その他費用	1,679	13,880
差引損益			△798

① 農作業労働支援事業

同事業は農家の収穫作業等の労働ピーク時における労働力不足に対応するため、労働者を派遣する事業である。県の高齢者人材バンク制度を利用し、事業効果や財団法人奈良県農業振興公社としての可能性を検討するため試行的に実施しているが、その実績は次のとおりである。

派遣人員	派遣期間	派遣先	派遣時間 収入金額	作業
7人	9月～3月	3農家・1農業法人	2,189時間 2,189千円	柿の収穫、野菜の栽培管理

当事業は労働力不足に対するための事業であるが、事業初年度ということもあって、派遣先、派遣実績ともに非常に少なく、また、派遣先も募集しているが、上記の4件だけが全て選定されている。

現状、事業初年度の試行段階であることを理由に、当該事業についての将来の展望や中期的な事業目標・効果、損益計画等は作成されていない。

しかしながら、試行段階の事業についても、目標等を明確にし、毎年PDCAサイクルでチェックを行い、事業の継続の是非を判断すべきであるとする。

② 耕作放棄地再生事業

耕作放棄地再生事業とは、冬季の農作業閑散期において、農作業労働支援の人材を活用し、草刈り機等で実施できる簡易な耕作放棄地の解消又はトラクターでの耕耘による耕作放棄地の再生等を実施する事業である。

【実績】

作業人員	作業内容	解消・再生面積	案件数
7人	草刈、耕耘、荒廃茶樹の剪枝	34,538 m ²	9件

県でも耕作放棄地を再生するための同様の補助事業を行っているが、財団法人奈良県農業振興公社の事業は県の補助事業よりも要件を緩和して実施しており、その概要は次のとおりである。

【事業の内容】

県補助事業 (耕作放棄地再生活用モデル事業)	財団法人奈良県農業振興公社事業
補助事業であり、自ら耕作放棄地を再生し、県は補助を行う。(県50%補助)	財団法人奈良県農業振興公社の人員が作業を行う。 (財団法人奈良県農業振興公社100%)
対象農地は、荒廃農地であり、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるものであって、再生作業に一定以上の労力と費用を要する農地を対象としている。	草刈機や耕耘機で実施する簡易な耕作放棄地の解消・再生が見込まれる農地を対象としている。 県補助事業より作業の程度は簡易な耕作放棄地を対象としている。

このように両者の事業は重複するものではないが、耕作放棄地の再生という目的は同一である。

したがって、効果的・効率的な執行という観点からは、両事業の連携をより強化したうえで、将来的な事業統合を検討する必要があると考える。

③ 無料職業紹介事業

財団法人奈良県農業振興公社は、平成25年度に農作業労働支援事業を行うべく、派遣事業者としての許可申請を取得した。その活用として、農業版ハローワークの活動として無料職業紹介を行っており、その実績は次のとおりである。

年度	求人数	求職者数	紹介延件数	マッチング成立
平成25年度	18人	11人	6件	0件
平成26年度(※)	14人	6人	7件	7件

※平成26年12月末時点

平成 25 年度は初年度であり、かつ免許の関係で紹介事業を行う期間が少なく、上記の職業紹介数となったとのことである。

農業に係る職業紹介というコンセプトは理解できるが、ある程度の規模がなければ、効果的・効率的に事業を実施することは困難と考えられる。

当該事業については、その進捗を確認するとともに、将来的な展開や目標を明確にして、事業目的が達せられないと判断される場合には、すみやかに見直しを行うことが必要である。

さらに、農業施策における県の窓口サービスを一元化しているのであれば、当該窓口サービスとハローワークが連携することによって農業関係の雇用の流動化を図ることなど、より大規模な農業に関する雇用施策を展開すべきであると考えられる。

(3) 就農支援活動事業（青年農業者等就農支援事業）について（意見）

同事業は、青年農業者等を確保・育成するため各種相談に応じるとともに、就農に関する情報の提供等を行うものである。具体的な窓口としては財団法人奈良県農業振興公社のほか、農業会議、市町村（農業委員会）、県の農業担い手ワンストップ窓口及び各地の振興事務所があるが、そこに来た相談対応のほか、大阪で実施される新・農業人フェアにおいて出展する奈良県のブースを県農林部、農業会議の担当者とともに出展し、そこにおける相談等の対応を行う。

具体的な新・農業人フェア分を含む相談件数は以下のとおりである。

合計相談件数	面接	Eメール	その他
55	53	1	1

上記のうち財団法人奈良県農業振興公社の窓口の相談は 1 件だけであり、役割としては、主に農地の制度に関する相談対応とのことである。

具体的な農地の情報については、財団法人奈良県農業振興公社が所有する農地については斡旋を行うものの、その他の農地については各市町村農業委員会へ確認している。

農地の制度関係については、県のワンストップ窓口があれば、十分対応が可能であることから、当該相談窓口に参加している意義は少ない。効果的・効率的な執行という観点からは、同相談事業についての窓口の統一化を図ることを検討すべきである。

(4) 保有土地の評価について

① 減損処理の一部未実施について（結果）

財団法人奈良県農業振興公社は、以下のとおり、かつて事業で購入した事業用地を長期保有しており、賃貸している土地もあるが、販売可能性の少ない山林等も多く、やむを得ず保有し続けている。

科目（貸借対照表）	内容	面積（㎡）	金額（千円）	時価評価
事業用地	貸付中の農地	52,628	48,516	取得原価
	山林等	197,218	6,908	時価
	県に平成26年度売渡予定の農地	8,646	27,874	取得原価
	未利用農地	439	698	取得原価
	合計	258,931	83,997	

財団法人奈良県農業振興公社では、これらの事業用地を全て貸借対照表において流動資産の「事業用地」として区分しているが、平成26年度に県に売渡予定の農地を除き、賃貸中の土地や販売可能性の極めて少ない山林等については、本来、固定資産として区分すべきである。

次に、土地の評価上の問題であるが、財団法人奈良県農業振興公社が採用している公益法人会計基準（平成16年10月14日改正）によると、固定資産の評価について「資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない」とされているが、現状時価評価しているのは「山林等」のみであり、「農地」についても該当する場合には時価評価する必要がある。

よって、上述の考え方に基づいた場合、下表のとおり546千円の固定資産の減損損失を計上する必要がある。

区分	面積（㎡）	帳簿価額（千円）	時価（千円）	評価損（千円）
時価が簿価を上回る農地	49,518	37,132	96,490	-
時価が簿価を下回る農地（下落率50%以下）	3,110	11,384	6,220	-
時価が簿価を下回る農地（下落率50%超）	439	698	247	451
山林等	197,218	6,908	6,813	95
合計	250,285	56,122	109,770	546

② 低価法の一部未実施について（意見）

財団法人奈良県農業振興公社では、県に平成 26 年度に売却する予定の農地については、決算書作成時点において売買契約が成立していなかったため、平成 25 年度決算では販売用資産としないこととし、平成 26 年度予算で販売用資産に区分し、時価評価に基づき資産売却損を計上することとした。

なお、県に売却することについては、平成 25 年度末時点で具体的な事業計画に関する議会の承認を得ていることから、この時点で評価損の額を合理的に見積もることができたとすれば、平成 25 年度決算で棚卸資産に区分と判断することができたとはいえ、下表のとおり 10,582 千円の低価評価損を計上することが望まれる。

区分	面積 (㎡)	帳簿価額 (千円)	時価 (千円)	評価損 (千円)
県に平成 26 年度売渡 予定の農地	8,646	27,874	17,292	10,582

③ 移転登記の未実施について（結果）

今回の監査にあたり、固定資産台帳と、固定資産税納税通知書における土地・家屋課税明細書との突合を実施したところ、下記のとおり固定資産台帳には存在しない土地に対して固定資産税が賦課されている案件が検出された。

（単位：円）

所在地	地番	地目	固定資産税評価額	固定資産台帳	差異
A 町	B 番地	山林	5,241	-	5,241
A 町	C 番地	山林	2,092	-	2,092
A 町	D 番地	山林	61,382	-	61,382
A 町	E 番地	山林	441	-	441

その理由について担当者に質問したところ、平成 19 年 2 月に道路用地として当該土地を寄付したが、所有権移転登記手続が未了のため、課税されたものであることが判明した。

本件については、改めて事実関係を確認するとともに、所有権移転にかかる所要の手続等を行う必要がある。

第5. 出先機関、外郭団体等

1. 農林振興事務所

(1) 概要

【基本的情報】

施設名称	農林振興事務所（北部、東部、中部、南部）				
所在地	北部：奈良県大和郡山市満願寺町 60-1 奈良県郡山総合庁舎内 東部：奈良県宇陀市榛原萩原 144-2 中部：奈良県大和高田市大中 98-4 南部：奈良県吉野郡大淀町佐名伝 626				
沿革	年月日	内容			
	平成 12 年	6カ所の地域農業改良普及センター、7カ所の土地改良事務所等、7カ所の林業指導事務所を、北部、東部、中部、南部の4カ所の農林振興事務所に改編			
	平成 18 年	農林振興事務所の普及業務の一部を、農業技術センターや農業大学の普及業務の一部とともに、農業総合センターとして統合			
所掌事務	1. 農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 12 条第 2 項各号に掲げる事務に関する事。 2. 林業経営に必要な技術の普及指導及び森林の施業の指導に関する事。 3. 土地改良、林道及び治山工事の調査、設計、施行、及び監督に関する事。 4. その他農林業の振興に関する事。				
組織体制	各農林振興事務所は、所長、次長各 1 名のもとに下記表のとおり組織されている。（平成 26 年 4 月 1 日現在）				
	（単位：名）				
	課名	北部	東部	中部	南部
	総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> 課長（次長兼務）1 総務企画係 3 	<ul style="list-style-type: none"> 課長（次長兼務）1 総務企画係 4 	<ul style="list-style-type: none"> 課長（次長兼務）1 主幹（係長兼務）1 総務企画係 2 	<ul style="list-style-type: none"> 課長（次長兼務）1 総務企画係 4（うち日々雇用 1）
農林普及課	<ul style="list-style-type: none"> 課長 1 担い手係 4 産地づくり係 5（うち日々雇用 1） 主幹 1 林業振興係 2 	—	<ul style="list-style-type: none"> 課長（産地作り係長兼務）1 主幹 1 担い手係 3 産地作り係 2（うち日々雇用 1） 林業振興係 2 	—	
林業振興課 （林業振興第一課） （林業振興第二課）	—	<ul style="list-style-type: none"> 課長 1 林業振興係 6 	—	林業振興第一課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1 県産材生産第一係 4（うち日々雇用 1） 県産材生産第二係 5（うち日々雇用 1） 	

					林業振興第二課 ・課長 1 ・県産材生産係 4 (うち日々雇用 1)
	農業普及課	—	・課長 1 ・農業指導係 5 (うち日々雇用 1)	・課長 1 ・農業指導係 4 (うち日々雇用 1)	・課長 1 ・担い手係 2 ・産地作り係 3
	森林整備課	—	—	—	・課長 1 ・森林整備第一係 4 ・森林整備第二係 5 (うち日々雇用 1) ・森林整備第三係 4 ・復旧・復興調整係 3
	土地改良課	・課長 1 ・主幹 1 ・農村振興係 4 (うち嘱託職員 1、日々雇用 1) ・農村整備係 6	・課長 1 ・農村整備係 4 (うち、嘱託職員 1)	・課長 1 ・農村整備係 6 (うち嘱託職員 1、日々雇用 1)	・課長 1 ・農村整備係 5 (うち嘱託職員 1)

主要事業の概要
(平成 25 年度)

【北部】

事業名	目的	決算額
県営畑地帯総合整備事業	畑地帯における担い手の育成・強化を図るため、生産基盤の整備を総合的に行い、畑作物の生産振興及び畑作経営の改善・安定を図る。	77,935,200 円
県営ほ場整備事業	土地利用の増進を行い、農業生産性の向上、経営規模拡大、高能率農業の展開と合理化を図るため県営で実施している。	54,328,695 円
県営ため池整備事業	築造後の自然的、社会的状況の変化に対応して早急に整備を必要とする農業用ため池を災害から防止し、農業用水の確保を図るため、堤体、取水施設、余水吐等の整備を県営で実施する。	58,614,950 円

【東部】

事業名	目的	決算額
土地治山事業	山腹崩壊地及び荒廃溪流を整備復旧させることにより、再度災害を防止し、県土の保全と民生の安定を図る。	136,343,600 円
県営農地環境整備事業	鳥獣外対策、耕作放棄地対策を農地環境整備計画に基づき、継続的に生産できる農地環境を整備し優良農地を保全することを目的とする。	76,378,205 円
一般農道整備事業	農業経営の合理化及び農業生産力の増強を促進するため、広域農道、基幹農道以外の農道網の基幹となる農道を県営で実施している。	25,159,174 円

	【中部】					
	事業名	目的	決算額			
	県営農地環境整備事業	鳥獣外対策、耕作放棄地対策を農地環境整備計画に基づき、継続的に生産できる農地環境を整備し優良農地を保全することを目的とする。	53,193,600円			
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	農業用排水路の基幹的な農業水利施設は、老朽化等により機能保全を効率的に施す必要が生じていることから、既存施設の長寿命化を図る。	12,908,700円			
	県営農業用河川工作物応急対策事業	河川管理者より改善指摘を受けた頭首工や樋門等の農業用河川工作物の改修及び補強を行う。	10,058,500円			
	【南部】					
	事業名	目的	決算額			
	県営ほ場整備事業	農業機械の効率的な運行と適切な水管理による農業生産性の向上、経営規模の拡大と効率的農業の展開を促進するとともに、これを担う経営体の育成を図るため、県営で実施している。	107,730,311円			
	山地治山事業	山地に係る崩壊地及び荒廃溪流の復旧整備を目的とする。	763,242,750円			
	林地荒廃防止施設災害復旧事業	台風により被災した治山施設を復旧し、機能回復を図る。	19,295,000円			
	歳入・歳出（平成25年度）	(単位：円)	北部	東部	中部	南部
		【諸収入】	13,359,138	1,885,407	8,533	1,178
【農業費】		1,792,918	3,135,266	9,462,488	5,427,056	
農業総務費		204,143	1,865,510	225,922	3,341,432	
マーケティング推進費		36,320	18,187	29,195	42,692	
農産物振興費		1,127,026	917,248	1,776,228	1,448,709	
地域農政推進費		425,429	334,321	481,443	594,223	
農業センター費		—	—	6,949,700	—	
【農地費】		224,907,379	102,466,551	85,437,821	116,783,817	
土地改良事業費		147,671,903	77,304,717	72,656,890	108,468,547	
農道整備事業費		18,592,826	25,161,834	—	7,756,623	
農地防災事業費		58,642,650	—	12,780,931	558,647	
【林業費】		12,402,261	144,073,883	6,265,544	852,401,536	
林業振興費		289,918	630,960	417,883	5,671,721	
林業総務費		—	—	—	23,600	
森林環境保全費		190,929	362,409	303,813	621,095	
林道費		64,120	—	32,840	5,642,563	
造林費		1,767,464	1,979,775	1,582,948	3,229,625	
治山費		10,089,830	141,100,739	3,928,060	837,212,932	
【県土マネジメント費】		—	—	2,795,100	—	
【災害復旧費】	608,035	513,847	940,898	23,358,472		
農林水産施設災害復旧費	608,035	513,847	940,898	23,358,472		

① 各農林振興事務所における管轄地域とその特徴

各農林振興事務所は、下記のように地域ごとに管轄が決められており、その特徴をまとめると以下のとおりである。

【各農林振興事務所の管轄地域】

農林振興事務所	管轄地域
北部	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
東部	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村
中部	大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、川西市、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
南部	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

【北部】



	特徴
農業	<p>管内の農業は生駒山地山麓の西部地域と大和高原北部・山麓に位置する東部地域、および大和盆地北部を占める平坦地域に区分することができる。雨が少ないことから古くより多くのため池が作られ、恵まれた気象条件と高い土地生産力を活かして、米と換金作物を組み合わせ合わせた「田畑輪換農業」が営まれてきた。現在は京阪神地域へ出荷を行う都市近郊農業が盛んである。</p> <p>【西部地域】平群町を中心に県営農地開発事業により農地が造成され、小ギク・バラ・花木が生産されている。また、平群町南部から三郷町にかけてはブドウの産地になっている。</p> <p>【平坦地域】米をベースとして、奈良市、天理市、大和郡山市を中心にイチゴ、トマト、ナス、軟弱野菜等の園芸作物が集約的に栽培されている。また、果樹としては大和郡山市を中心にイチジク、斑鳩町ではナシ、天理市の山沿いで柿の生産があり、天理市を中心に酪農が営まれている。</p> <p>【東部地域】茶の産地を形成し、「大和茶」のブランドで流通している。大型のFA製茶工場や乗用型摘採機が導入され、経営の合理化が進んでいる。また、奈良市東部山間や天理市の集落では県営ほ場整備事業が導入され、低コスト稲作を目指した集落営農や担い手への農地の利用集積が進められている。</p>
林業	<p>林業としての生産活動のための技術・知識の指導のもとに、多様な公益的機能を高めるため、保安林整備事業や造林事業等を実施し、除間伐の推進および間伐材の利用を進めている。また、林間を利用した畑ワサビ栽培により、複合経営の推進や地域特産物の確立に向けて、森林・林業の活性化をめざしている。</p>

【東部】



特徴	
農業	<p>都市近郊地域に位置しており、兼業農家率が高く、農産物の直売等を介した都市と農山村との交流が活発である。野菜では、きゅうり、だいこん、なす、ほうれんそう、トマト、はくさい、レタスの指定産地で、ほうれんそうを中心とした軟弱野菜は特産品となっている。花きでは、シクラメンなどの鉢花、ダリアなどの球根、台杉を中心とした植木類の生産が盛んである。また、地域の北部は大和茶の主産地となっている。</p> <p>生産基盤の整備については、農産物の安定した生産や地域の活性化をめざして、農地造成や区画整理のほか、農業用ダムや用排水路、農道の整備などが行われている。</p>
林業	<p>人工林率が高く、零細な個人所有が多い状況になっているが、磨丸太や海布丸太の生産を目的とした集約的林業経営も行われている。人工林の約半分は40年生以下が占めており、これらの森林は除間伐等を行って育成していく必要がある。また、効率的な経営等をめざして、担い手の育成を図りながら、路網整備や機械化にも取り組んでいる。</p>

【中部】



	特徴
農業	<p>米をベースに都市近郊地域の有利性を活かした野菜（イチゴ、トマト、ナス、ホウレンソウなど）や花き（キク、バラなど）等の収益性の高い施設栽培が盛んに行われ、高品質で安全新鮮な付加価値の高い牛乳・乳製品・牛肉・豚肉、鶏卵、大和肉鶏、蜂蜜などの生産も行われている。</p> <p>また、観光資源を活かした農産物の直売、観光農業やグリーンツーリズムも盛んに行われ、都市住民との交流を進める朝市や、ふれあい農園なども定着し、都市と農村との交流を目的とした多様な農業経営形態が見られる地域である。</p>
林業	<p>桜井市の多武峰地区に代表される優良ヒノキ生産地域があるが、林業不振、担い手の不足などによる経営意欲の低下から施業が進まず、人工林の約80%が間伐を必要としている状態となっている。また、県南部の吉野林業地を背景として、木材市、製材業が盛んに行われている地域でもある。</p> <p>大和平野を取り囲むようにある山地や丘陵の森林は、古くから大和青垣として人々に親しまれ、万葉集にも歌われた大和三山とともに、歴史豊かなこの地域の景観を創り出している。これらの都市近郊林は景観及び風致保全課はもとより、保健休養、生活環境保全、水源かん養、防災など多様な役割を担っている。</p>

【南部】



特徴	
農業	<p>当地域の農業は中山間地域に展開され、立地・形態により大きく二分される。一つは五条市・下市町にかけての中山間地域に広がる果樹地帯で、ここでは国営農地開発事業による農地造成が進み、全国でも有数の柿産地を形成している。一方、山間地域における農業は、林業との複合のなかで立地条件や気象条件を活かし、キノコや薬草等の生産がなされるとともに観光とリンクさせた加工場づくりなど地域特産物開発の取り組みが進んでいる。</p>
林業	<p>当地域の林業は、吉野川流域（紀ノ川水系）と北山・十津川流域（新宮川水系）の2流域に大きく分かれている。吉野川流域は、全国的に有名な吉野林業に代表される1市3町3村で構成されている。また、北川・十津川流域は、全国最多雨地帯である大台山地、近畿最高峰である八剣山(1,915m)を源流とした流域で、5村で構成されている。</p> <p>この地域は、古くから植林が行われてきたことから、単位面積当たり蓄積量は全国平均を大きく上回っており、豊かな自然環境を生かし、素材（優良大径木、磨丸太）、特用林産物（シイタケ等）、割り箸等の生産が行われている。</p>

② 農林振興事務所における具体的な業務

各農林振興事務所は、上記に記載したとおり、地域ごとに管轄が決められているため、事務所間で具体的な業務について差はなく、下記のとおりである。

担当課	業務
総務企画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公印の保管に関する事 ・ 予算及び決算に関する事 ・ 事務所及び課内の人事給与等庶務に関する事 ・ 物品の出納及び管理に関する事 ・ 公用車の管理に関する事 ・ 工事等の入札・契約・執行に関する事 等
農林普及 (農業普及)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 12 条第 2 項各号に掲げる事務に関する事 ・ 農業経営基盤強化促進に関する事 ・ 農作物の生産及び流通に関する事 ・ 農業金融及び農業共済に関する事 等
林業振興 森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及指導事業に関する事 ・ 林業経営及び制度資金の活用に関する事 ・ 森林組合の育成に関する事 ・ 林道事業及び林道施設災害復旧事業に関する事 等
土地改良	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良財産保全対策事業に関する事 ・ 一般農道整備事業に関する事 ・ 県営農地環境整備事業に関する事 ・ 補助事業の指導及び進行管理に関する事 等

③ 往査対象とした農林振興事務所

農林振興事務所 4 カ所のうち、林業が中心となる南部振興事務所を除く 3 事務所から 2 カ所（北部・東部）を選定し、現地調査を実施した。

(2) 監査の結果及び意見

① 備品や消耗品等の適切な管理について

ア) 備品や消耗品の台帳と現物の不一致について (結果)

北部及び東部農林振興事務所で保有されている備品や消耗品が網羅的に備品管理簿及び消耗品管理簿へ適切に登録されているか、または備品管理簿及び消耗品管理簿上登録されている備品や消耗品が実際に存在するかをサンプリングにより実査したところ、下記表①及び②の不一致が確認された。なお、表①50m 巻尺の不一致に関しては、物品管理システムの不具合によるものとのことである。

【表① 北部農林振興事務所における台帳と現物の不一致】

No.	登録年月日	物品分類及び品名	台帳	現物	実査結果
1	H25. 1. 21	消耗品 その他雑品類 50m 巻尺	6	3	現物と台帳上の不一致 税抜単価 6, 550 円

【表② 東部農林振興事務所における台帳と現物の不一致】

No.	登録年月日	物品分類及び品名	台帳	現物	実査結果
1	H21. 9. 29	庁用器具 研究用品類 マイクロスコープ	1	—	現物なし 取得価額 不明
2	H6. 2. 20	庁用器具 事務用具類 ハードディスク	2	—	現物なし 取得額 20, 085 円及び 68, 366 円
3	H22. 3. 8	庁用雑品 電気用雑品類 ケーブルカバー切断工具	1	—	現物なし 取得価額不明
	H22. 3. 9	庁用雑品 電気用雑品類	1	—	現物なし (なお、電気用雑品類から適切な区分に修正する必要がある) 取得価額不明
	H22. 3. 16	スチール整理棚	1	—	
4	H14. 3. 4	庁用器具 冷暖房用具類 空気清浄機	5	3	5 台中 2 台の現物なし 取得単価 52, 500 円
5	—	その他雑品類 粉末消火器	—	3	平成 25 年 3 月 14 日に 3 本を発注・購入し、会議室や土地改良課に備え置きされていたが、台帳上登録なし 税抜単価 52, 500 円

No.	登録年月日	車名	備品管理簿	閲覧結果
6	H13.10.10	トヨタ プリウス (型式 ZA-NHW11) 購入価額 2,222,300 円	0 円	自動車台帳を確認したところ購入価格は 2,222,300 円で登録されていた。総務企画課の担当者へ質問したところ、当該自動車は新規で購入したものであり、購入価格 0 円は考えられない旨の回答を得た。

備品や消耗品の不一致について、適時・適切にその要因を把握し、網羅的かつ正確に管理簿へ登録する必要がある。

イ) 不用備品等の速やかな除却について（結果）

県では、部品の期限切れや物理的に修理不能なケース、あるいは修理は可能だが高額なため予算が確保できず実質的に修理ができないということが明確になった時点で、まず所属長が「不用の決定」を行い、その後「物品の処分」の対応（奈良県会計規則第 61 条「物品の処分」及び「奈良県会計規則の施行について（通知）」）をすることになっている。

ここで、東部農林振興事務所の施設内を視察した際、下記の表に記載したように経年劣化が激しい備品等が多数確認された。総務企画課担当者へ質問したところ、取得してから長期間経過していたり、機能面で劣っていたりするため、今後も使用することは無いとのことである。

【東部農林振興事務所で確認された使用見込みがない備品等（一部）】

登録年月日	品名	受入数	取得価格（円）
H12.4.1	写真機	2	31,415
H12.4.1	写真機	1	33,600
H12.9.21	写真機	1	57,540
H12.9.21	写真機	1	72,450
H12.9.21	写真機	1	57,540
H13.10.23	写真機	1	116,938
H13.11.5	写真機	1	25,652
H13.11.15	写真機	1	84,060
H14.1.8	写真機	2	68,040
H16.3.31	写真機	1	62,160
H16.3.15	写真機	1	52,500
H14.3.4	空気清浄機	2	52,500
H12.4.1	ディスクドライブ	1	27,295
H12.4.1	光磁気ディスクドライブ	1	38,283

規則や通知に従い、適時に所属長の決裁を得たうえで、除却手続き等を実施する必要がある。

ウ) 備品等の実査の実施について（意見）

両事務所では、保有している備品や消耗品をシステム上の備品管理簿や消耗品管理簿に登録して管理を行っているが、総務企画課担当者へ質問したところ、定期的な実査は実施されておらず、備品等管理シールも現物へ貼付されていなかった。

備品等管理シールを貼付することで効率的・効果的に管理簿との照合ができると考えられるとともに、管理簿の網羅性・正確性を確認するため、定期的な実査を行うことが望まれる。

エ) 自動車使用簿の適切な管理について（結果）

北部農林振興事務所において、「平成 26 年度 自動車使用併用報告書」を閲覧したところ、課等の長及び安全運転管理者の承認欄に押印が漏れているものが一部確認された。

自動車の安全な運転に必要な業務を行わせる者を選任させ、道路交通法令の遵守や交通事故の防止を図ることを目的とする安全運転管理者制度に基づいて安全運転管理者を選任しており、また、制度上運転者は当該安全運転管理者に承認を受ける必要があると取り決められている以上、適切に遵守する必要がある。

オ) 切手の適切な管理について（結果）

東部農林振興事務所において切手管理について質問したところ、総務企画課の担当者が毎月末に切手総額と郵便切手等交付簿の残高の一致を確認した上で、所長の承認を得ているのとことであつたが、郵便切手等交付簿を閲覧したところ、9～11 月末に所長の承認に関する押印がなされていなかった。

郵便切手等交付簿は出納員が備える帳簿であるので、その受払について所長の検印を適時に得る必要がある。

なお、県においては、切手を郵便切手等交付簿により合計金額ベースで管理されているが、今後、切手の使用実績をより適切に管理するためには、総額管理ではなく枚数管理を行うことが望ましい。

② 随意契約理由の見直しについて（意見）

東部農林振興事務所にて事務が行われている平成 25 年度の委託契約一覧を閲覧した結果、下記の委託契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき）を用いた随意契約がなされていた。

【平成 25 年度の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号による委託契約】

委託契約の名称	委託料	委託先
県営農地環境整備事業 御杖地区 集落農園整備直営施工委託事業	907 千円	菅野東地域資源保全部会
県営農地環境整備事業 山添地区 鳥獣害防止柵設置作業委託事業（その 3）	730 千円	山添地区鳥獣害対策協議会
県営農地環境整備事業 山添地区 鳥獣害防止柵設置作業委託事業（その 4）	610 千円	山添地区鳥獣害対策協議会
県営農地環境整備事業 山添地区 鳥獣害防止柵設置作業委託事業（その 5）	630 千円	山添地区鳥獣害対策協議会

ここで、「県営農地環境整備事業 御杖地区 集落農園整備直営施工委託事業」における随意契約理由書及び工事発注見積り金額と比較した結果は下記のとおりであり、「県営農地環境整備事業 山添地区 鳥獣害防止柵設置作業委託事業（その 3）（その 4）（その 5）」についてもほぼ同様の随意契約理由・工事発注見積り金額との比較結果であった。なお、工事発注見積り金額については、「農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）平成 25 年度」に基づき算出されている。

【随意契約理由書】

随意契約理由 （一部抜粋）	コスト削減の観点から、農林水産省所管の農業農村整備事業で整備される施設のうち、身近な施設を対象に比較的容易な工事について、農家・地域住民等参加型の直営施工方式が創設された。 （中略） 整備内容としては、除草・整地・立入防止柵及び看板の設置・駐車場整備等であるが、地元農家や地域住民でも施工が十分可能な簡易
------------------	--

	<p>工事であることから、農家・地域住民等参加型の直営施工方式とすることで大幅なコスト縮減が可能となる。</p> <p>(中略)</p> <p>以上のような理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号(…時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。)の規定に基づき、「菅野東地域資源保全部会」と随意契約を行いたい。</p>
--	--

【工事発注の場合との比較】

作業委託事業		工事発注の場合	
項目	金額 (千円)	項目	金額 (千円)
労務費(※)	867	直接工事費	1,162
工事雑費	40	共通仮設費	224
-	-	現場管理費	454
-	-	一般管理費	264
-	-	消費税相当額	105
-	-	工事価格	2,205
合計	907	最低制限価格 (工事価格の87.3%)	1,926

※御杖村役場で取り決めている「御杖村シルバー人材センター配分金規約」に基づき、
 労務単価を1,000(円/時間)としている。

ここで、工事発注の場合と比較し、著しく有利な価格と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号(時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき)を適用しているが、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について(農林水産省生産局長・農村振興局長通知)」において、国が参加型の直営施工を推進しており、施設の良好な維持管理及び住民参加による地域の活性化にも繋がることから、当該作業の趣旨を鑑み、直営施工がふさわしいと判断されることから、より実態を反映している同2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)を適用することが望ましい。

2. 農業大学校

(1) 概要

施設名称	農業大学校
所在地	奈良県桜井市池之内 130-1
沿革	就農意欲の高い者に対し、農業経営及び農業技術等に関する実践的な能力を習得させることを目的として昭和 46 年 4 月に開校した。平成 26 年 4 月、農業研究開発センターの移転・整備に伴い、農業研究開発センター内（橿原市四条町 88）に仮移転した。
所掌事務	【担い手養成課】 1. 研修計画等の総合調整に関すること。 2. 学生、研修生の募集、入学、退学、休学、卒業等に関すること。 3. 学生、研修生の研修等に関すること。 4. 学生の生活指導、進路指導及び福利厚生等の総括に関すること。 5. 図書館の管理及び閲覧に関すること、 6. 学生寮に関すること。 7. ほ場、関連施設及び設備の管理運営に関すること。
組織体制	校長 ————— 副校長 ————— 担い手養成課

① 主な事業内容

事業	内容
基礎課程	<ul style="list-style-type: none"> 野菜専攻コース、花き専攻コース、果樹専攻コース、茶専攻コース、畜産専攻コースと 5 つの専攻コースを設置。 実習では、体験や栽培技術の習得を通じ就農時の課題を明確にする。 演習では、実習に必要な知識等の習得を図る。
専門課程	<ul style="list-style-type: none"> 野菜専攻コース、花き専攻コース、果樹専攻コース、茶専攻コース、畜産専攻コースと 5 つの専攻コースを設置。 実習では、就農後の営農目標を実践するために、プロジェクト課題設定による総合学習を行う。 演習では、将来の営農設計を踏まえ、実習で得られた課題等を客観的に把握、分析できる能力を養う。
高度専門課程	<ul style="list-style-type: none"> 野菜専攻コース、花き専攻コース、果樹専攻コース、茶専攻コース、畜産専攻コースと 5 つの専攻コースを設置。 研究や経営実践を実施し、経営能力を養う。
シニアファーマー養成講座	<ul style="list-style-type: none"> 春・秋コース及び果樹コースを開設。 実習では、野菜栽培の耕耘から収穫までの作業、花きの栽培管理作業、農機具の取扱、雨除けハウス設置、農薬散布等を行う。
アタックファーマー養成土曜講座	<ul style="list-style-type: none"> 月 1 回土曜日開講。 病虫害防除、施肥・耕耘・畝立てを実施。 野菜栽培、花き栽培、果樹栽培を実施。 営農計画の作成等を行う。

② 卒業生の就農状況について

農業大学の直近5カ年の卒業生の卒業直後の就農状況は以下のとおりである。このことからすると、農業大学の卒業生のうち約60%は就農している。

平成24年度の近畿府県の農業大学卒業生の就農率及び全国平均と比較して、奈良県農業大学の卒業生の就農率は安定的に高い水準を確保していることから、奈良県農業大学は新規就農者の創出に貢献していると考えられる。

【奈良県農業大学卒業生の就農状況】

(単位：人)

年度	卒業生数	就農	雇用就農	その他	就農率
平成21年度	19	11	2	6	68.4%
平成22年度	17	10	4	3	82.4%
平成23年度	16	9	1	6	62.5%
平成24年度	18	9	0	9	50.0%
平成25年度	23	11	3	9	60.9%
合計	93	50	10	33	64.5%

【近畿府県及び全国の平成24年度の農業大学卒業生の就農状況】

府県	滋賀	京都	兵庫	和歌山	大阪	全国平均
就農率	34%	47%	30%	30%	42%	39%

③ なら食と農の魅力創造国際大学の開校について

(概要)

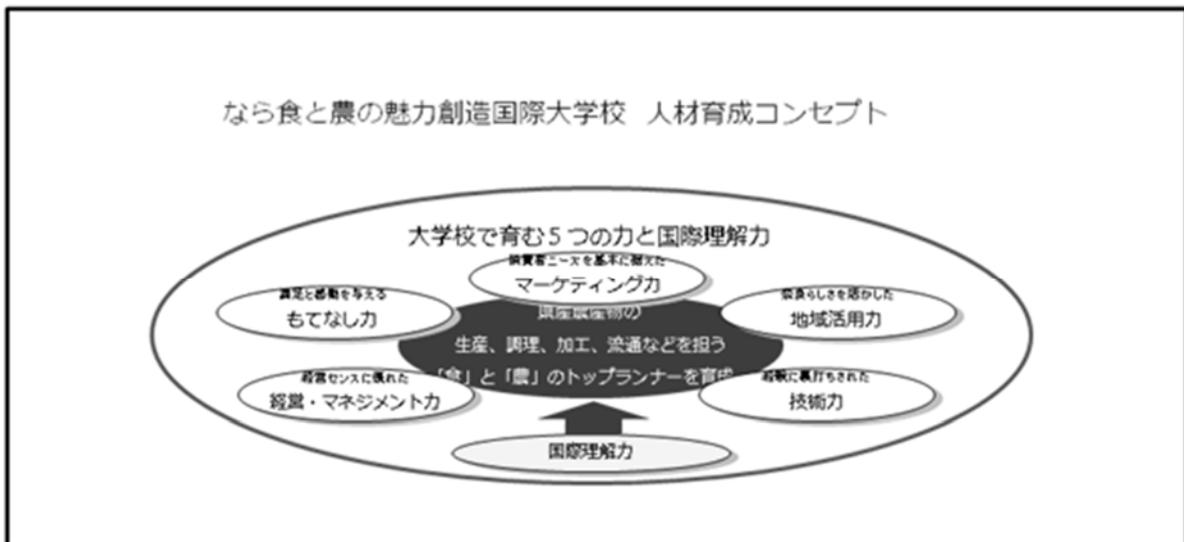
県では、現農業大学を改編し、平成28年4月に「なら食と農の魅力創造国際大学」を開校する予定である。これにより、高度な農業技術があり農業経営センスの優れた農業の担い手を育成する学科（「アグリマネジメント学科」）に加え、6次産業化の担い手となる農の知識を持った食の担い手（農に強い食の担い手[シェフ]）を養成する「フードクリエイティブ学科」を創設し、6次産業化研修拠点施設が整備されることとなる。

(目的)

県では、近年、県内レストランにおける県産農産物の活用を促進するため、県内の農業と飲食業との連携を進めている。

この取組をさらに発展させるため、農産物の生産方法や最適な収穫時期、奈良県の特産農産物に関する知識、また、その加工について、知識を持ち、深く理解したシェフを育成することが必要であることから、県の農業大学に新たな学科として、「フードクリエイティブ学科」を創設し、「農に強い食の担い手」として、高度な料理技術を持つとともに、もてなしの心でサービスができる人材を育成する学校を開校する。

【人材育成コンセプト】



フードクリエイティブ学科の創設及び実践オーベルジュ棟の設置により、大学校を通じた食と農の接続による県農業の振興が期待されることである。

(2) 監査の結果及び意見

① 毒劇物の保管管理について（結果）

毒劇物の保管状況を視察するため、毒劇物が保管されているロッカーの施錠状況を確認したところ、ロッカー扉が施錠されていなかった。担当者に質問したところ、実習ほ場で使用中のためロッカーの施錠をしていなかったとのことである。

視察時は、毒劇物の管理責任者が実習ほ場で実習中であり、毒劇物が保管されている部屋にも施錠がされていなかったため、一時的ではあるものの十分な保管管理が行われていたとは言い難い状況であった。

任意の毒劇物を使用している時点でも、それ以外の毒劇物が保管されているロッカーの施錠を行うべきである。

② 固定資産の管理シール貼付について（意見）

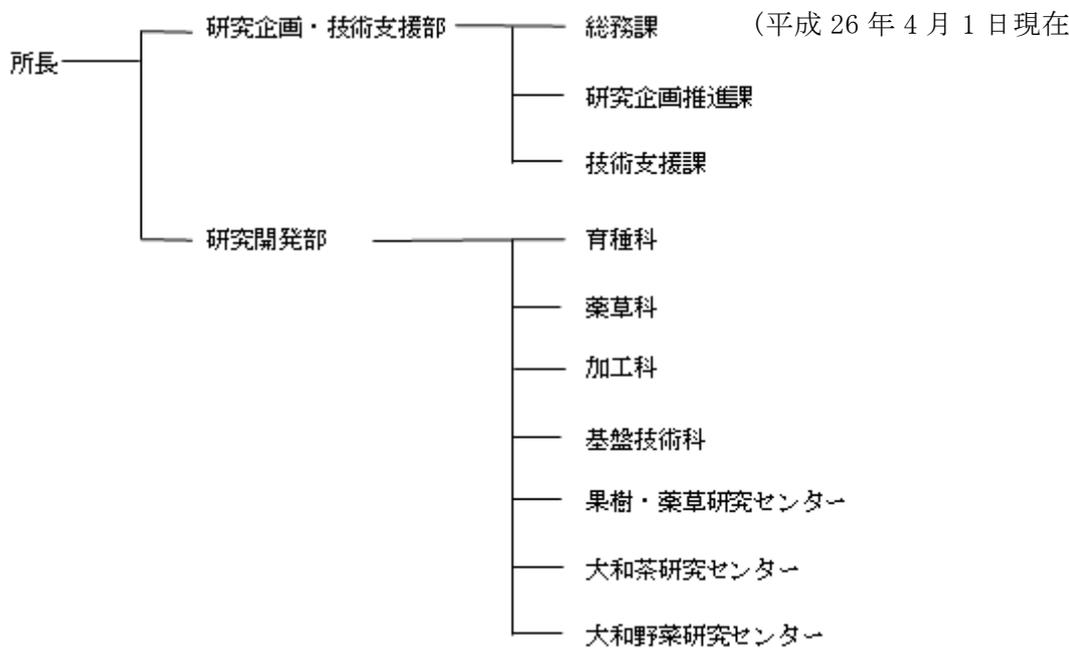
農業大学校の施設内を視察したところ、備品等の固定資産について、管理番号を特定するためのシールを貼付していないものが確認された。担当者へ質問したところ、備品の屋外での使用等により紛失・破損したものもあるとのことであった。

備品管理簿に基づく適切な備品管理のためには、備品等管理シールを貼付することにより備品管理簿と現物との対応関係を図る必要があるため、備品管理簿に記載されている備品について、備品等管理シールを貼付することが望まれる。

3. 奈良県農業総合センター（現 奈良県農業研究開発センター）

(1) 概要

施設名称	奈良県農業総合センター（現 奈良県農業研究開発センター）
所在地	農業総合センター：橿原市四条町 88 番地 果樹振興センター：五條市西吉野町湯塩 1345 番地 茶業振興センター：奈良市矢田原町乙 470 番地-1 高原農業振興センター：宇陀市榛原三宮寺 125 番地 旧果樹試験地：橿原市慈明寺町 310 番地 農業大学校：桜井市池之内 130-1
沿革	明治 28 年に奈良県農事試験場として奈良市油坂町に発足する。平成 18 年 4 月に奈良県の農業振興を効果的に行うため、これまで農業技術センター及び農業大学校で担っていた試験研究、担い手育成、並びに普及指導業務の一部を奈良県農業総合センターに統合している。
所掌事務	<p>【総務課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 2. 財産及び物品の管理に関すること。 3. 生産物の保管及び処分に関すること。 4. その他他課の主管に属しないこと。 <p>【企画調整課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 試験研究、普及、担い手養成に係る企画、総合調整及び成果の公表に関すること。 2. 農業経営の調査研究に関すること。 3. 農業に関する情報の収集、処理、研究及び提供に関すること。 4. 農業交流に関すること。 <p>【研究開発部】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農作物の栽培技術の試験研究に関すること。 2. 農作物の品種及び品質評価の試験研究に関すること。 3. 土壌、肥料及び農薬等の安全使用の試験研究に関すること。 4. 農作物の病害虫の試験研究に関すること。 5. 担い手養成研修に関すること。 <p>【果樹振興センター】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 果樹及び地域特産物の試験研究に関すること。 2. 果樹及び地域特産物に係る生産者、消費者等の交流に関すること。 <p>【茶業振興センター】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 茶栽培の試験研究に関すること。 2. 製茶の試験研究に関すること。 <p>【高原農業振興センター】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大和高原における特産物開発育成の試験研究に関すること。 2. 優良種苗の開発育成及び原種苗の保存、増殖及び配付に関すること。 <p>【普及技術課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業技術の普及指導に関すること。 2. 農業普及活動に関する指導及び研修に関すること。 3. 普及等関係機関との連絡調整に関すること。 4. 農業改良助長法第十二条第二項各号に掲げる事務に関すること。 5. 担い手養成研修に関すること。 <p>【担い手養成課】（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研修計画等の総合調整に関すること。 2. 学生、研修生の募集、入学、退学、休学、卒業等に関すること。

	3. 学生、研修生の研修等に関する事。 4. 学生の生活指導、進路指導及び福利厚生等の総括に関する事。 5. 図書館の管理及び閲覧に関する事。 6. 学生寮に関する事。 7. ほ場、関連施設及び設備の管理運営に関する事。
組織体制	 <p style="text-align: right;">(平成 26 年 4 月 1 日現在)</p>

※農業大学校にて別途記載。

① 主な事業内容

事業	内容
試験研究事業	奈良らしい農業を提案する研究開発事業 奈良の「特A米」品質向上等研究開発事業 種苗育成・供給事業 現場対応型研究開発事業
普及指導事業	農業改良普及指導事業 先進技術普及事業
新規就農者養成事業	農業大学校にて実施

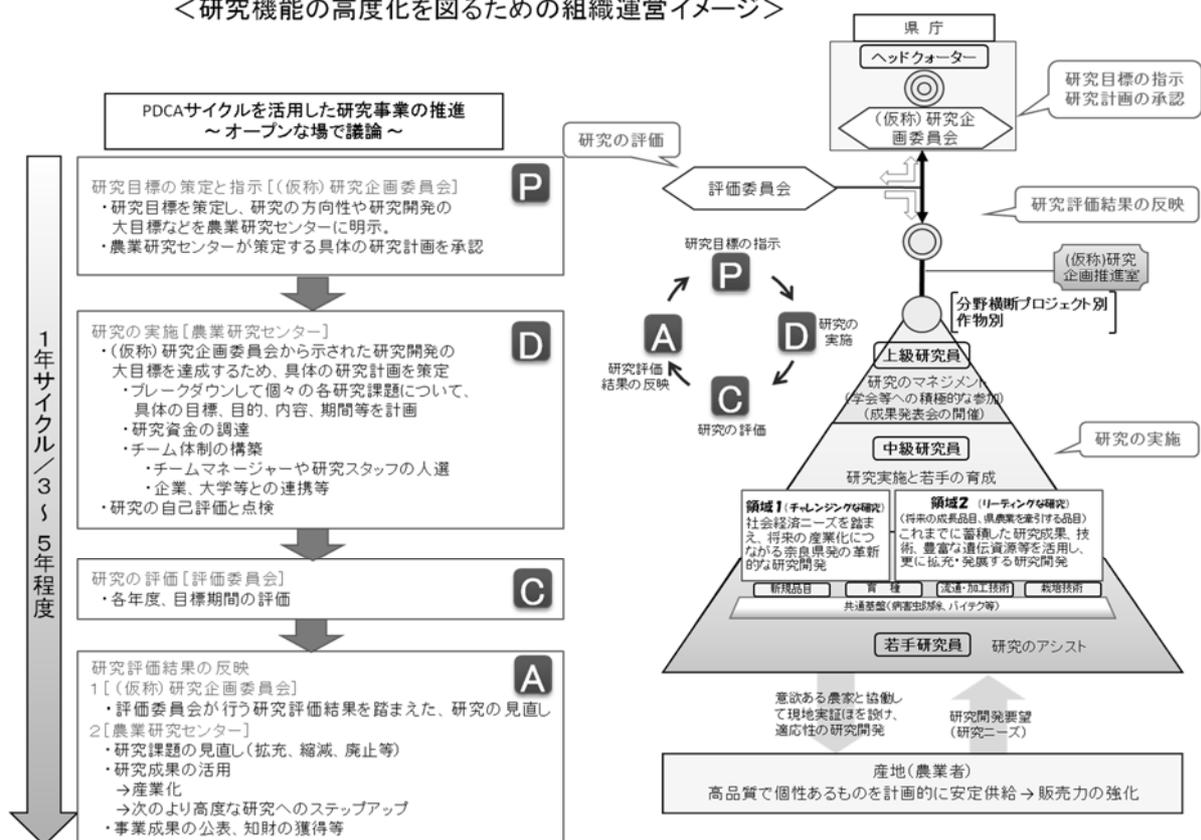
② 移転を契機とした研究機能の高度化

農業総合センターの研究機能のあるべき姿を今日的に見直すとともに、研究機能のあるべき将来像を描いたうえで、今後のあり方等について検討が行われた結果、平成 26 年度より農業総合センターを農業研究開発センターとして組織改編するとともに、平成 28 年度には桜井市池之内への移転が予定されている。

研究機能の高度化の概要は以下のとおりである。(平成 25 年 3 月「県農業研究センターの移転を契機とした研究機能の高度化について」より)

項目	内容
オンリーワンを目指す研究領域の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済ニーズを踏まえ、将来の産業化につながる奈良県発の革新的な研究開発の実施 ・県農業研究センターの持つポテンシャルを最大限に活かした研究開発の実施
研究の統括マネジメントを行うヘッドクォーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・研究の高度化に向けて、選択と集中の考えのもと、経営方針や研究の大目標を明らかにするため、県庁内に研究企画委員会を設置
県農業研究センターにおける効果的な研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県農業研究センターにおいて、研究企画委員会から示された研究の大目標を達成するため、具体の研究計画を策定 ・研究課題に応じたチーム体制の構築 ・国内外の研究者とのネットワークの強化等による研究員の資質向上
評価委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発に対する評価、提言を行うため、横断的な分野の委員で構成する農林部長直轄の評価委員会を設置

＜研究機能の高度化を図るための組織運営イメージ＞



③ 研究の基本方針について

奈良県農業研究開発中期運営方針は、研究の高度化を積極的に進め、オンリーワンの研究開発を目指し、県農業施策の「マーケティング・コスト戦略に基づく農業の振興」を踏まえ、「品質の良いものを安定供給し、奈良ブランド力の強化を図る」ことを基本方針としている。

そのため、研究企画委員会で示された、次の4つの大目標を大課題とし、これに沿った具体的な研究課題を設定して、生産者、消費者等の視点に立った研究開発に取り組んでいる。

大課題	研究内容
薬用作物の安定供給～漢方～	県では、「漢方のメッカ推進プロジェクト」を立ち上げ、薬用作物の生産から漢方薬や関連商品の製造、医療現場での臨床や研究を通じた漢方薬の有効活用等について検討を行っている。その中で、薬用作物に係る研究の高度化を進めることとしており、センターでは生薬の供給拡大に向けて、栽培技術の高位平準化を図るため、優良品種の育成と省力・安定生産技術の開発を行う。
優良品種の育成～育種～	消費者・実需者のニーズに対応した高品質で魅力ある品種の育成は、ブランド力を高めるために重要である。そこで、これまでに蓄積された育種ノウハウ、収集・保存している遺伝資源などを最大限に活用するとともに、DNAマーカーを用いた育種など先端技術を利用して、市場性の高い奈良オリジナルの優良品種の育成を進める。
加工商品の開発と加工技術の研究～加工～	本県農産物のブランドを強化するには、奈良オリジナルを訴求できる特色ある加工や農産物が有する機能性の解明など、付加価値を生み出すことが重要である。そこで、イチジクや柿などの県産素材を用いて、美味しく健康機能性にも富んだ新しい奈良オリジナル加工品を開発し、商品化を目指す。また、大和野菜が有する機能性を評価し、それを高める栽培法や調理・加工法、新商品を開発する。
革新的な生産技術の開発～栽培～	本県農業の生産性向上とブランド力強化のためには、安全性の確保を基本とし、より一層の省力化と高品質栽培技術の開発が重要である。また、病害虫防除および土壌管理、バイオ等、各作目の安定生産にとって欠かせない共通の基盤となる技術開発を推進する必要がある。そこで、本県の農業生産に貢献するため、これまでの技術にとらわれない革新的な技術を開発する。

④ 研究活動の評価制度について

県では、研究活動における研究課題の設定及び研究成果の評価を行うため、農業総合センター内部で、事前評価、中間評価及び事後評価を実施するとともに、現場の声を反映

させるための農業農村課題調整会議の開催、外部有識者による第三者評価会議を開催し、研究活動のモニタリングを適時に実施している。

(2) 監査の結果及び意見

① 備品の管理について（意見）

備品の実在性及び網羅性を検証するため、物品管理システムから出力の備品管理簿から現物への突合及び現物から備品管理簿への突合を実施した。

備品管理簿から抽出したサンプルについては、現物と突合することで備品の実在性を確認することができた。一方で、備品現物から抽出したサンプルについては、即時に現物と備品管理簿との突合が困難なものが見受けられた。

これは、全体の備品数が多く、また、平成 24 年度から新たに導入された物品管理システムの備品管理番号と導入前の備品管理番号が異なるため、平成 24 年度より前に取得した備品について、現物と備品管理簿の備品管理番号を紐づけることができないことに起因している。

備品の現物管理という観点から、備品管理簿の備品管理番号と備品現物に貼付している備品管理番号は整合させることが望まれる。

4. 奈良県畜産技術センター

(1) 概要

【基本的情報】

施設名称	奈良県畜産技術センター	
所在地	研究開発第一課：奈良県宇陀市大宇陀下竹 103 研究開発第二課：奈良県宇陀郡御杖村菅野 1775-5「みつえ高原牧場」	
沿革	年月日	内容
	昭和 15 年	奈良県種畜場創設（大宇陀）
	昭和 27 年	奈良県種鶏場設置（大和郡山）
	昭和 45 年	奈良県畜産試験場に統合（大宇陀）
	昭和 57 年	大和肉鶏開発、流通開始
	昭和 60 年	受精卵移植による子牛誕生
	平成 2 年	体外受精による子牛誕生
	平成 10 年	体細胞クローン牛誕生
	平成 13 年	畜産技術センターに改名 みつえ高原牧場開場（大家畜部門移転）
	平成 15 年	大和牛流通開始
	平成 20 年	うだ・アニマルパークに組織変更 ヤマトポーク流通開始
	平成 23 年	畜産技術センターに再改編 うだ・アニマルパークと組織分離
所掌事務	<p>【総務課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所内における人事、予算、決算、その他庶務に関すること。 2. その他、他課の所管に属さないこと。 <p>【研究開発第一課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家畜の環境保全に関すること。 2. 中小家畜の飼育管理及び改良増殖に関すること。 3. 中小家畜経営の指導及び試験研究に関すること。 <p>【研究開発第二課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大家畜の飼養管理及び改良増殖に関すること。 2. 大家畜経営の指導及び試験研究に関すること。 3. 飼料の生産及び試験研究に関すること。 	
組織体制	奈良県畜産技術センターは、所長 1 名のもとに下記表のとおり組織されている。（平成 26 年 4 月 1 日現在）	
	（単位：名）	
	課名	組織体制
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長 1 ・ 総務係 1（うち再任用職員 1）
研究開発第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長 1 ・ 中小家畜係 8（うち日々雇用 2） 	
研究開発第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長 1 ・ 大家畜係 7（うち日々雇用 1） 	

主要事業の概要 (平成 25 年度)	事業名	目的と事業内容	決算額
	生産技術開発事業	高品質な「大和肉鶏」の生産力強化をめざし、飼養管理技術について試験研究を行う。また、採卵鶏においてアニマルウェルフェアに対応した飼育形態における生産性の検討を行う。	3,325,150 円
	県特産品加工残渣の飼料化によるヤマトポークブランド力強化	大和畜産ブランド「ヤマトポーク」のブランド力を強化するため、本県特産品である柿から抽出される柿渋の加工残渣を給与することによりブランドのイメージアップ、残渣に含まれるタンニンによる品質向上、飼料コストの低減を図る。	2,216,367 円
	新技術開発普及事業	大和畜産ブランド「大和牛」のより一層の品質向上（消費者から美味しいと評価される牛肉）を図るため、飼育管理マニュアルを作成する。	1,766,800 円
歳入・歳出（平成 25 年度）	【歳入】		(単位：千円)
	畜産技術センター使用料		3,341
	職員住宅収入		187
	家畜精液売払収入		1,353
	農業関係収入		6,903
	畜産技術センター収入		4,678
	畜産技術センター関係手数料		1,581
	畜産技術センター貸付金元金収入		10
	雑入		640
	合計		18,693
	【歳出】		(単位：千円)
	人件費（非常勤職員）		10,827
	医薬材料費		2,107
	飼料費		15,112
	光熱水費		6,604
委託料		25,753	
修繕費		2,800	
工事費		38,775	
合計		101,978	

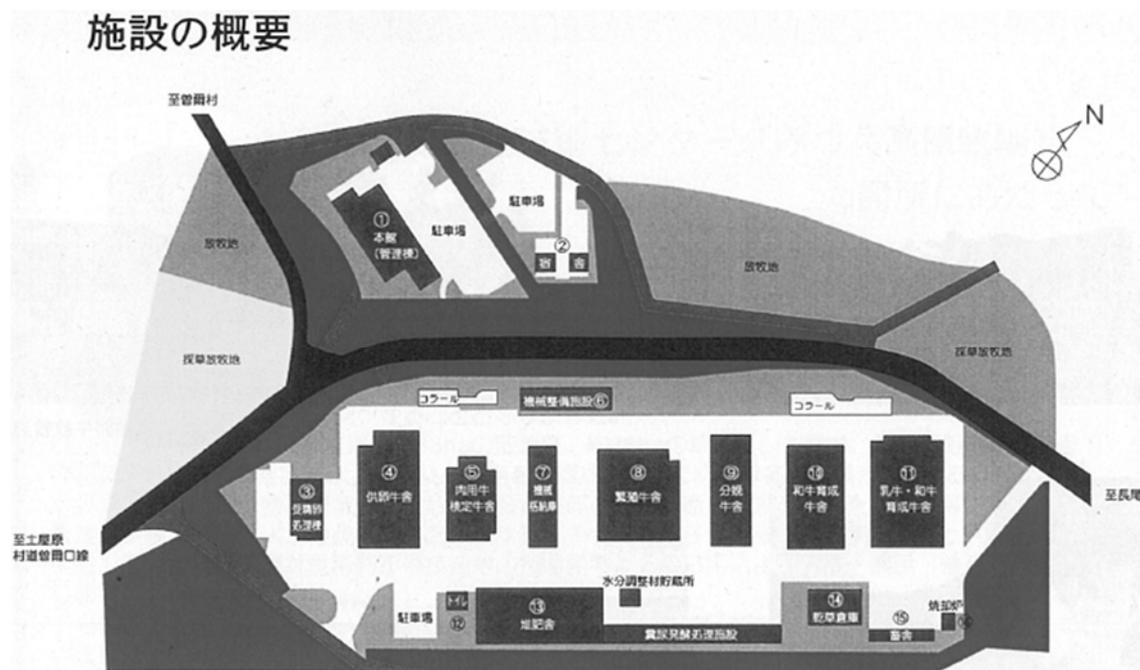
① 奈良県畜産技術センターの主な施設の概要

奈良県畜産技術センターの施設は、研究開発第一課と第二課で分かれており、施設概要は以下のとおりとなっている。

【第一課】

名称	構造	棟数	総床面積	収容頭数等
本館	鉄筋コンクリート造	1	680 m ²	
堆肥保管庫	木造	1	199 m ²	
技能員詰所鶏卵処理場	木造	1	106 m ²	
解体加工室	コンクリートブロック造	1	139 m ²	
飼料孵卵舎	鉄筋造	1	134 m ²	
豚舎	木造	1	935 m ²	100 頭
産肉検定鶏舎	鉄筋造	1	300 m ²	2,020 羽
種鶏検定舎 1	鉄筋造	1	300 m ²	768 羽
種鶏検定舎 2	鉄筋造	1	300 m ²	768 羽
採卵鶏舎	鉄筋造	1	300 m ²	768 羽
育雛舎	鉄筋造	1	230 m ²	2,430 羽
種鶏舎 2	鉄筋造	1	300 m ²	800 羽
農機具庫 1	鉄筋造	1	200 m ²	
種鶏舎 1	軽量鉄骨造	1	306 m ²	
飼料分析センター	軽量鉄骨造	1	50 m ²	

【第二課】



標高	702m (本館棟位置)	
用地面積	草地	36.0ha
	建物敷地	6.6ha
	その他緑地等	25.4ha

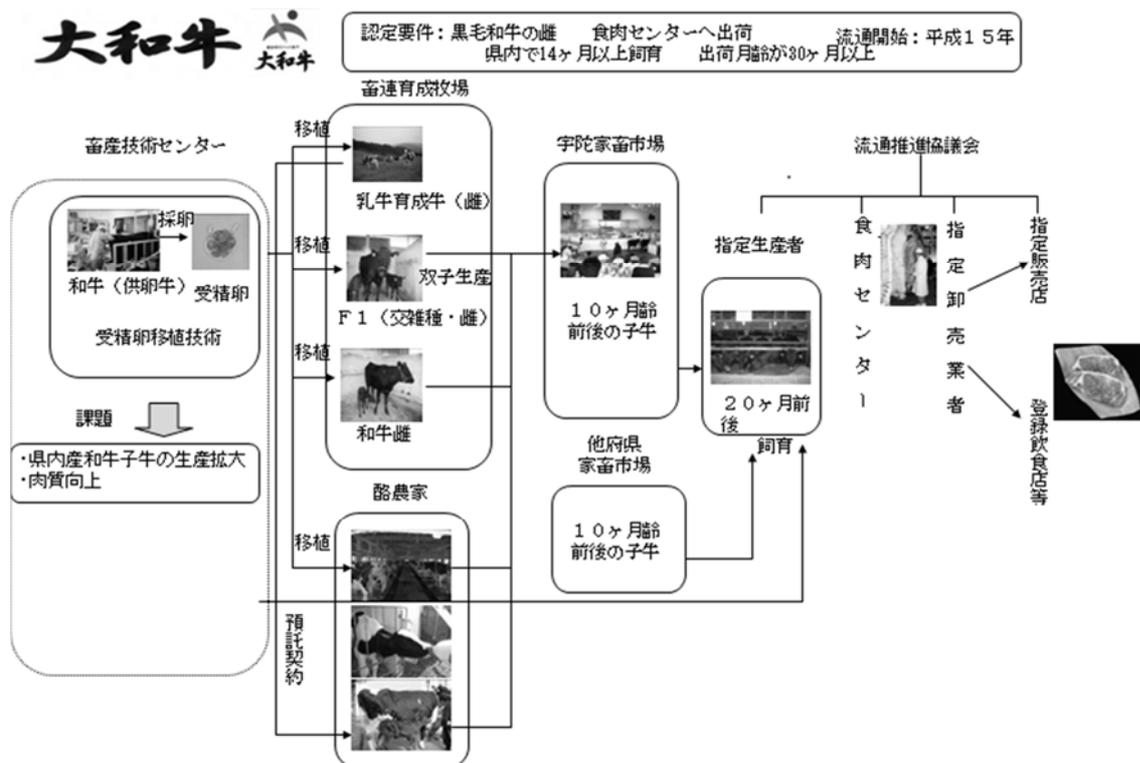
名称	構造	棟数	総床面積	収容頭数等
①本館	鉄筋コンクリート造	1	747 m ²	
②宿舎	木造	2	104 m ²	
③受精卵処理棟	鉄筋コンクリート造	1	367 m ²	

④供卵牛舎	鉄筋造	1	549 m ²	和牛 60 頭
⑤肉用牛検定牛舎	鉄筋造	1	368 m ²	和牛 34 頭
⑥機械整備施設	鉄筋造	1	308 m ²	
⑦機械庫	鉄筋造	1	370 m ²	
⑧繁殖牛舎	鉄筋造	1	699 m ²	F1 牛 76 頭
⑨分娩牛舎	鉄筋造	1	421 m ²	F1 牛 33 頭等
⑩和牛育成牛舎	鉄筋造	1	462 m ²	和牛 90 頭
⑪乳牛和牛育成牛舎	鉄筋造	1	873 m ²	預託牛 110 頭
⑫便所棟	木造	1	48 m ²	
⑬糞尿処理・堆肥舎	鉄筋造	1	1,348 m ²	
⑭乾草庫	鉄筋造	1	260 m ²	
⑮畜舎	鉄筋造	1	98 m ²	病牛その他
⑯焼却炉棟	鉄筋造	1	30 m ²	

② (大和畜産ブランド別) 奈良県畜産技術センターと生産者等との関係図及び課題

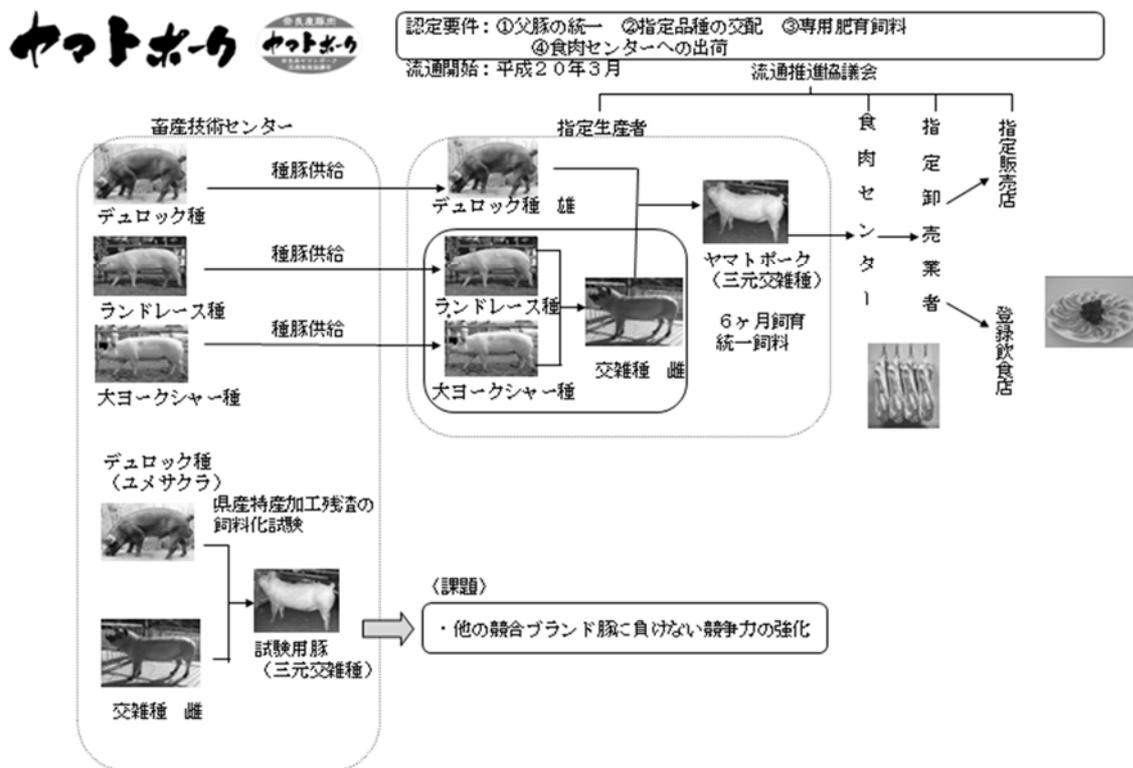
ア) 大和牛

大和牛とは、黒毛和種の未経産雌牛の中から 30 カ月以上飼育されたものであり、奈良県食肉センターでと畜され、奈良県大和牛流通推進協議会から大和牛の証明がなされることでブランド化される肉用牛である。大和牛に関する生産者との関係及び課題に関しては以下のとおりである。



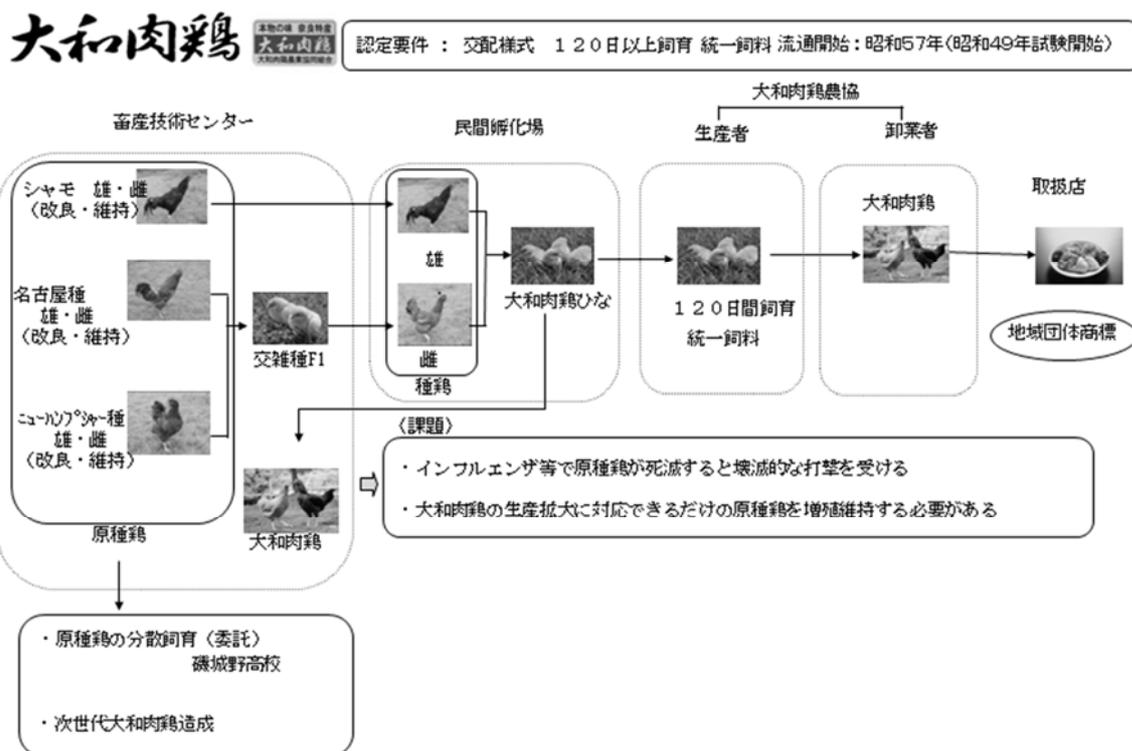
イ) ヤマトポーク

ヤマトポークとは、父豚にデュロック種（アメリカ原産）、母豚に大ヨークシャー（イギリス原産）とランドレース（デンマーク原産）の交雑種とを掛けあわせた肉豚である。ヤマトポークに関する生産者との関係及び課題に関しては以下のとおりである。



ウ) 大和肉鶏

大和肉鶏とは、鶏肉として定評のある「名古屋種」の雄と卵肉兼用種の「ニューハン
プシャー種」の雌を交配した一代雑種の雌を、母鶏として美味しいとされる「シャモ」の
雄を父鶏にもつ三元交雑種の肉用鶏である。大和肉鶏に関する生産者との関係及び課題に
関しては以下のとおりである。



③ 奈良県畜産技術センターの業務と研究課題

奈良県畜産技術センターでは、大和畜産ブランドの品質向上、家畜排泄物の利用促進、自給飼料の生産拡大を主なテーマとして、以下の試験研究や技術開発に取り組んでいる。

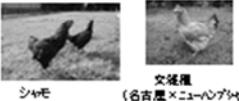
畜産技術センターの業務と研究課題

畜産ブランド力の強化

安定生産

大和肉鶏種徳の供給

大和肉鶏の原種を品種改良維持するとともに、種鶏(卵鳥)であるシャモと文姫種を民間に化境に供給

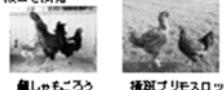


シャモ 文姫種
父系品種 (名古屋×ニューアンブレイク) 母系品種

品質向上

次世代大和肉鶏の開発

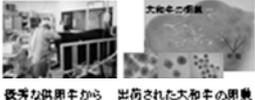
2元文姫と古来からおいしいとされるシャモの血を引くことで大和肉鶏の特徴を盛りつつ、新たな品種を導入し、現在よりも優れた文姫種を開発



産卵中 産卵プリモスロック
新たな文姫種に用いる候補種

受胎率向上による和牛生産

大和牛となる優良和牛子牛を受胎率移植により生産するとともに、受胎率移植に関する技術開発を実施



優秀な供卵牛から 受胎率を採取 出荷された大和牛の卵巣から体外受胎率を作成

セマトボーク種豚の供給

飼育要件である父系品種のデコロック種(ユガサカラ)をはじめ、母系品種のランドレース種、大ヨークシャー種を生産者に供給



デコロック種 (ユガサカラ) ランドレース種

家畜排泄物の利用促進

たい肥化

糞畜連携によるたい肥利用

たい肥生産の技術指導を行うとともに、捨てる糞草に由来する糞尿(クローリリ付のたい肥)への豚糞投棄を実施



生物固定法による豚糞投棄

たい肥のエネルギー利用

固形(ペレット)燃料化

牛糞たい肥のペレットを作成し、固形燃料としての評価(熱量、灰分、有害物質等)の測定)を実施



牛糞たい肥ペレット

自給飼料の生産

バイオマス資源の飼料化

野草のサイレージ化技術

河川敷等の野草のサイレージ化技術を確立し、野草の処分費用と家畜飼料のコスト削減を目指す



食品残渣の給与技術

豚に対する短カス給与の経済性を検討するとともに、県内で発生する食品残渣を調査する



豚に給与した短カスを給与

耕作放棄地の利活用

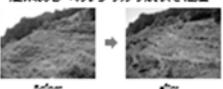
耕作放棄地に適した飼料作物の検討

面積あたりの収穫量が多い飼料用トウモロコシやサトウキビの試作試験を実施し、生産コストを調査



レンカウ放牧の推進

耕作放棄地の解消方法の一つとして、遊休農地へのレンカウ放牧を推進



(2) 監査の結果及び意見

① 中長期的な数値目標を踏まえたあり方の検討について（意見）

県では、大和畜産ブランドの生産・販売拡大を軸として畜産の振興を図っており、奈良県畜産技術センターは、大和畜産ブランド力の強化、家畜排泄物の利用促進、自給飼料の生産拡大等に関する研究・開発を担っている。

その中で、昨今の燃料や円安による飼料等の高騰、担い手の高齢化や後継者不足等によって、生産者の経営環境は悪化しており、大和畜産ブランドの生産高は減少傾向にある。また、奈良県畜産技術センターにおける運営経費についても、飼料の高騰や県の財政状態の影響を受け、同様に厳しさを増している。

【大和畜産ブランドの生産高】

	大和肉鶏	大和牛	ヤマトポーク
ピーク時 (年度)	96,000羽 (H20年度)	989頭 (H23年度)	3,938頭 (H22年度)
平成25年度 (ピーク時からの減少率)	89,000羽 (△7.3%)	703頭 (△28.9%)	3,491頭 (△11.4%)

【畜産振興に関する歳出の推移】

(単位：千円)	平成 21年度	平成 22年度	平成23年 度 ※1	平成 24年度	平成 25年度
医薬材料費	2,670	2,336	2,007	1,984	2,107
飼料費	10,740	11,211	12,137	14,749	15,112
光熱水費	16,326	19,396	11,209	5,896	6,604
委託料	43,264	45,539	26,925	30,543	25,753
修繕費	6,976	7,575	6,545	3,103	2,800
合計	79,976	86,057	58,823	56,275	52,376
飼料費の占める割合	13.4%	13.0%	20.6%	26.2%	28.9%

※1 H23年10月にうだアニマルパークと分離したこと等により大きく減少

(注) 人件費と工事費は上記から除いている。

当該環境の変化を受け、奈良県畜産技術センターでは、畜産ブランド別の課題と対策案を下記のようにまとめている。

【畜産ブランド別の課題と対策案】

ブランド	課題	対策案
大和肉鶏	生産拡大に対応できる原種鶏の増殖維持	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育場所の分散 ・衛生管理の徹底 ・他府県との連携
大和牛	県内産和牛子牛の生産拡大及び肉質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者の技術指導 ・大和牛の肥育試験の実施
ヤマトポーク	他の競合ブランド豚に負けない競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・肉質の向上 ・生産コストの低減 ・特徴ある地元ブランドの確立

奈良県畜産技術センターにおける、上表記載の「肉質の向上」や「生産コストの低減」といった研究テーマは、そのほとんどが中長期的な取組みとなるため、具体的な成果目標を掲げたうえで、適時に進捗状況を把握していく必要があると考える。

また、奈良県畜産技術センターは、研究用の家畜を飼養しているため、衛生管理の徹底等が必要であるが、現場視察を行った結果、自動飼料攪拌給餌車や採草放牧地牧柵等に経年劣化がみられ、将来多くのコスト負担が必要となる可能性がある。このため、設備更新等については、総合的な将来見通しや優先性、効果性を見据えた整備計画が必要である。

畜産を取り巻く環境が大きく変化している中、畜産技術センターがより一層、効果的・効率的にその役割を果たしていくためには、畜産課や県の他の出先機関と連携、役割分担を図った上で、具体的な数値目標を掲げた中長期的な計画を策定することが重要である。また、そのモニタリングのためのPDCAサイクルを構築することを通じて、効果的な設備整備や効率化によるコスト削減を進め、運営効率化の観点から研究開発第一課と第二課の統廃合も視野に入れつつ、奈良県畜産技術センターの果たすべき役割・あり方を継続的に検討していくことが望まれる。

② 公用 USB メモリの適切な管理について（結果）

県において、所属の職員が業務遂行のため、公用 USB メモリを外部に持ち出す場合は、運用責任者は公用 USB メモリ持ち出し記録簿（第 2 号様式）に利用目的、利用場所等を記載させ、その必要性を勘案の上、利用承認するものとされている。（「奈良県公用 USB メモリ管理要領」第 5 条）

しかしながら、公用 USB メモリ持ち出し記録簿を閲覧したところ、返却確認日の記載漏れが 2 件、及び確認押印漏れが 1 件確認された。

データの持ち出しは、情報資産の漏洩のリスクを伴う行為であるため、管理要領に従い、適切に管理を行うことが必要である。

③ 日々雇用職員の出勤簿の適切な管理について（結果）

奈良県畜産技術センターでは、日々雇用職員を出勤簿で勤怠管理しており、出勤時に押印を行い、月末時に当該出勤簿をもとにシステムへ入力したうえで、所長の承認を得ることとなっている。

しかしながら、出勤簿を閲覧したところ、日々雇用職員の振替休日の押印がなされていない箇所が散見された。総務課担当者へ質問したところ、空欄箇所は「振替休日」の押印漏れであり、空欄があった場合は別途事実を確認してからシステムへ入力するとのことであった。

出勤簿は出勤状況の確認や給与算定の基礎となるため、勤怠状況が出勤簿上明確にわかる形で適切に管理する必要がある。

④ 医材受払簿の適切な管理について

ア) 台帳と現物との不一致について（結果）

奈良県畜産技術センターでは、紙台帳である医材受払簿により、薬剤をいつ、何のために、どれだけ使用したか、もしくは受け入れたか、その結果在庫はどれだけになったのかを管理をしている。

医材受払簿をもとにサンプリングによる実査を行ったところ、下表のとおり医材受払簿上の残高と現物が不一致であった。

年月日	品名	医材受払簿	現物	摘要
平成 26 年 9 月 24 日	NB 混合ワクチン	6	5	9 月 25 日に 1 本使用していたことを医材受払簿に記載していなかったため、不一致

また、CTC 可溶散に関しては、平成 26 年 9 月 11 日及び 24 日の 2 回使用されていたが、当該使用の日付と摘要のみが記載された形となっており、使用本数及び残高の記載がなされておらず、医材受払簿上適切に管理がなされていなかった。

対象が薬剤でもあるため、医材受払簿の適切な管理を徹底する必要がある。

イ) 実査証跡について (結果)

現場担当者に質問したところ、医材受払簿をもとに棚卸を実施しているとのことであるが、当該証跡が残されていなかった。

網羅的かつ正確に棚卸が実施されていることを担保するためにも、医材受払簿上の残高と現物の数量を突合した証跡を残す必要がある。

⑤ 備品等の適切な管理について

ア) 備品管理簿の除却漏れについて (結果)

奈良県畜産技術センターの施設内を視察したところ、下記の備品が廃棄済みにも関わらず、備品管理簿から除かれていなかった。物品確認票により原因を確認したところ、平成 24 年 10 月 1 日に当該備品を処分した際に、備品管理簿上反映することを失念したことによるものであった。

品名	物品番号	取得年月日	単価
ふ卵器	10286613	S50. 4. 30	420,000 円

廃棄を行った場合には、適時・適切に備品管理簿に反映する必要がある。

イ) 備品等の実査証跡について (意見)

現場担当者に質問したところ、毎年決まった時期に、備品管理簿と現物が一致しているか実査により確認しているとのことであるが、当該証跡が残されていなかった。また、施設内を視察したところ、備品等管理シールを貼付していないものが散見された。

備品等管理簿と現物の効率的・効果的な照合ができるよう備品等管理シールを貼付するとともに、備品管理簿の網羅性・正確性を確認するため、実査の証跡を残すことが望まれる。

5. 奈良県家畜保健衛生所

(1) 概要

【基本的情報】

施設名称	奈良県家畜保健衛生所	
所在地	業務第一課：奈良県大和郡山市筒井町 600-3 業務第二課：奈良県御所市南十三 152-1	
沿革	年月日	内容
	昭和 25 年	御所市に葛城家畜保健衛生所を設置
	昭和 32 年	都祁村に山辺家畜保健衛生所、大和郡山市に生駒家畜保健衛生所、榛原町に宇陀家畜保健衛生所、大淀町に吉野家畜保健衛生所の 4 カ所を設置。
	昭和 36 年	五條市に五条家畜保健衛生所を設置し、県内 6 カ所の家畜保健衛生所となる。
	昭和 43 年	葛城、吉野、五条の各家畜保健衛生所を統合して御所市に南和家畜保健衛生所を設置。
	昭和 44 年	山辺、生駒、宇陀の各家畜保健衛生所を統合して、大和郡山市に北和家畜保健衛生所を設置。
	平成 9 年	南和、北和の両家畜保健衛生所を統合して現在の奈良県家畜保健衛生所となる。
所掌事務	<p>1. 家畜保健衛生所法第三条第一項に規定する事務</p> <p>(1) 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務</p> <p>(2) 家畜の伝染病の予防に関する事務</p> <p>(3) 家畜の繁殖障害の除去及び人口受精の実施に関する事務</p> <p>(4) 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務</p> <p>(5) 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事務</p> <p>(6) 地方的特殊疾病の調査に関する事務</p> <p>(7) その他地方における家畜衛生の向上に関する事務</p> <p>2. 家畜の改良、増殖及び奨励に関すること</p> <p>3. 獣医事及び動物薬事に関すること</p>	
組織体制	奈良県家畜保健衛生所は、所長 1 名のもとに下記表のとおり組織されている。(平成 26 年 4 月 1 日現在)	
	(単位：名)	
	課名	組織体制
業務第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・課長 1 ・業務第一係 5 (うち再任用 1、日々雇用 1) ・業務第二係 3 ・病性鑑定係 4 	
業務第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・課長 1 ・業務第一係 3 ・業務第二係 4 (うち日々雇用 1) 	

主要事業の概要 (平成 25 年度)	事業名	目的及び事業内容	決算額
	家畜防疫事業	家畜伝染予防法に基づき、家畜伝染病の発生予防、発生予察、蔓延防止を行うため、家畜の検査、注射、投薬、衛生指導を実施する。	8,556,512 円
	死亡牛全頭検査推進事業	BSE 対策特別措置法の制定に伴い、平成 15 年度から死亡牛（24 ヶ齢以上）の BSE 検査を実施する。	3,051,000 円
	食の安全・安心確保交付金事業	①鶏卵のサルモネラ汚染の低減と、衛生的な生産体制を推進するため、実態調査及び衛生指導を行う。 ②動物由来感染症における発生動向把握のためのモニタリング調査を実施する。	1,946,220 円
	病性鑑定事業	家畜、家禽の伝染病疾病及び生産性を阻害する疾病の病性鑑定を実施する。	636,000 円
歳入・歳出 (平成 25 年度)	【歳入】		単位：千円
	家畜保健衛生所使用料		6
	家畜保健衛生所関係手数料		6,320
	家畜伝染病予防費負担金		6,453
	食の安全・安心確保交付金		4,439
	家畜精液売払収入		199
	諸収入		40
	合計		17,457
	【歳出】		単位：千円
	人件費 職員		143,423
	人件費（嘱託・日々雇用）		5,009
	医薬材料費		8,729
	需用費		8,548
	委託料		1,131
	修繕費・工事費		936
役務費（通信費等）		731	
旅費		972	
合計		169,479	

① 奈良県家畜保健衛生所における管轄

奈良県家畜保健衛生所は、管轄区域で業務第一課と業務第二課に分かれており、下記のとおりとなっている。

【管轄区域】

課及び係		管轄地域
業務第一課	業務第一係	奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
	業務第二係	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村

業務第二課	業務第一係	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、吉野町・大淀町・東吉野村
	業務第二係	五條市、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村

② 対象農家戸数及び飼育頭羽数

平成 26 年 2 月 1 日現在における、奈良県家畜保健衛生所の対象農家戸数及び飼育頭羽数については、下記のとおりである。

【対象農家戸数及び飼育頭羽数（平成 26 年 2 月 1 日現在）】

	農家戸数	飼育頭羽数	備考
乳用牛	60 戸	3,679 頭	
肉用牛	59 戸	3,557 頭	
馬	20 戸	275 頭	
豚	14 戸	6,868 頭	
鶏	63 戸	599,602 羽	採卵鶏、肉用鶏、種鶏合計
みつばち	27 戸	3,166 群	みつばち（採蜜・交配）
その他	129 戸	5,828 頭（羽）	緬山羊・いのしし、合鴨、日本みつばち他
合計	372 戸	-	

③ 奈良県家畜保健衛生所で行われている検査・投薬・注射・病性鑑定等一覧

平成 25 年度の奈良県家畜保健衛生所で行われている検査・投薬・注射・病性鑑定等一覧は、下記のとおりである。

【検査・投薬・注射・病性鑑定等一覧】

根拠等		事 務	手数料 (円)	
条例名	名称			
	家畜検査手数料	牛の結核病検査	250	
		牛のブルセラ病検査	250	
		牛のヨーネ病検査	250	
		牛のトリコモナス病検査	130	
		牛の肝てつ検査	130	
		馬伝染性貧血検査	1,200	
		ひな白痢病検査	30	
		みつばちの腐そ病検査	50	
奈良県手数料条例	投薬家畜	牛の寄生虫病に係る投薬	270	
		綿羊又はやぎに係る投薬	140	
	家畜注射手数料	ニューカッスル病	(不活化)	10
			(B1株)	5
	馬又は豚の流行性脳炎	660		

	牛の流行性感冒予防注射	流行熱	560	
	イバラキ病		440	
	炭 疽		280	
	豚コレラ		210	
	豚丹毒		210	
	豚コレラ・豚丹毒混合		280	
	日本脳炎・豚パルボ混合		1,200	
	牛伝染性鼻気管炎		890	
	牛呼吸器病五種混合		1,800	
	牛異常産三種混合		1,600	
	気腫疽		330	
	狂犬病		1,100	
	家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料		1,000	
	医薬品販売業許可申請手数料		29,000	
医薬品販売業許可更新申請手数料		11,000		
許可証の書換え交付手数料		2,000		
許可証の再交付手数料		2,900		
奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例	家畜の乳の脂肪検査		310	
	牛コロナウイルス		1,000	
	病性鑑定鑑定料	病理解剖	牛・馬	1,100
			めん羊・山羊・豚	450
			鶏	170
		培養試験		340
		血清反応試験		170
		病理組織学的検査		450
		理化学的検査		170
		病原体の遺伝子検出検査		1,400
	診療料	直腸検査		1,840
	施術料	家畜人工授精		3,300
		家畜受精卵移植		11,200
		家畜受精卵採取		26,000
	文書料（証明書・診断書・処方せん等）		1,000	
	家畜の繁殖障害除去に係る診療料	初診料		1,000
				3,020

(2) 監査の結果及び意見

① 中長期的な数値目標を踏まえたあり方の検討について（意見）

奈良県家畜保健衛生所は、主な役割である家畜の伝染病等の予防の他、家畜の改良増殖及び環境保全等に関する技術普及・指導も同時に担っている。

その中で、昨今の燃料や円安による飼料等の高騰、担い手の高齢化や後継者不足等によって、畜産農家の経営環境は悪化しており、県内の主要家畜飼育頭羽数は減少傾向にある。また、大和畜産ブランドの生産高も減少傾向にあることは、「第5.4. (2) ①中長期的な数値目標を踏まえたあり方の検討について」に記載したとおりである。

【主要家畜飼育頭羽数の推移】

（単位：頭数・羽数）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度（※3）
牛（※1）	8,852	8,693	8,290	7,958	7,731 （△12.7%）
豚	8,664	8,961	6,707	6,571	6,895 （△20.4%）
鶏（※2）	711,650	716,391	574,482	617,775	605,346 （△14.9%）

※ データは「奈良県家畜家きん規模別戸数および飼養頭羽数」より

※1 乳用牛、肉用牛の合計

※2 採卵鶏、肉用鶏、種鶏の合計

※3 （ ）はH21年度からの減少率

このような厳しい状況の中、奈良県家畜保健衛生所による家畜の改良増殖及び環境保全等に関する技術普及・指導対策は、より重要性を増しているが、受精卵移植等による家畜の改良増殖や巡回指導等による環境保全対策の件数は下記のとおりであり、対象農家数の減少による影響や技術力が向上した民間事業者の参入によって減少傾向にある。

【家畜の改良増殖及び環境保全等に関する技術普及・指導件数の推移】

（単位：件数）	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度（※1）
家畜の改良増殖	196	179	92	85	69 （△64.8%）
環境保全対策	103	91	67	88	59 （△42.7%）

※1 （ ）はH21年度からの減少率

このように、対象農家数の減少、民間事業者の技術力向上がみられるなか、家畜保健衛生所が、今後どの分野においてどのような技術の普及・指導等を行っていくのか、さらには畜産振興に向けた役割をどのように果たしていくのかについての具体的な目標、計画が必要であると考えます。

畜産を取り巻く環境が大きく変化している中、家畜保健衛生所がより一層、効果的・効率的にその役割を果たしていくためには、畜産課や県の他の出先機関と連携、役割分担を図った上で、具体的な数値目標を掲げた中長期的な計画を策定することが重要である。また、そのモニタリングのためのPDCAサイクルを構築することを通じて、課題の重点化や効率化によるコスト削減を進め、運営効率化の観点から業務第一課と第二課の統廃合も視野に入れつつ、奈良県家畜保健衛生所の果たすべき役割・あり方を継続的に検討していくことが望まれる。

② 釣り銭の適切な管理について（意見）

県では、現金収入に要する釣り銭の準備については、県と出納員との釣銭貸付契約を締結する方法によっており、職員に釣り銭として最小必要額を年度初めに貸与し、年度終わりに同額を職員から県へ返還するものとしている。

しかしながら、奈良県家畜保健衛生所の金庫に保管されていた釣り銭袋を確認したところ、職員個人の私金（2,880円）が含まれていた。

釣り銭目的以外の職員個人の資金が金庫に保管されることは望ましくなく、適切に管理することが望まれる。

③ 預金通帳と印鑑の適切な管理について（結果）

奈良県家畜保健衛生所の金庫内を確認した結果、預金通帳とそれに対応する印鑑が保管されていた。

同じ金庫内で管理をすると不正による預金引き出しのリスクが高まるため、通帳と印鑑はそれぞれ別々に保管する必要がある。

④ 現金の即納制度の運用について（意見）

奈良県では、会計管理者は、現金を収納した場合においては、特別の事情のない限り即日当該現金を払込書により指定金融機関に払い込まなければならないとされている（奈良県 会計規則第 15 条第 3 項第 4 項）。

ここで、現金収納されている手数料の単価が数十円のものもあり、所長へ質問したところ 1 日の収入金額も数百円程度の時も多々あるとのことであった。そして、こういった少額の収納があったとしても即日銀行へ入金が必要であり、人員が限られている中、年間にすると相当の時間・コストを入金業務に割かれているとのことであった。

少額の入金をするために、それ以上のコストを割くのは経済性の観点からみて合理的ではなく、後述する全般的な管理態勢への対応を行ったうえで、柔軟な対応が出来るように検討する余地があると考えられる。

⑤ 切手の適切な管理について（意見）

切手の管理について、質問や関係書類を閲覧したところ、担当者 1 人で記帳・実査がなされており、また、金種別の枚数ではなく総額で管理されていた。

切手は換金性が高いため、金種ごとの枚数管理を行った上で、担当者以外の職員による定期的な確認を行うことが望まれる。

⑥ 毒劇物等の適切な管理について

ア) 毒劇物の適時適切な廃棄について（結果）

毒劇物の実査を行ったところ、使用されず長期間使用されずに保管されている下記の薬品が存在した。

品名	最終使用年月日
重クロム酸カリウム 3%液	平成 10 年 10 月 28 日
フェノール（液体）	平成 22 年 4 月 19 日

現場担当者に質問したところ、薬品の品質劣化が考えられるため、使用できないとのことであった。

毒劇物という性質上、使用しないと見込まれる場合は、適時適切に廃棄する必要がある。

イ) 毒劇物の現物と台帳の不一致について（結果）

毒劇物台帳をもとにサンプリングによる実査を行ったところ、下記に記載したとおり、現物の使用量と一致していない劇物が存在した。

年月日	品名	品位	毒劇物台帳	現物
平成 26 年 4 月 15 日 (棚卸)	重クロム酸カリウム (3%液 500ml)	特級	1 本分	0.4 本分

毒劇物の管理は他の備品や消耗品等に比べて、その性質上、特に慎重に管理すべきであるため、適切な台帳管理を行う必要がある。

ウ) 毒劇物の危害防止規程の整備・適切な運用について（結果）

わが国の「毒物及び劇物取締法」は、毒劇物の盗難・紛失・漏洩等防止の対策や運搬・廃棄時の基準等を定めている。また、「毒物劇物取扱責任者の業務について」（昭和 50 年 7 月 31 日薬発第 668 号厚生省薬務局長通知）は、危害防止規程の作成によって、毒物及び劇物の管理、責任体制を明確にするよう求めている。

一方、奈良県家畜保健衛生所では毒劇物等の危害防止規程が整備されていなかった。

法に沿って、適切に規程を整備し、適切に運用する必要がある。

⑦ 薬剤等の適切な管理について

ア) 棚卸の証跡等について（結果）

奈良県家畜保健衛生所では生物学的製剤管理簿において、前月残高から新たに購入した数量及び使用した数量を加減算することで当月末残高を記載し、当該生物学的製剤管理簿上の数量と現物が一致していることを棚卸の実施により確認している。

しかしながら、管理簿を通査したところ、牛コロナワクチン（不活化）について、台帳上 9 月末残高が記載されておらず、また、当該管理簿上では棚卸を行ったとする証跡が見受けられなかった。

薬剤という性質上、特に慎重に管理すべきであるため、使用状況を適時・適切に管理簿へ記載するとともに、網羅的かつ正確な棚卸をなされていることを担保するため、生物学的製剤管理簿に証跡を残す必要がある。

⑧ 適切な防犯等の管理態勢について

ア) 施錠管理について（結果）

奈良県家畜保健衛生所では毒劇物を含む薬剤のほか、注射器等の消耗品も扱っているが、消耗品を保管している棚等に関しては、施錠されていなかった。

奈良県家畜保健衛生所では監視カメラが整備されておらず、不審者の侵入の恐れも否めないことから、施錠等適切な管理を検討する必要がある。

イ) 毒劇物保管室の鍵の適切な管理について（結果）

毒劇物が保管されている部屋は施錠されていたが、その鍵は施錠されていない別の部屋に劇毒庫鍵管理使用簿とともに壁に掛けられていた。また、鍵の保管室が奈良県家畜保健衛生所の出入口近くにあることから、比較的誰でも侵入することができる状態と考えられるため、毒劇物の盗難の恐れがある。

鍵を日中職員がいる執務室等で管理するなど、毒劇物保管室の鍵の適切な管理を徹底する必要がある。

ウ) 適切な金庫による管理について（結果）

奈良県家畜保健衛生所の金庫はダイヤルと鍵による二重施錠タイプであり、現金や通帳、公印等が保管されていたが、監査時は施錠出来ない状態であった。金庫を管理している担当者へ質問したところ、ダイヤル式の番号は引継されていないため把握しておらず、また、鍵に関しても所在を把握していないとのことであった。

速やかに施錠を行うか、施錠の出来る金庫へ入れ替える必要がある。

⑨ 備品等の適切な管理について

ア) 実査の証跡について (意見)

備品等に関しては、毎年実査を行っているとのことであったが、台帳上にそれを示す証跡が確認できなかった。

網羅的かつ正確な実査を行うためにも、証跡を残すことが望まれる。

イ) 備品の適時適切な廃棄について (結果)

施設内を視察した際に、現在は使用されていない機材が多数保管されていた。担当者へ質問した結果、総廃棄費用は把握しておらず、廃棄計画もないとの回答であった。

まずは、使用する見込みがなく、かつ他の施設等に転用の可能性もない不用資産を把握・整理し、廃棄にかかる費用を見積もったうえで、廃棄計画を策定し、適時適切な廃棄を行うことが必要である。

6. 奈良県中央卸売市場

(1) 概要

【基本的情報】

施設名称	奈良県中央卸売市場		
所在地	大和郡山市筒井町 957 番地の 1		
沿革	年度	月	経緯
	昭和 43 年	4 月	市町村市場行政担当者会議を開催、市場整備について意見交換
	昭和 44 年	1 月	行政機関、市場業者、生産者団体、学識経験者等による第 1 回市場整備懇談会を開催
	昭和 45 年	1 月	生鮮食品卸売市場整備基本調査報告書作成
		4 月	青果及び水産物業者に業界整備について検討を依頼
	昭和 46 年	4 月	県営中央卸売市場設置計画原案作成に着手〔参考；昭和 46 年（1971）4 月 卸売市場法改正、県営が可能となる〕
	昭和 47 年	2 月	農林省より「中央卸売市場整備計画」の公表（設置場所；大和郡山市、開設者；奈良県）
		4 月	奈良県農林部内に中央卸売市場建設室を設置 中央卸売市場設置対策協議会を設置
	昭和 49 年	7 月	中央卸売市場建設工事事務所を設置 実施設計業務を委託
		10 月	基盤整備工事着工
	昭和 50 年	5 月	市場用地を全面取得
		6 月	施設建設工事着手
	昭和 52 年	3 月	施設完成
		4 月	農林大臣の開設許可
		5 月	業務開始
	昭和 54 年	5 月	関連商品棟増設
	昭和 55 年	3 月	加工場増築
			冷蔵庫棟増築
	昭和 60 年	12 月	水産部仲卸業者の分割(30 社→40 社)
	昭和 61 年	3 月	特別高圧受電設備設置
	昭和 63 年	9 月	冷蔵庫棟増設
	平成 4 年	9 月	超低温冷蔵庫棟増設
	平成 8 年	7 月	卸売棟保冷施設設置
	平成 9 年	3 月	青果水産加工場設置
平成 16 年	12 月	関連倉庫設置	
平成 23 年	4 月	荷捌き場設置	
所掌事務	【企画管理課】		
	<ol style="list-style-type: none"> 場内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 市場施設の維持管理に関すること。 事業の企画及び総合調整に関すること。 場内の取締りに関すること。 その他業務課の主管に属しないこと。 		
所掌事務	【業務課】		
	<ol style="list-style-type: none"> 市場関係事業者の業務についての許認可及び承認事務に関すること。 市場関係者の指導監督に関すること。 		

	<p>3. 市場における売買取引の調査統計に関すること。</p> <p>4. その他市場関係事業者に関すること。</p>																																																							
組織体制	<p>奈良県中央卸売市場は、市場長1名のもとに下記表のとおり組織されている。(平成26年4月1日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:名)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>組織体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画管理課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・課長1 ・課長補佐1 ・総務管理係7(うち、本庁マーケティング課市場管理係兼務2、短時間再任用職員1、日々雇用職員1) ・施設係4(うち、短時間再任用職員2) </td> </tr> <tr> <td>業務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・課長1 ・課長補佐1 ・青果水産係5(うち、常勤嘱託職員1、日々雇用職員1) ・検査統計係3(うち、業務課課長補佐兼務1、非常勤嘱託職員1) </td> </tr> </tbody> </table>	課名	組織体制	企画管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・課長1 ・課長補佐1 ・総務管理係7(うち、本庁マーケティング課市場管理係兼務2、短時間再任用職員1、日々雇用職員1) ・施設係4(うち、短時間再任用職員2) 	業務課	<ul style="list-style-type: none"> ・課長1 ・課長補佐1 ・青果水産係5(うち、常勤嘱託職員1、日々雇用職員1) ・検査統計係3(うち、業務課課長補佐兼務1、非常勤嘱託職員1) 																																																	
	課名	組織体制																																																						
	企画管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・課長1 ・課長補佐1 ・総務管理係7(うち、本庁マーケティング課市場管理係兼務2、短時間再任用職員1、日々雇用職員1) ・施設係4(うち、短時間再任用職員2) 																																																						
業務課	<ul style="list-style-type: none"> ・課長1 ・課長補佐1 ・青果水産係5(うち、常勤嘱託職員1、日々雇用職員1) ・検査統計係3(うち、業務課課長補佐兼務1、非常勤嘱託職員1) 																																																							
<p>奈良県中央卸売市場事業費特別会計の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳入</th> <th>平成25年度決算額 (単位:千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市場使用料</td><td>430,495</td></tr> <tr><td>売上高使用料</td><td>109,661</td></tr> <tr><td>施設使用料</td><td>308,304</td></tr> <tr><td>水使用料</td><td>9,279</td></tr> <tr><td>敷地使用料</td><td>3,251</td></tr> <tr><td>諸収入</td><td>131,666</td></tr> <tr><td>電気使用料納付金</td><td>99,374</td></tr> <tr><td>下水道使用料納付金</td><td>32,265</td></tr> <tr><td>雑入</td><td>27</td></tr> <tr><td>繰入金</td><td>62,114</td></tr> <tr><td>繰越金</td><td>7,598</td></tr> <tr><td>市場事業債</td><td>7,000</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳出</th> <th>平成25年度決算額 (単位:千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>職員給与費</td><td>129,479</td></tr> <tr><td>管理運営費</td><td>484,298</td></tr> <tr><td>臨時職員人件費等</td><td>19,798</td></tr> <tr><td>旅費</td><td>253</td></tr> <tr><td>交際費</td><td>-</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>190,176</td></tr> <tr><td>役務費</td><td>763</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>83,426</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td>187</td></tr> <tr><td>工事請負費</td><td>31,764</td></tr> <tr><td>負担金補助交付金</td><td>114,644</td></tr> <tr><td>繰出金</td><td>28,929</td></tr> <tr><td>公課費</td><td>14,358</td></tr> <tr><td>償還、補填及び賠償金</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	歳入	平成25年度決算額 (単位:千円)	市場使用料	430,495	売上高使用料	109,661	施設使用料	308,304	水使用料	9,279	敷地使用料	3,251	諸収入	131,666	電気使用料納付金	99,374	下水道使用料納付金	32,265	雑入	27	繰入金	62,114	繰越金	7,598	市場事業債	7,000	歳出	平成25年度決算額 (単位:千円)	職員給与費	129,479	管理運営費	484,298	臨時職員人件費等	19,798	旅費	253	交際費	-	需用費	190,176	役務費	763	委託料	83,426	使用料及び賃借料	187	工事請負費	31,764	負担金補助交付金	114,644	繰出金	28,929	公課費	14,358	償還、補填及び賠償金	-
歳入	平成25年度決算額 (単位:千円)																																																							
市場使用料	430,495																																																							
売上高使用料	109,661																																																							
施設使用料	308,304																																																							
水使用料	9,279																																																							
敷地使用料	3,251																																																							
諸収入	131,666																																																							
電気使用料納付金	99,374																																																							
下水道使用料納付金	32,265																																																							
雑入	27																																																							
繰入金	62,114																																																							
繰越金	7,598																																																							
市場事業債	7,000																																																							
歳出	平成25年度決算額 (単位:千円)																																																							
職員給与費	129,479																																																							
管理運営費	484,298																																																							
臨時職員人件費等	19,798																																																							
旅費	253																																																							
交際費	-																																																							
需用費	190,176																																																							
役務費	763																																																							
委託料	83,426																																																							
使用料及び賃借料	187																																																							
工事請負費	31,764																																																							
負担金補助交付金	114,644																																																							
繰出金	28,929																																																							
公課費	14,358																																																							
償還、補填及び賠償金	-																																																							
歳入・歳出(平成25年度)																																																								

① 中央卸売市場制度の概要

卸売市場とは、野菜、魚類等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいい（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第2条第2項）、農林水産大臣の許可を得て開設される中央卸売市場、都道府県知事の許可を得て開設される地方卸売市場及びこれら以外のその他市場がある。

このうち、中央卸売市場とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市とその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる流通の改善にも資するものとして開設される卸売市場であり（市場法第2条第3項）、平成26年4月1日現在、40都市に67市場が設置されている。

② 中央卸売市場の機能

中央卸売市場は、市場法や市場条例に基づき、農林水産大臣や知事の許可を受けた卸売業者や仲卸業者等の業務に対する規制が細かく規定されており、その検査監督を開設者たる地方公共団体が行う体制となっている。一般的に、中央卸売市場の果たす機能としては、以下のようなものがある。

ア) 集荷機能：多種多様な生鮮食料品を、全国各産地をはじめ国外からも集荷する機能。

イ) 価格形成機能：卸売業者（売り手）と仲卸業者や売買参加者（買い手）が、せり売・入札あるいは相対による公正かつ効率的な売買取引を通じて適正な価格を形成する機能。

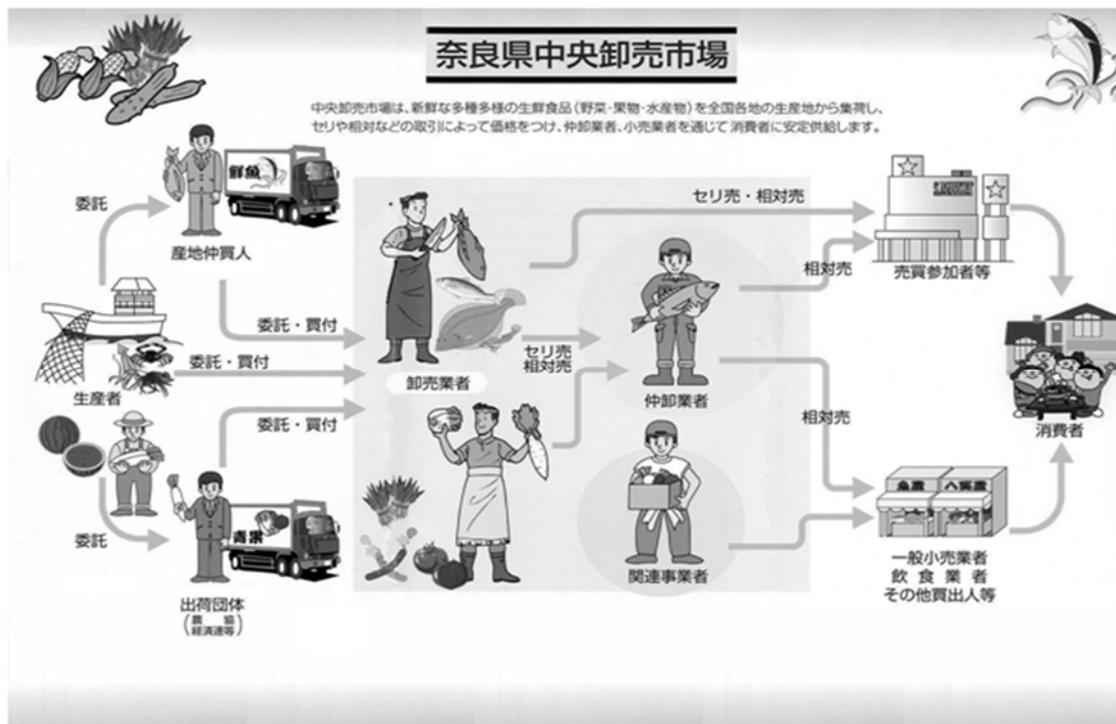
ウ) 分荷機能：仲卸業者が買い受けた商品を、仕分け・加工等を行ったうえで量販店や小売店に販売・配送する機能

エ) 信用決済機能：これら一連の流通段階で発生した代金決済を、迅速かつ確実に行うことにより、出荷者との信頼関係を保持し円滑な流通基盤を形成する機能

オ) その他の機能：産地情報や消費者動向を収集し双方に発信する情報機能や、食中毒の防止に努めるなどの衛生管理機能。また、台風や地震等の災害時に食糧の緊急確保を図る防災機能

こうした機能が有効に働くことにより、(1) 生産者は、収穫した生鮮食料品などを安心して出荷できる。(2) 小売商は、生鮮食料品等を安定して仕入れることが出来る。(3) 消費者は、安全・安心な生鮮食料品を適正な価格で購入出来る。など、生鮮食料品等の流通拠点としての重要な役割を果たしている。

【流通の仕組み】



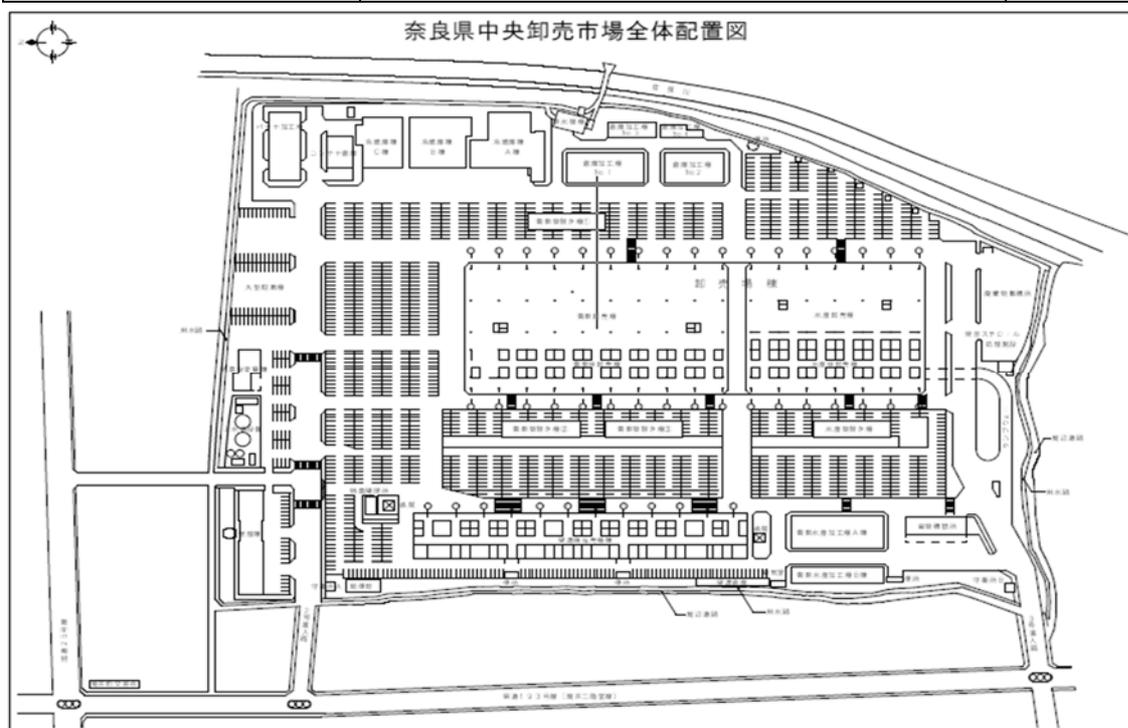
(出典：奈良県中央卸売市場ホームページより)

③ 奈良県中央卸売市場の主要施設の概要

奈良県中央卸売市場の敷地面積は 152, 225 m²であり、その主要施設の概要は、以下のとおりである。

【奈良県中央卸売市場の主要施設の概要】

種 類	構 造	延床面積 (m ²)
卸売場棟	鉄骨造 2階建	31,280
卸売場		14,358
仲卸売場		8,373
買荷保管積込所		3,225
冷蔵庫棟	鉄筋コンクリート造、鉄骨造 冷蔵能力 5,821t	7,081
関連商品売場棟	鉄筋コンクリート造 2階建	7,788
管理棟	鉄筋コンクリート造 3階建	2,470
特高受変電棟	鉄筋コンクリート造 2階建	883
バナナ加工場	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建	926
倉庫加工場	鉄筋コンクリート造 4棟 平屋建	2,182
青果水産加工場	鉄骨造 2棟 平屋建 鉄筋コンクリート造 2棟 平屋建 (付属棟)	1,903
関連倉庫	鉄骨造 平屋建	180
買荷積込所	鉄骨造 平屋建	186
荷捌き場	鉄骨造 4棟 平屋建	1,988
産廃物集積所	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建	323
発砲スチロール処理施設	鉄骨造 平屋建	43
郵便局	鉄骨造 平屋建	124
その他施設	上水処理施設、守衛所ほか	901
駐車場	約 1,700 台収容 (うち屋上 : 383 台)	47,012



(出典：奈良県中央卸売市場ホームページより)

④ 奈良県中央卸売市場の取扱高の推移

平成 21 年度から 25 年度にかけての奈良県中央卸売市場の取扱高及び全国の中央卸売市場の取扱高については、以下の表のとおりである。

【奈良県中央卸売市場における青果の取扱高】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
野菜	数量 (トン)	116,724	108,779	110,292	115,068	114,389
	金額 (百万円)	20,690	22,177	20,558	19,521	21,012
果実	数量 (トン)	37,671	31,679	32,176	32,139	33,116
	金額 (百万円)	8,455	9,173	8,729	8,352	8,969
合計	数量 (トン)	154,395	140,458	142,468	147,207	147,505
	金額 (百万円)	29,146	31,351	29,287	27,873	29,981

【全国の中央卸売市場における青果の取扱高】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
野菜	数量 (千トン)	6,564	6,243	6,274	6,291	-
	金額 (億円)	13,087	13,793	13,158	12,391	-
果実	数量 (千トン)	2,291	1,988	1,977	1,975	-
	金額 (億円)	6,015	6,239	5,974	5,904	-
合計	数量 (千トン)	8,855	8,232	8,251	8,265	-
	金額 (億円)	19,102	20,032	19,132	18,295	-

(農林水産省 平成 26 年「平成 25 年度 卸売市場データ集」)

【奈良県中央卸売市場における水産物の取扱高】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
鮮魚	数量 (トン)	9,257	9,166	8,500	8,386	7,894
	金額 (百万円)	7,633	7,562	7,117	6,702	6,709
冷凍	数量 (トン)	3,406	2,862	2,659	2,766	2,936
	金額 (百万円)	2,771	2,795	2,730	2,661	2,711
塩干	数量 (トン)	7,263	7,095	6,662	6,942	6,795
	金額 (百万円)	5,316	5,103	4,922	4,701	4,730
合計	数量 (トン)	19,926	19,123	17,821	18,094	17,625
	金額 (百万円)	15,721	15,462	14,769	14,065	14,151

【全国の中央卸売市場における水産物の取扱高】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
鮮魚	数量（千トン）	1,191	1,107	1,041	990	-
	金額（億円）	8,498	8,169	7,707	7,409	-
冷凍	数量（千トン）	525	505	464	475	-
	金額（億円）	4,322	4,262	4,150	3,971	-
加工	数量（千トン）	719	680	628	585	-
	金額（億円）	5,403	5,124	4,861	4,618	-
合計	数量（千トン）	2,444	2,299	2,139	2,056	-
	金額（億円）	18,275	17,597	16,758	16,039	-

（出典：農林水産省 平成 26 年「平成 25 年度 卸売市場データ集」）

⑤ 奈良県中央卸売市場経由率の推移

参考推定値ではあるが、奈良県中央卸売市場経由率を算定した結果（青果・水産物）は下記の表のとおりである。

ここで、「県内生産量を基に算出」とは、県内で生産された青果が奈良県中央卸売市場を経由して県内もしくは県外へどれくらい流通したかを示すものである。また、「県内消費量を基に算出」とは、県内で消費された青果・水産物のうち、奈良県中央卸売市場がどれくらい供給したかを示すものである。（なお、中央卸売市場では市場経由率は必要に応じ算定しており、平成 21 年度、23 年度、25 年度は算定していない。）

【奈良県中央卸売市場の経由率】

【青果】	流通内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県内生産量を基に算出	県内生産→市場 →県内消費	-	14.03%	-	12.91%	-
	県内生産→市場 →県外消費	-	10.45%	-	7.27%	-
	合計		24.48%		20.18%	
県内消費量を基に算出	県内生産→市場 →県内消費	-	3.71%	-	4.35%	-
	県外生産→市場 →県内消費	-	43.30%	-	48.72%	-
	合計		47.01%		53.08%	

【水産物】	流通内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県内消費量を基に算出	県外生産→市場 →県内消費	-	43.03%	-	44.33%	-

※県内生産量を基に算出したデータはなし（奈良県は内陸県のためわずかに淡水魚の漁獲があるのみであり、水産物生産が少ないことからデータを載せていない。）

⑥ 奈良県中央卸売市場特別会計の状況

奈良県中央卸売市場事業費特別会計の収支について、直近5カ年の状況は以下の表のとおりである。

【奈良県中央卸売市場特別会計直近5カ年の推移】

【歳入】（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市場使用料	459,012	483,159	465,604	459,379	430,495
売上高使用料	111,857	117,174	109,870	106,141	109,661
施設使用料	334,196	350,741	341,125	339,718	308,304
水使用料	11,444	11,473	10,897	9,997	9,279
敷地使用料	1,515	3,771	3,712	3,523	3,251
諸収入	116,032	123,089	118,230	127,059	131,666
電気使用料納付金	83,057	86,503	83,946	93,825	99,374
下水道使用料納付金	32,958	36,535	34,237	33,185	32,265
雑入	17	51	47	49	27
繰入金	86,971	397,425	6,451	11,185	62,114
繰越金	5,976	23,057	55,231	17,433	7,598
市場事業債	-	-	-	-	7,000

【歳出】（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
職員給与費	157,799	168,333	158,394	145,088	129,479
管理運営費	487,135	803,116	469,689	462,370	484,298
臨時職員人件費等	11,810	14,637	14,809	19,075	19,798
旅費	210	292	377	278	253
交際費	0	0	0	0	0
需用費	167,235	166,142	173,378	183,849	190,176
役務費	658	847	655	843	763
委託料	72,572	87,991	79,094	84,377	83,426
使用料及び賃借料	98	63	178	178	187
工事請負費	33,320	341,221	16,249	11,838	31,764
負担金補助交付金	120,969	117,762	119,461	116,316	114,644
繰出金	61,655	61,103	37,443	31,392	28,929
公課費	18,608	13,108	18,921	13,003	14,358
備品	-	-	793	0	-
償還、補填及び賠償金	0	0	8,331	1,221	-

⑦ 奈良市場冷蔵株式会社について

奈良市場冷蔵株式会社は、奈良県中央卸売市場の開設にあたり、中央卸売市場の運営上、不可欠となる冷蔵施設の設置と運営について検討した結果、県の要請により、昭和50年10月に業界大手の業者の参画を得て、昭和52年4月、奈良県中央卸売市場の開設に合わせて設立された。

奈良市場冷蔵株式会社の資本金は10,000千円であり、発行済株式総数は20,000株となっている。現時点では、この発行済株式総数20,000株のうち、奈良市場冷蔵株式会社保有の自己株式9,800株（4,900千円）と他社保有400株を除き、県が保有している株式数は9,800株（自己株式を除いた持株比率:96%）となっている。

また、奈良市場冷蔵株式会社の法人役員は以下の表のとおりであり、県との人の交流に関しては、非常勤取締役として県の副知事、農林部長、中央卸売市場長が就任している。なお、一般職員の派遣や出向等その他の関係はない。

【奈良市場冷蔵株式会社の役員状況】

組織体制	役員 5名	取締役4名	常勤	取締役所長1名
			非常勤	代表取締役（副知事） 取締役2名（農林部長、中央卸売市場長）
		監査役1名	非常勤	

なお、奈良市場冷蔵株式会社の直近5カ年の当期損益の推移は次のとおりである。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当期損益	5,989千円	450千円	2,685千円	1,671千円	1,098千円

⑧ 奈良県中央卸売市場の改革について

県では、奈良県中央卸売市場運営協議会等において、従来から、奈良県中央卸売市場のあり方を検討している。

このことについては、平成25年度から平成27年度までを市場の改革集中期間として、開設者である県が行う取組として「取引規制の見直し」「入退去基準の明確化」を、場内の事業者が行う取組に対して県が支援を行うものとして「意欲ある事業者と県の個別

取組」を実施しており、今後、開設者としてこの3年間の取り組みの成果を検証し、中央卸売市場のあり方、その規模、機能を検討していくものとしている。

まず、「取引規制の見直しと検証」では、生産者と卸が中心の市場から、消費者ニーズを踏まえた川下重視の市場へ転換するため、取引規制を見直し、卸と仲卸の協議を活性化させ集荷・分荷の拡大を図るとともに、県と事業者等からなる市場取引委員会で検証することにより、適正な取引を確保しようとするものである。

具体的な内容としては、下記のとおりとなっている。

【取引規制の見直し】

施策	具体的な内容
取扱高の拡大に向けた弾力的な制度の運用	仲卸が直接産地から集荷する手続きの迅速化・簡素化。
	卸売業者が直接小売業者に販売する販売制限の緩和。
	市場取引員会による検証。

次に、「入退去基準の明確化」とは、意欲ある事業者を誘致し、将来を見込めない事業者を撤退させるための基準を場内事業者に明示し、その運用により健全な市場運営を図ろうとするものである。具体的な内容としては、下記のとおりとなっている。

【入退去基準の明確化】

施策	具体的な内容
入居基準の明確化	意欲ある事業者であること。 ①市場の活性化に資する経営方針と計画をもつこと ②市場運営に協力すること
	法令等に違反しないこと ①条例等を遵守すること ②県税の滞納がないこと
	一定の経営水準に達していること (条例 82 条の不健全運営基準に該当しないこと)
退去基準の明確化	市場使用料を滞納したとき ①3 か月以上の滞納は、まず保証金を充当する。その保証金充当を年度内に 2 回行い、さらに滞納が発生した場合。 ②納付誓約（分納等）を守らない場合
	法令に違反し、かつ改善措置命令に従わないとき (法令：卸売市場法及び奈良県中央卸売市場条例)
	一定の経営水準に達せず、かつ改善措置命令に従わないとき (経営計画等の改善努力の有無等事由を総合的に判断する)

最後に、「意欲ある事業者と県の個別取組」とは、意欲ある事業者グループと個別に事業実施協定を締結するなど、その内容に応じて支援を行うことで取扱高の拡大を図るものであり、下記の組合等と協定を締結している。

【意欲ある事業者と県の個別取組】

組合名	具体的な内容
青果卸売協同組合	卸との連携による地場野菜の振興 「ならの特選食材流通協議会」の再構成、レシピ開発 等
水産物卸協同組合	販路開拓のためのアンケート調査の実施・分析及び、それに基づく商談会開催等による販路開拓、レシピ開発 等
関連卸協同組合	食祭市の充実・拡大や新規事業者の誘致、レシピ開発 等
ならの特選食材流通協議会	大和野菜など地場野菜等のインターネットショップや駅ナカ店舗での事業展開
全事業者	ゴミ処理ルールの策定、運用

(2) 監査の結果及び意見

① 中長期的な数値目標を踏まえたあり方の検討について（意見）

奈良県中央卸売市場は、県民の食生活に欠くことができない生鮮食料品等の円滑な供給を通じて消費生活の安定を図る役割を担っている。

ここで、「(1) 概要」に記載したとおり、全国的な傾向とはいえ、奈良県中央卸売市場の取扱高はおおむね減少傾向にあり、そのような中、県ではこれまで市場運営協議会等を通じて奈良県中央卸売市場の将来のあり方について検討を行ってきた。

また、平成 25 年度から平成 27 年度までを市場の改革集中期間とし、取扱高の拡大（あるいは維持）を目標に改革の具体的な取組みを行っており、今後、開設者としてその成果の検証を通じて、中央卸売市場の規模、機能等そのあり方を検討することとしているが、これに係る具体的な数値目標はない。

また、市場の活性化のためには、関係事業者の取組みに対する目標やその検証が必要と考えられるが、当該部分も不明瞭となっている。

たとえば、下記のような状況となっている中央卸売市場特別会計への繰出金や奈良市場冷蔵株式会社等に対する継続的な施設使用料の減免についてどのようにコントロールしていくかは明確ではない。

【中央卸売市場特別会計への繰出金の推移】

(単位：千円)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H25年度末 累計
実繰出額(※)	86,971	397,425	6,451	11,185	62,114	16,614,032

※施設整備費の交付の有無や金額的規模の増減により大きく変動しているもの。

【奈良市場冷蔵株式会社等への施設減免額】

(単位：千円)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
奈良市場冷蔵株式会社 (B棟)	33,000	31,900	32,200	32,300	32,800
奈良市場冷蔵株式会社 (C棟)	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
奈良県青果水産加工場管理協同組合	22,099	22,099	22,099	22,099	22,099
奈良県中央卸売市場関連卸協同組合	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361

さらには、昭和52年の業務開始以来、37年が経過していることもあり、冷凍設備等の施設老朽化が進んでいるが、修繕工事や建替えに要する金額の見積りや実施時期についての見通しも明確でなく、将来多額のコスト負担が必要となる可能性がある。

このようなことから、県の施策や財政状態を踏まえつつ、今後の進むべき方向性・あり方の実質的な検討を行うためには、まずは必要な機能やコストを正確に把握した上で、より具体的な数値目標を掲げた中長期計画を策定し、そのモニタリングを通じて、投資分野の重点化や効率化によるコスト削減を行い、市場改革をより実効性のあるものにする必要がある。

併せて、他市場との競争が激化する中、市場の活性化を図っていくためには、開設者である県だけではなく、関係事業者の消費者ニーズを踏まえた創意ある積極的な取り組みが必要不可欠であり、当該部分についても中長期計画で明確にした上で検証を行っていく必要がある。

② インセンティブのある繰出金基準の検討について (意見)

中央卸売市場特別会計への一般会計からの繰出金の直近5カ年の推移は、「①中長期的な数値目標を踏まえたあり方の検討について (意見)」に記載したとおりであり、総務

省通知の基準（※）に依拠してしているものの、実質的には、収支差をもとに算出されている。

※営業費用の30%及び市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金の2分の1

当該収支差をもとにした算出方法では、経営改善やサービスの向上、事務効率化などへのインセンティブが働きにくい。たとえば、下記の表にあるとおり、取扱高は減少傾向にあるにもかかわらず、中央卸売市場特別会計の委託料は直近5カ年では、減少しておらず、むしろ増加傾向にある。

【中央卸売市場特別会計の委託料の推移】

（単位：千円）	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
警備・清掃	53,737	53,226	54,824	65,076	58,311
設備・点検	17,769	18,191	24,202	18,169	23,143
その他	68	68	68	178	68
委託料合計	71,574	71,485	79,094	84,377	81,522

ここで、独立採算を基本としながら、繰出金が計上されている趣旨は、総務省から毎年通知されている「地方公営企業繰出金について」に記載されているとおり、現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費は、その公的性質から行政が行わなければならないからである。

したがって、繰出金は、実質的な収支差をもとにするのではなく、その経費の性質を適切に分類したうえで算定することで、市場改革を促す政策的経費の確保や必要な施設改修など、インセンティブが働くようにする必要があると考えられる。

③ 不動産の登記漏れについて（結果）

県では「公有財産を取得したときは、遅滞なく当該公有財産につき不動産登記等必要な登記又は登録の手続をしなければならない」（奈良県公有財産規則第11条第1項）とされている。また、平成20年度の包括外部監査「奈良県中央卸売市場事業費特別会計に関する事務の執行及び事業の管理運営について」の結果、奈良県中央卸売市場では未登記のものが確認され、指摘されていた。

当該登記状況について確認したところ、平成 20 年度の包括外部監査にて指摘された未登記不動産及び、指摘後取得した不動産等についても登記がなされていなかった（下記表参照）。

【現時点における未登記物件】

移動年月日	種目	使用名称	建物面積及び延面積	価格
平成 2 年 10 月 20 日	雑屋建	廃棄物貯蔵庫	120.09 m ²	10,300 千円
平成 4 年 10 月 1 日	雑屋建	発泡スチロール処理施設	43.31 m ²	12,154 千円
平成 9 年 3 月 25 日	倉庫建	青果水産加工場 (1)	1,218.00 m ²	146,348 千円
平成 9 年 3 月 25 日	倉庫建	青果水産加工場 (2)	1,827.00 m ²	228,619 千円
平成 9 年 3 月 25 日	倉庫建	青果水産加工場電気室	45.00 m ²	5,401 千円
平成 9 年 3 月 25 日	雑貨建	青果水産加工場便所棟	31.31 m ²	11,315 千円
平成 16 年 11 月 29 日	倉庫建	関連商品売り場倉庫	180.00 m ²	4,000 千円
平成 4 年 8 月 25 日	倉庫建	冷蔵庫棟 B 棟 (2 階増築)	1,044 m ²	464,530 千円
昭和 63 年 7 月 25 日	倉庫建	冷蔵庫棟 C 棟	1,148.77 m ²	161,500 千円
平成 23 年 4 月 4 日	倉庫建	荷さばき場	497.12 m ²	120,846 千円
平成 23 年 4 月 4 日	倉庫建	荷さばき場	497.12 m ²	
平成 23 年 4 月 4 日	倉庫建	荷さばき場	497.12 m ²	
平成 23 年 4 月 4 日	倉庫建	荷さばき場	497.12 m ²	

法律上第三者への対抗要件を具備するため、規則に従い適時かつ適切に登記を行う必要があるとともに、指摘された事項は速やかに対応する必要がある。

④ 原状変更に係る承認について（結果）

関係事業者は、「知事の承認を受けないで当該市場施設に建築、造作、模様替えその他原状を変更する行為をしてはならない」（奈良県中央卸売市場条例第 74 条第 1 項）と定められている。そのため、関係事業者が原状変更を行うには、事前に「市場施設原状変更承認申請書」にその内容を記載して奈良県中央卸売市場に提出し承認を経なければならず、平成 20 年度の包括外部監査「奈良県中央卸売市場事業費特別会計に関する事務の執行及び事業の管理運営について」の結果、奈良県中央卸売市場では未承認の原状変更が確認され、指摘されていた。

しかしながら、現時点においても場内を現場視察したところ、下記の表で列挙する未承認の原状変更が散見された。

【未承認の現状変更】

場所	無届または未承認の現状変更の内容
厚生食堂	客が入店しやすいよう、外壁を改造して出入口を設置。その後、出入口付近に雨除け用のテントを設置。さらに、テントにプレハブ式の壁を取り付け、休憩室としている。 テントの設置のみ申請書が提出され承認済みであるが、それ以外は無届である。
	屋外駐車場に倉庫を設置しているが無届である。
水産物仲卸業者の店舗	大型製氷機の設置にあたり当該業者は申請書を提出したが、仲卸業者が氷を調達する場合は奈良市場冷蔵株式会社から購入するという当事者間の合意がなされているため、市場としてはその申請は却下した。それにもかかわらず、現在大型製氷機が設置されていた。 なお、当該事例も含めて他の仲卸業者も大型製氷機を設置しているところがあるが、現状変更の手続はなされていない。
	仲卸業者の店舗は、もともとシャッターを閉めることにより仕切ることが出来る形になっているが、無届で壁を設置し、内部を執務室として使用している業者が存在する。
青果・水産物仲卸業者店舗の通路	通路出入口に風除けパネルを設置しているが無届である。もともと附属されているシャッターを下ろすことができない状態である。

原状変更は奈良県中央卸売市場による承認が必要であることを周知徹底し、未承認の原状変更は撤去するよう指導すべきであり、それでもなお拒否するなど悪質な場合は、施設の返還を求めるべきである。

⑤ 施設使用料減免の根拠等について

奈良県中央卸売市場においては、市場条例第72条第1項の規定に基づいて、使用指定を行った市場施設について、市場条例第80条及び別表第7に基づき施設使用料を徴収しているが、同条第3項に基づき、特別な理由があると認められるときは、施設使用料の減免をすることができるものとされている。

現在、奈良県中央卸売市場において行われている施設使用料の減免は、下記の表のとおりである。

【施設使用料減免の概要】

減免対象	冷蔵庫棟（増設 B 棟）	冷蔵庫棟（C 棟）	青果水産加工場	関連卸協同組合倉庫
設置時期	平成 4 年 9 月	昭和 63 年 9 月	平成 9 年 3 月	平成 16 年 12 月
相手先	奈良市場冷蔵株式会社		奈良県青果水産加工場管理協同組合（市場の青果水産加工場の管理を行う団体で、青果仲卸業者のうち加工場利用者で構成されている。）	奈良県中央卸売市場関連卸協同組合（買出人等の市場利用者に便益を提供する業務を営む関連事業者により構成された団体である。）
減免理由	恒常的に余剰庫腹が生じ採算のとれない B 棟増設部分に係る下記経費を減免するというもの。 ①B 棟増設部分に係る施設使用料（全額） ②B 棟増設部分（SF 級・F 級冷蔵庫）の余剰庫腹分に係る動力費相当額。なお、SF 級とは超低温冷蔵庫のことである。 ③B 棟増設部分（SF 級冷蔵庫のみ）に係る人件費相当額。	奈良市場冷蔵株式会社や仲卸業者及び関連事業者が設立した組合が施設整備を行ったうえで、奈良県に寄付したことによるもので、使用料全額の減免を行っている。		
減免期間	年度毎に決定			
平成 26 年度までの減免金額（税抜）	570,586 千円	174,900 千円	378,846 千円	14,450 千円
設備投資金額（税抜）	451,000 千円	178,956 千円	377,000 千円	19,856 千円
耐用年数	32.9 年	23.2 年	26 年	17 年
土地代の取扱い	無償貸与			

ア) B 棟増設部分の今後のあり方について（意見）

平成 4 年に設置された B 棟増設部分（2 階：SF 級である超低温冷蔵庫や F 級冷蔵庫）については、場内事業者の要望に基づき、市場事業の円滑運営、生鮮食料品等の流通維持に不可欠な施設として県が建設したものの、その建設当時、奈良市場冷蔵株式会社はその採算性に問題がある（オーバースペックであり採算がとれない）として借り受けを拒否し

た。しかし、県の同施設を運営できるのは同社しかないとの判断から、協議の結果同社が借り受けを認め、平成4年12月から使用を開始した。

上記の経緯から、冷蔵庫棟（増設 B 棟）について減免がなされており、直近5カ年の減免額は下記のとおりとなっている。

【奈良市場冷蔵株式会社への施設減免額（B 棟）の推移】

（単位：千円）	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
B 棟	33,000	31,900	32,200	32,300	32,800

平成25年度における減免額については下記の表にあるとおり、不採算部門の使用料、F 級・SF 級の余剰庫腹分の動力費、SF 室に係る人件費（荷役収入を減額）を算定し、その額でかつ減免予算額の範囲で決定されている。

【平成25年度における各項目の減免額】

使用料相当額	17,040 千円
動力費	6,460 千円
人件費	9,388 千円
合計	≒32,800 千円

ここで、そもそもオーバースペックと考えられる SF 級・F 級冷蔵庫を、毎年多額の費用をかけて保有し続ける理由があるのかは再考し明確にした上で、不採算であると判断されている B 棟増設部分に関して、いつまで減免を続けるのか、今後のあり方も含め検討すべきと考えられる。

イ) C 棟、関連卸協同組合倉庫及び青果水産新加工場にかかる減免の根拠について（意見）

冷蔵庫棟（C 棟）は奈良市場冷蔵株式会社、関連卸協同組合倉庫は奈良県中央卸売市場関連卸協同組合、青果水産新加工場は奈良県青果水産加工場組合が、それぞれ自ら資金調達の上で建設し県に寄付していること、及び本来県が行うべき施設の維持管理修繕をそれぞれの団体が行っていることを理由として、減免が行われている。

しかしながら、平成26年度現在の減免総額は、関連卸協同組合倉庫は取得価額の約70%、C 棟は取得価額に迫っており、青果水産新加工場においては取得価額を若干上回っていることから、それぞれ維持管理修繕経費を加味しても、近い将来その額を超えること

が予測される。なお、参考として青果水産新加工場に係る維持修繕経費は下記表のとおりである。

このことから、取得価額及び維持管理修繕経費を超える部分について、それぞれの施設に関する減免の実施の有無及び実施する場合には、あらかじめその根拠を明確にしておく必要がある。

【青果水産新加工場に係る経費累計】

【単位：円】	修繕費	人件費	合計
平成9年～25年の合計	12,514,804	19,189,860	31,704,664

7. 公益財団法人 奈良県食肉公社

(1) 概要

【基本的情報】

施設名称	公益財団法人 奈良県食肉公社		
所在地	奈良県大和郡山市丹後庄町 475-1		
沿革	年度	月	経緯
	昭和 61 年	3 月	県及び県内全市町村が一体となって奈良県食肉流通センター（現奈良県食肉センター）の建設を行うとともに、開設後のセンター管理を行うこととして設立。
	平成 25 年	4 月	センターの運営に加え、奈良食肉株式会社が担っていたと畜解体業務の直接運営を開始。
			と畜場の名称を「奈良県食肉流通センター」から「奈良県食肉センター」へ改称。
平成 26 年	3 月 4 月	3 月 24 日に公益財団法人に認定され、同年 4 月 1 日に「公益財団法人 奈良県食肉公社」に移行。	
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> と畜場の設置及び管理運営に関する事業 食肉市場の開設及び管理運営に関する事業 と畜及び冷蔵保管に関する事業 治水、環境対策に関する事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 		
組織体制	奈良県食肉公社は、下記表のとおり組織されている。（平成 26 年 4 月 1 日現在） (単位：名)		
	課名等	組織体制	
	役員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長 1 ・ 副理事長 1 ・ 常務理事 2 ・ 理事 5 ・ 監事 2 ・ 事務局長 1 	
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長 1 ・ 総務管理係 6（うち日々雇用 1） 	
業務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長 1 ・ 作業長 2 ・ 業務第一係 6 ・ 業務第二係 7 ・ 業務第三係 7 		
損益の状況（平成 25 年度）	勘定科目		金額（単位：千円）
	【経常収益】		
	基本財産運用益		565
	事業収益		46,941
	受取補助金		350,700
	雑収益		1,460
経常収益合計		399,668	

【経常費用】	
施設維持管理費	372,838
一般管理費	16,182
減価償却費	44,517
支払利息	5
経常費用合計	433,544
当期一般正味財産増減額	-33,876

① 奈良県食肉公社の設置目的及び公益財団法人への移行

昭和 61 年 3 月に県及び県内全市町村が一体となって、奈良県食肉流通センター（現奈良県食肉センター）の建設を行うとともに、開設後のセンター管理を行うことを目的として奈良県食肉公社が設立された。その後、平成 25 年 4 月からは、それまでは奈良食肉株式会社が担ってきたと畜業務を開始し、平成 26 年 4 月に公益財団法人 奈良県食肉公社へと移行した。

② 施設の概要

公益財団法人 奈良県食肉公社が管理運営している奈良県食肉センターの施設については、敷地面積 29,332 m²（建物面積 5,229.57 m²）で、詳細は以下のとおりである。

【施設の規模等】

棟別	構造	延面積 (m ²)	摘要
処理棟	鉄筋コンクリート造平家建 一部 2 階建	3,108.38	けい留所、と畜解体室、内蔵 処理室、冷蔵庫、卸売場
管理棟	鉄骨造 2 階建	601.50	公社、関連会社等事務所
汚水処理棟	鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階建	368.53	汚水処理施設
焼却炉棟	鉄骨造平家建	99.00	
病畜棟	鉄骨造平家建	60.00	
ポンプ棟	鉄骨造平家建	60.00	
守衛棟	鉄骨造平家建	29.16	
倉庫棟	鉄骨造平家建	52.20	
食品衛生検査棟	鉄骨造 3 階建	775.02	検査所事務所・検査室・食堂
冷蔵庫棟	鉄骨造平家建	49.58	
厚生棟	鉄骨造平家建	31.20	業務課職員・シャワー室・休 憩所
合計		5,229.57	
駐車場兼調整池		2,787.73	(駐車場 67 台)
多目的グラウンド 件調整池		9,278.00	

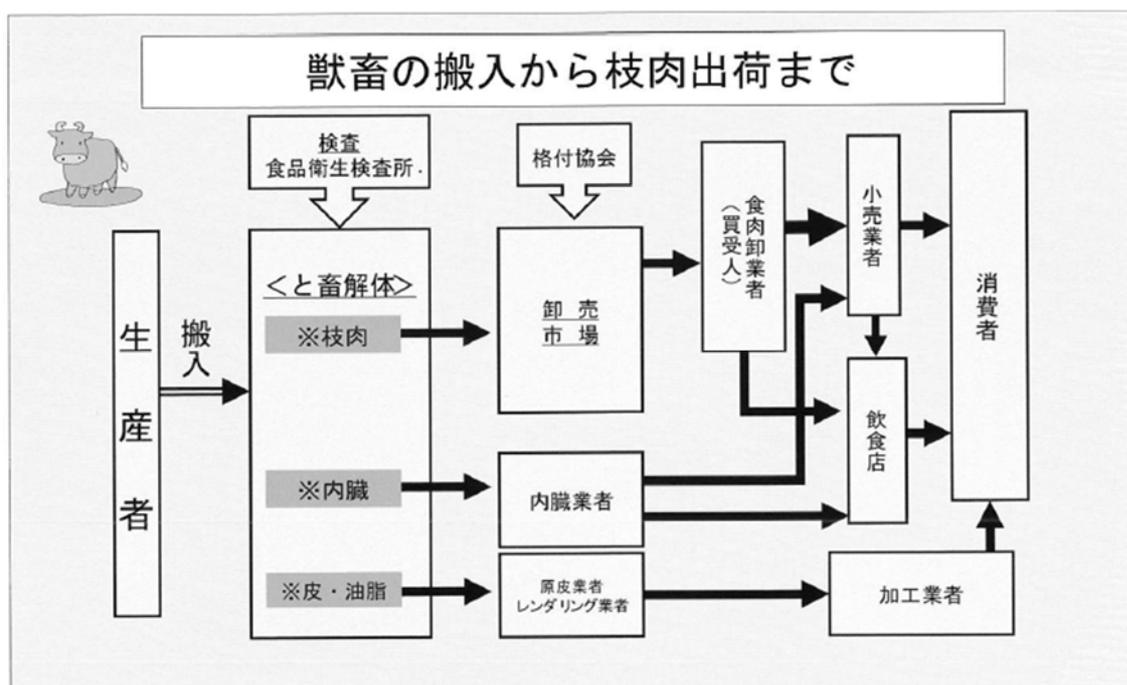


（出典：奈良県食肉センターのパンフレットより）

③ 獣畜の搬入から枝肉まで

生産者からの獣畜の搬入から卸売市場への出荷、そして消費者までの流れは以下の図のとおりである。

【獣畜の搬入から枝肉の出荷まで】



(出典：奈良県食肉センターのパフレットより)

④ 奈良県食肉センターの処理能力

奈良県食肉センターの処理能力は以下のとおりである。

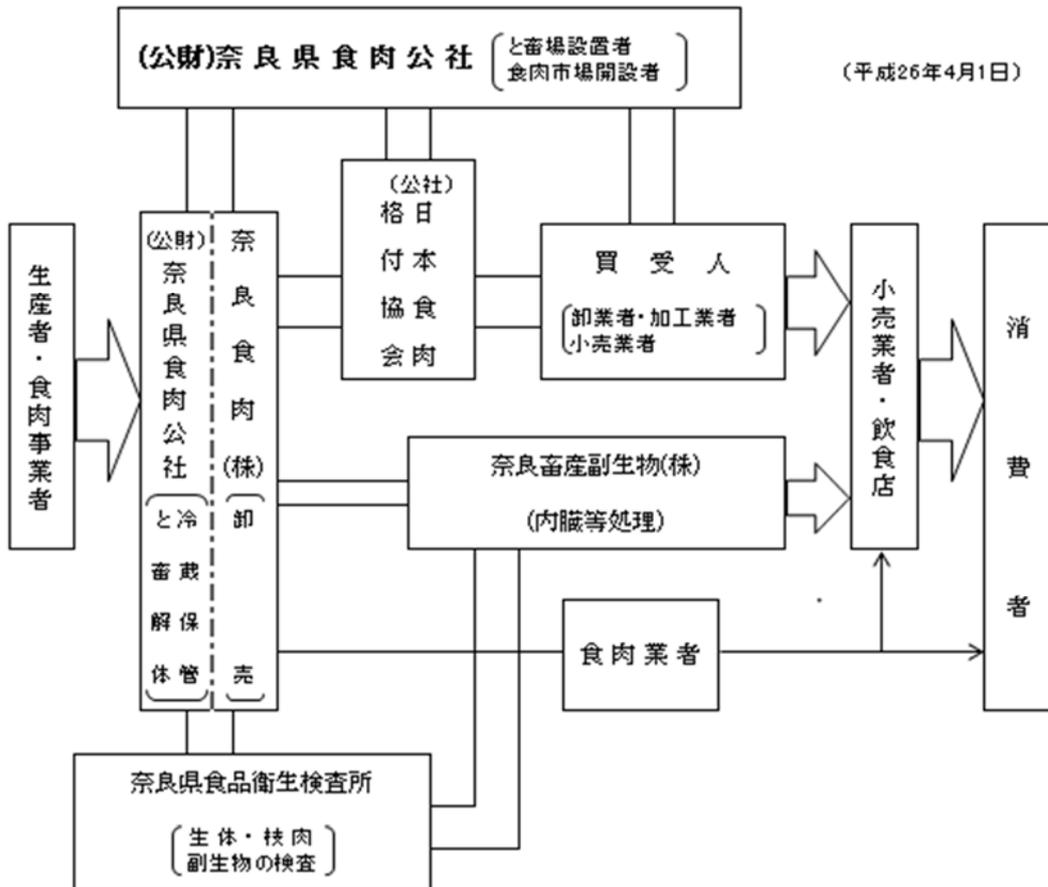
【奈良県食肉センターの処理能力等】

項目	能力など
1日当たり処理能力	大動物(牛・馬) 50頭 小動物(豚、とく、めん羊、山羊) 170頭
冷却、冷蔵能力	920頭(豚換算)
内蔵冷蔵庫	7.2トン(うち4.2トンは凍結)
部分肉冷蔵庫	4.2トン
汚水処理能力	450 m ³ /日

⑤ 奈良県食肉センターの構成

奈良県食肉センターの構成については、以下の表のとおりである。

【奈良食肉センターの構成図について】



⑥ 奈良県食肉センター入居団体と奈良県との人的・財政上・事業上の関係

平成 25 年度における奈良県食肉センター入居団体と奈良県との関係については以下のとおりである。

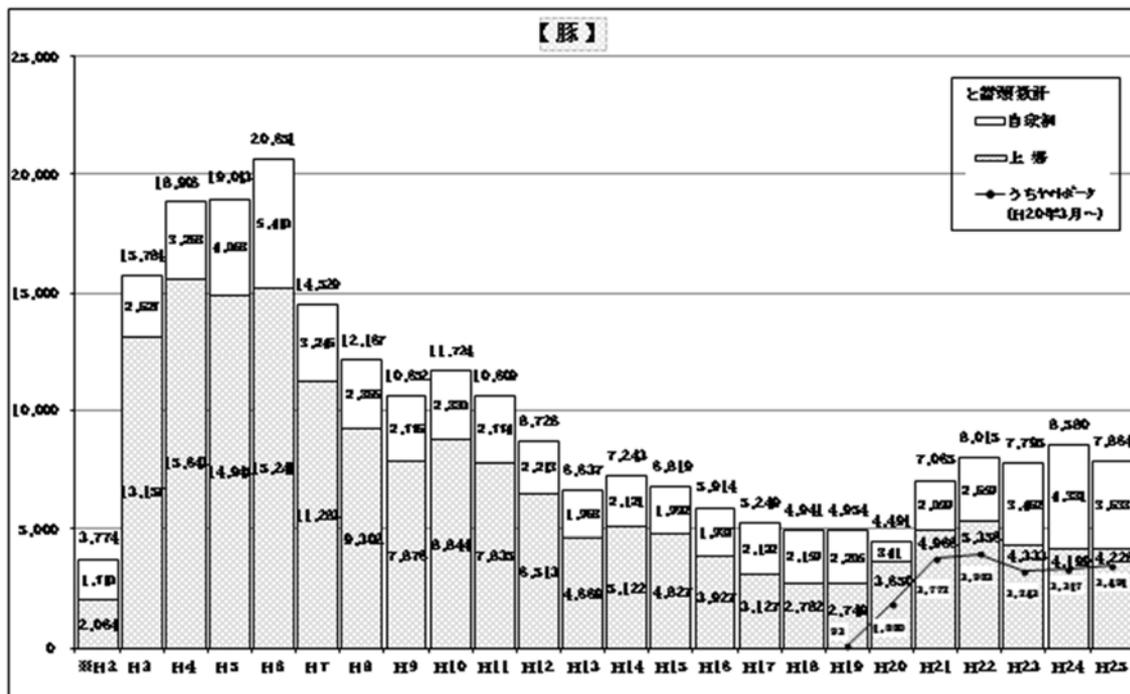
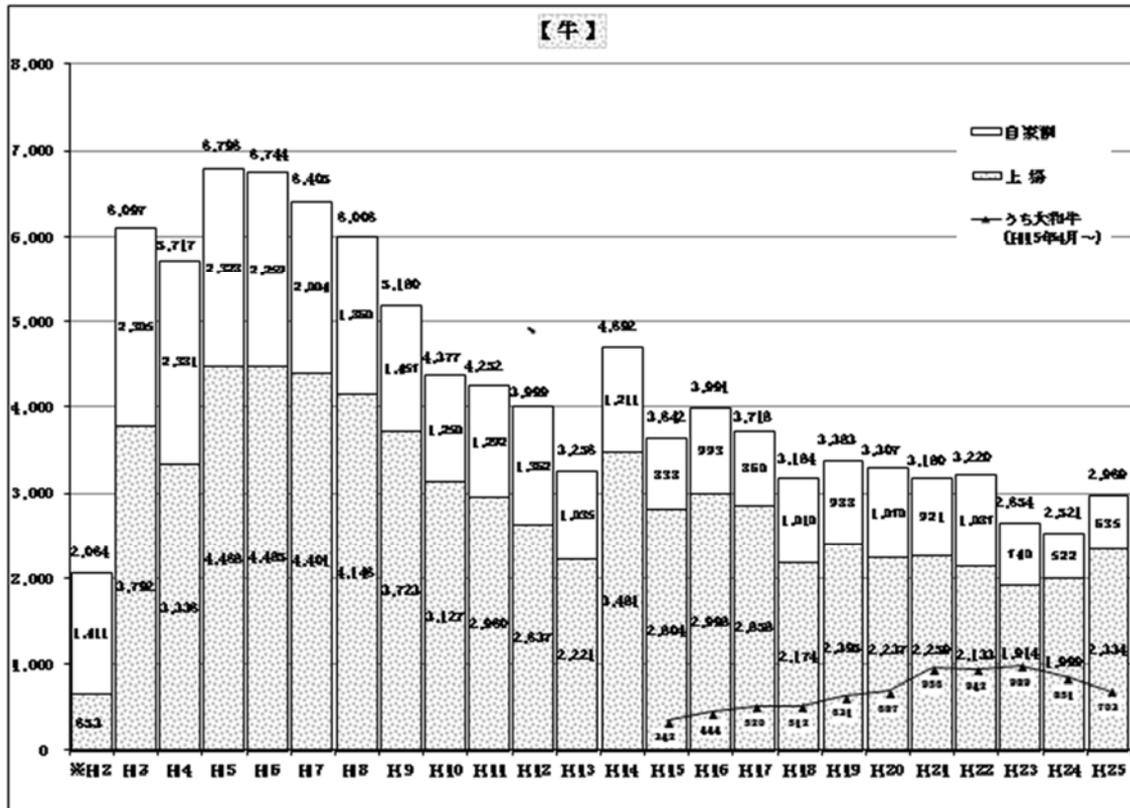
【奈良県食肉センター入居団体と奈良県（畜産課）との関係】

団体名	人的関係	財政上の関係	事業上の関係	資本の関係
奈良県食肉公社	【役員】 現役 6 名 県 OB1 名 【職員】 現役派遣 5 名 県 OB2 名	補助金 2 件 ・運営補助金 343,140 千円 ・と畜業務移行推進事業（施設整備）補助金 7,560 千円	食肉公社の県所管課（管理指導、連絡調整）	出資 750,000 千円
奈良食肉株式会社	なし	補助金 1 件 ・と畜業務移行推進事業（退職金）補助金 131,074 千円	なし	なし
奈良畜産副生物株式会社	なし	なし	なし	なし
奈良県食品衛生検査所（県の出先機関）	なし	なし	なし	なし
公益社団法人日本食肉格付協会 近畿・中国四国支所 奈良事業所	なし	なし	なし	出資 2,000 千円
奈良県畜産農業協同組合連合会	県 OB2 名	業務委託 2 件 ・肉畜生産農家出荷体制支援事業委託 699 千円 ・畜産技術センター試験牛管理委託事業 2,339 千円 補助金 2 件 ・大和畜産ブランド推進事業補助金 1,895 千円 ・畜産防疫体制強化事業補助金 445 千円	畜産振興施策の推進を図るための連携、協力	なし

⑦ 奈良食肉センターにおけると畜・上場頭数の推移

奈良食肉センターにおけると畜・上場頭数の推移は以下のとおりである。

【奈良食肉センターにおけると畜・上場頭数の推移】



⑧ 奈良県食肉公社の経営成績の推移

奈良県食肉公社の財政状況・経営成績の推移は以下のとおりである。

【奈良県食肉公社の経営成績の推移】

【単位：千円】	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
【経常収益】					
基本財産運用益	436	643	581	570	565
事業収益	36,831	37,212	36,085	36,827	46,941
受取補助金	144,215	138,477	138,457	140,699	350,700
雑収益	1,263	1,216	1,253	1,280	1,460
経常収益合計	182,746	177,550	176,377	179,377	399,668
【経常費用】					
施設維持管理費	148,119	149,590	148,622	151,742	372,838
一般管理費	34,628	27,721	27,516	27,515	16,182
減価償却費	23,384	23,324	23,272	44,316	44,517
支払利息	24	36	30	27	5
経常費用合計	206,156	200,672	199,442	223,601	433,544
【経常収支額】					
差引計	-23,410	-23,122	-23,065	-44,224	-33,876

⑨ 平成 24 年 3 月に公表された「奈良県食肉流通センター（と畜・市場）の改革の方向性について」

平成 24 年 3 月に奈良県食肉流通センター（と畜・市場）改革検討委員会より、「奈良県食肉流通センター（と畜・市場）の改革の方向性について」が提言され、その内容をまとめると下記のとおりとなる。

項目	内容（一部抜粋）
と畜機能の存在意義と公的関与のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場法では、公衆衛生の見地から、特別な場合を除き、と畜場以外で食用を目的とする獣畜のとさつ、解体が禁止されており、と畜機能については、安全・安心な食肉を消費者に供給する公益性を有する点で存在意義があると考えられる。 ・また、同法の規定に基づき、食品衛生上の見地から必要となる適正な措置の実施については、公的責任があると認められる。 ・しかしながら、公的負担を必要最小限とするため、効率的な運営を行う必要があり、より透明性の高い運営形態への抜本的な見直しが求められる。
市場機能の存在意義と公的関与のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・市場機能は、卸売市場法に基づき、取引の適正化と流通の円滑化を図るといった役割を担っており、地方卸売市場においては公正かつ効率的な売買取引について、県が業務の規制、監督を行うこととされている。一方で、市場業務は本来、民間事業者による自主運営が求められ、公的補助を行わないことを明確化する必要がある。
と畜・市場の運営形態について	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の運営形態について、と畜業務は「公」による直接運営とすべきである。 ・市場業務は民間事業者による自主運営とすべきであり、公的補助しないことを明確化する必要がある。一方で、公正かつ効率的な売買取引がなされる必要がある。 ・市場機能は民間事業者の自助努力により継続・安定運営が図られる必要があり、関係者の主体的な取組みにより、市場機能を一層発揮できる運営が望まれる。
今後の取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・今後県としては、改革を実効性のあるものとするため、提言内容の具体化に向けた調査検討を行うとともに、と畜業務の合理化や人員の適正配置等により、一層効率的な運営を図ることが求められる。 ・改革の方向性として、と畜を「公」による直接運営、市場を民間の自主運営で行うという基本的な考え方により、改革の新たな一歩を踏み出すことが重要であり、県においては、提言内容を十分尊重され、改革の実現に向けて最大限努力することを要請する。

(2) 監査の結果及び意見

① 中長期的な数値目標及びそのモニタリングによる改革の推進について（意見）

奈良県食肉公社は、安全・安心な食肉の安定供給をその目的とし、県民生活の向上に寄与する役割を担っている。

その中で、昨今の燃料や円安による飼料等の高騰、担い手の高齢化や後継者不足等によって、畜産農家の経営環境は悪化しており、大和畜産ブランドの生産高が減少傾向にあることは、「第5.4. (2) ①中長期的な数値目標を踏まえたあり方の検討について」に記載したとおりであるが、奈良県食肉公社における「と畜頭数」についても依然として厳しい状況が続いている。

【と畜頭数の推移】

(単位：頭数)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
牛 (うち大和牛)	3,180 (956)	3,220 (942)	2,654 (989)	2,521 (851)	2,969 (703)
豚 (うち、ヤマトポーク)	7,065 (3,772)	8,015 (3,983)	7,795 (3,243)	8,580 (3,317)	7,864 (3,491)

当該状況において、「(1) 概要」に記載したとおり、県ではこれまで、各有識者委員会での議論を通じて奈良県食肉公社を含む奈良県食肉センターのあり方の検討を行った結果、平成24年3月に奈良県食肉流通センター（と畜・市場）改革検討委員会から「奈良県食肉流通センター（と畜・市場）の改革の方向性について」において、「今後の運営形態について、と畜業務は「公」による直接運営とすべきである」と提言され、と畜業務を公社による運営にするなどの改革を進めてきた。さらに、「今後県としては、改革を実効性のあるものとするため、と畜業務の合理化や人員の適正配置等により、一層効率的な運営を図ることが求められる」とされている。

この点について、具体的な取り組み方針や数値目標が明確になっていないため、県は、目標設定、進捗状況の把握等により奈良県食肉公社のより効率的な運営を推進し、運営補助金等の公的負担を最小限にしていくとともに、併せてその透明性も高めていく必要があると考える。

また、奈良県食肉公社は、業務の性格上衛生管理の徹底等が必要であるが、現場視察を行った結果、機械設備等に経年劣化がみられ、将来多くのコスト負担が必要となる可能性がある。しかしながら、設備更新等についての総合的な将来見通しや優先性、効果性を見据えた投資計画が明確ではなかった。

奈良県食肉公社において、より一層効率的な運営を図っていくためには、畜産課や県の他の出先機関、関係団体と連携、役割分担を図った上で、必要な機能やコストを正確に把握し、より具体的な数値目標を掲げた中長期的な計画を策定することが重要である。また、そのモニタリングのためのPDCAサイクルを構築することを通じて、重点設備への投資や効率化によるコスト削減を進め、食肉センターの改革をより一層推進させることが望まれる。

② インセンティブを与えられる予算制度の検討について（意見）

奈良県食肉公社への補助金は、実質的には収支差をもとに算出されている。

当該算出方法のみでは、経営改善やサービスの向上、事務効率化などへのインセンティブが働きにくい。たとえば、と畜頭数は毎年増減があるにも関わらず、過去5年間定額のままの委託料（随意契約）も存在している。

したがって、目標管理制度を設定し、自己努力による利益部分は原則として、奈良県食肉公社が独自に投資を行うことが出来るといったインセンティブのある仕組みを作ることで、県及び奈良県食肉公社両者にとって、より一層改革を推し進めることができるようにすることが必要であると考えられる。

③ 貸付先の適切な債権評価や定期的なモニタリングについて（結果）

奈良県食肉公社は、金銭消費貸借契約による貸付金及びこれまで延滞されていた施設の賃貸料について、新たに平成26年2月13日に金銭消費貸借契約及び施設使用料に関する契約書を交わしている。

契約書における債権金額は、162百万円であり、利息は無利息となっている。また、初回の返済期日を平成31年3月31日とし、それ以降65年間の分割返済となっている。

ここで、貸付先の直近の財政状態及び経営成績を確認し、より慎重に債権評価を実施する必要があると考えられたが、奈良県食肉公社では、貸付先の財政状態及び経営成績の定期的なモニタリングを行っていなかった。

奈良県食肉公社は、債権者として貸付先へのモニタリングを定期的に行うべきであるとともに、会計基準に従って債権を適切に評価する必要がある。

④ 固定資産の適切な管理について

ア) 固定資産計上基準の遵守について（結果）

奈良県食肉公社では法人税法の規程を準用し、20万円以上を固定資産として資産計上し固定資産台帳上の管理をしている。

しかしながら、取得価格が20万円未満であるにもかかわらず、溶存酸素計（金額124,950円、耐用年数3年）を固定資産として計上しており、その理由も明確ではなかった。

会計規程を遵守し、会計処理を行うことが必要である。

イ) 固定資産の実査証跡について（結果）

奈良県食肉公社では構築物、機械及び装置、工具器具備品等をまとめて固定資産台帳で管理しており、当該固定資産に対して毎年実査を行っているとのことであったが、固定資産台帳上にそれを示す証跡が見当たらなかった。

網羅的かつ正確に実査が行われていることを担保するため、証跡を残す必要がある。

ウ) 固定資産の適時・適切な除却について（結果）

溶存酸素計（平成11年8月30日取得、簿価3,749円）など、使用見込みのない固定資産が長期間放置されていたが、除却処理等されていなかった。

使用見込みのない固定資産については、適時・適切に除却処理を行う必要がある。

⑤ 金庫内の適切な管理について（結果）

現金及び現金同等物の管理方法を確認するため金庫内を観察したところ、職員の私物の金券が確認された。

また、預金通帳とそれに対応する銀行印が同一の金庫に保管されていた。

私物の金券については適切に処理するとともに、盗難防止の観点から、通帳と銀行印はそれぞれ別々に保管するといった方法で金庫内の適切な管理を行う必要がある。

⑥ 切手、収入印紙の適切な管理について

ア) 現物と台帳の不一致について（結果）

現金同等物である切手や収入印紙の管理状況を確認するため、台帳と現物の合計金額が一致しているかを確認したところ、切手に関しては現物の合計金額よりも台帳上計上されている金額が 716 円過小であり、逆に、収入印紙に関しては現物の合計金額よりも 200 円過大に計上されていた。総務課担当者へ差異が生じている理由を質問したところ、原因不明であるとのことである。

当該差異の原因を速やかに調査するとともに、適切な切手、収入印紙の管理を行う必要がある。

イ) 実査の証跡等について（意見）

総務課担当者に切手や収入印紙の実査について質問したところ、毎月担当者が 1 人で現物の合計金額と台帳上計上されている金額の整合性を確認しているとのことであったが、切手や収入印紙の台帳を閲覧したところ、実査の証跡が見当たらなかった。また、管理方法については、総額で管理されている。

換金可能性が高い切手や収入印紙に対しては、実査が網羅的かつ正確に行われていることを担保するため、上長等の承認を受け、当該証跡を残すとともに、金種ごとの枚数管理を行うことが望ましい。

⑦ 嘱託職員や日々雇用職員の出勤簿の適切な管理について（結果）

嘱託職員及び日々雇用職員の勤務状況を紙ベースの出勤簿で管理しているが、職員が出勤したことを示す押印が漏れている箇所を確認した。

出勤簿は出勤状況の把握・確認や給与算定の基礎となるため、適切に管理する必要がある。

8. 奈良県農業協同組合（JA ならけん）

(1) 概要

① JA ならけんの概要及び沿革

JA ならけんの概要及び、沿革については以下の表のとおりである。

【JA ならけんの概要】

名称	奈良県農業協同組合（JA ならけん）
設立	平成 11 年 4 月 1 日に、奈良県下 42JA が合併して発足した。県全域単一合併は全国で初めてである。また、平成 11 年 10 月 1 日には、奈良県信用農業協同組合連合会および奈良県経済農業協同組合連合会を包括承継した。
代表者	経営管理委員会会長 永田正利 代表理事理事長 中出篤伸
出資金	9,322 百万円（平成 26 年 3 月 31 日現在）
組合員数	101,743 人 うち、正組合員 50,166 人、准組合員 51,577 人 （平成 26 年 3 月 31 日現在）
正職員数	1,754 人（平成 26 年 3 月 31 日現在）
最高議決機関	総代会制を採用している。総代の定数は 1,000 名である。
地区	奈良県一円の区域・奈良県全県が JA ならけんの管内である。
事務所	本店 1 支店 99 出張所 3 営農経済センター 19

【JA ならけんの沿革】

時期	内容
平成 11 年	県下 42JA の合併により奈良県農業協同組合設立 （本店事業本部制、10 地区センター体制） JA ならけん女性部設立 奈良県信連、奈良県経済連包括承継 貯金残高 1 兆円を達成 JA ならけん合併記念大会開催 LP ガス供給センター設置（県内 3 ヲ所）
平成 12 年	投資信託の窓口販売開始 外貨預金の取扱い開始 本店事業本部を各事業部に機構変更 奈良県共済連が全国共済農業協同組合連合会と統合 （47 都道府県共済連と全共連の一斉統合） 広域茶流通センター起工式 JA ならけん青壮年部設立 地区センターを地区統括支店に機構変更 自動車事故相談センターを再編（県下 3 ヲ所の営業体制） 共同購入チラシ「ひのひかり」発行 JA 共済シニアクラブ新設
平成 13 年	新勘定系システム Compass-JA 稼働 JA 統一購買業務システムの稼働 経済センター機構を整備

	インターネットバンキングの取扱いを開始
平成 14 年	「JA バンク」システムの導入 奈良県農産物生産・流通部会設立 JA 共済「しあわせ夢くらぶ」制度を導入 旅行センターを(株)農協観光との運営協力方式に移行 広域茶流通センター竣工式 (広域農業情報管理施設、集出荷貯蔵施設、茶再生加工場)
平成 15 年	県下 10 地区を 6 地区に再編 確定拠出型年金の取扱いを開始 個人向け国債の取扱いを開始 大和茶トレーサビリティシステムを導入
平成 16 年	JA ならけん合併 5 周年記念大会 「キッズくらぶ」を創設 「バースデイ定期貯金」の取扱いを開始
平成 17 年	(株)エーコープ奈良を(株)エーコープ近畿として統合 全国 JA 信用オンラインシステム (JASTEM) 稼働 (株)奈良県農協電算センターを清算 「いかるがふれ愛ステーション」営業開始 「奈良の柿」海外へ輸出を展開
平成 18 年	ローン営業センター1 号店 (金橋) 営業開始 JA 統一販売業務システムの稼働 協同住宅ローンの取扱いを開始 自動車事故相談センターを県下 2 カ所に再編 LP ガス供給センター増設 (県下 4 カ所の供給体制を整備) 「セレモニーホール樞原」オープン 農産物統一デザインを開始 ローン営業センター2 号店 (奈良) 営業開始 IC キャッシュカードの取扱いを開始
平成 19 年	専任渉外体制 (MA、LA) の導入 ローン営業センター3 店舗を開設 (生駒、織田、北葛) 年金受給予約会員制度「エール 55」を導入 LP ガス充填施設リニューアル竣工式
平成 20 年	奈良ジェイエイファイナンス(株)を清算 五條南部経済直取店舗オープン 岩清水購買店舗オープン 大淀農産物直売所オープン あすか支店起工式 JA ならけん 10 周年記念式典 味間にここ直売所オープン
平成 21 年	田原支店起工式 西吉野柿選果場改修竣工式 青壮年部西吉野支部設立会 天川支店竣工式 多支店竣工式
平成 22 年	支店の本店直轄化及び統括支店を地区統括部に機構変更 田原本西支店竣工式 組合員数 10 万人を超える
平成 23 年	「セレモニーホール吉野」オープン 奈良東里支店竣工式 山添支店竣工式 御所営農経済センター竣工式
平成 24 年	「ファーマーズマーケット」起工式

③ JA ならけんで実施している事業

JA ならけんは、貯金や貸付、給与や年金の受け取り、公共料金の自動支払いなどを取り扱う地域金融機関として、また、共済、農業資材や生活物品の購入、農産物の販売など様々な事業を併せて行う総合 JA として、下記の事業を行っている。

【JA ならけんの事業】

事業名	内容
信用事業	<p>貯金、貸出、為替など、いわゆる銀行業務を行っており、年金友の会活動やキッズくらぶ活動、各種相談業務を通じて組合員とのメンバーシップを強化し、JA バンクとしての機能をより充実し、よりよいサービスのご提供に取り組んでいる。</p> <p>また、全国の JA や銀行、信用金庫などに振込や手形、小切手の取立ができる内国為替業務、給与振込や年金等の各種自動受け取り、公共料金やクレジットカード利用代金等の自動支払いなどの口座振替サービスなども行っている。</p>
共済事業	<p>「ひと・いえ・くるま」の総合保障が可能な JA 共済は、組合員、地域のライフサイクルや生活スタイルに合わせ、幅広く充実した保障を提供している。</p> <p>また、専門知識を取得したライフアドバイザー（LA）を中心に、質の高い問題解決型推進、相談業務、契約フォローを行う。</p>
指導事業	<p>指導事業は、JA 各事業の要となる重要な事業で、営農指導と生活指導に大別される。</p> <p>営農指導は、JA 運動における根本的な機能であり、組合員の営農における生産から販売を円滑に運ぶため経営活動の支援と地域の農用地の有効利用と特色を活かした特産物の振興を図り、足腰の強い農業経営の確立、活力ある地域農業の実現に寄与することを目指す。</p> <p>生活指導は、安心して暮らせる豊かな地域社会の実現を目指し、JA の各事業間の連携により総合 JA としてのメリットを十分に発揮して、組合員、地域のくらしに関するニーズに応えながら地域貢献に積極的に取り組んでいる。</p>
購買事業	<p>農業生産に必要な資材と生活に必要な資材を共同購入して組合員に供給する事業である。計画的に仕入を行うことや流通経費の削減に努めることで価格低減を図り、組合員に「安く安全で良質の品物を安定的に供給する」ことを目的としている。</p>
販売事業	<p>生産者から消費者へ安全安心な農畜産物を届ける事業である。</p> <p>不安定な農畜産物の価格を安定させるため、市況分析や情報収集を行い、奈良県特産物の消費宣伝活動を積極的に展開して、市場や消費者のニーズに沿った計画的な生産と共同出荷により、生産者にとっての有利な販売を実現するよう取り組んでいる。</p>
利用事業	<p>大規模営農関連施設として個人では所有できないライスセンター、カントリーエレベーター、共同選果場、育苗施設等の施設を共同で設置して共同で利用する事業である。</p>
葬祭事業	<p>生活関連事業として葬祭事業を行っている。多様な葬儀様式に対応できるよう葬祭施設「JA ならけん セレモニーホール樫原」（樫原市）、「JA ならけん セレモニーホール吉野」（大淀町）を運営している。</p>
資産管理事業	<p>不動産コンサルティングを中心とした相談業務を行い、組合員の資産の保全、有効活用と面整備事業により、質の高いまちづくりを推進し、地域の活力と組合員の資産価値を高める事業である。</p>

加工事業	大和茶トレーサビリティシステムにより安全・安心に基づいて栽培された茶葉を、大和茶の特質を生かして仕上げ、その加工品などの販売を行っている。
ファーマーズマーケット「まほろばキッチン」	新鮮で安全・安心な農産物の「地産地消」運動の場として、野菜・果物・加工品に加え、季節を彩る花々などが売場いっぱいになり並ぶ農産物直売所と、奈良の農畜産物を使った2つのレストランがある。
観光事業	組合員の生活・文化活動の活性化、余暇の充実を図るため、JAならけん独自の企画旅行やホテル、旅館、交通機関の予約手配等をはじめ、さまざまな相談を受けている。
介護保険事業	介護が必要な高齢者に対し、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活を支援することを目的として、介護保険制度に基づき訪問介護事業や介護についての相談・助言を行う居宅介護支援事業（郡山・生駒地区）を行っている。

④ JAならけんの直近5カ年の主要な経営指標

JAならけんの直近5カ年の主要な経営指標は下記のとおりである。

【直近5カ年の主要な経営指標】

(単位：百万円・口・人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	45,594	43,373	43,149	39,866	40,739
信用事業収益	18,450	17,128	16,133	14,614	15,190
共済事業収益	5,461	4,852	5,380	5,210	5,353
農業関連事業収益	9,112	8,510	8,537	8,179	8,976
その他の収益	12,571	12,882	13,099	11,863	11,133
経常利益	4,697	3,957	4,093	3,505	3,590
当期剰余金	4,635	4,335	3,688	3,442	3,447
出資金 (出資口数)	9,364 (9,363,503)	9,471 (9,471,371)	9,382 (9,382,693)	9,317 (9,316,527)	9,323 (9,322,831)
純資産額	46,862	48,450	49,420	52,917	54,978
総資産額	1,350,272	1,401,193	1,395,071	1,411,386	1,437,519
貯金等残高	1,274,311	1,323,006	1,319,168	1,330,818	1,358,939
貸出金残高	256,480	264,538	276,981	272,331	283,326
有価証券残高	173,017	190,531	182,599	183,447	106,005
剰余金配当金額	279	281	280	278	276
単体自己資本比率	10.46%	11.36%	11.93%	12.90%	14.09%
職員数	1,801	1,766	1,770	1,760	1,754

※1. 経常収益は各事業収益の合計額を表している。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものである。

3. 信託業務の取り扱いは行っていない。

⑤ 奈良県の JA ならけんに対する委託もしくは補助事業（平成 25 年度）

平成 25 年度における県の JA ならけんに対する委託もしくは補助事業については、以下の表のとおりである。

【平成 25 年度の JA ならけんに対する補助・委託等】

課名	事業名	事業概要	補助・委託・貸付	H25	H25	備考
				予算額	決算額	
				【単位：千円】		
企画管理室	地域の誇りとなる地域特産物の復興応援事業	まほろばフェア（県産農産物等 PR フェア）への出展料。	使用料賃借料	26	10	
マーケティング課	県産農産物等 PR フェア開催事業（補助金）	JA ならけんまほろばキッチンにおける県産農産物等 PR フェアの開催に対し補助。	補助	3,000	1,158	
農業水産振興課	米政策改革特別推進事業	生産調整に要する経費に対する補助。	補助	4,815	4,815	
農業水産振興課	「奈良の柿」プロモーション強化推進事業	出荷販売量の多い京浜市場等県外での「奈良の柿」ブランドの一層の強化、及び近年活発になりつつあるタイへの輸出の定着化に向けた取組を支援。	補助	800	800	
農業水産振興課	茶加工設備整備事業	奈良県産茶の品質向上を図るための加工設備の整備に対し補助。	補助	11,000 (H24 繰越)	10,500	H24→H25 繰越 (H24.2月 補正)
畜産課	養鶏経営維持資金利子補給事業	農畜産業振興機構において養鶏農家の経営の安定を図る目的で実施されている「家畜疾病経営維持資金」の融資を行う融資機関に利子補給を行う。	補助	184	183	
畜産課	畜産防疫体制強化事業	奈良県養豚農業協同組合等が実施する豚飼養農家への野生動物進入防止柵整備事業に対して、経費の一部を補助する。	補助	5,600	455	奈良県畜産農業協同組合連合会に補助
畜産課	肉畜生産農家出荷体制支援事業委託費	奈良県畜産農業協同組合連合会(畜連)に、奈良県食肉流通センターに上場出荷した生産者に対する補助金交付申請・交付の取りまとめ事務を委託する。	委託	699	699	奈良県畜産農業協同組合連合会に委託

畜産課	大和畜産ブランド推進事業	奈良県畜産農業協同組合連合会が実施する大和畜産ブランドの地位確立のための事業費を補助する。	補助	1,895	1,895	奈良県畜産農業協同組合連合会に補助
畜産課	F1 利用受精卵移植確立試験牛管理費	受精卵移植技術を確立するために借り上げた試験牛の飼養管理を奈良県畜産農業協同組合連合会に委託する。	委託	2,339	2,339	奈良県畜産農業協同組合連合会に委託
地域農政課	子供たちこめ支援事業委託	県内数カ所の小学校をモデル校として、田植え、稲刈り体験を実施し、収穫した収穫米を食糧不足国へ運搬	委託	186	186	
地域農政課	農業近代化資金等利子補給事業	農業協同組合等が農業者、農産物加工業者等に対し行う融資について利子補給	補助	6,830	2,895	
地域農政課	農業経営負担軽減支援資金利子補給事業	営農負債の償還が困難になっている農業者に、負債整理融資を実施した農業協同組合に対し利子補給	補助	380	81	
地域農政課	新規就農者生活安定支援資金利子補給事業	新規就農者の研修中および就農1年目の生活資金に対し融資を行う農業協同組合に対し利子補給	補助	212	177	
地域農政課	熱心な兼業稲作農業者等支援資金利子補給事業	稲作用農業用機械の購入にかかる融資を行う農業協同組合に対し利子補給	補助	45	28	
地域農政課	農福連携資金利子補給事業	農業用施設、機械の取得にかかる融資を行う農業協同組合に対し利子補給	補助	855	21	
地域農政課	農業改良資金貸付金	農業経営の安定及び農業生産力増強のため、必要な資金の貸付けを行う	貸付	100,000	55,210	
農村振興課	農地の条件整備事業	水田貯留対策の推進にかかる畦補強作業	委託	371 (H24 繰越)	371	「奈良県農業協同組合川東営農経済センター」に委託 (H24.2 補正のため繰越)

⑥ 奈良県の JA ならけんに対する検査

農業協同組合の健全な発展に資するため、合法性（定款、規約、諸規程等の整備状況及び法令、定款、規約、諸規程等の遵守状況の検証）、合目的性（組合等が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうかを検証）、合理性（業務及び会計が経済性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検証）の観点から、下記の検査を実施している。

【検査の種類】

種類	法的根拠	内容
常例検査	農業協同組合法第 94 条第 4 項	信用事業又は共済事業を行う組合（信用事業等実施組合）を対象に毎年 1 回を常例として行う検査。
随時検査	農業協同組合法第 94 条第 3 項	信用事業等実施組合の事業の健全な運営を確保するため、知事が必要と認めて行う検査。
認定検査	農業協同組合法第 94 条第 2 項	法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反の疑いがあると認めたとときに行う検査。
請求検査	農業協同組合法第 94 条第 1 項	組合員総数の 10 分の 1 以上の請求により行う検査。
要請検査	農業協同組合法第 98 条第 1 項	随時検査のうち信用事業又は共済事業を行う組合に関して、知事が主務大臣に要請し、かつ、主務大臣が必要と認めるときに、知事と主務大臣が共同で行う検査。

また、平成 25 年度での農協検査は下記のとおりであり、概ね 5 年間で全店舗を検査し、次回検査までの期間については、本店とのヒアリングを有効に活用し、検査指摘に対する改善効果を全店舗に及ぼせることで対応している。

【平成 25 年度の農協検査の実施状況】

平成 25 年度 実施事項等	
要請検査 （国との共同検査）	2 者要請検査（農林水産省） ・実施時期 8 月 21 日～23 日（現物検査 3 日） 10 月 21 日～11 月 8 日（本検査 14 日） ・検査対象 ①信用事業（経営管理、法令等遵守、信用リスク、資産査定） ②共済事業
常例検査 （本店検査）	・実施時期 9 月 5 日～9 月 30 日（4 日間） ・検査対象 総務・管理、信用事業、経済事業 等

臨時検査 (支店等検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 【前期】 4月16日～7月22日(27日)：15支店、1出張所、2営農経済センター外 【後期】 12月2日～3月17日(23日)：4支店、1セレモニーホール、4営農経済センター、2経済店舗 ・検査対象 ①支店業務及び内部管理態勢等 ②営農経済センター等の業務運営状況及び在庫管理状況等 ③本店の支店、センター等管理状況等 ④経営管理態勢、法令等順守態勢、内部牽制及び内部統制機能を重点的に検証
-----------------	---

(2) 監査の結果及び意見

① JA ならけんへの検査結果に対する指導強化について（意見）

概要に記載したとおり、奈良県は農業協同組合法第94条に基づき、農協検査を実施しているが、下記の表に記載のように、指摘事項が長期解消されていないものが散見される。

【農協検査結果（一部抜粋）】

平成24年度以前に、同じ指摘が複数年にわたって継続していた項目	<ul style="list-style-type: none"> ・毒劇物農薬供給の適正化 ・通帳、印鑑等紛失等の適正処理
平成25年度においても、同じ指摘が複数年にわたって継続している項目	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠貯金について ・渉外業務の適正化 ・人事ローテーションの適正化 ・ATM管理の適正化 ・資産査定管理体制の整備・確立について ・営農経済センター等における現金管理の適正化

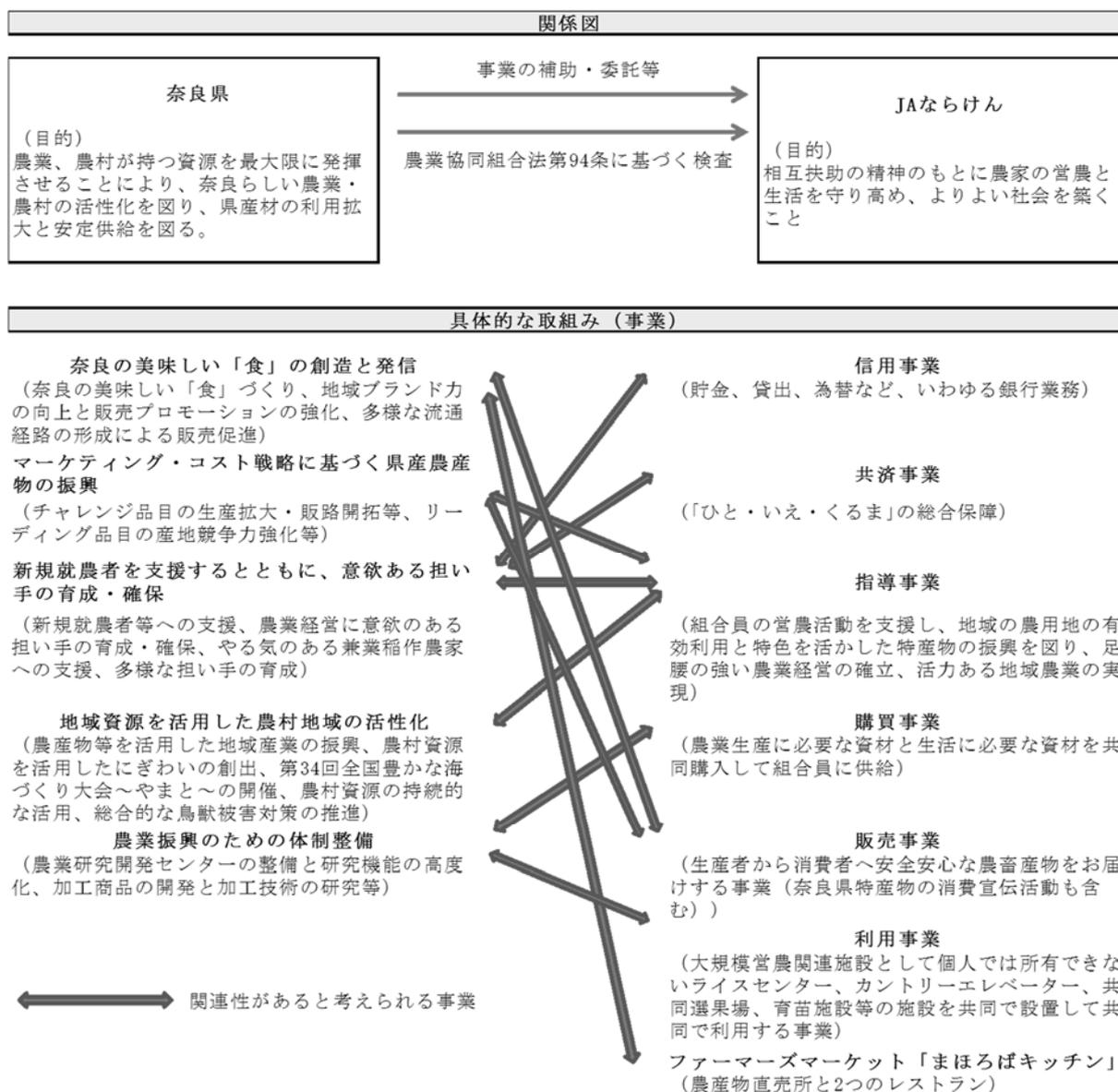
長期間指摘事項が改善されない理由は、各支店の検査は概ね5年間で循環して行われており、指摘した支店では一定の改善がみられるものの、翌年以降の他の支店における検査においては依然として同様の指摘事項が見受けられることから、指摘事項に対する改善意識が、全職員まで浸透できていないこと等があげられる。

長期間指摘事項が改善されないという状況は問題であり、JA ならけんへの指導をより一層強化し、早期に解決するように指導する必要がある。

② JA ならけんと連携強化について（意見）

さらには、県と JA ならけんの業務を整理すると下記のとおりであり、重複する事業が非常に多い。

【県の農業戦略と JA ならけんの事業の関連】



以上からもわかるように、県と JA ならけんは両者ともに影響力があり、一部の事業による連携だけではなく、県全体の農業政策の発展に向け、お互いの目標や役割を共有しあい、定期的な意見交換や進捗状況の確認といった連携をより一層強化していく必要がある。

第6．総括意見

今回の包括外部監査では、奈良県の農業振興をテーマとして、その農業振興に関してどのような施策が行われているか、幅広く検討を行った。

まず、農業振興に関する国の動きを俯瞰すると、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を掲げ、様々な改革が行われている。具体的には、需要フロンティアの拡大（国内外の需要拡大）、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築（農林水産物の付加価値向上）、多面的機能の維持・発揮、生産現場の強化の4本柱を掲げ、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村に向けた取り組みを行っているところである。

また、プランを推進するための新たな農業・農村政策として、①農地中間管理機構の創設、②経営所得安定対策の見直し、③水田フル活用と米政策の見直し、④日本型直接支払制度の創設が打ち出されている。

この中で、県の農業を取り巻く状況は厳しく、高齢化の進行、耕作放棄地の増加など多くの解決すべき課題を抱えている。

報告書の最後に、総括意見として大きく3点、課題提起を行いたい。

1. 中長期計画の策定と農業産出額の目標設定

農業をどう捉えるかについて様々な見方ができるが、本質的には産業であると考えられる。従って、県が行う農業振興施策についても、景観の保全、農村の地域の活性化など多様な目的を有しつつも、その中心に位置づけられるのは、産業振興の観点から県の農業をどのように支え伸ばしていくのか、農業従事者が農業をどのように経営していくべきなのか、という点にある。

産業としての農業という視点で現状を見たとき、農業産出額が農業振興の度合いを測るうえで重要な指標になると考えられるが、県の農業産出額は、「奈良県の農業の現状」で示したとおり長期にわたり低迷している。

もし、農業産出額を向上させるのであれば、何を（品目）、どれくらい（生産高）、どのように（仕組み）伸ばしていくのかを考える必要があり、品目、数量、方法を具体的なものすることによって、農業産出額向上のための道筋が明確になる。

現在、県はリーディング品目やチャレンジ品目として位置付けている柿やキク、イチゴなどの品目については、平成 32 年度までの達成目標が設定されているが、その他の生産品目について目標産出額が明示されておらず、県全体としての目標も明確となっていない。

最も重要な数値（農業産出額）を目標として提示することによって、政策全体の目指している方向性が明確になる。

また、県では農業振興に関する中長期の計画も策定されていない。「主な政策集」において重点的に取り組む政策、今後のアクションプランは示しているものの、農業振興に係る目標を達成するための中長期計画については作成されていない。

中長期計画は、目標を達成するためのアクションプランとして位置づけられる。県として各種の施策が存在するが、その施策群を整理し体系化するために中長期計画が必要となる。中長期計画には、品目別、地域別の計画も含まれるべきであるし、川上・川下・人材・農地・研究開発といったサブテーマ毎に細分化される。

各施策を目標達成のために計画的に配置し、施策別に評価指標を明らかにすることで、計画と実績を対比し、評価指標との比較によって PDCA サイクルを機能させることが中長期計画を策定することの意義である。

この点、県には、農業産出額の目標、中長期計画がないため、各施策の相互連携が見えにくくなっており、県が農業振興について目指す方向性が分かりにくくなっていると思われる。

したがって、まずは県として中長期的な農業産出額の目標を定めるべきである。さらに品目別の生産目標を決め、それを達成するための中期計画を策定すべきである。また、地域別に目標設定を細分化することで各地域がどのように農業振興を図っていくのか明確になる。この際には、県内市町村との協議も必要であろう。

品目別の生産目標が定まれば、県農業の研究開発を担う農業研究開発センターや畜産技術センターの果たすべき役割や研究課題、重点取り組み施策がより明確になる。また、

地域別の目標設定が明確になれば、農林振興事務所の在り方、果たすべき役割がより明確になる。

県は現在、「奈良らしい農業の振興と農村の活性化に関する基本条例（仮称）」の制定を目指している。条例の内容についてはなお検討途上であるが、条例の設定にあたっては、県農業の基本的な理念と将来的な目標を明確にすることが望まれる。

併せて、達成のための具体的な方策を、中長期的な県農業基本計画ないし指針として定めるべきである。この計画ないし指針には、県農業産出額等の定量的な数値目標の設定や品目別、地域別計画の策定を含めて、農地・農村の実態に即したものとなるような検討がなされるべきであり、さらに計画の進捗状況についても継続的にモニタリングしていくことが必要である。

2. 担い手・農地・施策について県が果たすべき役割

産出額の目標や中長期計画を明確としたうえで、①担い手の確保、②農地の有効活用（耕作放棄地の解消）、③県農業競争力向上の施策の3点がポイントとなる。

担い手に関しては、育成がなお不十分であり、また県の高齢化率はとりわけ深刻であり、さらに踏み込んだ対応が求められる。

担い手育成の点では、特に県の農業を支える認定農業者をいかに確保するかが重要である。県は意欲ある担い手育成、確保に関する「戦略目標」として、将来の奈良県農業を担う新規就農者を年間60名養成すると設定されており、認定農業者数に関する目標は平成25年度から取り下げているが、県が目指す農業産出額の「戦略目標」を達成するために必要な担い手の人数という観点から、県としてどれくらいの担い手の確保を目指すのかを明確にすべきである。また、担い手確保にあたっては、6次産業化の推進において重要な「女性農業者」増加の観点も必要である。

農業という産業の特性を考えた場合、農業は一種の装置産業であり、初期に多額の設備投資を要する場合が多く、新規就農者が個人で抱えるにはなお過大なリスクが存在している。このリスクを更に軽減することなしに、新規就農者の一層の拡大は困難であろう。個人で負いきれないリスクを軽減するうえで、農業生産法人のような組織化された集団に

よる農業が今後は重要になると考えられるが、現状、法人化や多角化に向けた事業支援は行われているものの、農業生産法人に対する県の支援施策は設けられておらず、検討の余地があるといえる。

各農家の生産量向上と密接に関係するのが、農地の確保である。県の農地は他の都道府県より少ない一方で、耕作放棄地率は高くなっており、限られた県の農地をいかに有効活用するかが求められる。この点、耕作放棄地の把握と認定農家への集約化、新規就農者への提供あっせんが必要であるが十分に機能していない。これらを十分に機能させるためには、生産規模を拡大したい担い手が耕作放棄地などの未利用農地の情報に適時にアクセスできるような体制整備が鍵となる。

まず優先的に取り組むべきは、各耕作放棄地情報の一元的管理である。各市町村の農業委員会レベルでは必要な情報を一定把握しているが、情報が必要な人の元に届くような仕組みが構築されているとは言い難い。ICT化が進展している現在において、耕作放棄地の情報を幅広く共有し、情報へのアクセスを容易にすることが重要であり、そのためには、農業委員会や関連団体との連携によって、情報共有を図っていくことが欠かせない。

以上の担い手確保と農地の有効活用を進めるうえで鍵となるのは、（公財）なら担い手・農地サポートセンターである。彼らが担い手と農地の橋渡しとなるように、平成26年度より農地中間管理機構としてスタートしているが、マッチングの実情は平成27年1月末現在で27.5haに留まっている。今後は厳格な目標管理の仕組みを導入するなどマッチングを一層促すための取り組みが必要である。

担い手、農地の問題をクリアしたうえで、県農業の競争力強化のための仕組み作りが重要となる。具体的には、川上川下の連携、ブランド戦略の強化について検討が必要である。

県はマーケット・コスト戦略を標榜し、リーディング品目やチャレンジ品目を中心とした農産物が市場に流通し高付加価値で販売されることを意図している。

この方向性については良いが、川上と川下の連携には不十分なところもある。例えば、観光県である県の特性を活かし、より川上（農業振興）を意識した食と農のマッチングを推進していくことが重要であり、また付加価値向上のための統一的なブランド戦略が必要である。ブランドに関しては、各主体が独自に立ち上げているが、県としてより統一的な

ブランド周知のための方策を立案し、関係団体と連携することによって、ブランドの認知度、価値も向上すると考える。

3. 組織間及び各団体間の連携強化

農業の振興を図る主体としては、県及び県の外郭団体のほか、市町村、農業委員会、JA など、様々な主体が存在している。一方で、これらの組織間の連携は、これまで必ずしも十分に図られてこなかったように思われる。

例えば、上記の農地に関しては、各団体が持っている有用な情報をいかに共有し、必要なところに流していくのか、横の連携を更に強化する取り組みが望まれる。県は「奈良モデル」という県と市町村の垂直補完の仕組みづくりを進め、徴税業務や水道事業等の効率化に取り組んでいるが、農業についても耕作放棄地の解消など、奈良モデルの枠組みで検討を進めることが望まれる。

農業を発展させるためには、関係者が連携し一丸となって県産品の生産及び販売力強化を図っていく必要がある。

その中で、今後も中央卸売市場や食肉公社の改革推進が不可欠である。また農業振興において JA の役割は大きく、県の農業において重要な存在であり、さらなる連携と役割分担が必要である。

県の農業産出額は平成 25 年度に全国 44 位に留まっているが、近畿の大消費地を近隣に抱えており、ポテンシャルは十分に有している。また、かつて大和平野は水不足という大きなハンディを抱えていたが、農業用水網の整備、大滝ダムの完成など、水源は従来に比べて潤沢に供給されており、豊かな水資源と大消費地を有効に活用して県農業を盛り上げていくことが可能な環境にあるともいえる。

その可能性をうまく引き出し、県農業の更なる発展に向けた取り組みを期待したい。

以上